

# 全 児 相

(通巻第114号 別冊)

「児童相談所の相談体制のあり方に関する調査」

報告書

令 和 6 年 9 月

全 国 児 童 相 談 所 長 会



令和 5 年度全国児童相談所長会定例調査

「児童相談所の相談体制のあり方に関する調査」

調査結果報告書

令和 6 年 3 月 31 日

## 目次

I. 本調査について .....	2
1. 調査目的.....	2
2. 調査方法.....	2
3. 検討委員会.....	2
4. 倫理的配慮.....	3
5. その他.....	3
II. アンケート調査の結果 .....	4
1. 児童相談所の基本データ .....	4
(1) 小括 .....	4
(2) 管轄人口（人） .....	4
2. 職員の人数について .....	8
(1) 小括 .....	8
(2) 職員総数 .....	10
(3) 所長、次長等ラインの監督職の配置状況.....	12
(4) 指導教育担当児童福祉司及び児童福祉司の配置状況.....	13
(5) 児童心理司スーパーバイザー、児童心理司及び心理療法担当職員の配置状況	19
(6) 医師及び保健師の配置状況.....	23
(7) 弁護士の配置状況 .....	25
(8) 相談員の配置状況 .....	26
(9) 警察官の配置状況 .....	27
(10) 教員の配置状況 .....	28
(11) 一時保護所職員の配置状況 .....	30
(12) 総務部門に携わる職員の配置状況 .....	32
(13) 他機関との併設及び職員の兼務状況 .....	33
3. 相談主訴等別専任部署の設置状況について .....	34
(1) 小括 .....	34
(2) 専任部署の設置状況と人数配置について.....	35
4. 児童相談所の相談体制に関する各種統計について .....	42
(1) 小括 .....	42
(2) 児童虐待相談の受付件数と対応件数.....	44
(3) 相談種別ごとの相談対応件数.....	47

(4)	対応種別ごとの対応件数.....	48
(5)	児童虐待防止法関係の対応件数.....	50
(6)	担当事例（ケース）数の現状について.....	51
<b>5.</b>	<b>子どもの権利擁護を推進するための体制整備の状況 .....</b>	<b>53</b>
(1)	小括 .....	53
(2)	子どもの権利擁護に係る環境整備について.....	54
(3)	児童相談所や児童福祉施設・里親家庭における意見聴取等について.....	55
(4)	意見表明等支援事業について.....	58
(5)	子どもの権利擁護の推進に関する児童相談所の取組み全体について.....	59
<b>6.</b>	<b>子どもと家庭を支援するための相談体制や関係機関との協働等の状況 ...</b>	<b>62</b>
(1)	小括 .....	62
(2)	援助方針会議について .....	66
(3)	介入と支援に関して .....	69
(4)	一時保護の実施等に関して.....	73
(5)	警察との連携に関して .....	77
(6)	市区町村等との連携について.....	83
(7)	民間機関との協働について.....	92
(8)	他自治体児童相談所との連携・協働について.....	99
(9)	家庭裁判所（家事事件）との連携について.....	101
<b>7.</b>	<b>人材育成とスーパービジョンの体制等に関する状況 .....</b>	<b>104</b>
(1)	小括 .....	104
(2)	職員の採用・異動等の状況について.....	106
(3)	職員の育成に関することについて.....	110
(4)	スーパーバイザーに関して.....	117
<b>8.</b>	<b>職員の働き方等への対応状況 .....</b>	<b>132</b>
(1)	小括 .....	132
(2)	夜間・祝休日（昼間）の通告受付等の状況.....	134
(3)	児童相談所職員の勤務体制について.....	145
(4)	ワークライフバランスを進める取組みについて.....	152
<b>9.</b>	<b>新たな課題に対応する体制整備の状況 .....</b>	<b>157</b>
(1)	小括 .....	157
(2)	住民に身近な相談窓口を設置するための取組み.....	159
(3)	執務環境（ハード面）の課題と対応について.....	161
(4)	業務効率化の取組みについて.....	163
(5)	新型コロナウイルス感染症拡大への対応と取組み.....	163

<b>10.</b>	<b>研修の企画・実施等、各種事業・事務を担当する部署について</b>	<b>164</b>
(1)	小括	164
(2)	児童相談所にかかる事務・事業等の担当部門・部署	165
<b>11.</b>	<b>職員のジョブローテーション・待遇改善について</b>	<b>168</b>
(1)	小括	168
(2)	児童福祉司及び児童心理司のジョブローテーションの考え方について	169
(3)	児童福祉司及び児童心理司のジョブローテーションの状況について	171
(4)	職員の待遇改善について	173
<b>III.</b>	<b>考察</b>	<b>175</b>
<b>1.</b>	<b>児童相談所の基本データと職員数に関する考察－前回調査との比較から－</b>	<b>175</b>
(1)	児童相談所の基本データ	175
(2)	職員の人数について	176
<b>2.</b>	<b>児童相談所の組織体制－専任部署設置、相談対応件数、職員の異動に関する考察</b>	<b>186</b>
(1)	専任部署の設置について	186
(2)	相談対応件数について	187
(3)	児童相談所職員の異動について	188
<b>3.</b>	<b>児童相談所における人材育成の現状－課題と取組みの自由記述から考察する</b>	<b>189</b>
(1)	考察にあたって	189
(2)	児童相談所の相談体制の様々な課題	190
(3)	児童相談所の相談体制の課題解決につながる手がかり	202
<b>4.</b>	<b>児童相談所を次世代に繋ぐために－子どもの権利擁護を推進する体制整備状況の考察</b>	<b>212</b>
(1)	子どもの権利擁護に係る環境整備について	212
(2)	児童相談所や児童福祉施設・里親家庭における意見聴取等について	212
(3)	意見表明等支援事業について	213
(4)	子どもの権利擁護に関する児童相談所の取組み全体について	214
(5)	児童相談所を次世代に繋ぐために	214
<b>5.</b>	<b>全国の児童相談所における新型コロナウィルス感染症への対応の記録</b>	<b>216</b>
<b>IV.</b>	<b>終わりに</b>	<b>217</b>

## 資料編

### 調査票

#### 自由記述回答一覧

(※自由記述回答一覧は全国児童相談所長会会員のみの公開となります。)

## 発刊にあたって

全国児童相談所長会は、児童相談所の機能強化に資するよう数々の調査を全国的規模で行い、報告書を発刊してまいりました。

令和5年度は、児童相談所の相談体制のあり方に関する調査（主任研究者：子どもの虹情報研修センター鶴岡裕晃研修課長）を実施いたしました。

平成29年の相談体制をテーマとした調査の実施以降、児童相談所では児童福祉司や児童心理司の大幅な増員が実施されました。経験年数の少ない職員の増加とともに、設置基準の改正等による児童相談所の新設増加や、働き方改革などの環境変化もあり、いずれの児童相談所においても、人材確保や人材育成に日々奮闘されていることと存じます。

こうした状況の中、全国全ての児童相談所のご協力の下本調査を実施させていただきました。鶴岡先生はじめ研究者の皆様の考察により、相談援助活動の根幹を担う人材育成や相談体制についての実態や課題が明らかになり、あわせて今後の取組の方向性もご提言頂き、大変有意義な報告書を発行することができました。多くの関係者の皆様の業務にご活用いただき、児童相談所の人材育成・相談体制の強化につながることを切に願っております。

報告書の発刊にあたり、お忙しい中、調査にご協力頂いた全国の児童相談所職員の皆様に深く感謝いたします。また、ご執筆いただいた研究者の皆様のご尽力に改めて敬意を表し、心からお礼を申し上げます。

全国児童相談所長会 会長 田中 敦子

## I. 本調査について

### 1. 調査目的

本調査は、全国の児童相談所について、管轄人口や職員数の規模等の背景により、相談体制にどのような相違があるのか、また子どもの権利擁護の体制整備状況、スーパービジョンや人材育成の実施状況、関係機関、民間団体との連携等の実情、あるいは職員の働き方や執務環境の実態等、幅広い視点から児童相談所の現状を把握するほか、相次ぐ制度改正等により生じた新たな課題への取組みの状況等を共有、分析することで、業務改善や今後の体制整備の参考とすることを目的に実施する。

なお、正確なデータを収集することの限界や、統計的な解析が間に合わなかったことから、事実となるデータより、有識者が考えられる仮説生成を目的とした。今後さらに本報告書で生成された仮説を検証することが今後の調査や研究で必要になると考えられる。読者においても、本データの位置づけは仮説生成を目的とした報告であることを踏まえ、慎重な解釈をお願いしたい。

### 2. 調査方法

全国の児童相談所（232か所：令和5年（2023）10月現在）を対象に、メール配信による質問紙法により調査を実施した。調査期間は令和5（2023）年10月23日から12月15日であり、全ての児童相談所から回答を得た（回収率：100%）。

なお、各児童相談所の体制の現状と課題等について俯瞰的な観点から回答をいただきたいことから、回答者は管理監督者に限定して依頼を行った。

調査内容については別紙調査票の通りである。

### 3. 検討委員会

調査を遂行するために、有識者と全国児童相談所長会からなる検討委員会を設置し、調査方針の検討や調査項目の設計及び調査結果の分析を行った。検討委員会の構成員は以下の通りである。

主任研究者 鶴岡裕晃 子どもの虹情報研修センター研修部研修課長

共同研究者 音田晃一 大阪市中央こども相談センター所長

影山 孝 東京都児童相談センター児童相談専門員

川松 亮 明星大学人文学部福祉実践学科常勤教授

佐藤 葵 子どもの虹情報研修センター研修部研修副主任

高橋章友 東京都児童相談センター児童福祉相談専門課長

宮野敏昌 東京都児童相談センター児童心理指導専門課長

薬師寺真 岡山県倉敷児童相談所長

山元照明 東京都江東児童相談所児童福祉相談専門課長

研究協力者 高岡昂太 株式会社 AiCAN 代表取締役

#### 4. 倫理的配慮

本調査は個別事例の情報収集を目的としておらず、児童相談所の相談体制と相談対応件数等を調査することを目的としている。収集したデータは研究会構成員内のみにとどめて厳重に管理した。公表の際には、児童相談所名や自治体名を匿名化し、統計化された数値としてのみ結果を示した。なお、本調査は全国児童相談所長会の倫理委員会の承認を受けて実施した。

#### 5. その他

本調査では、全国の児童相談所の相談体制等をより詳細に把握するため、多数の自由記述による設問を設けた。本報告書においても、必要な分析を加えた上で結果を紹介しているが、回答の一部のみを紹介するに留まっている。しかし、全ての回答が今の児童相談所の現状を示す貴重なデータであり、各児童相談所が相談体制等を整備する上で非常に示唆に富むものであったことから、資料編にて情報を加工した上で、ほぼ全ての回答を紹介している。ただし、自由記述の回答は特に慎重な解釈が求められる事などから、全国児童相談所長会会員のみの公開となっていることをご容赦願いたい。

## II. アンケート調査の結果

調査結果の報告にあたり、調査票の選択肢を引用した場合は「」で括って表記する。また、自由記述回答を引用する場合は“”で括って表記する。なお、自由記述の引用について、児童相談所名や地域名等の組織が識別される情報については加工しているが、その他については原則原文のまま表記している。

### 1. 児童相談所の基本データ

#### (1) 小括

本節では児童相談所の基本データとなる管轄人口や管轄面積の分析を行った。

管轄人口は20万人から80万人未満が約7割を占めていた。最少は約5万人、最大は約200万人とその差は40倍に及んでいた。また、平均値は約54万人、中央値は約49万人であり、ほぼ50万人規模に集中していた。管轄人口100万人以上の児童相談所は22か所(9.5%)であった。

管轄児童人口は15万人未満でおよそ9割を占めていた。最少は約6千人、最大は約26万人とその差は43倍に及んでいた。また、平均値は約7万9千人、中央値は約7万3千人であった。

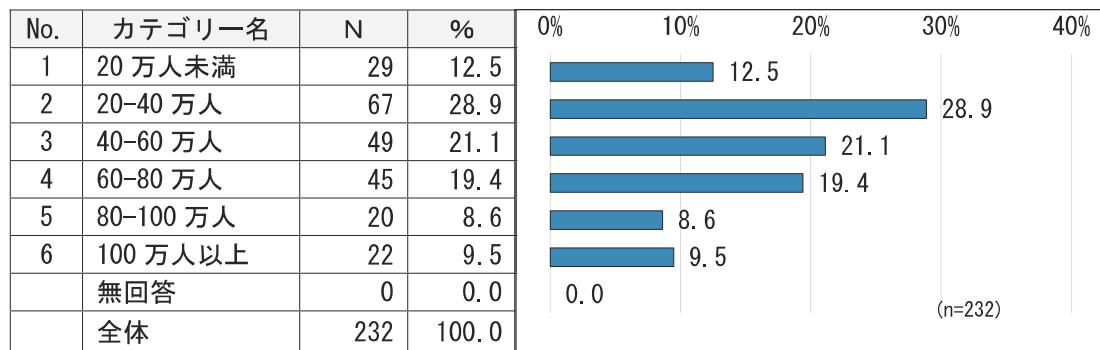
管轄面積は、1,000km<sup>2</sup>未満が約48%を占めていたが、一方で3,000km<sup>2</sup>以上が12.5%を占めている。最小は約10km<sup>2</sup>、最大は約1万8,690km<sup>2</sup>であり1,900倍であった。平均値は1,629km<sup>2</sup>、中央値は1,105km<sup>2</sup>であった。

( 影山 孝 )

#### (2) 管轄人口(人)

管轄人口規模を20万人単位で区分した結果、「20-40万人」が最も多く、67か所(28.9%)であった。続いて、「40-60万人」が49か所(21.1%)、「60-80万人」が45か所(19.4%)であった。最小値が52,751人、最大値が2,057,709人、平均値が543,090人であった。

図表1 管轄人口



### <参考>2017年調査<sup>1</sup>との比較

全国児童相談所長会（2019）による調査（以下、2017年調査とする）の結果を以下通り示す。なお、2017年調査では本所と支所を分けて分析しており、以下の表は本所の結果である。単純な比較はできないため、参考として示す。

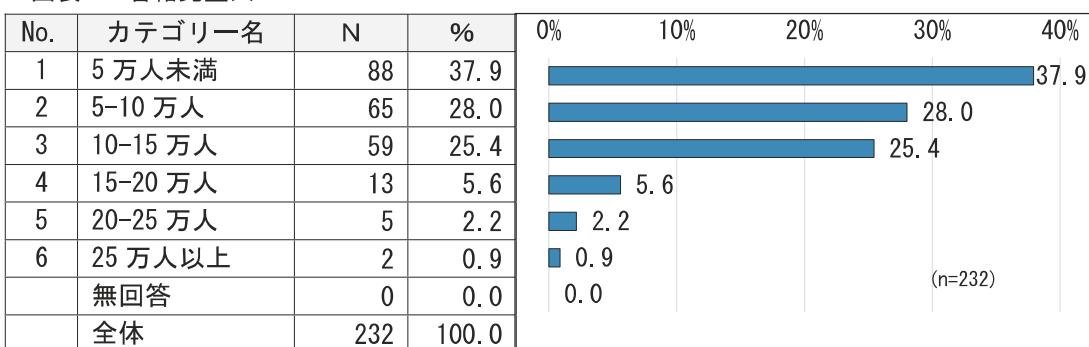
図表2 2017年調査との比較（管轄人口）



#### 1) 管轄児童人口（人）

管轄児童人口規模を5万人単位で区分した結果、「5万人未満」が最も多く、88か所(37.9%)であった。続いて、「5-10万人」が65か所(28.0%)、「10-15万人」が59か所(25.4%)であった。最小値が5,923人、最大値が262,403人、平均値が78,723人であった。

図表3 管轄児童人口



<sup>1</sup> 全国児童相談所長会（2019）「児童相談所業務の推進に資するための相談体制のあり方に関する調査」報告書（通巻107号別冊）。

上記調査では、全国の児童相談所を対象に2017年4月1日時点の相談体制に関する質問紙調査が行われた。報告書の公表は2019年であるが、調査時点が判別しやすいよう「2017年調査」とする。

#### <参考>2017年調査との比較

2017年調査の結果を以下の通り示す。なお、2017年調査では本所と支所を分けて分析しており、以下の表は本所の結果である。単純な比較はできないため、参考として示す。

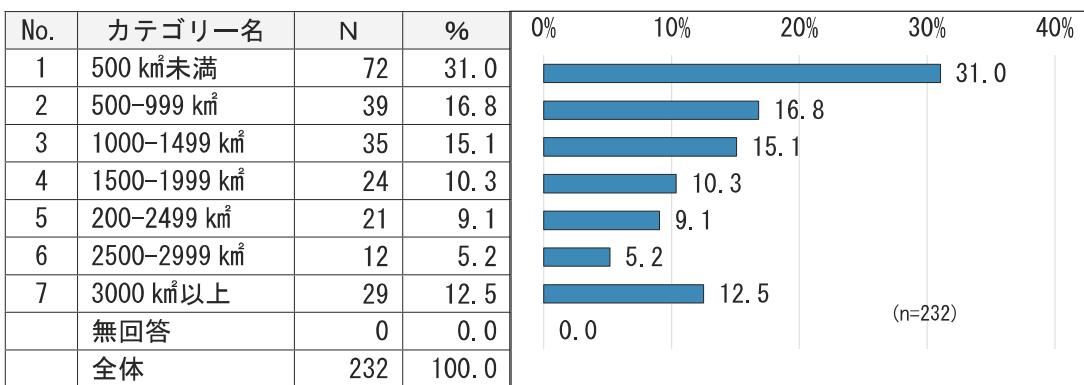
図表4 2017年調査との比較（管轄児童人口）



#### 2) 管轄面積 (km<sup>2</sup>)

管轄面積を500 km<sup>2</sup>単位で区分した結果、「500 km<sup>2</sup>未満」が最も多い、72か所(31.0%)であった。続いて、「500-999 km<sup>2</sup>」が39か所(16.8%)、「1000-1499 km<sup>2</sup>以上」が35か所(15.1%)であった。最小値が10.16 km<sup>2</sup>、最大値が18,690 km<sup>2</sup>、平均値が1,628.8 km<sup>2</sup>であった。

図表5 管轄面積



<参考>2017年調査との比較

2017年調査の結果を以下の通り示す。なお、2017年調査では本所と支所を分けて分析しており、以下の表は本所の結果である。単純な比較はできないため、参考として示す。

図表6 2017年調査との比較（管轄面積）



## 2. 職員の人数について

### (1) 小括

本節では児童相談所に配置されている職員の人数等について分析を行った。

児童相談所職員数の合計は、「20-39人」が20.7%と最も多く、次いで「100人以上」が19.8%となっている。最少は7人、最大は497人とその差は71倍に及んでいた。平均値は72人、中央値は62人であった。職員総数が20人～99人の児童相談所が約7割を占めていた。

児童福祉司スーパーバイザーは全ての児童相談所で配置されており、配置人数は「2-5人」が最も多く約6割を占めており、総数は1,113人でほぼ全員（99.4%）正規職員が占めていた。

スーパーバイザー以外の児童福祉司は10人～29人配置している児童相談所が約半数を占めており、総数は4,952人であり、97.7%が正規職員であった。児童福祉司スーパーバイザーとそれ以外の児童福祉司を足した児童福祉司総数は、10人～29人配置している児童相談所が約半数を占めていた。最少は3人、最大は83人とその差は28倍に及んでいた。また、平均値は26人、中央値は24人であった。里親養育支援児童福祉司は203か所（87.5%）で配置されており、配置人数は「1人」が最も多く62.9%であった。市町村支援児童福祉司は96か所（41.4%）で配置されており、配置人数は「1人」が最も多く、35.8%であった。

児童心理司スーパーバイザーは175か所（75.4%）で配置されており、配置人数は「1人」が最も多く50.4%を占めていた。総数は274人でほぼ全員（98.9%）正規職員が占めていた。スーパーバイザー以外の児童心理司は229か所（98.7%）で配置されており、「10人以上」の配置が44.8%であった。児童心理司の総数は、「10人以上」で約半数を占めていた。最少は0人、最大は55人であった。平均値が11人、中央値が10人であった。

医師の配置については、正規職員医師のみ配置している児童相談所は11か所（4.7%）、会計年度任用職員等医師のみ配置している児童相談所が169か所（72.8%）、正規職員と会計年度任用職員等の医師を併せて配置している児童相談所が29か所（12.5%）、医師の配置のない児童相談所が23か所（9.9%）であった。総数は836人であり、精神科医が約6割、小児科医が約3割であった。正規職員の配置は1割以下で、会計年度任用職員等が9割以上を占めていた。

保健師の配置については、正規職員のみ配置している児童相談所が182か所（78.4%）、会計年度任用職員等のみ配置している児童相談所が17か所（7.3%）、正規職員と会計年度任用職員等が併せて配置されている児童相談所が10か所（4.3%）、保健師の配置のない児童相談所が23か所（9.9%）であった。保健師を配置している児童相談所の合計は209か所（87.5%）で、配置人数は「1人」が153か所（65.9%）であった。

児童福祉司として配置されている人数は 86 人 (27.6%)、一時保護所専従が 16 人 (5.1%)、その他の配置が 209.5 人 (67.3%) であった。

弁護士の配置は、正規職員弁護士のみ配置している児童相談所は 16 か所 (6.9%)、会計年度任用職員等弁護士のみ配置している児童相談所が 138 か所 (59.5%)、正規職員と会計年度任用職員等の弁護士を併せて配置している児童相談所が 1 か所 (0.4%) であった。弁護士配置のない児童相談所が 77 か所 (33.2%) であった。総数は 274 人であり、会計年度任用職員等の勤務日数は「月 1 回」 (29%)、「週 1 回」 (27.8%)、「月 2 回」 (24.6%) で約 8 割強を占めていた。

相談員を配置している児童相談所は 154 か所 (66.4%) で、正規職員が 197 人 (30.9%)、会計年度任用職員等が 441 人 (69.1%) で、総数は 638 人であった。

警察官の配置は現役警察官のみ配置している児童相談所が 40 か所 (17.2%, 49 人)、警察官OBのみ配置している児童相談所が 99 か所 (42.7%, 170 人)、現役警察官と警察官OBを併せて配置している児童相談所が 37 か所 (15.9%, 119 人) であった。

教員は、現役の教員だけが配置されている児童相談所が 50 か所 (21.6%, 102.5 人)、教員OBだけが配置されている児童相談所が 63 か所 (27.2%, 142 人)、現役の教員と教員OBが併せて配置されている児童相談所が 24 か所 (10.3%, 129 人) であり、教員の配置のない児童相談所は 95 か所 (40.9%) であった。教員の児童福祉司発令が 70 人、一時保護所専従が 259 人であった。

一時保護所の主な職員の配置状況は、児童指導員 1,977 人 (139 か所)、保育士 770 人 (100 か所)、一時保護対応協力員 274 人 (47 か所)、調理員 153 人 (42 か所)、看護師 106 人 (65 か所)、その他の職員 816 人 (108 か所) であった。また、一時保護所に配置されている職員のうち正規職員は 2,223 人 (51.5%)、会計年度任用職員等は 2,090 人 (48.5%) であり、配置人数で最も多いのは「10-19 人」で 44 か所 (19.0%) であった。なお、配置人数が「0 人」（一時保護所を設置していない）の児童相談所が 89 か所 (38.4%) であった。

総務部門における総務・管理・庶務関係職員を配置している児童相談所は 200 か所 (86.2%, 981 人) であり、そのうち警備員を配置している児童相談所は 24 か所 (10.4%, 66 人) であった。

他機関と併設されており、併設機関と兼務する職員がいる児童相談所は 72 か所 (31.0%) であり、知的障害者更生相談所、女性相談支援センター（婦人相談所）との併設が多く、兼務職員総数は 732 人であった。

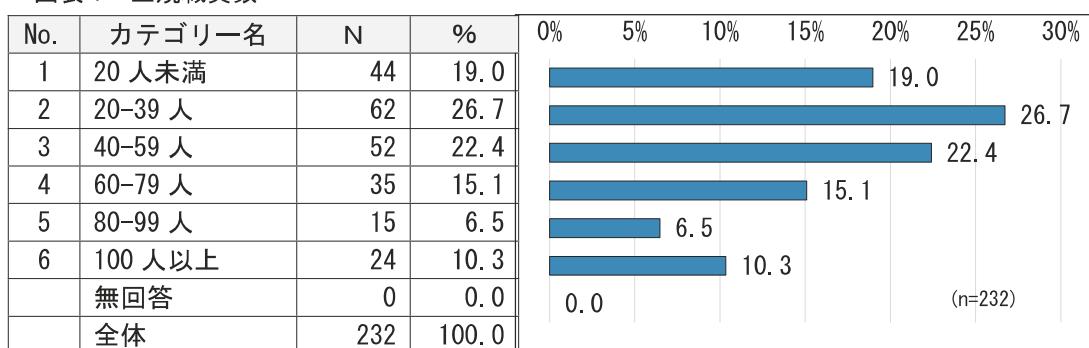
（影山 孝）

## (2) 職員総数

### 1) 正規職員

児童相談所に配置されている職員総数について、「正規職員」と「正規職員以外の会計年度任用職員等」に分けて回答を求めた。そのうち、「正規職員」の配置人数について 20 人単位で区分した結果、「20-39 人」が最も多く、62 か所 (26.7%) であった。続いて、「40-59 人」が 52 か所 (22.4%)、「20 人未満」が 44 か所 (19.0%) であった。なお、全児童相談所の正規職員総計は 12,154 人、最小値が 6 人、最大値が 312 人、平均値が 52 人であった。

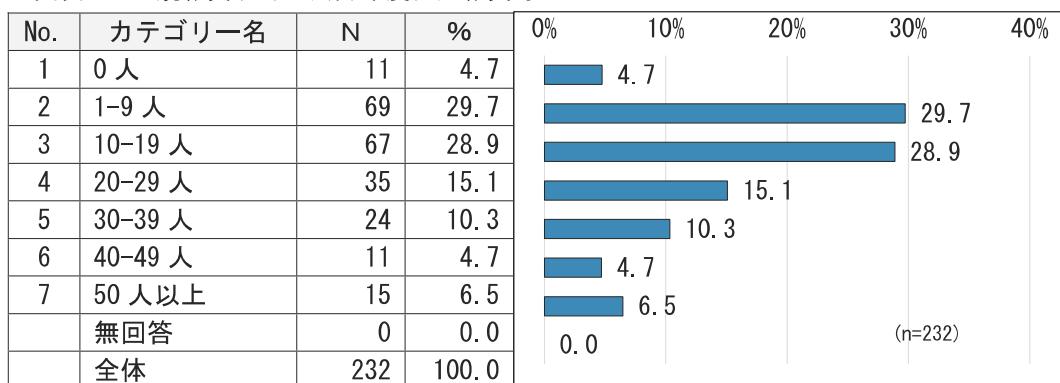
図表 7 正規職員数



### 2) 正規職員以外の会計年度任用職員等

「正規職員以外の会計年度任用職員等」の配置人数について 10 人単位で区分した結果、「1-9 人」が最も多く、69 か所 (29.7%) であった。続いて、「10-19 人」が 67 か所 (28.9%)、「20-29 人」が 35 か所 (15.1%) であった。正規職員以外の会計年度任用職員等を配置していない児童相談所も 11 か所 (4.7%) あった。全児童相談所の会計年度任用職員等総計は 4,611 人、最小値 0 人、最大値 185 人、平均値 20 人であった。

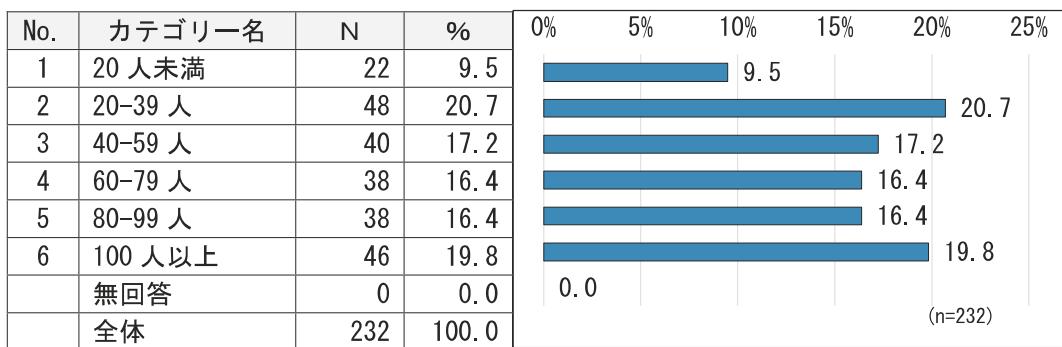
図表 8 正規職員以外の会計年度任用職員等



### 3) 合計

「正規職員」と「正規職員以外の会計年度任用職員等」の合計人数を20人単位で区分した結果、「20-39人」が最も多く、48か所(20.7%)であった。続いて、「100人以上」が46か所(19.8%)、「40-59人」が40か所(17.2%)であった。なお、全児童相談所の職員総計は16,765人、最小値が7人、最大値が497人、平均値が72人であった。

図表9 職員総数



### <参考>2017年調査との比較

2017年調査との比較結果を以下の通り示す。それにあたって今回調査の人数区分を2017年調査に合わせて比較を行なっている。なお、2017年調査では本所と支所を分けて分析しており、以下の表に示すのは本所の結果である。単純な比較はできないため、参考として示す。

図表10 2017年調査との比較（職員総数）



### (3) 所長、次長等ラインの監督職の配置状況

#### 1) 所長

全国の児童相談所に配置されている所長の総数は235人であった。なお、一部児童相談所では支所等を含む複数の児童相談所長が配置されている場合もあるため、回答数と合計数が合致しない結果となっていることに留意が必要である。

図表 11 所長の配置状況

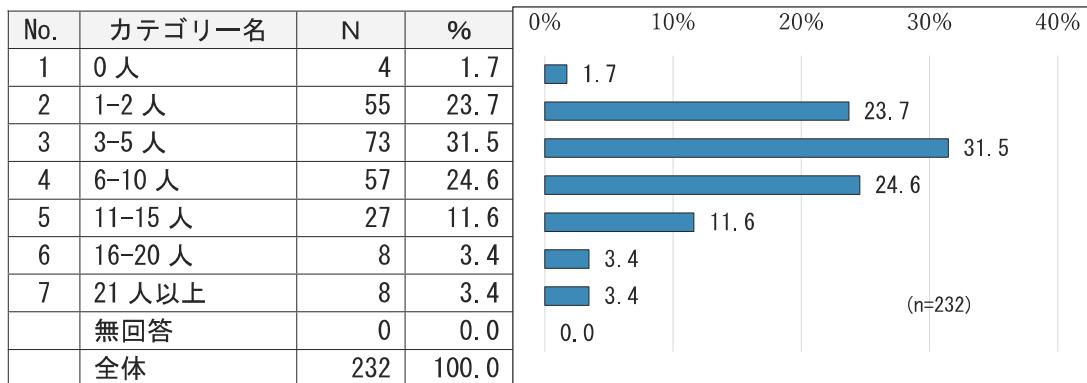
分類	正規職員	正規職員以外の会計年度任用職員等	合計
所長	235人		235人

(回答数：232所)

#### 2) 次長等ラインの監督職

児童相談所に配置されている次長等ラインの監督職の配置人数について人数毎に区分した結果、「3-5人」が最も多く、73か所(31.5%)であった。続いて、「6-10人」が57か所(24.6%)、「1-2人」が55か所(23.7%)であった。なお、全児童相談所の次長等ラインの監督職総計は1,446人で、そのうち5人が正規職員以外の会計年度任用職員等であった。最小値が0人、最大値が26人、平均値が6人であった。

図表 12 次長等ラインの監督職の配置状況

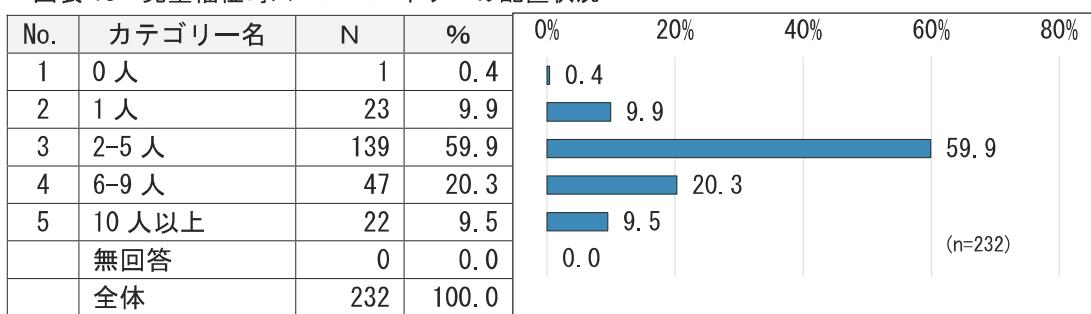


(4) 指導教育担当児童福祉司及び児童福祉司の配置状況

1) 指導教育担当児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー）

児童相談所に配置されている指導教育担当児童福祉司（以下、児童福祉司スーパーバイザー）の配置人数について人数毎に区分した結果、「2-5人」が最も多く、139か所（59.9%）であった。続いて、「6-9人」が47か所（20.3%）、「1人」が23か所（9.9%）であった。なお、全児童相談所の児童福祉司スーパーバイザー総計は1,113人で、そのうち7人（0.6%）が正規職員以外の会計年度任用職員等であった。最小値が0人、最大値が21人、平均値が5人であった。

図表13 児童福祉司スーパーバイザーの配置状況



<参考>2017年調査との比較

2017年調査の結果を以下の通り示す。なお、2017年調査では本所と支所を分けて分析しており、単純な比較はできないため、参考として示す。

2017年調査における児童福祉司スーパーバイザーの総数は667人であった。

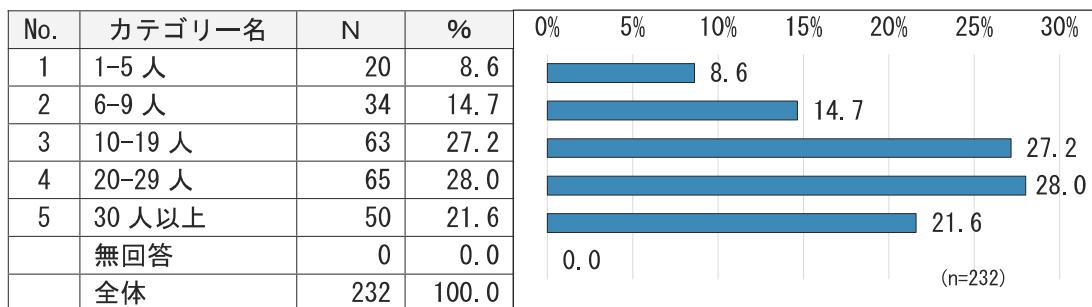
図表14 2017年調査との比較（児童福祉司スーパーバイザーの配置状況）



## 2) 児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー除く）

児童相談所に配置されている児童福祉司の配置人数について人数毎に区分した結果、「20-29人」が最も多く、65か所(28.0%)であった。続いて、「10-19人」が63か所(27.2%)、「30人以上」が50か所(21.6%)であった。なお、全児童相談所の児童福祉司総計は4,952人で、そのうち113人(2.3%)が正規職員以外の会計年度任用職員等であった。最小値が2、最大値が73人、平均値が21人であった。

図表 15 児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー除く）の配置状況



### <参考>2017年調査との比較

2017年調査の結果を以下の通り示す。なお、2017年調査では本所と支所を分けて分析しており、単純な比較はできないため、参考として示す。

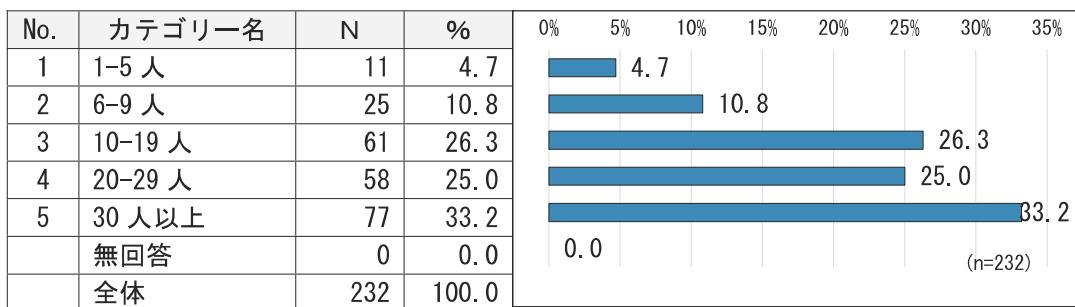
2017年調査における児童福祉司の総数は2,563人であった。

図表 16 2017年調査との比較（児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー除く）配置状況）



3) 合計：児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザーとそれ以外の児童福祉司の合計）  
児童相談所に配置されている全ての児童福祉司の配置人数について人数毎に区分した結果、「30人以上」が最も多く、77か所（33.2%）であった。続いて、「10-19人」が61か所（26.3%）、「20-29人」が58か所（25.0%）であった。なお、全児童相談所の児童福祉司総計は6,065人で、そのうち120人が正規職員以外の会計年度任用職員等であった。最小値が3人、最大値が83人、平均値が26.1人であった。

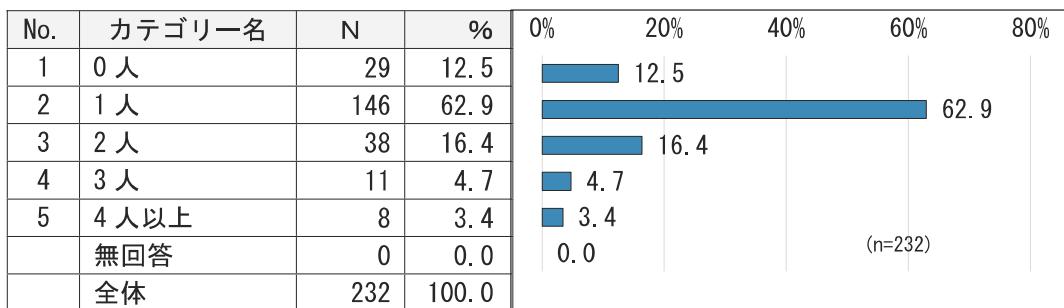
図表17 児童福祉司の配置状況：合計



#### 4) 里親養育支援児童福祉司

児童相談所に配置されている里親養育支援児童福祉司の配置人数について人数毎に区分した結果、「1人」が最も多く、146か所（62.9%）であった。続いて、「2人」が38か所（16.4%）、「0人」が29か所（12.5%）であった。なお、全児童相談所の里親養育支援児童福祉司総計は292人で、そのうち18人が正規職員以外の会計年度任用職員等であった。最小値が0人、最大値が6人、平均値が1人であった。

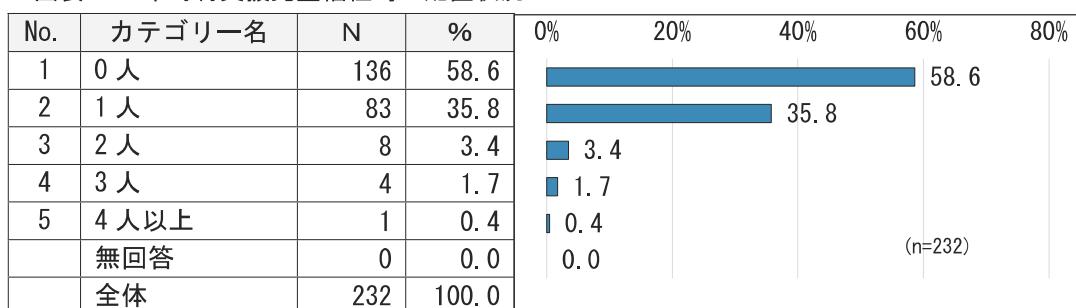
図表18 里親養育支援児童福祉司の配置状況



### 5) 市町村支援児童福祉司の配置状況

児童相談所に配置されている市町村支援児童福祉司の配置人数について人数毎に区分した結果、「0人」が最も多く、136か所(58.6%)であった。続いて、「1人」が83か所(35.8%)、「2人」が8か所(3.4%)であった。なお、全児童相談所の市町村支援児童福祉司総計は115人で、そのうち21人が正規職員以外の会計年度任用職員等であった。最小値が0人、最大値が4人、平均値が0.5人であった。

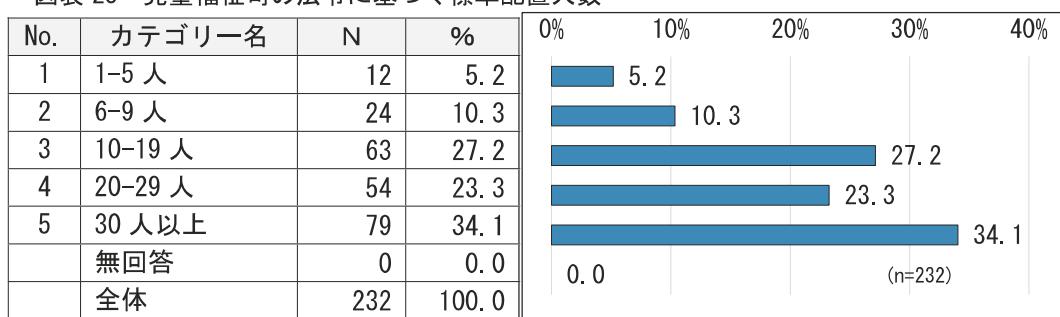
図表 19 市町村支援児童福祉司の配置状況



### 6) 児童福祉司の法令に基づく標準配置人数

法令に基づいた児童福祉司の標準配置人数<sup>2</sup>について人数毎に区分した結果、「30人以上」が最も多く、79か所(34.1%)であった。続いて、「10-19人」が63か所(27.2%)、「20-29人」が54か所(23.3%)であった。なお、最小値が2人、最大値が121人、平均値が28人であった。

図表 20 児童福祉司の法令に基づく標準配置人数



<sup>2</sup> 児童福祉司の配置標準は、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定。以下、新プラン)を踏まえ、管轄区域の人口4万人に対して児童福祉司1人から人口3万人に1人を配置する児童福祉法施行令の改正が、平成31(2019)年に行われた。更に虐待対応件数の発生率により業務量に応じて上乗せを行い、更に保護を要する児童数や交通事情等を考慮して決定するものとされた。

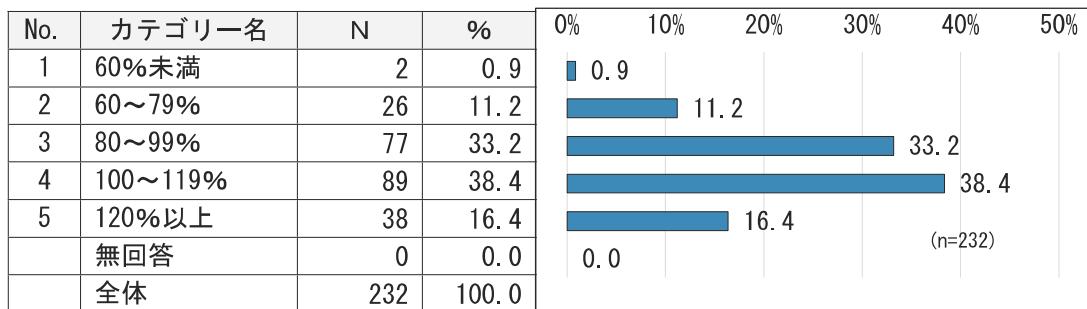
7) 児童福祉司の充足率（配置人数/法令に基づく標準配置人数）

本調査結果における全児童相談所の児童福祉司の法令に基づく標準配置人数総計は6,463人で、現在の実際の配置人数は6,065人であった。両者を比較したところ、充足率は93.8%であった。また、充足率を20%単位で区分した結果、「100～119%」が最も多く、89か所（38.4%）であった。続いて、「80～99%」が77か所（33.2%）、「120%以上」が38か所（16.4%）であった。

図表 21 児童福祉司の充足率(1)

a. 標準配置人数総計	b. 現在の配置人数	c. 充足率
6,463人	6,065人	93.8%

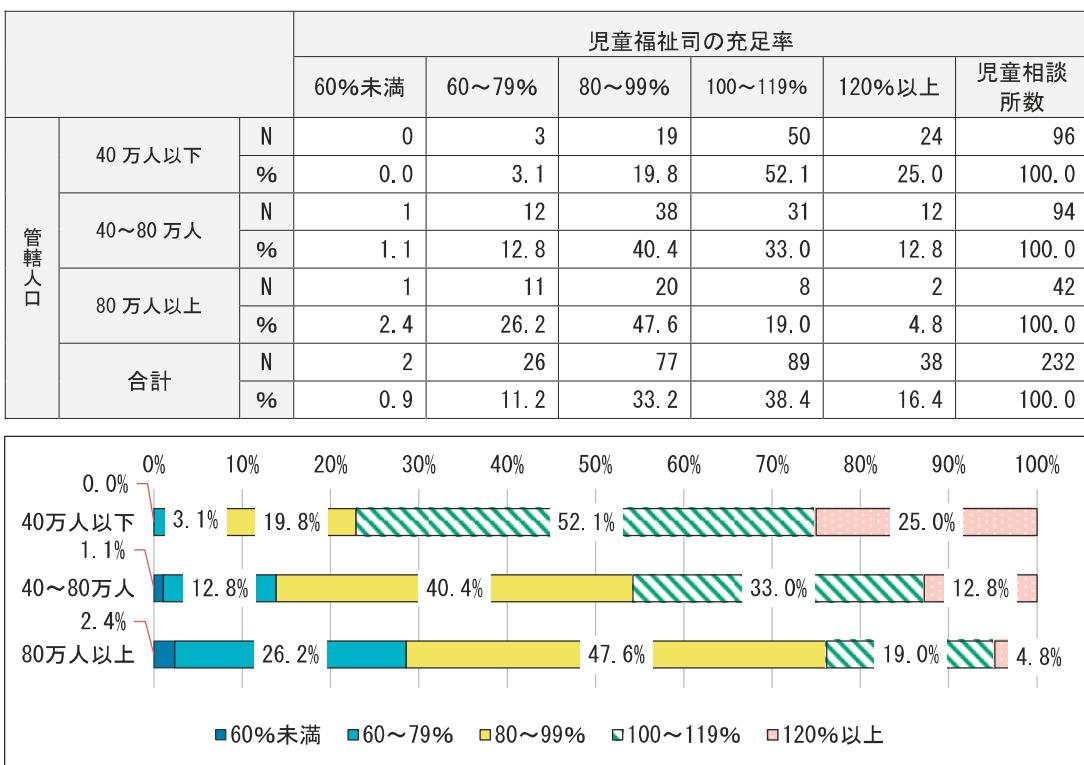
図表 22 児童福祉司の充足率(2)



<参考>管轄人口と児童福祉司充足率のクロス集計結果

管轄人口と児童福祉司充足率をクロス集計した結果を以下に示す。

図表 23 管轄人口と児童福祉司充足率のクロス集計

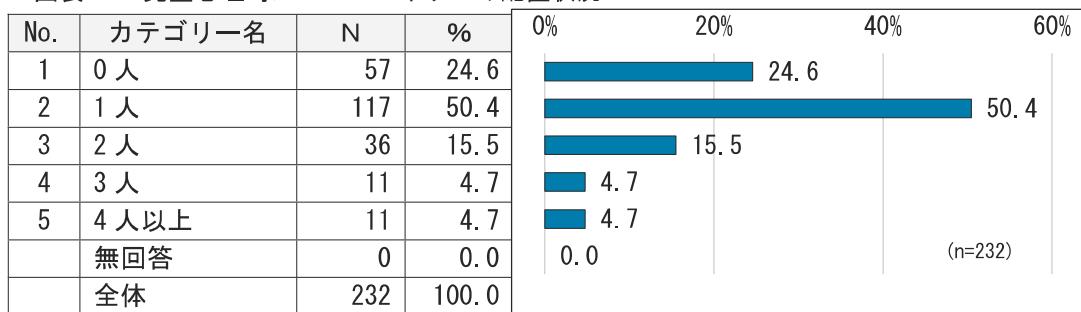


## (5) 児童心理司スーパーバイザー、児童心理司及び心理療法担当職員の配置状況

### 1) 児童心理司スーパーバイザー

児童相談所に配置されている児童心理司スーパーバイザーの配置人数について人数毎に区分した結果、「1人」が最も多い、117か所(50.4%)であった。続いて、「0人」が57か所(24.6%)、「2人」が36か所(15.5%)であった。なお、全児童相談所の児童心理司スーパーバイザー総計は274人で、そのうち3人が正規職員以外の会計年度任用職員等であった。最小値が0人、最大値が6人、平均値が1人であった。参考に2017年調査では、児童心理司スーパーバイザー総計は144人、111か所は児童心理司スーパーバイザーを配置していなかった。

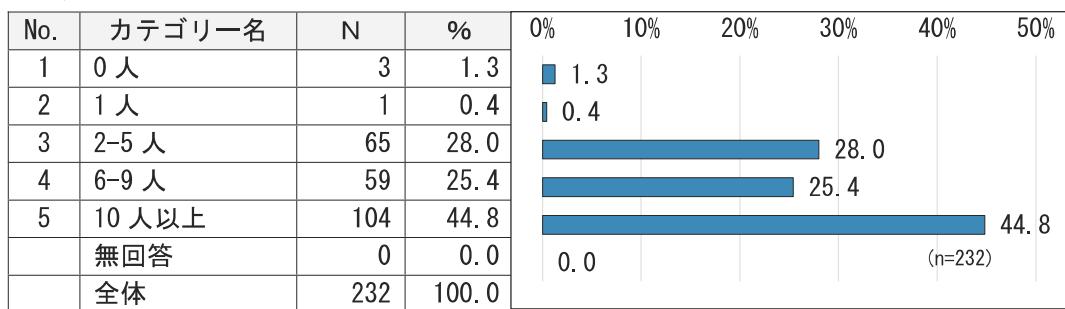
図表24 児童心理司スーパーバイザーの配置状況



### 2) 児童心理司（児童心理司スーパーバイザー除く）

児童相談所に配置されている児童心理司の配置人数について人数毎に区分した結果、「10人以上」が最も多い、104か所(44.8%)であった。続いて、「2-5人」が65か所(28.0%)、「6-9人」が59か所(25.4%)であった。なお、全児童相談所の児童心理司総計は2,339人で、そのうち195人が正規職員以外の会計年度任用職員等であった。最小値が0人、最大値が52人、平均値が10人であった。

図表25 児童心理司の配置状況（児童心理司スーパーバイザー除く）



<参考>2017年調査との比較

2017年調査の結果を以下の通り示す。なお、2017年調査では本所と支所を分けて分析しており、単純な比較はできないため、参考として示す。

2017年調査における児童心理司の総数は1,223人であった。

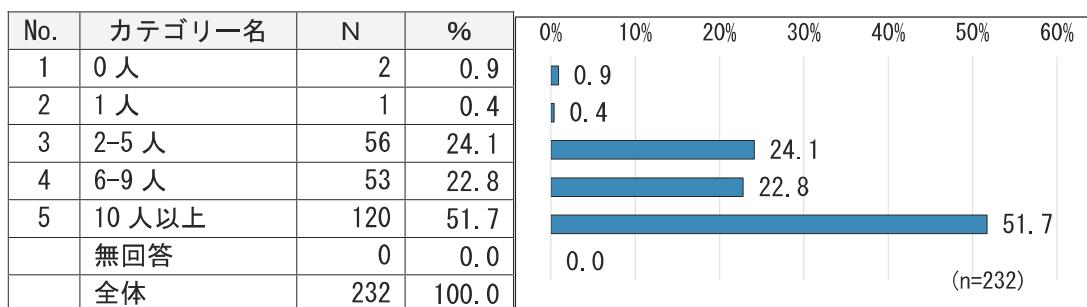
図表26 2017年調査との比較（児童心理司の配置状況（児童心理司スーパーバイザー除く））



3) 合計：児童心理司（児童心理司スーパーバイザーとそれ以外の児童心理司の合計）

児童相談所に配置されている全ての児童心理司の配置人数について人数毎に区分した結果、「10人以上」が最も多く、120か所(51.7%)であった。続いて、「2~5人」が56か所(24.1%)、「6~9人」が53か所(22.8%)であった。なお、全児童相談所の児童心理司総計は2,613人で、そのうち198人が正規職員以外の会計年度任用職員等であった。最小値が0人、最大値が55人、平均値が11.3人であった。

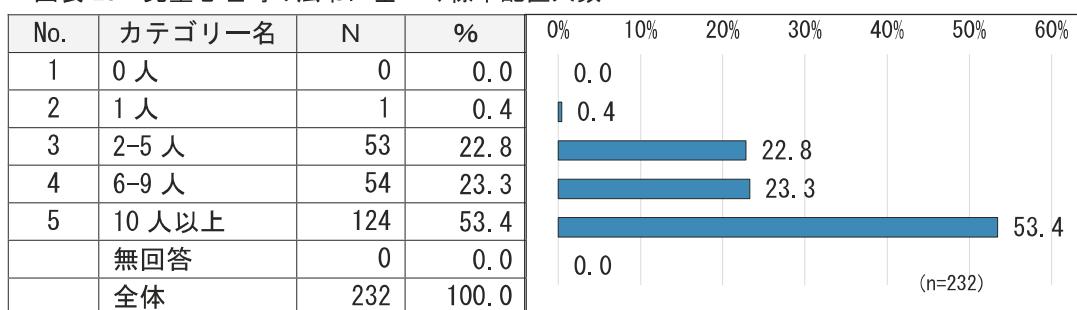
図表27 児童心理司の配置状況：合計



#### 4) 児童心理司の法令に基づく標準配置人数

法令に基づいた児童心理司の標準配置人数<sup>3</sup>について人数毎に区分した結果、「10人以上」が最も多く、124か所（53.4%）であった。続いて「6~9人」が54か所（23.3%）、「2~5人」が53か所（22.8%）であった。なお、最小値が1人、最大値が61人、平均値が13人であった。

図表28 児童心理司の法令に基づく標準配置人数



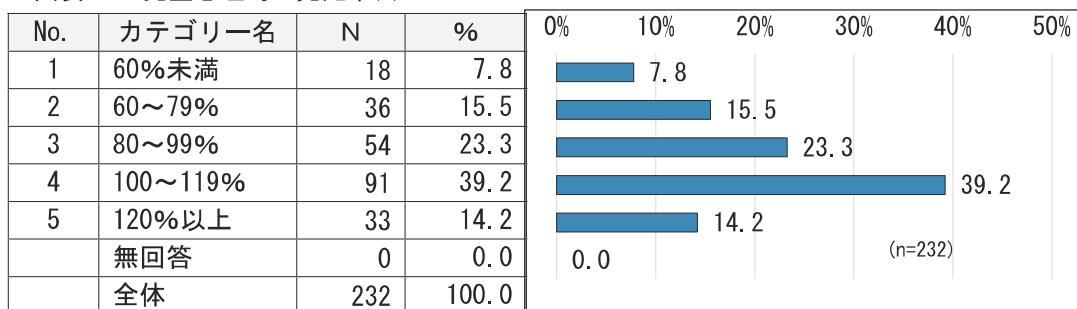
#### 5) 児童心理司の充足率（配置人数/法令に基づく標準配置人数）

本調査結果における全児童相談所の児童心理司の法令に基づく標準配置人数総計は2,937人で、現在の実際の配置人数は2,613人であった。両者を比較したところ、充足率は89.0%であった。また、充足率を20%単位で区分した結果、「100~119%」が最も多く、91か所（39.2%）であった。続いて、「80~99%」が54か所（23.3%）、「60~79%」が36か所（15.5%）であった。

図表29 児童心理司の充足率(1)

標準配置人数総計	現在の配置人数	充足率
2,937人	2,613人	89.0%

図表30 児童心理司の充足率(2)

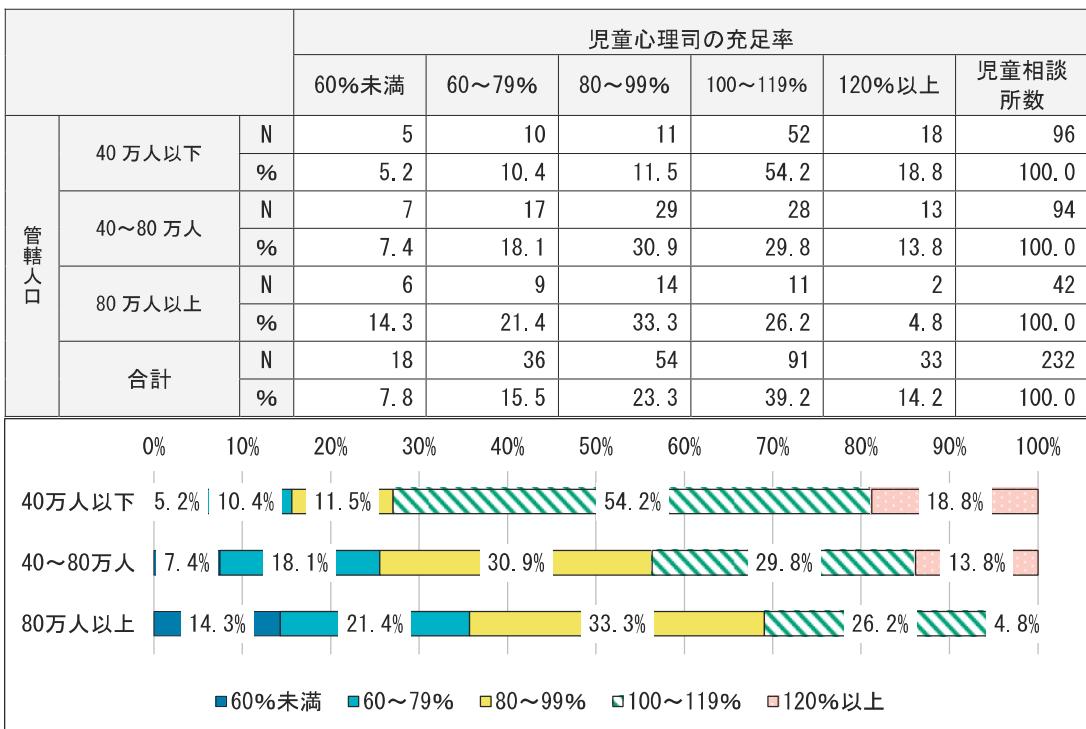


<sup>3</sup> 児童心理司については、「児童相談所運営指針」(以下、運営指針)に児童福祉司2人に対して1人配置されるよう、配置基準が示されていたが、施行令改正(令和2年3月27日「児童福祉法施行令の一部改正」)で同様の配置基準が示された。

### <参考>管轄人口と児童心理司充足率のクロス集計結果

管轄人口と児童心理司充足率をクロス集計した結果を以下に示す。

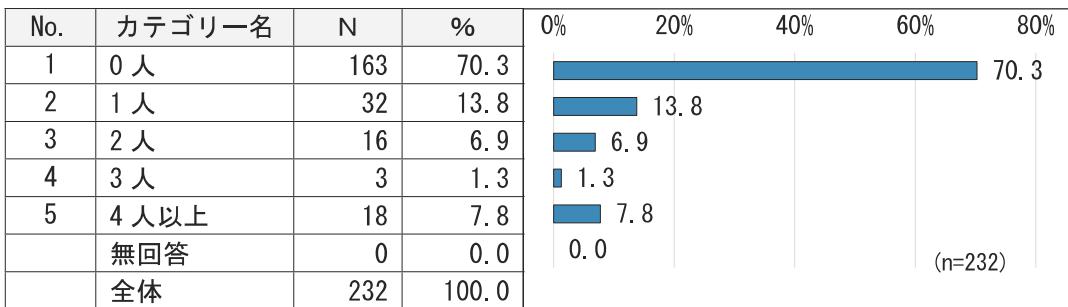
図表 31 管轄人口と児童心理司充足率のクロス集計



### 6) 心理療法担当職員

児童相談所に配置されている心理療法担当職員について、人数毎に区分した結果、「0人」が最も多く、163か所（70.3%）であった。続いて、「1人」が32か所（13.8%）、「4人以上」が18か所（7.8%）であった。なお、全児童相談所の心理療法担当職員の総数は206人で、そのうち、98人（47.6%）は正規職員以外の会計年度任用職員等であった。また、最小値が0人、最大値が16人、平均値が1人であった。

図表 32 心理療法担当職員の配置状況



## (6) 医師及び保健師の配置状況

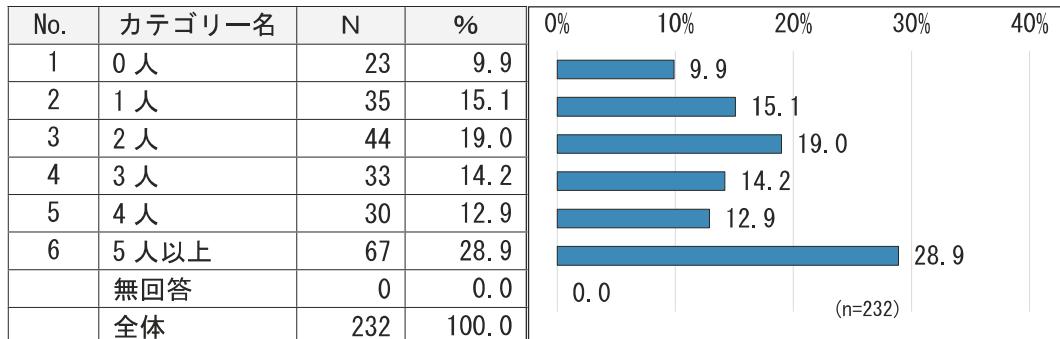
### 1) 医師

児童相談所に配置されている医師について、人数毎に区分した結果、「5人以上」が最も多く、67か所(28.9%)であった。続いて、「2人」が44か所(19.0%)、「1人」が35か所(15.1%)であった。最小値が0人、最大値が17人、平均値が3.6人であった。正規職員医師のみ配置している児童相談所は11か所(4.7%)、会計年度任用職員等医師のみ配置している児童相談所が169か所(72.8%)、正規職員と会計年度任用職員等の医師を併せて配置している児童相談所が29か所(12.5%)、医師の配置のない児童相談所が23か所(9.9%)であった。

なお、児童相談所に配置されている医師の総数は836人であった。そのうち、精神科医が511人(61.1%)、小児科医が234人(28.0%)であった。また、正規職員は62人(7.4%)、正規職員以外の会計年度任用職員等が774人(92.6%)であった。

正規職員以外の会計年度任用職員等の医師のうち、358人(46.2%)は「月1回」の勤務頻度であり、「月1回未満」が165人(21.3%)、「月2回程度」が159人(20.5%)であった。

図表33 医師の配置状況(1)



図表34 医師の配置状況(2)

分類	正規職員	正規職員以外の会計年度任用職員等	合計
精神科医	34	477	511(61.1%)
小児科医	14	220	234(28.0%)
精神科/小児科	11	36	47(5.6%)
その他	3	41	44(5.3%)
合計	62(7.4%)	774(92.6%)	836(100.0%)

(回答数：232か所)

図表 35 医師の配置状況(3)

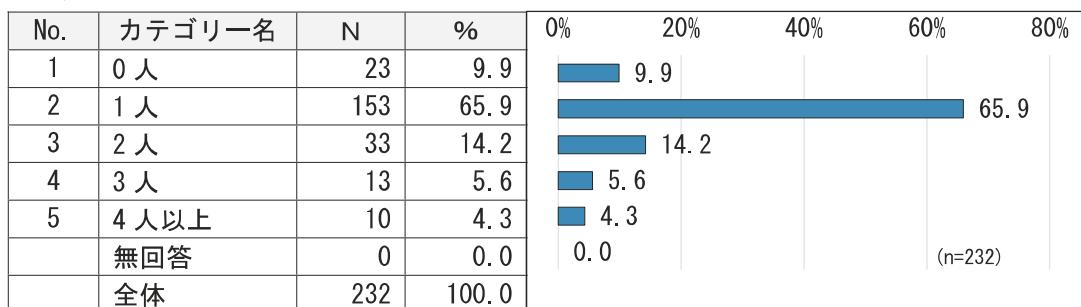
分類	会計年度任用職員等の内数（勤務日数の状況）					合計
	週2回以上	週1回	月2回程度	月1回	月1回未満	
精神科医	8	40	104	245	80	477
小児科医	13	25	39	81	62	220
精神科/小児科	2	3	12	16	3	36
その他	0	1	4	16	20	41
合計	23 (3.0%)	69 (8.9%)	159 (20.5%)	358 (46.2%)	165 (21.3%)	774 (100.0%)

## 2) 保健師

児童相談所に配置されている保健師について、正規職員のみ配置している児童相談所は182か所（78.4%）、会計年度任用職員等のみ配置している児童相談所が17か所（7.3%）、正規職員と会計年度任用職員等を併せて配置している児童相談所が10か所（4.3%）、保健師の配置のない児童相談所が23か所（9.9%）であった。保健師の配置人数毎に区分した結果、「1人」が最も多く、153か所（65.9%）であった。続いて、「2人」が33か所（14.2%）、「0人」が23か所（9.9%）であった。最小値が0人、最大値が9人、平均値が1.3人であった。なお、保健師の総数は311.5人で、正規職員は280.5人（90.0%）、正規職員以外の会計年度任用職員等が31人（10.0%）であった。

※配置人数0.5人と回答した児童相談所は「1人」の区分にカウントした。

図表 36 保健師の配置状況(1)



図表 37 保健師の配置状況(2)

分類	正規職員	正規職員以外の会計年度任用職員等	合計
児童福祉司発令	86	0	86(27.6%)
一時保護所専従	13	3	16(5.1%)
上記以外の配置	181.5	28	209.5(67.3%)
合計	280.5(90.0%)	31(10.0%)	311.5(100.0%)

（回答数：232か所）

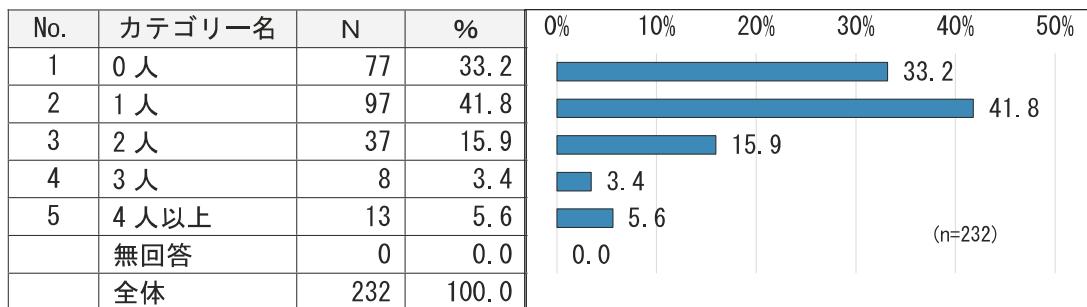
#### (7) 弁護士の配置状況

児童相談所に配置されている弁護士について、人数毎に区分した結果、「1人」が最も多く、97か所(41.8%)であった。続いて、「0人」が77か所(33.2%)、「2人」が37か所(15.9%)であった。最小値が0人、最大値が14人、平均値が1.2人であった。正規職員弁護士のみ配置している児童相談所は16か所(6.9%)、会計年度任用職員等弁護士のみ配置している児童相談所が138か所(59.5%)、正規職員と会計年度任用職員等の弁護士を併せて配置している児童相談所が1か所(0.4%)であった。

なお、児童相談所に配置されている弁護士の総数は274人であった。そのうち、正規職員は22人(8.0%)、正規職員以外の会計年度任用職員等が252人(92.0%)であった。

また、正規職員以外の会計年度任用職員等の弁護士のうち、73人(29.0%)は「月1回」の勤務頻度であり、「週1回」が70人(27.8%)、「月2回程度」が62人(24.6%)であった。

図表38 弁護士の配置状況(1)



図表39 弁護士の配置状況(2)

分類	正規職員	正規職員以外の会計年度任用職員等	合計
弁護士	22(8.0%)	252(92.0%)	274

(回答数：232か所)

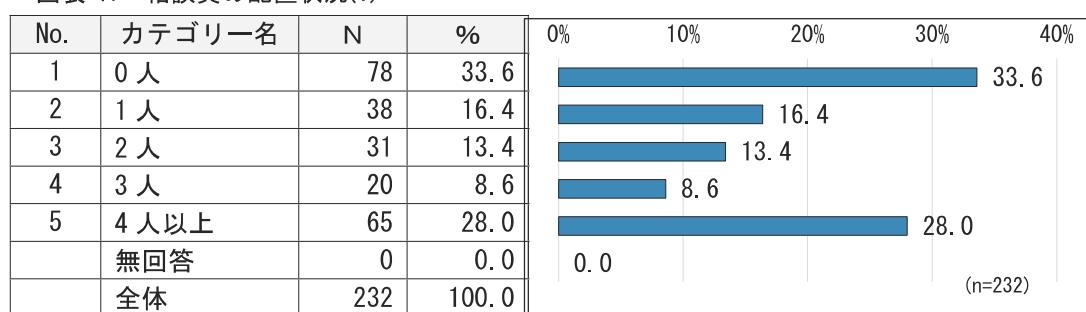
図表40 弁護士の配置状況(3)

分類	会計年度任用職員等の内数（勤務日数の状況）					合計
	週2回以上	週1回	月2回程度	月1回	月1回未満	
弁護士	15 (6.0%)	70 (27.8%)	62 (24.6%)	73 (29.0%)	32 (12.7%)	252 (100.0%)

#### (8) 相談員の配置状況

児童相談所に配置されている相談員について、人数毎に区分した結果、「0人」が最も多く、78か所(33.6%)であった。続いて、「4人以上」が65か所(28.0%)、「1人」が38か所(16.4%)であった。最小値が0人、最大値が20人、平均値が2.8人であった。なお、相談員の総数は638人で、正規職員は197人(30.9%)、正規職員以外の会計年度任用職員等が441人(69.1%)であった。

図表41 相談員の配置状況(1)



図表42 相談員の配置状況(2)

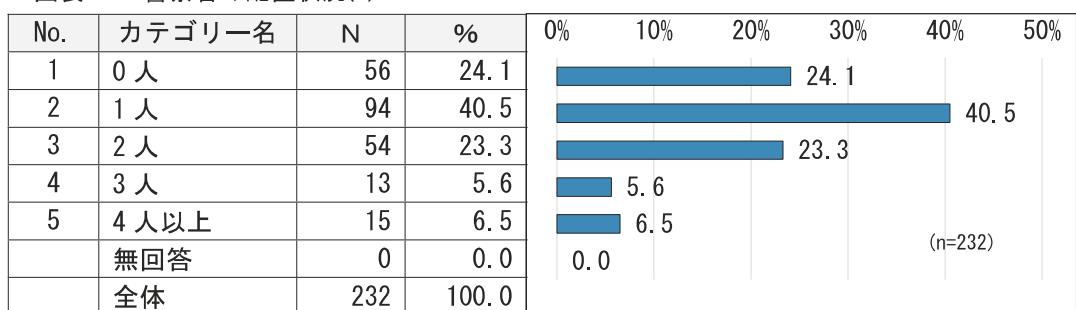
分類	正規職員	正規職員以外の会計 年度任用職員等	合計
相談員	197人(30.9%)	441人(69.1%)	638人

(回答数：232か所)

#### (9) 警察官の配置状況

児童相談所に配置されている警察官について、人数毎に区分した結果、「1人」が最も多く、94か所(40.5%)であった。続いて、「0人」が56か所(24.1%)、「2人」が54か所(23.3%)であった。現役警察官のみ配置している児童相談所が40か所(17.2%、49人)、警察官OBのみ配置している児童相談所が99か所(42.7%、170人)、現役警察官と警察官OBを併せて配置している児童相談所が37か所(15.9%、119人)であった。最小値が0人、最大値が9人、平均値が1.5人であった。なお、警察官の総数は338人で、現役警察官が95人(28.1%)、警察官OBが243人(71.9%)であった。また、正規職員は102人(30.2%)、正規職員以外の会計年度任用職員等が236人(69.8%)であった。

図表43 警察官の配置状況(1)



図表44 警察官の配置状況(2)

分類	正規職員	正規職員以外の会計 年度任用職員等	合計
警察官(現役)	95		95(28.1%)
警察官(OB)	7	236	243(71.9%)
合計	102(30.2%)	236(69.8%)	338(100.0%)

(回答数：232か所)

## (10) 教員の配置状況

### 1) OB を除く現役の教員

児童相談所に配置されている現任教員の総数は 149.5 人であった。そのうち、正規職員は 135.5 人 (90.6%) 、正規職員以外の会計年度任用職員等が 14 人 (9.4%) であった。

図表 45 OB を除く現任教員の配置状況

分類	正規職員	正規職員以外の会計年度任用職員等	合計
児童福祉司発令	69	0	69
一時保護所専従	50	14	64
上記以外の配置	16.5	0	16.5
合計	135.5 (90.6%)	14 (9.4%)	149.5 (100.0%)

(回答数 : 232 か所)

### 2) 教員 OB

児童相談所に配置されている教員 OB の総数は 224 人であった。そのうち、正規職員は 15 人 (6.7%) 、正規職員以外の会計年度任用職員等が 209 人 (93.3%) であった。

図表 46 教員 OB の配置状況

分類	正規職員	正規職員以外の会計年度任用職員等	合計
児童福祉司発令	0	1	1
一時保護所専従	13	182	195
上記以外の配置	2	26	28
合計	15 (6.7%)	209 (93.3%)	224 (100.0%)

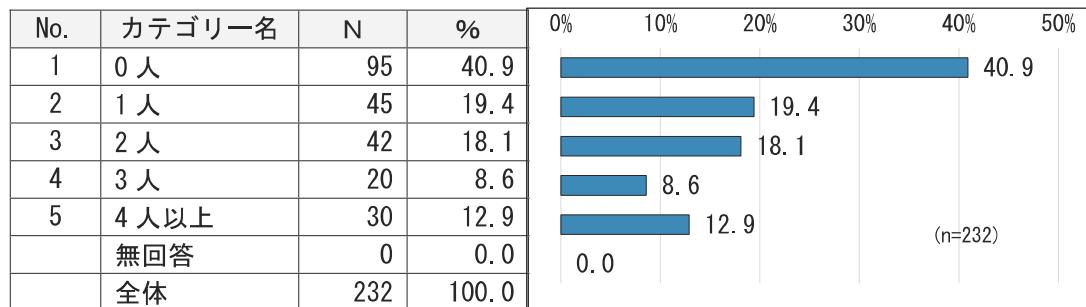
(回答数 : 232 か所)

### 3) 合計：教員（現役の教員＋教員OB）

児童相談所に配置されている教員の総数（現役の教員＋教員OB）について、人数毎に区分した結果、「0人」が最も多く、95か所（40.9%）であった。続いて、「1人」が45か所（19.4%）、「2人」が42か所（18.1%）であった。現役の教員だけが配置されている児童相談所が50か所（21.6%, 102.5人）、教員OBだけが配置されている児童相談所が63か所（27.2%, 142人）、現役の教員と教員OBが併せて配置されている児童相談所が24か所（10.3%, 129人）であり、教員の配置のない児童相談所は95か所（40.9%）であった。なお、教員の総数は373.5人で、最小値が0人、最大値が31人、平均値が1.6人であった。

※配置人数0.5人と回答した児童相談所は「1人」の区分にカウントした。

図表47 教員の配置状況：合計



(11) 一時保護所職員の配置状況（一時保護所の勤務に専従している職員のみ）

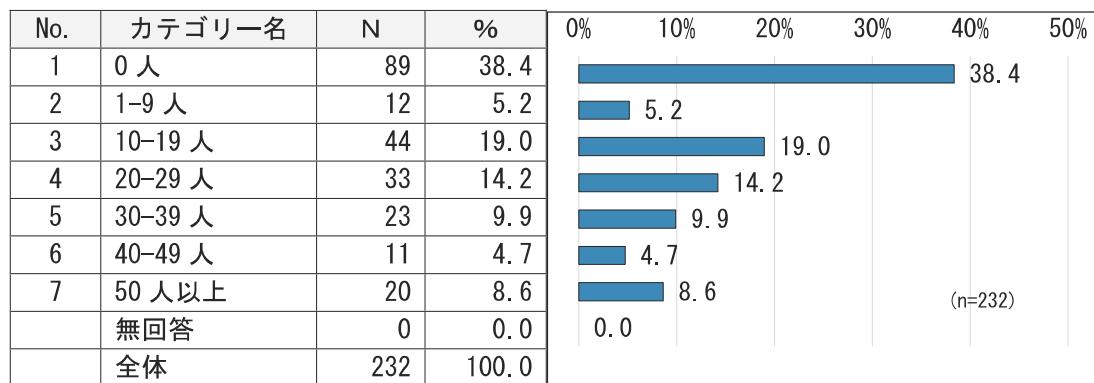
一時保護所に配置されている職員の総数は4,313人であった。そのうち、正規職員は2,223人(51.5%)、正規職員以外の会計年度任用職員等が2,090人(48.5%)であった。

また、一時保護所に配置されている職員総数を人数毎に区分した結果、「0人」（一時保護所を設置していない）が最も多く、89か所(38.4%)であった。続いて、「10-19人」が44か所(19.0%)、「20-29人」が33か所(14.2%)であった。一時保護所職員が1人以上配置されている児童相談所(143か所)の一時保護所職員平均配置人数は30.2人であった。なお、教員(再掲)については、37か所の回答が(10)の結果と合致していないことにより、本設問の結果と齟齬が生じている点に留意が必要である。

図表48 一時保護所職員の配置状況(1)

分類	正規職員	正規職員以外の会計年度任用職員等	合計
児童指導員	1,309	668	1,977
保育士	646	124	770
教員(再掲)	61	121	182
警察官	0	8	8
一時保護対応協力員	2	272	274
調理員	38	115	153
看護師	51	55	106
栄養士	15	18	33
上記以外の職員(警備員除く)	101	709	810
合計	2,223(51.5%)	2,090(48.5%)	4,313(100.0%)

図表49 一時保護所職員の配置状況(2)



<参考>2017年調査との比較

2017年調査の結果を以下の通り示す。なお、2017年調査では本所と支所を分けて分析しており、以下の表は本所の結果である。単純な比較はできないため、参考として示す。

2017年調査における一時保護所職員が1人以上配置されている児童相談所の一時保護所職員平均配置人数は22.2人であった。

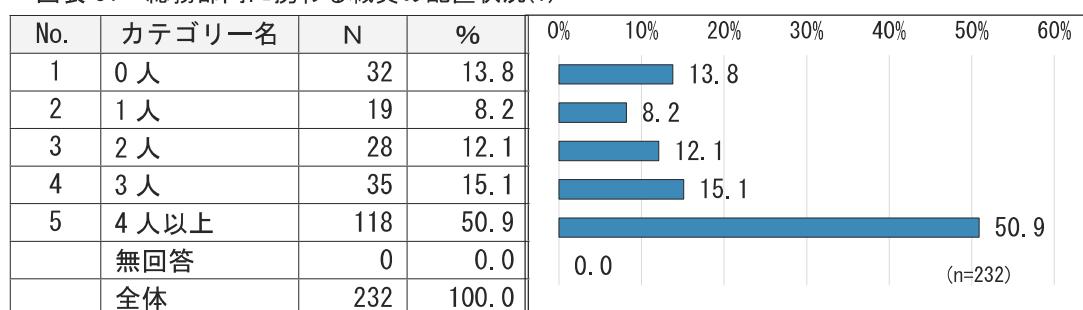
図表 50 2017年調査との比較（一時保護所職員の配置状況）



(12) 総務部門に携わる職員の配置状況

児童相談所の総務部門に携わる職員について、人数毎に区分した結果、「4人以上」が最も多く、118か所(50.9%)であった。続いて、「3人」が35か所(15.1%)、「0人」が32か所(13.8%)であった。最小値が0人、最大値が39人、平均値が4.2人であった。なお、総務部門に携わる職員の総数は981人で、正規職員は703人(71.7%)、正規職員以外の会計年度任用職員等が278人(28.3%)であった。

図表 51 総務部門に携わる職員の配置状況(1)



図表 52 総務部門に携わる職員の配置状況(2)

分類	正規職員	正規職員以外の会計年度任用職員等	合計
総務・管理・庶務関係職員	700	215	915
警備員	3	63	66
合計	703(71.7%)	278(28.3%)	981(100.0%)

### (13) 他機関との併設及び職員の兼務状況

他機関が併設されている児童相談所は72か所(31.0%)あり、併設機関と兼務している職員の総数は732人であった。他機関が併設されている児童相談所における兼務職員の最小値は1人、最大値は52人、平均値は10.2人であった。

図表 53 他機関との併設状況

他機関との併設	N	%
あり	72	31.0
なし	152	65.5
合計	232	100.0

主な併設機関：

福祉事務所、児童心理治療施設、児童自立支援施設、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援センター（婦人相談所）、婦人保護施設、その他

### 3. 相談主訴等別専任部署の設置状況について

#### (1) 小括

各種の相談に対して専任担当の部署を設置しているか個別分野ごとに聞いた。一般的に児童相談所に設置されていると考えられる部署のうち、「管理専任部署」が22.0%、「地区担当児童福祉司専任部署」が31.9%、「心理担当専任部署」が45.3%という結果であった。また、「一時保護専任部署（一時保護所）」は49.6%であった。それら以外の部署で最も多いのは、「虐待対応専任部署」で32.8%だった。次に多いのが、「里親支援専任部署」で25.0%、続けて「親子関係再構築等家族支援専任部署」が10.3%、「インターク専任部署」が9.9%、「施設入所措置児童専任部署」が7.8%、「市町村支援専任部署」が6.0%等となっていた。あくまで専任部署の設置有無を聞いているので、兼任を含めるとより多くの児童相談所がそれらの機能を担う担当者を設置している可能性はある。なお、「専任部署の設置なし」の児童相談所が3割弱であった。

専任部署当たりの平均配置職員数を見ると、「虐待対応専任部署」が13.3人で、「障害相談対応専任部署」と「施設入所措置児童専任部署」が8.9人、「インターク専任部署」が7.9人等となっていた。

このうち「親子関係再構築支援等家族支援専任部署」を設置している児童相談所は特定の数自治体となっていた。その他の部署においても、同一自治体内の児童相談所は同様の組織編成となっている場合が多く見られた。

管轄人口別3区分と、虐待相談対応件数別3区分でそれぞれの設置率をみると、「市町村支援専任部署」で中位の区分で比率が比較的高かった以外は、全て数値が高い区分になるほど設置率が高かった。とりわけ、「心理担当専任部署」と「一時保護専任部署（一時保護所）」は規模の大きい児童相談所では6割以上の設置率となっていた。専任部署の設置なしの比率を3区別に見ると、管轄人口「40万人以下」では4割強、虐待相談対応件数「500件未満」では5割弱となっていた。

同一児童相談所内での専任部署の設置数を見ると、最も多い児童相談所は13部署(1か所)で、10部署以上が2か所、6-9部署が31か所、4-5部署が43か所、3部署が27か所、2部署が30か所、1部署が32か所であった。なお、その他の専任部署の自由回答に、虐待初期対応班という記載が4か所で見られた。

専任担当部署の設置比率を、前回2017年調査と比べてみる。2017年調査は、専任部署及び専任担当者の設置有無を尋ねているが、今回調査は専任部署の設置有無のみを聞いている。また、2017年調査は支所を本所に含めず別途集計しているため、今回調査と母数が異なる。以上の点から2017調査との比較には留意が必要である。比較結果によると、インターク専任は比率が半分以下に減少していた。また、虐待専任は約10ポイント減、非行相談専任担当は大幅に減少、市町村支援専任が3分の1減であった。続いて、親子関係再構築等家族支援専任は前回は家族支援専任という設問だったが4割減、施設入所措置児

童専任については、前回は施設措置後の事例担当者という設問だったが微減、里親支援専任・養子縁組支援専任は半減している結果となった。

( 川松 亮 )

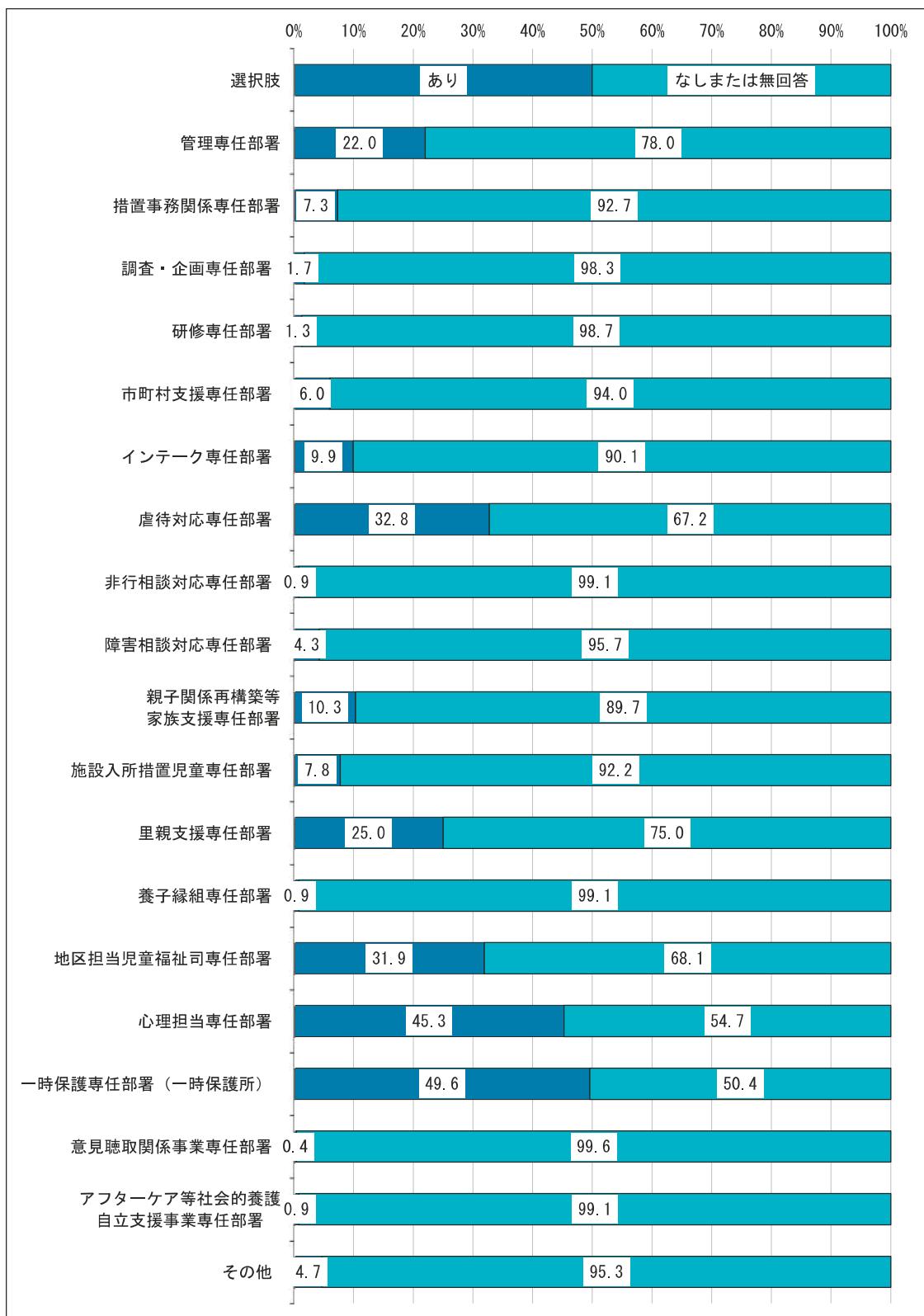
## (2) 専任部署の設置状況と人数配置について

相談主訴当別専任部署の設置状況について回答を求めた。最も専任部署が設置されていたのは「一時保護専任部署（一時保護所）」で115か所（49.6%）、配置されている職員の総計は2,971人であった。続けて「心理担当専任部署」が105か所（45.3%）で1,472人の配置、「虐待対応専任部署」が76か所（32.8%）で1,013人の配置、「地区担当児童福祉司専任部署」74か所（31.9%）で1,503人の配置という結果であった。また、1か所あたりの平均職員数は「一時保護専任部署（一時保護所）」が最も多く25.8人、「地区担当児童福祉司専任部署」が20.3人、「心理担当専任部署」が14.0人であった。

図表 54 専任部署の設置状況と人数配置について

分類	専任部署の “設置あり”		児童 福祉司	児童 心理司	相談員	その他 職員	合計
	N	%	人数	人数	人数	人数	人数
1 管理専任部署	51	22.0	14	2	0	244	260
2 措置事務関係専任部署	17	7.3	8	1	7	65	81
3 調査・企画専任部署	4	1.7	1	1	3	17	22
4 研修専任部署	3	1.3	5	0	0	16	21
5 市町村支援専任部署	14	6.0	24	1	4	2	31
6 インテーク専任部署	23	9.9	100	9	20	53	182
7 虐待対応専任部署	76	32.8	726	22	54	211	1,013
8 非行相談対応専任部署	2	0.9	5	1	0	7	13
9 障害相談対応専任部署	10	4.3	33	49	0	7	89
10 親子関係再構築等家族 支援専任部署	24	10.3	44	37	4	6	91
11 施設入所措置児童専任部署	18	7.8	128	22	0	11	161
12 里親支援専任部署	58	25.0	114	1	10	70	195
13 養子縁組専任部署	2	0.9	4	0	0	6	10
14 地区担当児童福祉司専 任部署	74	31.9	1,337	28	28	110	1,503
15 心理担当専任部署	105	45.3	220	1167	7	78	1,472
16 一時保護専任部署（一 時保護所）	115	49.6	121	51	11	2,788	2,971
17 意見聴取関係事業専任部署	1	0.4	0	0	1	1	2
18 アフターケア等社会的養護 自立支援事業専任部署	2	0.9	0	0	0	3	3
19 その他	11	4.7	49	3	9	12	73
20 専任部署の設置なし	67	28.9					

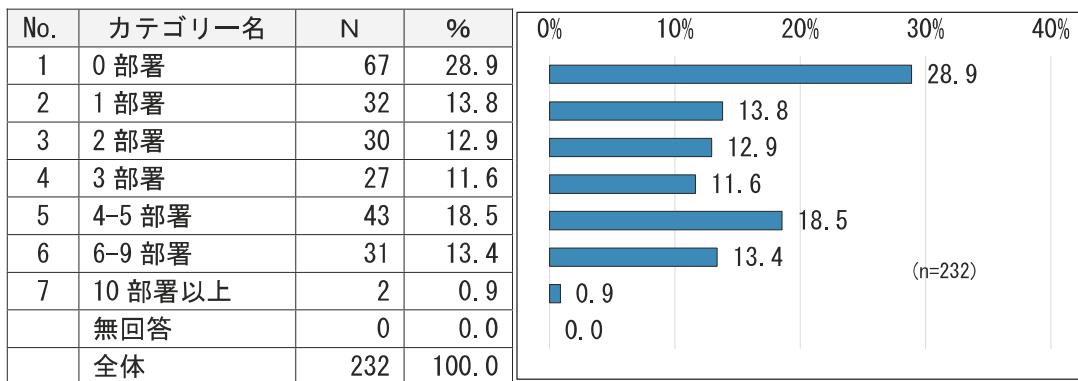
(図表 54 専任部署の設置状況と人数配置について)



図表 55 専任部署の 1 か所当たりの平均職員数

分類		1 か所当たり平均職員数
1	管理専任部署	5.1
2	措置事務関係専任部署	4.8
3	調査・企画専任部署	5.5
4	研修専任部署	7.0
5	市町村支援専任部署	2.2
6	インターク専任部署	7.9
7	虐待対応専任部署	13.3
8	非行相談対応専任部署	6.5
9	障害相談対応専任部署	8.9
10	親子関係再構築等家族支援専任部署	3.8
11	施設入所措置児童専任部署	8.9
12	里親支援専任部署	3.4
13	養子縁組専任部署	5.0
14	地区担当児童福祉司専任部署	20.3
15	心理担当専任部署	14.0
16	一時保護専任部署（一時保護所）	25.8
17	意見聴取関係事業専任部署	2.0
18	アフターケア等社会的養護自立支援事業専任部署	1.5
19	その他	6.6

図表 56 専任部署の設置状況：区分別



＜参考＞ 2017年調査における専任部署又は専任担当者の設置割合

図表 57 2017年調査における専任部署又は専任担当者の設置割合

専任部署又は専任担当者	設置数	設置比率
市区町村支援専任	22	9.6%
インターク専任	52	22.8%
虐待対応専任	98	43.0%
非行相談専任	9	3.9%
家族支援専任	41	18.0%
施設措置後の事例担当者	22	9.6%
里親・養子縁組支援専任	128	56.1%

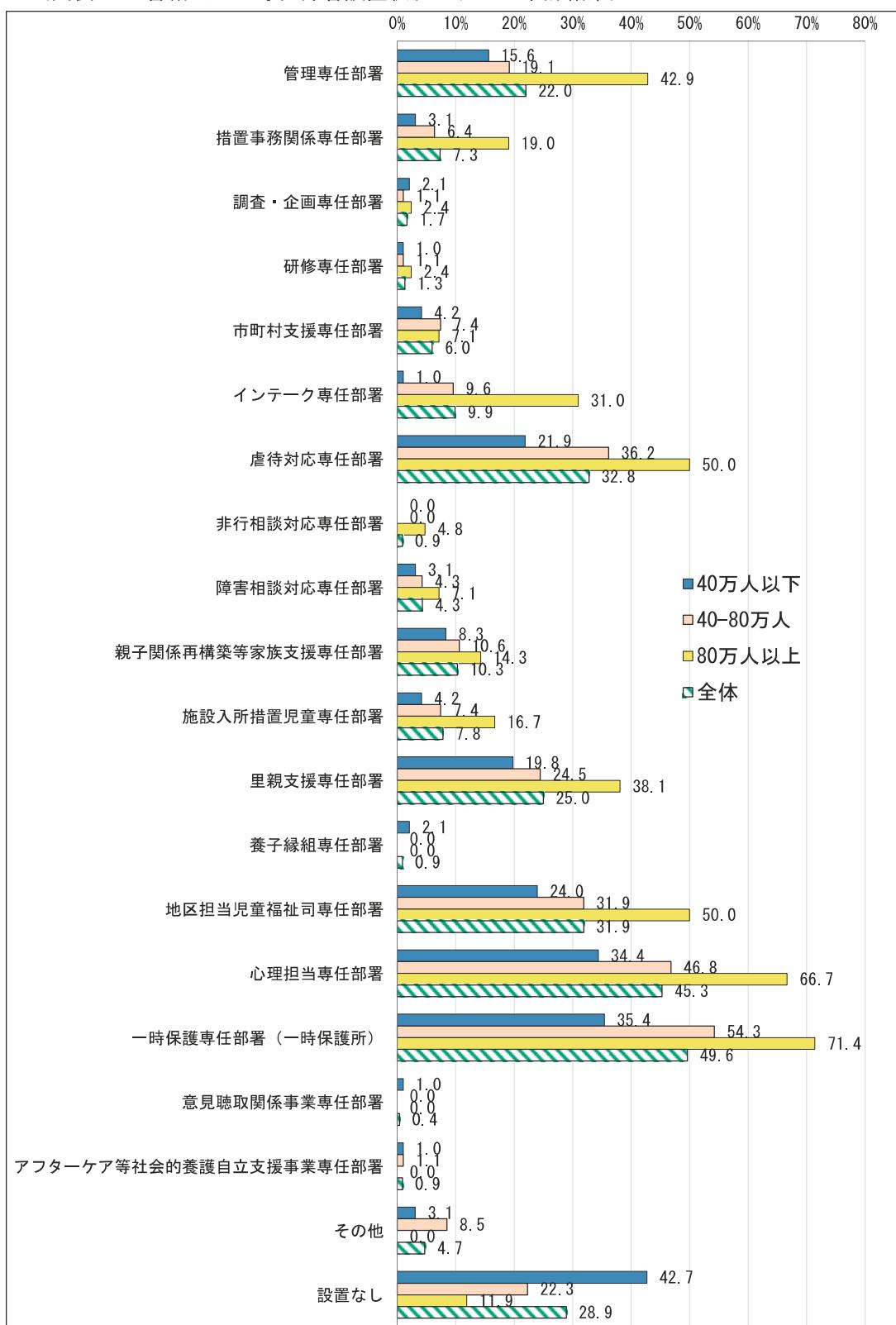
＜参考＞管轄人口と専任部署設置状況のクロス集計結果

管轄人口と専任部署設置状況をクロス集計した結果を以下に示す。

図表 58 管轄人口と専任部署設置状況のクロス集計結果

	40万人以下		40-80万人		80万人以上		全体	
	N	%	N	%	N	%	N	%
管理専任部署	15	15.6	18	19.1	18	42.9	51	22.0
措置事務関係専任部署	3	3.1	6	6.4	8	19.0	17	7.3
調査・企画専任部署	2	2.1	1	1.1	1	2.4	4	1.7
研修専任部署	1	1.0	1	1.1	1	2.4	3	1.3
市町村支援専任部署	4	4.2	7	7.4	3	7.1	14	6.0
インターク専任部署	1	1.0	9	9.6	13	31.0	23	9.9
虐待対応専任部署	21	21.9	34	36.2	21	50.0	76	32.8
非行相談対応専任部署	0	0.0	0	0.0	2	4.8	2	0.9
障害相談対応専任部署	3	3.1	4	4.3	3	7.1	10	4.3
親子関係再構築等家族支援専任部署	8	8.3	10	10.6	6	14.3	24	10.3
施設入所措置児童専任部署	4	4.2	7	7.4	7	16.7	18	7.8
里親支援専任部署	19	19.8	23	24.5	16	38.1	58	25.0
養子縁組専任部署	2	2.1	0	0.0	0	0.0	2	0.9
地区担当児童福祉司専任部署	23	24.0	30	31.9	21	50.0	74	31.9
心理担当専任部署	33	34.4	44	46.8	28	66.7	105	45.3
一時保護専任部署（一時保護所）	34	35.4	51	54.3	30	71.4	115	49.6
意見聴取関係事業専任部署	1	1.0	0	0.0	0	0.0	1	0.4
アフターケア等社会的養護自立支援事業専任部署	1	1.0	1	1.1	0	0.0	2	0.9
その他	3	3.1	8	8.5	0	0.0	11	4.7
設置なし	41	42.7	21	22.3	5	11.9	67	28.9
全児童相談所数	96	100.0	94	100.0	42	100.0	232	100.0

(図表 58 管轄人口と専任部署設置状況のクロス集計結果)



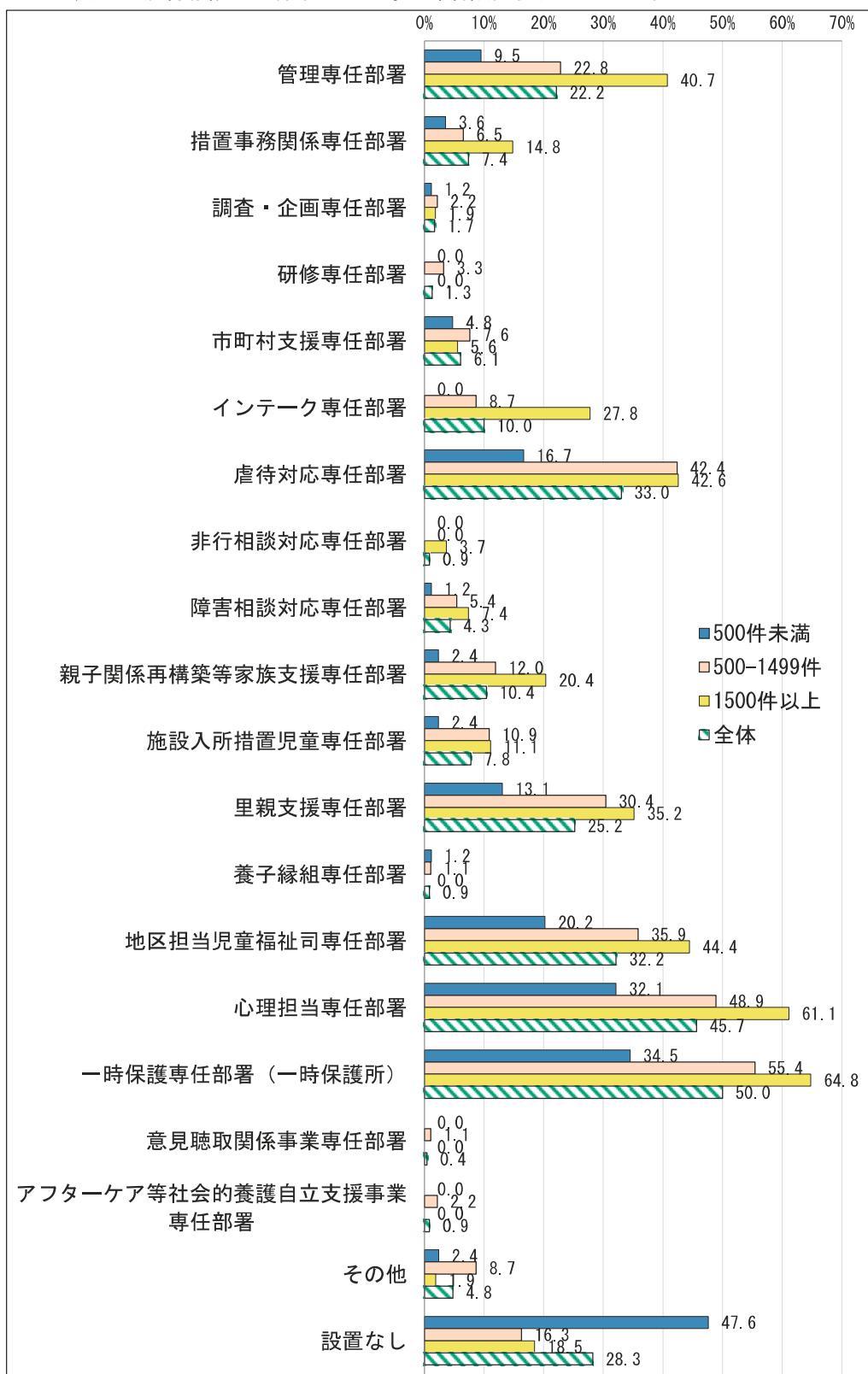
＜参考＞虐待相談対応件数と専任部署設置状況のクロス集計結果

虐待相談対応件数と専任部署設置状況をクロス集計した結果を以下に示す。

図表 59 虐待相談対応件数区分と専任部署設置状況のクロス集計

	500 件未満		500-1499 件		1500 件以上		全体	
	N	%	N	%	N	%	N	%
管理専任部署	8	9.5	21	22.8	22	40.7	51	22.2
措置事務関係専任部署	3	3.6	6	6.5	8	14.8	17	7.4
調査・企画専任部署	1	1.2	2	2.2	1	1.9	4	1.7
研修専任部署	0	0.0	3	3.3	0	0.0	3	1.3
市町村支援専任部署	4	4.8	7	7.6	3	5.6	14	6.1
インターク専任部署	0	0.0	8	8.7	15	27.8	23	10.0
虐待対応専任部署	14	16.7	39	42.4	23	42.6	76	33.0
非行相談対応専任部署	0	0.0	0	0.0	2	3.7	2	0.9
障害相談対応専任部署	1	1.2	5	5.4	4	7.4	10	4.3
親子関係再構築等家族支援専任部署	2	2.4	11	12.0	11	20.4	24	10.4
施設入所措置児童専任部署	2	2.4	10	10.9	6	11.1	18	7.8
里親支援専任部署	11	13.1	28	30.4	19	35.2	58	25.2
養子縁組専任部署	1	1.2	1	1.1	0	0.0	2	0.9
地区担当児童福祉司専任部署	17	20.2	33	35.9	24	44.4	74	32.2
心理担当専任部署	27	32.1	45	48.9	33	61.1	105	45.7
一時保護専任部署（一時保護所）	29	34.5	51	55.4	35	64.8	115	50.0
意見聴取関係事業専任部署	0	0.0	1	1.1	0	0.0	1	0.4
アフターケア等社会的養護自立支援事業専任部署	0	0.0	2	2.2	0	0.0	2	0.9
その他	2	2.4	8	8.7	1	1.9	11	4.8
設置なし	40	47.6	15	16.3	10	18.5	65	28.3
児童相談所数	84	100.0	92	100.0	54	100.0	232	100.0

(図表 59 虐待相談対応件数区分と専任部署設置状況のクロス集計)



#### 4. 児童相談所の相談体制に関する各種統計について

##### (1) 小括

本調査後のことども家庭庁からの通知（「令和4年度福祉行政報告例の適切な報告等について（依頼）」令和6年1月26日）で、本調査にも活用した福祉行政報告例書式による報告の見直しがなされ、各自治体において再集計が行われている。そのため、本調査での数値はその後に各自治体で見直しがされており、正確なものではない可能性があることをまず述べておきたい。

また、本調査での児童虐待相談対応件数は、ことども家庭庁が令和5（2023）年9月に公表した速報値に比べて件数が多かった。あくまで本調査に各児童相談所が回答した数値であることを前提に、以下の小括を行いたい。

###### 1) 児童虐待相談件数

児童虐待相談受付件数（以下、虐待受付件数）では、「500件未満」が最も多く35.8%であった。一方で、2000件以上の児童相談所が13.4%あった。前回2017年調査と比較すると、「500件未満」の比率がほぼ半減しており、2,000件以上の比率が10ポイント増加している。全体的な件数増が顕著であった。児童虐待相談対応件数（以下、虐待対応件数）では、最大値の児童相談所の件数は最小値の児童相談所の件数の263倍となっており、児童相談所による虐待対応件数の大きな差が確認できる。

###### 2) 相談種別ごとの対応件数

相談種別ごとの対応件数（以下、相談対応件数）割合では、「児童虐待相談」が4割弱となっているのがわかる。次に「障害相談」が3割強、「養護相談」が1割強と続いている。「育成相談」は7.0%、「非行相談」は2.1%であり、両相談種別の比率が低いことが分かる。なお、これは全国の集計であり、自治体ごとに見ると、相談対応件数の比率が大きく違うことが想定できる。

###### 3) 対応種別ごとの対応件数

対応種別ごとの比率を見ると、「助言指導」が4分の3を占めており、1回または数回の面接や訪問等により終結している事例が多数を占めていることがわかる。次に多いのが「継続指導」であり、1割強であった。以下、「市町村送致」が2.6%、「児童福祉司指導」が1.5%、「他機関あっせん」が1.4%、「児童福祉施設入所」が1.2%、「障害児施設入所等への利用契約」が1.2%と続けていた。なお、「児童福祉司指導」はほとんどの児童相談所でとられているが、件数に大きな開きがあり、「継続指導」と比較して「児童福祉司指導」の方を多くとっている児童相談所は数自治体に限定されていた。また、「市町村送致」は5割強の児童相談所で行っていたが、特に都市部の特定自治体において突出して件数が多かった。

対応種別の選択については自治体により対応方針決定の考え方には相違があり、比率が異なることが想定される。

#### 4) 児童虐待防止法関係の対応件数

児童虐待防止法関係の対応を取った件数は、「出頭要求」が 53 件、「立入調査」が 50 件、「保護者指導勧告」が 25 件、「面会通信の制限」が 15 件、「接近禁止命令」が 10 件、「親権停止審判」が 8 件となっていた。これらを行った児童相談所の数を見ると、

「出頭要求」と「立入調査」がそれぞれ 1 割強、「臨検捜索」を行った児童相談所は 6 か所となっていた。また、「保護者指導勧告」は 1 か所の児童相談所で 14 件行っており、「接近禁止命令」の 10 件は全て 1 か所の児童相談所による実施であった。

#### 5) 児童福祉司一人当たりの持ちケース数

令和 5 (2023) 年 9 月 25 日から 10 月 20 日までの任意の 1 日を時点として、関与している事例数について回答を求め（調査継続中を含む）、これを児童福祉司数で割って、児童福祉司一人当たりの持ちケース数を算出した。

なお、本設問には、大規模自治体等一定数の児童相談所からは回答が得られていない。上記事例数を各児童相談所の児童福祉司数で割った結果によると、児童福祉司スーパーバイザーを含む場合は、最小値 0.9 件、最大値 114.6 件、平均値 31.4 件、中央値 26.5 件であり、児童福祉司スーパーバイザーを含まない場合は、最小値 1.2 件、最大値 133.7 件、平均値 39.3 件、中央値 33.5 件であった。

2017 年調査では、児童福祉司一人当たり継続関与ケース数（平成 29 (2017) 年 3 月 31 日時点での継続指導、児童福祉司指導、里親委託、施設入所のケース数の合計を、ケースを持つスーパーバイザー数を含めた児童福祉司数で割った数値）が最小値 2.7 件、最大値 264.7 件、平均値 39.1 件であった。2017 年調査では、調査継続中のケース数が含まれていないため、当時の児童福祉司一人当たりの持ちケース数よりは少なくなっていると考えられる。

ある時点での持ちケース数を対応種別別に見ると、「調査継続中」が 3 分の 1 を占めて最も多い。次に「継続指導」が 3 割弱となっている。さらに、「児童福祉施設入所」のケースが約 15% と続いている。調査中と在宅指導のケース対応が対応種別の多くを占めていることが伺える。

( 川松 亮 )

## (2) 児童虐待相談の受付件数と対応件数

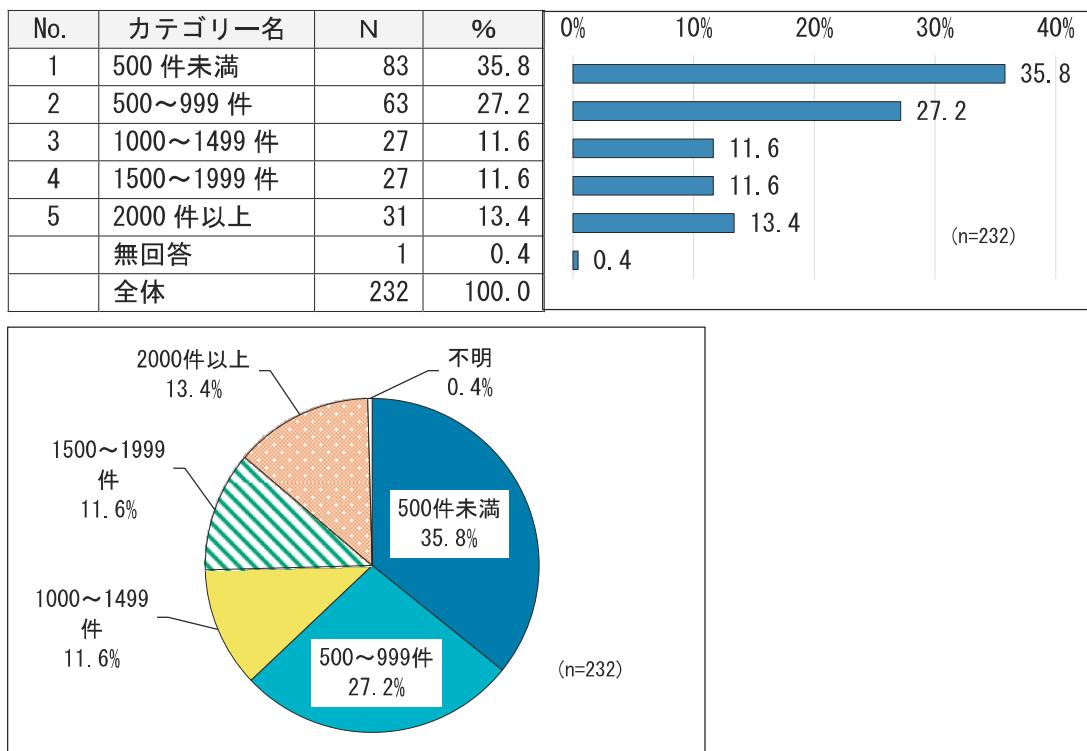
### 1) 児童虐待相談受付件数

令和4(2022)年度の児童虐待相談受付件数について500件毎に区分した結果、「500件未満」が最も多く、83か所(35.8%)であった。続いて、「500~999件」が63か所(27.2%)、「2000件以上」が31か所(13.4%)であった。無回答の児童相談所が1か所あったが、総計は235,403件であった。なお、最小値が19件、最大値が5,940件、平均値が1,019件であった。

図表 60 児童虐待相談受付件数(1)

児童虐待相談受付件数	235,403 件 (回答: 231/232か所)
------------	---------------------------

図表 61 児童虐待相談受付件数(2)



<参考>2017年調査との比較

2017年調査との比較結果を以下の通り示す。それにあたって今回調査の人数区分を2017年調査に合わせて比較を行なっている。なお、2017年調査では本所と支所を分けて分析しており、単純な比較はできないため、参考として示す。

図表62 2017年調査との比較（児童虐待相談受付件数）



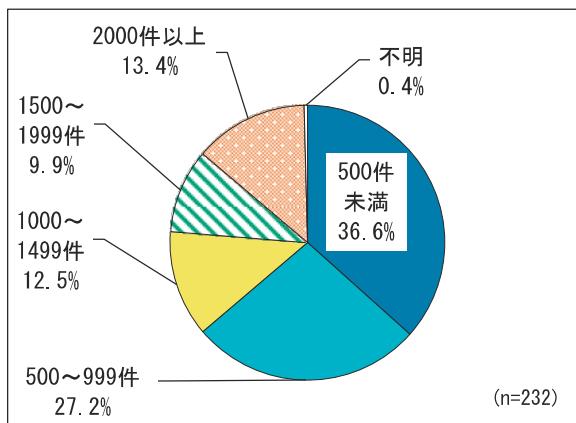
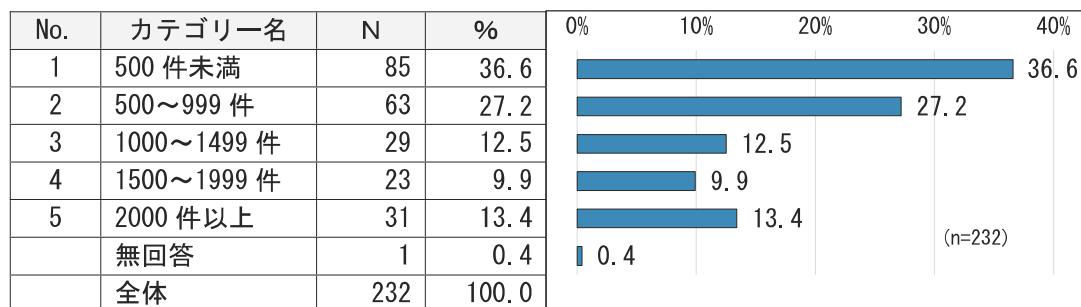
## 2) 児童虐待相談対応件数

令和4（2022）年度の児童虐待相談対応件数について500件毎に区分した結果、「500件未満」が最も多く、85か所（36.6%）であった。続いて、「500～999件」が63か所（27.2%）、「2000件以上」が31か所（13.4%）であった。無回答の児童相談所が1か所あったが、総計は227,577件であった。なお、最小値が16件、最大値が4,208件、平均値が985件であった。

図表 63 児童虐待相談対応件数(1)

児童虐待相談対応件数	227,577 件 (回答：231/232か所)
------------	--------------------------

図表 64 児童虐待相談対応件数(2)



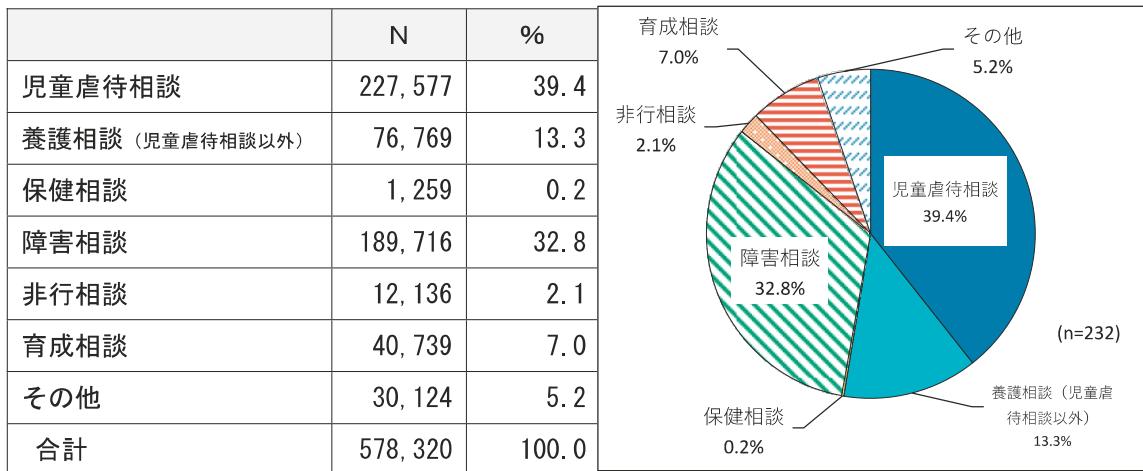
### (3) 相談種別ごとの相談対応件数

令和4（2022）年度の相談種別ごとの相談対応件数について、以下に示す。全児童相談所の回答を足した結果、養護相談は76,769件、保健相談は1,259件、障害相談は189,716件、非行相談は12,136件、育成相談は40,739件、その他の相談が30,124件であった。

図表 65 相談種別ごとの相談対応件数

	合計 (件数)	最小 (件数)	最大 (件数)	平均 (件数)	無回答 (児童相談所数)
① 養護相談	76,769	5	4,875	332.3	1
② 保健相談	1,259	0	495	5.5	2
③ 障害相談	189,716	13	6,093	821.3	1
④ 非行相談	12,136	1	496	52.5	1
⑤ 育成相談	40,739	6	3,140	176.4	1
⑥ その他	30,124	0	3,427	130.4	1

図表 66 虐待相談を加えた相談種類別件数割合



(4) 対応種別ごとの対応件数

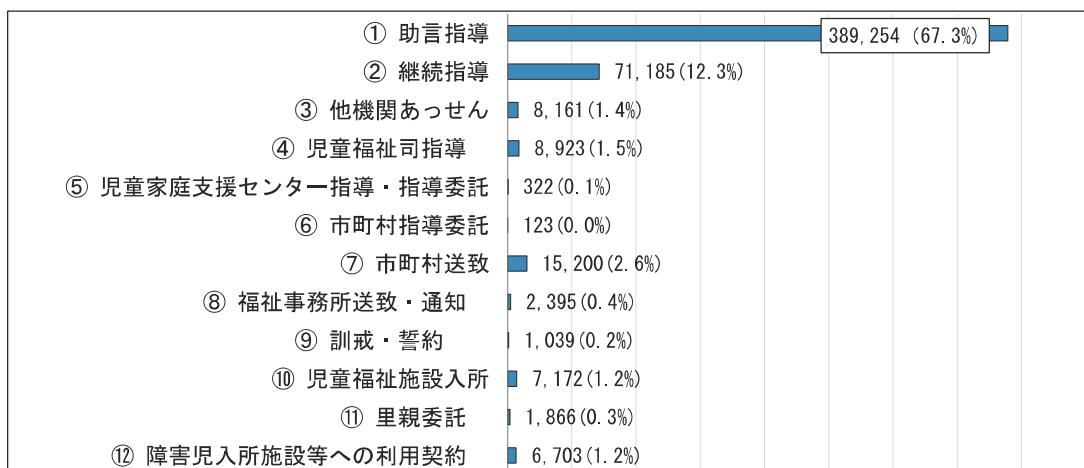
令和4(2022)年度の相談種別ごとの対応件数について、以下に示す。全児童相談所の回答を足した結果、助言指導は389,254件、継続指導は71,185件、他機関あっせんは8,161件、児童福祉司指導は8,923件、児童家庭支援センター指導・指導委託は322件、市区町村指導委託は123件、市町村送致は15,200件、福祉事務所送致・通知は2,395件、訓戒・誓約は1,039件、児童福祉施設入所は7,172件、里親委託は1,866件、障害児入所施設等への利用契約は6,703件であった。

図表 67 対応種別ごとの対応件数

	合計 (件数)	最小 (件数)	最大 (件数)	平均 (件数)	無回答 (児童相談所数)
① 助言指導	389,254	78	12,532	1,685.1	1
② 継続指導	71,185	1	3,274	308.2	1
③ 他機関あっせん	8,161	0	499	35.3	1
④ 児童福祉司指導	8,923	0	825	38.6	1
⑤ 児童家庭支援センターガー指導・指導委託	322	0	42	1.4	5
⑥ 市町村指導委託	123	0	18	0.5	6
⑦ 市町村送致	15,200	0	1,267	66.4	3
⑧ 福祉事務所送致・通知	2,395	0	321	10.4	1
⑨ 訓戒・誓約	1,039	0	65	4.6	4
⑩ 児童福祉施設入所	7,172	0	208	31.0	1
⑪ 里親委託	1,866	0	62	8.1	2
⑫ 障害児入所施設等への利用契約	6,703	0	1,708	29.8	7

図表 68 対応種別ごとの対応件数の相談対応件数総数に対する割合

	N	%
① 助言指導	389, 254	67. 3
② 継続指導	71, 185	12. 3
③ 他機関あっせん	8, 161	1. 4
④ 児童福祉司指導	8, 923	1. 5
⑤ 児童家庭支援センター指導・指導委託	322	0. 1
⑥ 市町村指導委託	123	0. 0
⑦ 市町村送致	15, 200	2. 6
⑧ 福祉事務所送致・通知	2, 395	0. 4
⑨ 訓戒・誓約	1, 039	0. 2
⑩ 児童福祉施設入所	7, 172	1. 2
⑪ 里親委託	1, 866	0. 3
⑫ 障害児入所施設等への利用契約	6, 703	1. 2

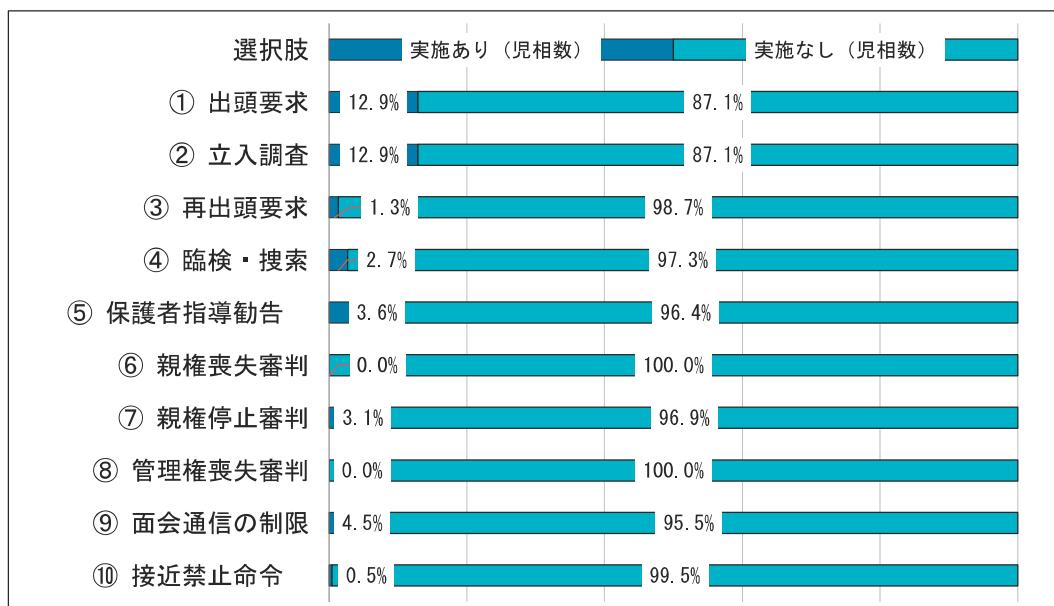


### (5) 児童虐待防止法関係の対応件数

令和4（2022）年度の児童虐待防止法関係の対応件数について、以下に示す。全児童相談所の回答を足した結果、「出頭要求」は53件、「立入調査」は50件、「再出頭要求」は4件、「臨検・搜索」は7件あった。また、「保護者指導勧告」は25件、「親権停止審判」は8件、「面会通信の制限」は15件、「接近禁止命令」は10件であった。なお、「親権喪失審判」と「管理権喪失審判」は0件であった。また、本設問については「親権喪失審判」と「管理権喪失審判」に関する報告が0件であったほか、全ての項目において無回答の児童相談所が一定数あったことに留意したい。

図表 69 児童虐待防止法関係の対応件数

	実施あり (児童相談所数)	実施なし (児童相談所数)	合計 (件数)	最大 (件数)	無回答 (児童相談所数)
① 出頭要求	29	196	53	5	7
② 立入調査	29	196	50	5	7
③ 再出頭要求	3	220	4	1	9
④ 臨検・搜索	6	217	7	2	9
⑤ 保護者指導勧告	8	216	25	14	8
⑥ 親権喪失審判	0	222	0	0	10
⑦ 親権停止審判	7	216	8	2	9
⑧ 管理権喪失審判	0	222	0	0	10
⑨ 面会通信の制限	10	213	15	2	9
全部制限	10	212	13	2	10
面会制限	4	219	5	2	9
通信制限	3	220	4	2	9
⑩ 接近禁止命令	1	221	10	10	10



## (6) 担当事例（ケース）数の現状について

### 1) 現在、関与している事例数

令和5（2023）年9月25日から10月20日までの任意の1日を時点として、関与している事例数について回答を求めた。回答のなかった10か所を除く全児童相談所の関与事例数は182,688件で、平均は822.9件であった。なお、本結果については公式の定義が存在せず、回答された事例数については、一部の回答に疑義がある可能性があり（管轄人口に比して事例数が少ない、児童福祉施設入所中ケースが0という回答等）正確に把握できているかどうかには留保が必要である。また、大規模な自治体の児童相談所からの回答が得られていないことにも留保が必要である。

図表70 担当事例数の現状：現在関与している事例数

	合計 (件数)	最小 (件数)	最大 (件数)	平均 (件数)	無回答 (児童相談所数)
関与事例数	182,688	7	4,865	822.9	10

### 2) 対応状況の内訳

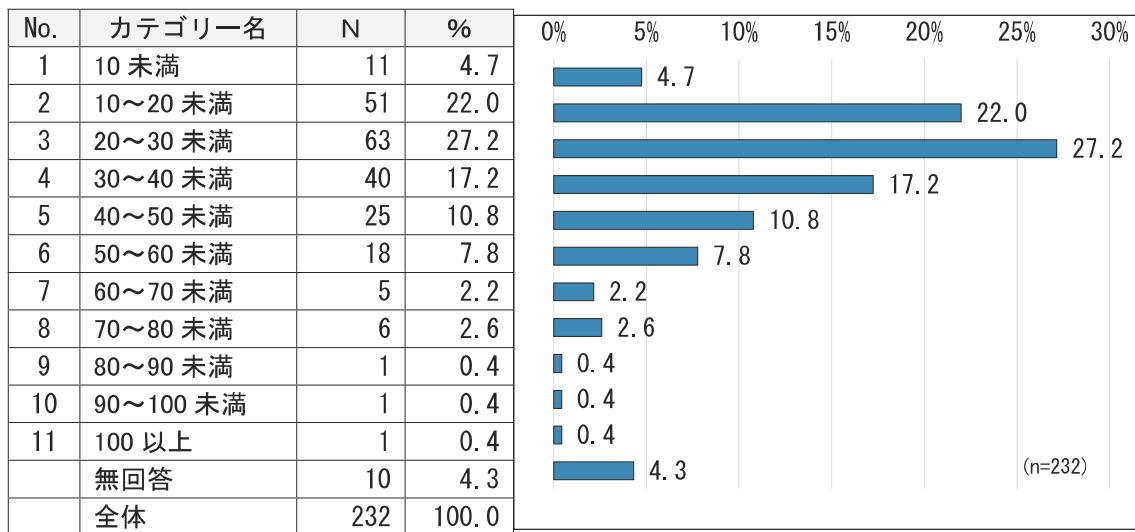
令和5（2023）年9月25日から10月20日までの任意の1日を時点として、関与している事例の対応状況の内訳を以下に示す。全児童相談所の回答を足した結果、児童福祉司指導は12,207件、継続指導は49,568件、児童福祉施設入所は28,258件、里親等委託は6,811件、調査継続中は63,226件、児童自立生活援助事業は931件、障害児施設利用契約は3,026件、その他は18,882件であった。

図表71 担当事例数の現状：対応状況の内訳

	合計 (件数)	最小 (件数)	最大 (件数)	平均 (件数)	無回答 (児童相談所数)
① 児童福祉司指導	12,207	0	1,190	55.2	11
② 継続指導	49,568	0	3,551	224.3	11
③ 児童福祉施設入所	28,258	0	589	127.9	11
④ 里親等委託	6,811	0	163	30.8	11
⑤ 調査継続中	63,226	0	3,327	286.1	11
⑥ 児童自立生活援助事業	931	0	23	4.2	12
⑦ 障害児施設利用契約	3,026	0	152	13.9	14
⑧ その他	18,882	0	4,235	89.5	21
合計	182,909				

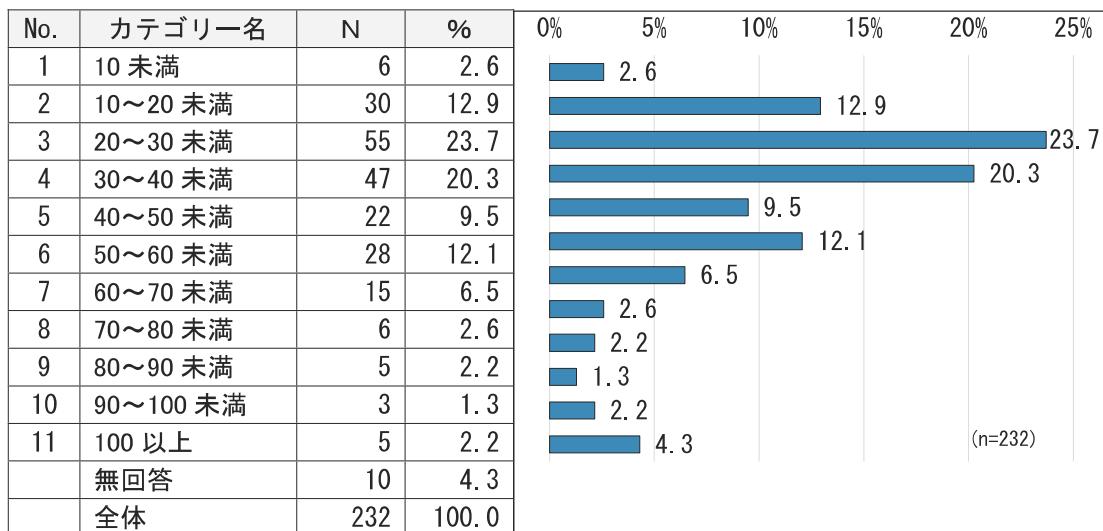
3) 児童福祉司一人当たり持ちケース数（スーパーバイザーを含む、里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く、Nは児童相談所数）

図表 72 児童福祉司一人当たりの持ちケース数（スーパーバイザー含む）



4) 児童福祉司一人当たり持ちケース数（スーパーバイザーを除く、里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く、Nは児童相談所数）

図表 73 児童福祉司一人当たりの持ちケース数（スーパーバイザー除く）



## 5. 子どもの権利擁護を推進するための体制整備の状況

### (1) 小括

本節では、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）（以下、改正法）の施行を受けた子どもの権利擁護を推進するための体制整備状況について分析した。

まず、（2）の都道府県の児童福祉審議会等を活用した環境整備である。ここでは、「実施を検討中」が134か所（57.8%）と最も多いことが示された。

次に、（3）の児童相談所や児童福祉施設・里親家庭における意見聴取等である。

1) の一時保護にかかる意見聴取の実施状況では、「既に実施している」が134か所（57.8%）と最も多いことが示された。担当している職種では、「児童福祉司」が120か所（89.6%）と最も多く、次いで「児童心理司」が110か所（82.1%）であることが示された。

2) の施設入所措置、里親委託にかかる意見聴取の実施状況では、「既に実施している」が130か所（56.0%）と最も多いことが示された。担当している職種では、「児童福祉司」が124か所（95.4%）と最も多く、次いで「児童心理司」が110か所（84.6%）であることが示された。

それから、（4）の意見表明等支援事業である。実施状況（予定を含む）では、「実施を検討中」が108か所（46.6%）で最も多く、次いで「既に実施している」が70か所（30.2%）であることが示された。意見表明等支援事業の実施機関では、「NPO法人」が20か所（28.6%）と最も多く、次いで「弁護士会（弁護士会推薦の弁護士）」が14か所（20.0%）であった。

最後に、（5）の子どもの権利擁護の推進に関する児童相談所の取組み全体である。

1) 人材育成の観点からの課題は、「あり」が174か所（75.0%）と最も多いことが示された。具体的な内容では、“子どもの権利条約の考え方や内容が相談支援の実務に充分反映されていないこと”や“子どもの年齢や発達の程度等に応じて説明や意見聴取等を適切に行うための知識やスキルの習得”、“職員の子どもの意見表明権に関する理解の確認と子どもの意見を尊重することを大切にしたケースワークの具体的イメージを描ける力を持つこと”等の意見があった。2) 人材育成の観点からこれから取り組みたいことは、「あり」が154か所（66.4%）と最も多いことが示された。具体的な内容では、“相談支援の実務の中に、子どもの権利条約の言葉や内容を意識的に盛り込み、日常化させて活動していくこと”、“子どもの権利擁護や子どもへの説明の仕方及び意見聴取、アドボケイト等に関する研修の実施。意見聴取の手順の整理等を含む業務の標準化”、“冊子やリーフレット等を活用し、より子どもがわかりやすいように説明をしていく”等の意見があった。

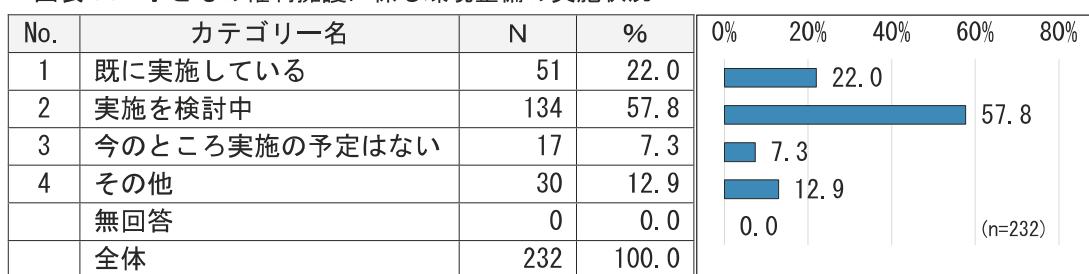
（ 薬師寺 真 ）

(2) 子どもの権利擁護に係る環境整備について

1) 子どもの権利擁護に係る環境整備に関する取組みの実施状況

改正法で都道府県の業務に位置付けられた子どもの権利擁護に係る環境整備の実施状況について、「実施を検討中」が最も多く134か所(57.8%)、続いて「既に実施している」が51か所(22.0%)、「その他」が30か所(12.9%)であった。

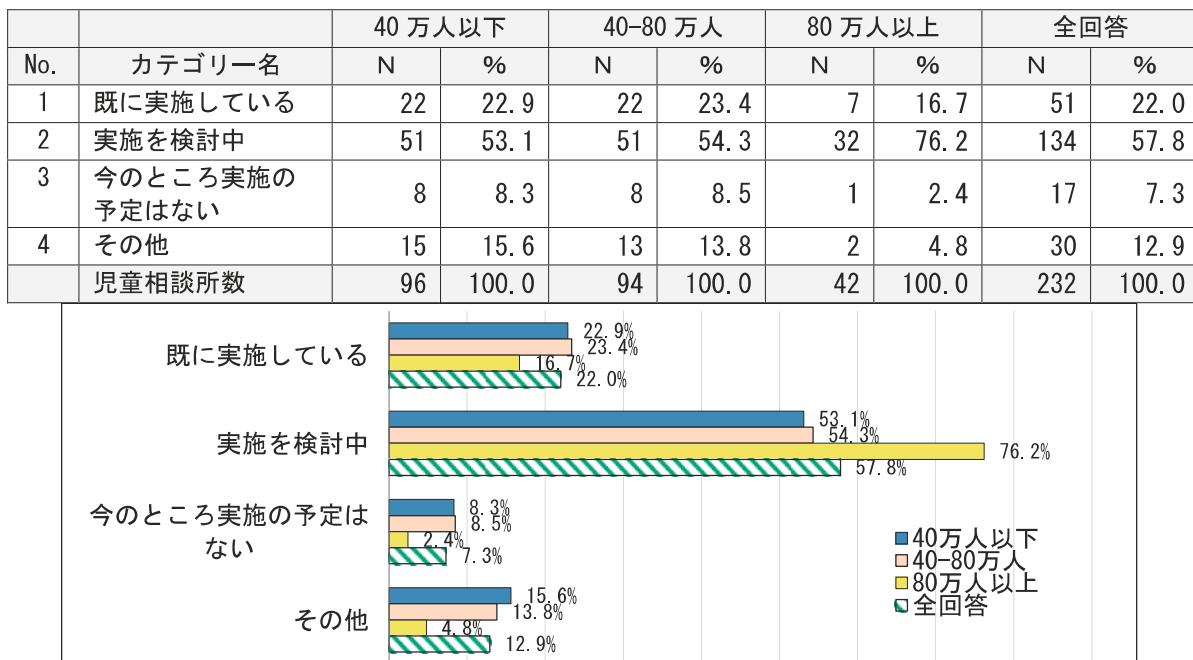
図表74 子どもの権利擁護に係る環境整備の実施状況



<参考>管轄人口と子どもの権利擁護に係る環境整備の取組み状況のクロス集計結果

管轄人口と子どもの権利擁護に係る環境整備の取組み状況をクロス集計した結果を以下に示す。

図表75 管轄人口と子どもの権利擁護に係る環境整備の実施状況のクロス集計

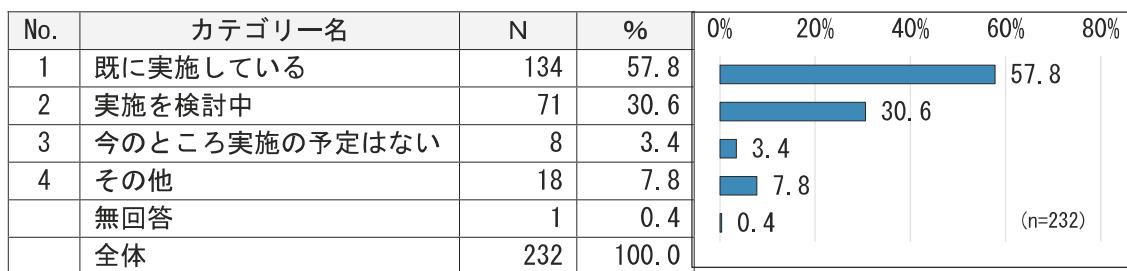


(3) 児童相談所や児童福祉施設・里親家庭における意見聴取等について

1) 一時保護にかかる意見聴取の実施状況

改正法による意見聴取等措置について、一時保護にかかる意見聴取の実施状況は「既に実施している」が最も多く 134 か所 (57.8%) 、続いて「実施を検討中」が 71 か所 (30.6%) 、「その他」が 18 か所 (7.8%) であった。

図表 76 一時保護にかかる意見聴取の実施状況

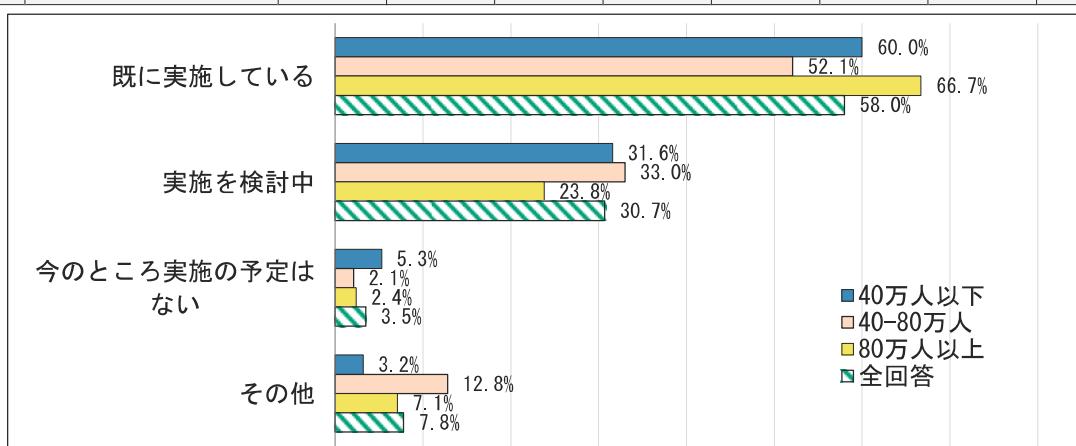


<参考>管轄人口と一時保護にかかる意見聴取の取組み状況のクロス集計結果

管轄人口と一時保護にかかる意見聴取の取組み状況をクロス集計した結果を以下に示す。

図表 77 管轄人口と一時保護にかかる意見聴取の実施状況のクロス集計

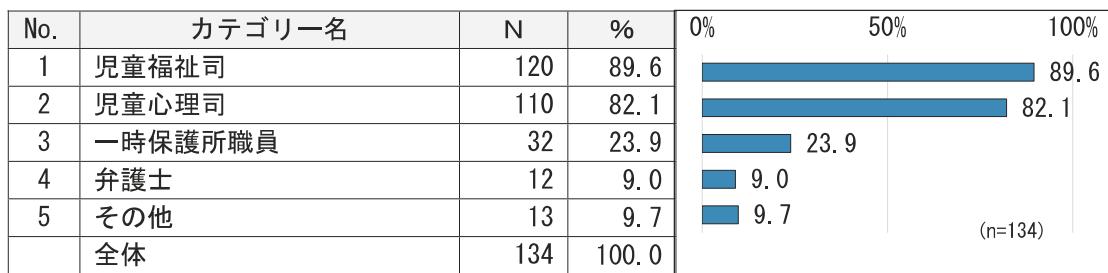
No.	カテゴリー名	40万人以下		40-80万人		80万人以上		全回答	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	既に実施している	57	60.0	49	52.1	28	66.7	134	58.0
2	実施を検討中	30	31.6	31	33.0	10	23.8	71	30.7
3	今のところ実施の予定はない	5	5.3	2	2.1	1	2.4	8	3.5
4	その他	3	3.2	12	12.8	3	7.1	18	7.8
	児童相談所数	95	100.0	94	100.0	42	100.0	231	100.0



2) 一時保護にかかる意見聴取を担当している職員（複数回答）

一時保護にかかる意見聴取を「既に実施している」と回答した児童相談所で意見聴取を担当している職員は「児童福祉司」が最も多く 120 か所 (89.6%)、続いて「児童心理司」が 110 か所 (82.1%) であった。

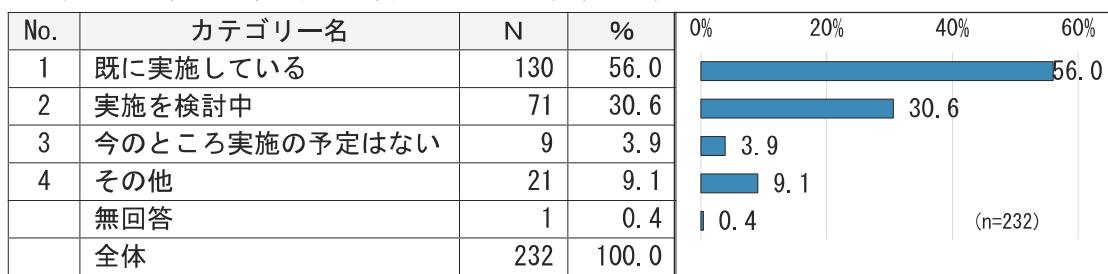
図表 78 一時保護にかかる意見聴取の担当職員



3) 施設入所措置、里親委託にかかる意見聴取の実施状況

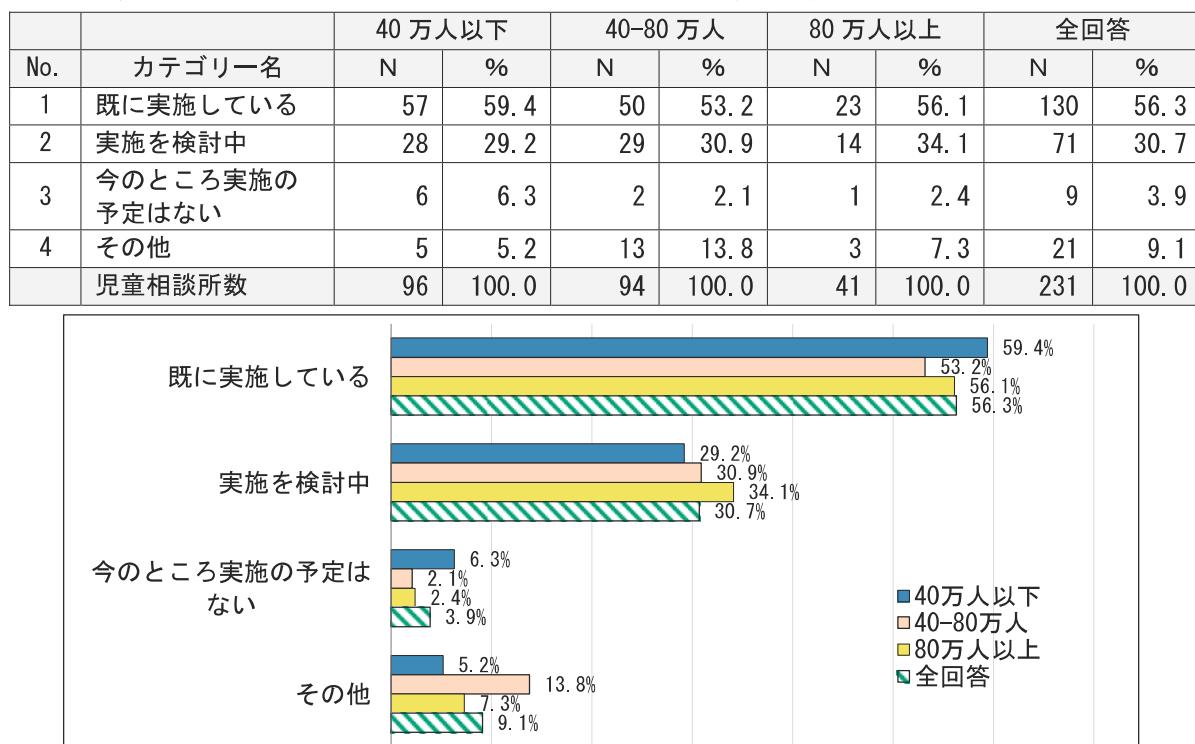
改正法による意見聴取等措置について、施設入所措置、里親委託にかかる意見聴取の実施状況は「既に実施している」が最も多く 130 か所 (56.0%)、続いて「実施を検討中」が 71 か所 (30.6%)、「その他」が 21 か所 (9.1%) であった。

図表 79 施設入所措置、里親委託にかかる意見聴取の実施状況



＜参考＞管轄人口と施設入所措置、里親委託にかかる意見聴取実施状況のクロス集計結果  
管轄人口と施設入所措置、里親委託にかかる意見聴取の実施状況をクロス集計した結果を以下に示す。

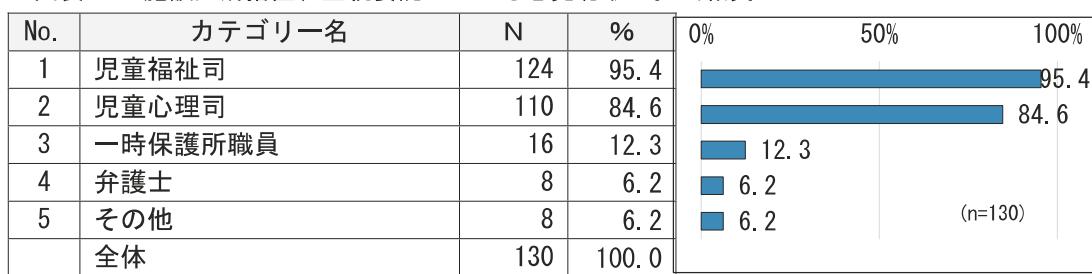
図表 80 管轄人口と施設入所措置、里親委託にかかる意見聴取実施状況のクロス集計



#### 4) 施設入所措置、里親委託にかかる意見聴取を担当している職員（複数回答）

施設入所措置、里親委託にかかる意見聴取を「既に実施している」と回答した児童相談所で意見聴取を担当している職員は「児童福祉司」が最も多く 124 か所 (95.4%)、続いて「児童心理司」が 110 か所 (84.6%) であった。

図表 81 施設入所措置、里親委託にかかる意見聴取の担当職員

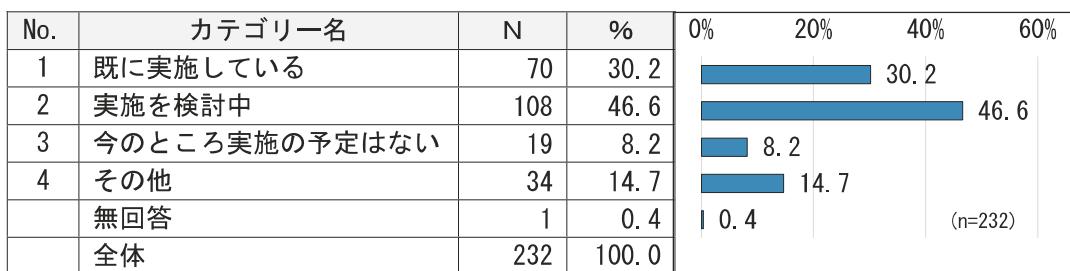


#### (4) 意見表明等支援事業について

##### 1) 意見表明等支援事業に関する取組みの実施状況

改正法による意見表明等支援事業の実施状況は「実施を検討中」が最も多く 108 か所 (46.6%)、続いて「既に実施している」が 70 か所 (30.2%)、「その他」が 34 か所 (14.7%) であった。

図表 82 意見表明等支援事業の実施状況

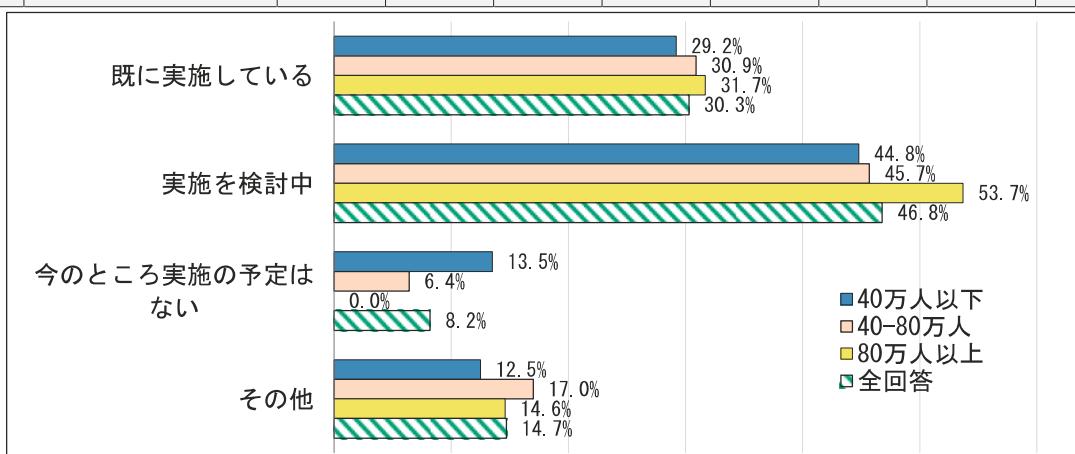


##### <参考>管轄人口と意見表明等支援事業実施状況のクロス集計結果

管轄人口と意見表明等支援事業実施状況をクロス集計した結果を以下に示す。

図表 83 管轄人口と意見表明等支援事業実施状況のクロス集計結果

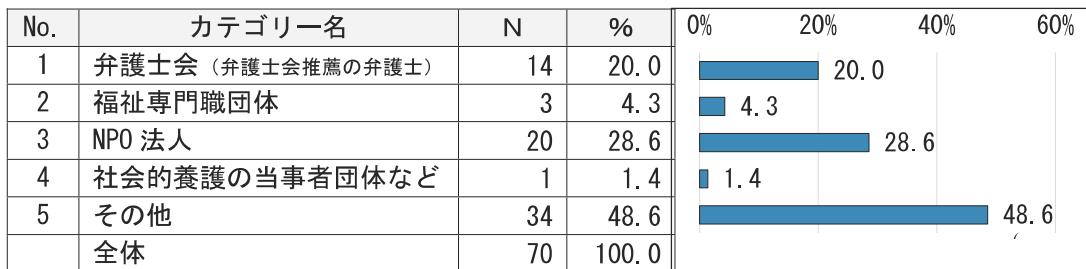
No.	カテゴリー名	40万人以下		40~80万人		80万人以上		全回答	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	既に実施している	28	29.2	29	30.9	13	31.7	70	30.3
2	実施を検討中	43	44.8	43	45.7	22	53.7	108	46.8
3	今のところ実施の予定はない	13	13.5	6	6.4	0	0.0	19	8.2
4	その他	12	12.5	16	17.0	6	14.6	34	14.7
	児童相談所数	96	100.0	94	100.0	41	100.0	231	100.0



## 2) 意見表明等支援事業の実施機関（複数回答）

意見表明等支援事業を「既に実施している」と回答した児童相談所で実施を担当している機関は「その他」が最も多く 34 か所（48.6%）、続いて「NPO 法人」が 20 か所（28.6%）、「弁護士会」が 14 か所（20.0%）であった。

図表 84 意見表明等支援事業の実施機関



## （5）子どもの権利擁護の推進に関する児童相談所の取組み全体について

### 1) 児童相談所の取組み全体について人材育成の観点から課題となっていること

子どもの権利擁護の推進に関する児童相談所の取組み全体について、人材育成の観点から課題となっていることが「あり」と回答した児童相談所は 174 か所（75.0%）であった。

図表 85 子どもの権利擁護の推進：人材育成の観点からの課題

No.	カテゴリー名	N	%
1	あり	174	75.0
2	特になし	52	22.4
	無回答	6	2.6
	全体	232	100.0

[「あり」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。なお、以降全ての自由記述の見出しと件数の結果表については「あり」と回答した児童相談所でも記述がない場合や、複数の見出しに当てはまる記述内容があることから、件数の総数と「あり」と回答した児童相談所数が合致していないことをご留意いただきたい。また、ここではカテゴリー名の一覧のみを示しているが、記述内容の詳細については資料編もご参照いただきたい。

図表 86 子どもの権利擁護の推進：人材育成の観点から課題になっている内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	職員の理解や知識、援助技術が十分でない／ばらつきがある	40	23.0
2	専門性のある職員の不足から、人材の確保や研修を実施する必要性	35	20.1
3	改正法の趣旨に沿った意見聴取の実施のための具体的な仕組み作りの必要性	31	17.8
4	意見表明等支援事業を委託できる団体等の確保・連携するまでの課題	23	13.2
5	組織としての方針が未確立・取組み推進に必要な余裕がない	19	10.9
6	意見表明等支援の方法と実効性の担保	14	8.0
7	第三者の立場で関わる人材の確保や環境等の整備	6	3.4
8	児童への説明内容や聴取方法等の平準化・標準化	4	2.3
	「あり」と回答した児童相談所数	174	100.0

2) 児童相談所の取組み全体について人材育成の観点からこれから取り組みたいこと  
子どもの権利擁護の推進に関する児童相談所の取組み全体について、人材育成の観点からこれから取り組みたいことが「あり」と回答した児童相談所は 154 か所 (66.4%) であった。

図表 87 子どもの権利擁護の推進：人材育成の観点から取り組みたいこと

No.	カテゴリー名	N	%
1	あり	154	66.4
2	特になし	68	29.3
	無回答	10	4.3
	全体	232	100.0

[「あり」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 88 子どもの権利擁護の推進：人材育成の観点から取り組みたい内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	専門性を高めるための研修の実施・人材の養成	51	33.1
2	意見表明等支援に関する具体的な取組みの方策等	47	30.5
3	改正法の趣旨への理解を深めるための取組み	28	18.2
4	取組み等について検討する場の設置	14	9.1
5	意見聴取に関する具体的な取組みの方策等	7	4.5
6	他自治体の取組みや検討状況の調査等	6	3.9
	「あり」と回答した児童相談所数	154	100.0

## 6. 子どもと家庭を支援するための相談体制や関係機関との協働等の状況

### (1) 小括

本節では児童相談所の基本的な相談体制と、関係機関（民間NPO含む）との協働関係について基礎データの分析を行った。

#### 1) 援助方針会議の開催について

援助方針会議の開催に関しては、令和5（2023）年7月～8月の2ヶ月間の定例の援助方針会議の開催回数の最大値は135回、最小値は0回との回答となっている。定例の援助方針会議は、通常毎週1回開催であるので、2か月間であれば8回との回答が予測されるが、平均値は11.2回との分析結果であった。また、最大値135回、最小値0回という回答結果からは、児童相談所設置の地域差、定例の援助方針会議の持ち方の違いを示唆するような結果が得られた。定例の毎週の援助方針会議のほか、警察からの面前DV通告等について、市区町村に対する送致を緊急受理会議と同時に緊急の援助方針会議を開催して援助方針を決定している案件も含まれての回答結果である可能性も示唆される。

援助方針会議の平均所要時間や平均提出事例件数についても、平均所要時間が平均値2.4時間、最大値11時間、最小値0時間であり、平均提出事案数が平均値25.5件、最大値336件、最小値0件という結果であり、援助方針会議の開催回数と同様の傾向であった。

また、援助方針会議について、人材育成の観点から課題となっているとの回答が75.9%、その観点から工夫しているとの回答が69.4%と高率であった。工夫しているとの回答のうち、自由記述において、①会議資料のペーパーレス化を図っているとの回答が20件、②会議のオンライン化（対面とオンラインのハイブリッド開催含む）を図っているとの回答が9件あった。

#### 2) 介入と支援について

介入と支援に関しては、「介入と支援の専任部署を分けている」との回答が46.1%であった。また、「ケースによって対応が異なる」との回答も24.1%であった。

介入と支援の部署又は担当を分けることの評価については、複数回答であるが、「組織の規模から「介入」と「支援」を明確に分けることが難しい」、「「介入」と「支援」を分けることで、連携や役割分担が難しい」との回答がそれぞれ39.2%、36.2%であった。また、「「介入」と「支援」を分離したことで、職員に専門性を獲得してもらうための育成が難しくなった」との回答も22.8%あった。一方で、「「介入」と「支援」を分けることで、効率的な業務遂行ができる」との回答も36.6%あった。

介入と支援の部署又は担当者を分けることの課題をあげる児童相談所においては、自由記述回答で、介入と支援を分けることで本来児童福祉司が持つ専門性（初期対応、調査から支援、措置、措置解除後の在宅指導等）を習得することが難しくなったという内容の意見が複数あった。

### 3) 一時保護の実施等について

一時保護の実施については、令和3（2021）年度と令和4（2022）年度の実績において、「所内一時保護」は28,269件から28,803件と約500件増加し、「委託保護」も24,342件から26,553件と約2,000件増加している。

一時保護所での子どもの支援や一時保護の実施等に関する課題については、複数回答であるが、「一時保護期間が長期化する子どもへの支援・対応」が72.8%を占め、次いで、「障害のある子どもの一時保護所での支援」が62.9%、「一時保護解除後の措置・委託先が確保できない（見つからない）」が62.5%、「措置・委託先での生活が困難になった子どもの一時保護の受け入れ先確保が難しい」が58.2%であった。また、「限られた人員体制により一時保護所職員の研修参加機会の確保が難しい」との回答も47.0%あり、一時保護所の職員体制の課題も示されている。「その他」の自由記述においても職員体制が十分ではない（会計年度職員の確保が困難含む）という内容の回答が複数あったほか、一時保護所が併設されていないため、児童の移送等に人と時間が費やされてしまうとの回答も複数あった。また、入所率が200%近い一時保護所がある一方、定員内で運営している一時保護所もあり、運営方法や地域差を示す可能性がある。

### 4) 警察との連携について

警察との連携については、警察から口頭通告を受けたことがある児童相談所が、90.9%を占めている。対応方法は、「電話での通話による応対」が98.1%と最も多く、インターネットを利用（1.4%）、ファックスを利用（0.9%）等、他の方法をとっている児童相談所はごくわずかである。また、口頭通告についての課題では“警察、児相双方に多大な業務負担がある上、誤りも生じやすい”、“警察と児相間において共通理解が図られていらない”、“対応の緊急性に関して警察と児相の間で認識に相違がある”等の自由記述が見られ、33.6%の児童相談所は課題があると答えていた。一方、課題解決のために取り組んでいることや工夫では“警察OB職員を活用”、“聞き取りチェックシートの作成”、“管内警察署と定期的な意見交換会”等の記述が見られるなど課題解決に向けて取り組んでいる児童相談所も多い。

三機関（検察、警察、児童相談所）での協同面接は、令和4（2022）年度1,324回実施されているが、その際、子どもの面接は88.6%を検察が行っており、警察が13.6%、児童相談所は12.5%となっている。なお、協同面接を実施するにあたり、検察、警察との連携に「課題がある」と答えた児童相談所が62.9%あった他、児童相談所職員の面接技術等専門性とその育成の「課題がある」と答えた児童相談所も63.8%あった。連携に関する課題では、「ケースワークへの影響」、「面接の録画・録音の取扱い」、「面接者の選定」、「面接実施の日程調整」、「子どもにかかる負担」等が、また、児童相談所職員の面接技術等専門性とその育成に関する課題では、「面接者の確保」、「面接機会の少なさ」、「研修機会の少なさ」等について、広範にわたり具体的な提起がなされている。

## 5) 市区町村等との連携について

市区町村等との連携については、所管する市区町村との間の送致等に関する取り決めについて、「文書に規定した取り決めがある」所は 34.5%、「文書規定はないが運用上のルールを取り決めている」所が 22.0%と、全体の 56.5%の児童相談所は一定の取り決めがある。一方、「取り決めをしていない」所も 36.6%あった。なお、管轄人口が 80 万人以上の児童相談所では、61.9%が「文書に規定した取り決めがある」のに対し、40 万人以下の児童相談所では、26.0%にとどまっている。また、送致の現状について、62.5%の児童相談所が「課題がある」と答えた。

市区町村支援のための専任部署または専任者を設けている児童相談所は 99 か所 (42.7%) であった。専任部署または専任者の業務内容としては、「市区町村の会議出席」が 71.7%と最も多く、以下「個別ケースへのスーパーバイズ」(60.6%)、「要保護児童対策地域協議会の運営に関する支援」(54.5%) 等となっている。なお、管轄市区町村と兼務または併任している児童福祉司がいる児童相談所は、10 か所 (4.3%) と少なかった。

所管内に児童家庭支援センターの設置がある児童相談所の割合は 53.0%であった。そのうち 69.1%の所が連携における課題があると答えた一方、81.3%は“児相だけでの対応では補えないきめ細かな訪問、面接を行うことができる”、“24 時間相談対応可能のため、夜間に思い悩む保護者への対応ができる”、“指導委託を行うことにより地域できめの細かい対応ができる”、“行政の関わりに抵抗のあるケースや児相の関わりを終えたケースに対し、息の長い支援ができる”等、同センターとの連携における利点があると答えている。

## 6) 民間機関との協働について

民間機関との協働については、児童相談所業務の一部を民間機関に委託している児童相談所は全体の 68.1%あった。これを管轄人口の規模でみると、80 万人以上の児童相談所では 85.7%が業務の一部を委託しているのに対し、40 万人以下の児童相談所では 55.2%にとどまっている。委託内容としては、「里親に関する業務」を委託していると答えた所が 69.0%と最も多く、次に「受付業務（189 等の電話受付・窓口受付）」(46.8%)、「受付業務（夜間等の窓口対応）」(24.1%)、「研修業務」(20.9%) となっている。

民間機関への業務委託については、「民間機関に業務を委託することで効率的な業務遂行ができる」が 52.6%、「民間機関に業務を委託することで専門性が確保できる」が 29.7%であった一方、「地域の社会資源の状況等から民間機関への業務委託を進めることが難しい」と回答した児童相談所も 27.6%あった。

民間機関への委託内容として最も多くを占める里親事業に関しては、「事業の一部を委託している」が 64.7%と最も多く、「事業の全部を委託している」は 6.0%とごく一部であった。また、業務委託機関の種別では、「児童養護施設」が 39.0%、「乳児院」が

36.0%、「NPO 法人」が21.3%となっている。里親事業について、委託している事業内容としては、「里親への研修に関するここと」が93.3%と最も多く、以下「里親制度説明会・体験発表会等の広報・啓発活動に関するここと」(90.9%)、「里親の新規開拓に関するここと」(81.7%)、「里親委託後の相談支援活動に関するここと」(81.7%)となっている。里親事業を民間のフォースターリング機関に委託する利点としては、「子どもを措置する児童相談所とは異なる立場で里親への支援や対応が可能となる」と答えた児童相談所が75.0%と最も多く、以下「里親制度説明会・体験発表会等の広報・啓発活動や研修会等の企画運営が計画的に行える」(70.7%)、「民間団体の創意工夫ある取組みが実施できる」(70.1%)と続いた。一方、民間のフォースターリング機関への委託に関しては、「役割分担や連携が難しい」(56.7%)、「里親支援に携わらない職員が多くなることは児童相談所の人材育成上、課題が大きいと思う」(36.0%)、「業務を委託できる団体がない、または少ない」(35.4%)との課題もあげられている。

#### 7) 他自治体児童相談所とのケース移管について

他自治体児童相談所とのケース移管に関しては、61.6%の児童相談所が「課題あり」と回答したが、「丁寧に協議を重ね、見解を一致させるよう努めている」、「必要性やアセスメントの内容、支援方針を丁寧に説明し、タイムリーな支援に繋がるよう引継ぎに努めている」、「オンライン会議を活用し、遠方の自治体であってもこまめな協議の実施に繋げている」等、課題解決のための取組みや工夫があると答えた児童相談所も40.9%あった。

#### 8) 家庭裁判所（家事事件）との連携について

令和4(2022)年度中の児童福祉法第28条第1項申立て件数は384件、第2項申立て件数は107件であった。法28条申立て事例で課題になっていることがあると答えた児童相談所は40.5%であったが、34.9%は“弁護士と密に相談し、課題を整理しながら作業を進めている”、“法的対応に関するマニュアル作成や、作業工程をシートにして見える化している”、“法的対応担当児童福祉司を配置し、ノウハウの蓄積・共有を図っている”等、課題解決のために工夫していると回答している。

( 高橋 章友 山元 照明 )

## (2) 援助方針会議について

### 1) 令和5年7月～8月の2ヶ月間で実施された定例の援助方針会議の回数

令和5(2023)年7月～8月の2ヶ月間で実施された定例援助方針会議の回数は平均11.2回であった。なお、最小は0回、最大は135回、合計が2,590回であった。開催数が少ない児童相談所の中には、少人数職場のため定例日を待たず随時援助方針会議を開催しており、結果的に対象期間内に検討する案件がなかった所等があった。また、開催回数が多い児童相談所の中には援助方針会議は定例ではなく、必要な都度開催している所等が含まれていた。

図表 89 定例援助方針会議の回数（令和5年7月～8月）

	平均 (回数)	最小 (回数)	最大 (回数)	合計 (回数)	未回答 (児童相談所数)
会議回数	11.2	0	135	2,590	1

### 2) 令和5年7月～8月の2ヶ月間で実施された定例の援助方針会議の平均所要時間

令和5(2023)年7月～8月の2ヶ月間で実施された定例方針会議の平均所要時間は2.4時間であった。なお、最小は0時間、最大は11時間、合計が559.0時間であった。なお、平均会議所要時間が8時間を超える等長時間となった児童相談所の中には、2日間にかけて定例援助方針会議を実施している所があった。

図表 90 定例援助方針会議の平均所要時間（令和5年7月～8月）

	平均 (時間)	最小 (時間)	最大 (時間)	合計 (時間)	未回答 (児童相談所数)
会議所要時間	2.4	0	11	559.0	1

### 3) 令和5年7月～8月の2ヶ月間で実施された定例援助方針会議の平均提出事例件数

令和5(2023)年7月～8月の2ヶ月間で実施された定例方針会議の平均提出事例件数は25.5件であった。なお、最小は0件、最大は336件、合計が5,871件であった。

図表 91 定例援助方針会議の平均提出事例件数（令和5年7月～8月）

	平均 (件数)	最小 (件数)	最大 (件数)	合計 (件数)	未回答 (児童相談所数)
会議所要時間	25.5	0	336	5,871	2

4) 援助方針会議について、人材育成の観点から課題となっていること  
 援助方針会議において人材育成の観点から課題となっていることについて、「あり」と回答した児童相談所は 176 か所（75.9%）であった。

図表 92 援助方針会議：人材育成の観点からの課題

No.	カテゴリー名	N	%
1	あり	176	75.9
2	特になし	55	23.7
	無回答	1	0.4
	全体	232	100.0

[「あり」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 93 援助方針会議：人材育成の観点から課題になっている内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	検討、議論する場としての課題	43	24.4
2	討議や報告等に要する時間に関する課題	38	21.6
3	提出事例の件数に関する課題	20	11.4
4	出席者の職種や役職、参加人数、参加できない者に関する課題	17	9.7
5	事前準備等に関する課題	16	9.1
6	職員の能力や資質、経験、知識等専門性に係る課題	11	6.3
7	職員の学びの場としての課題	10	5.7
8	会議の運営や進行等に関する課題	10	5.7
9	開催日の設定や頻度に関する課題	8	4.5
10	知識の伝達、情報共有の場としての課題	3	1.7
	「あり」と回答した児童相談所数	176	100.0

5) 援助方針会議について、人材育成の観点から工夫している取組み

援助方針会議において人材育成の観点から工夫している取組みについて、「あり」と回答した児童相談所は161か所(69.4%)であった。

図表94 援助方針会議：人材育成の観点からの工夫・取組み

No.	カテゴリー名	N	%
1	あり	161	69.4
2	特になし	68	29.3
	無回答	3	1.3
	全体	232	100.0

[「あり」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

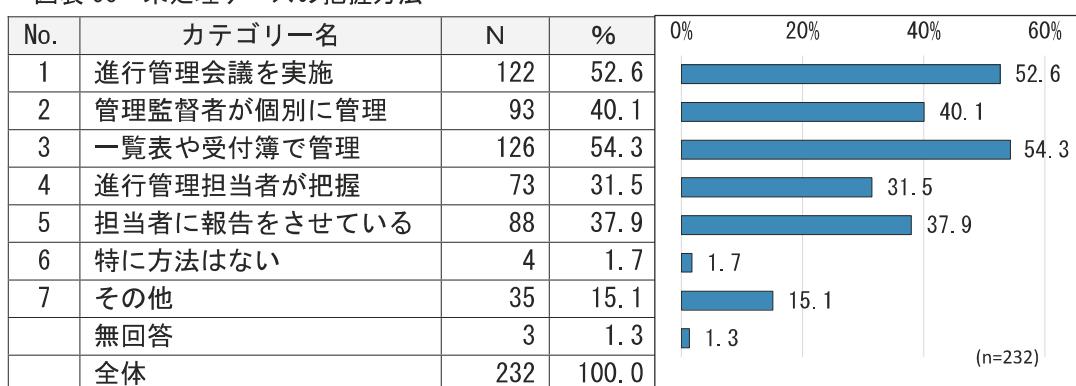
図表95 援助方針会議：人材育成の観点からの工夫・取組みの内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	会議の運営や進行等に関する工夫	35	21.7
2	事前準備等への対応、工夫	23	14.3
3	会議の運営や進行等に関する工夫～ペーパーレス化	20	12.4
4	会議時間に研修を組み込む工夫	20	12.4
5	会議の追加設定等日程調整する対応	18	11.2
6	検討方法等に関する工夫	14	8.7
7	ケース説明、報告、提案方法等に関する工夫	13	8.1
8	全員参加、出席による対応	9	5.6
9	オンライン会議ツール等を活用する工夫	9	5.6
10	他機関との連携、情報等を活用する工夫	6	3.7
11	会議のあり方等について検討する場を設置	2	1.2
	「あり」と回答した児童相談所数	161	100.0

6) 一定期間援助方針決定ができないないケース（未処理ケース）の把握方法（複数回答）

一定期間援助方針決定ができないないケースの把握方法については、「一覧表や受付簿で管理」が最も多く 126 か所(54.3%)、続いて「進行管理会議を実施」が 122 か所(52.6%)、「管理監督者が個別に管理」が 93 か所(40.1%)であった。

図表 96 未処理ケースの把握方法



(3) 介入と支援について

1) 虐待対応における「介入」と「支援」の分け方について

虐待対応における介入的対応(介入)を行なう職員と子どもと保護者の支援(支援)を行なう職員の分担状況について、「介入と支援の専任部署を分けている」が最も多く 107 か所(46.1%)であった。続いて「ケースによって対応が異なる」が 56 か所(24.1%)、「その他」が 40 か所(17.2%)であった。

図表 97 介入と支援の分け方について

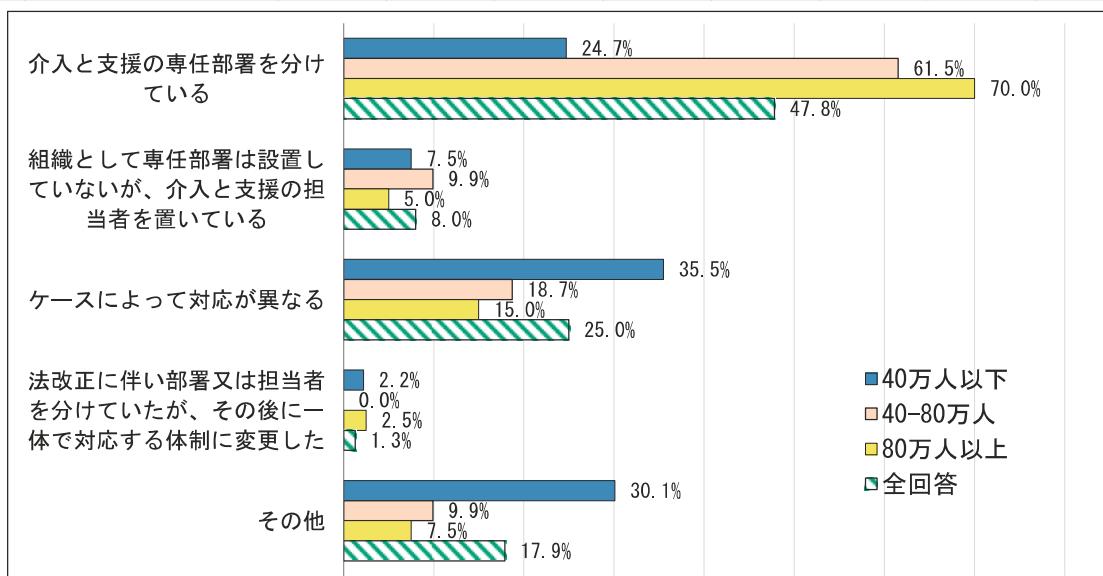


<参考>管轄人口と「介入」と「支援」の分け方のクロス集計結果

管轄人口と意見表明等支援事業実施状況をクロス集計した結果を以下に示す。

図表 98 管轄人口と介入と支援の分け方のクロス集計

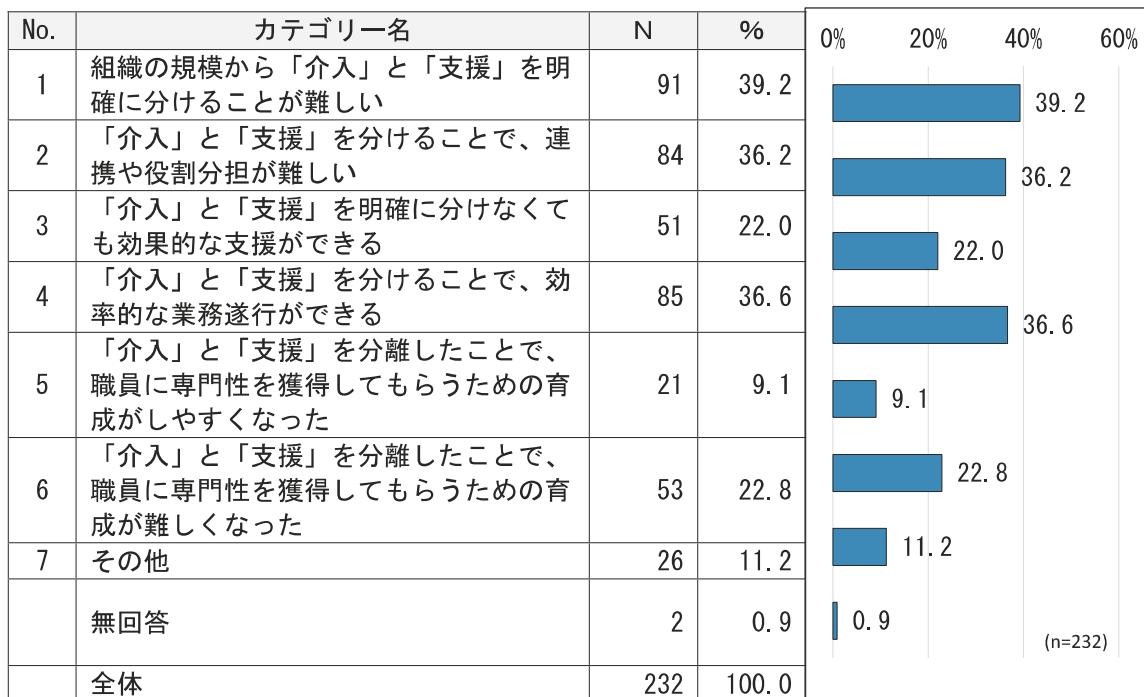
No.	カテゴリ名	40万人以下		40~80万人		80万人以上		全回答	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	介入と支援の専任部署を分けている	23	24.7	56	61.5	28	70.0	107	47.8
2	組織として専任部署は設置していないが、介入と支援の担当者を置いている	7	7.5	9	9.9	2	5.0	18	8.0
3	ケースによって対応が異なる	33	35.5	17	18.7	6	15.0	56	25.0
4	法改正に伴い部署又は担当者を分けていたが、その後に一体で対応する体制に変更した	2	2.2	0	0.0	1	2.5	3	1.3
5	その他	28	30.1	9	9.9	3	7.5	40	17.9
	児童相談所数	93	100.0	91	100.0	40	100.0	224	100.0



2) 「介入」と「支援」の部署又は担当者を分けることについて（複数回答）

「介入」と「支援」の部署又は担当者を分けることによる児童相談所の状況について、「組織の規模から「介入」と「支援」を明確に分けることが難しい」が最も多く91か所(39.2%)であった。続いて、「「介入」と「支援」を分けることで、効率的な業務遂行ができる」が85か所(36.6%)、「「介入」と「支援」を分けることで、連携や役割分担が難しい」が84か所(36.2%)であった。

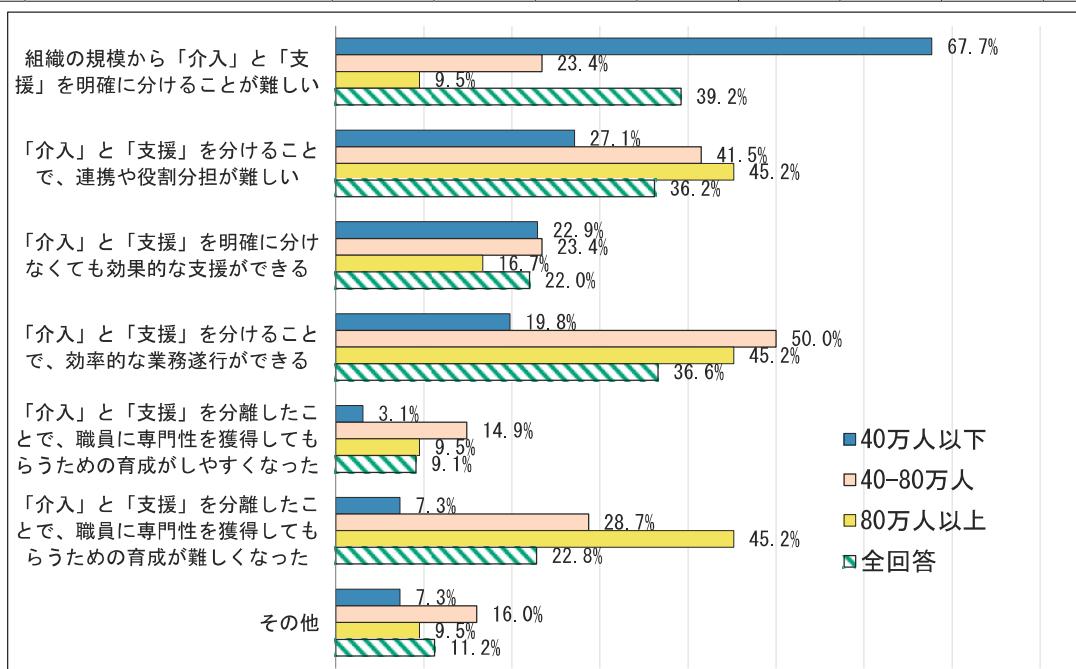
図表 99 介入と支援を分けることによる利点と課題



＜参考＞管轄人口と「介入」と「支援」の部署・担当者を分けることのクロス集計結果  
 管轄人口と「介入」と「支援」の部署又は担当者を分けることについてをクロス集計した結果を以下に示す。

図表 100 管轄人口と介入と支援を分けることによる利点と課題のクロス集計

No.	カテゴリー名	40万人以下		40-80万人		80万人以上		全回答	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	組織の規模から「介入」と「支援」を明確に分けることが難しい	65	67.7	22	23.4	4	9.5	91	39.2
2	「介入」と「支援」を分けることで、連携や役割分担が難しい	26	27.1	39	41.5	19	45.2	84	36.2
3	「介入」と「支援」を明確に分けなくても効果的な支援ができる	22	22.9	22	23.4	7	16.7	51	22.0
4	「介入」と「支援」を分けることで、効率的な業務遂行ができる	19	19.8	47	50.0	19	45.2	85	36.6
5	「介入」と「支援」を分離することで、職員に専門性を獲得してもらうための育成がしやすくなった	3	3.1	14	14.9	4	9.5	21	9.1
6	「介入」と「支援」を分離することで、職員に専門性を獲得してもらうための育成が難しくなった	7	7.3	27	28.7	19	45.2	53	22.8
7	その他	7	7.3	15	16.0	4	9.5	26	11.2
	児童相談所数	96	100.0	94	100.0	42	100.0	232	100.0



(4) 一時保護の実施等について

1) 一時保護の実施件数（令和3年度、令和4年度）

ア. 所内保護の受付件数

令和3（2021）年度と令和4（2022）年度の一時保護実施件数のうち、所内保護を行なった件数について回答を求めた。令和3年度については回答のなかった5か所を除く全児童相談所の合計数が28,269件、平均が124.5件であった。令和4年度については回答のなかった4か所を除く全児童相談所の合計数が28,803件、平均が126.3件であった。

図表 101 所内一時保護の受付件数

所内保護の受付件数	合計 (件数)	最小 (件数)	最大 (件数)	平均 (件数)	無回答 (児童相談所数)
令和3年度	28,269	0（8所）	1,013	124.5	5
令和4年度	28,803	0（5所）	1,042	126.3	4

イ. 委託保護の受付件数

令和3（2021）年度と令和4（2022）年度の一時保護実施件数のうち、委託保護を行なった件数について回答を求めた。令和3年度については回答のなかった3か所を除く全児童相談所の合計数が24,342件、平均は106.3件であった。令和4年度については回答のなかった2か所を除く全児童相談所の合計数が26,553件、平均は115.4件であった。

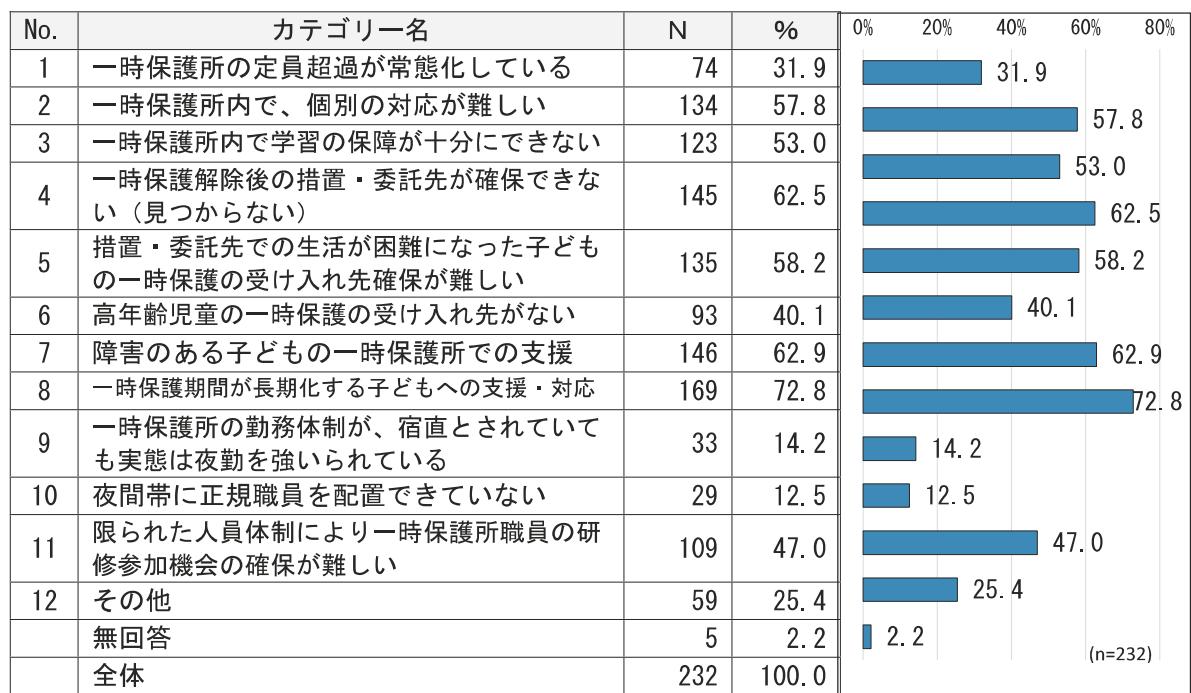
図表 102 委託一時保護の受付件数

委託保護の受付件数	合計 (件数)	最小 (件数)	最大 (件数)	平均 (件数)	未回答 (児童相談所数)
令和3年度	24,342	0（4所）	538	106.3	3
令和4年度	26,553	1	623	115.4	2

2) 一時保護所での子どもの支援や一時保護の実施等に関する課題（複数回答）

一時保護所での子どもの支援や一時保護の実施等に関する課題については、「一時保護期間が長期化する子どもへの支援・対応」が最も多く 169 か所 (72.8%)、続いて「障害のある子どもの一時保護所での支援」が 146 か所 (62.9%)、「一時保護解除後の措置・委託先が確保できない（見つからない）」が 145 か所 (62.5%) であった。

図表 103 一時保護所での子ども支援や一時保護実施等に関する課題



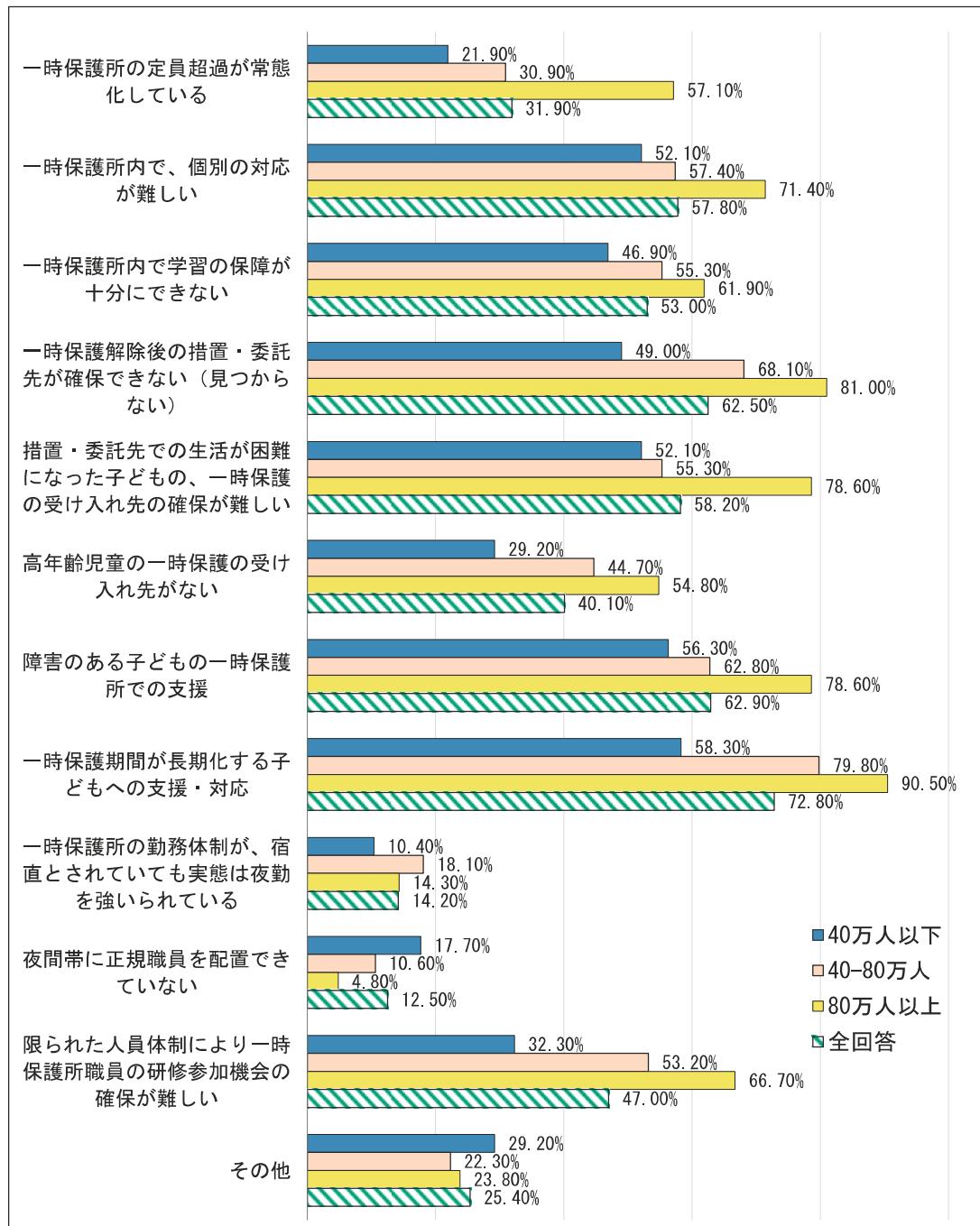
＜参考＞管轄人口と一時保護所での子どもの支援や一時保護の実施等に関する課題についてのクロス集計結果

管轄人口と一時保護所での子どもの支援や一時保護の実施等に関する課題をクロス集計した結果を以下に示す。

図表 104 管轄人口と一時保護所での子ども支援、一時保護実施等に関する課題のクロス集計

No.	カテゴリ名	40万人以下		40~80万人		80万人以上		全回答	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	一時保護所の定員超過が常態化している	21	21.9	29	30.9	24	57.1	74	31.9
2	一時保護所内で、個別の対応が難しい	50	52.1	54	57.4	30	71.4	134	57.8
3	一時保護所内で学習の保障が十分にできない	45	46.9	52	55.3	26	61.9	123	53.0
4	一時保護解除後の措置・委託先が確保できない（見つからない）	47	49.0	64	68.1	34	81.0	145	62.5
5	措置・委託先での生活が困難になった子どもの、一時保護の受け入れ先の確保が難しい	50	52.1	52	55.3	33	78.6	135	58.2
6	高年齢児童の一時保護の受け入れ先がない	28	29.2	42	44.7	23	54.8	93	40.1
7	障害のある子どもの一時保護所での支援	54	56.3	59	62.8	33	78.6	146	62.9
8	一時保護期間が長期化する子どもへの支援・対応	56	58.3	75	79.8	38	90.5	169	72.8
9	一時保護所の勤務体制が、宿直とされていても実態は夜勤を強いられている	10	10.4	17	18.1	6	14.3	33	14.2
10	夜間帯に正規職員を配置できていない	17	17.7	10	10.6	2	4.8	29	12.5
11	限られた人員体制により一時保護所職員の研修参加機会の確保が難しい	31	32.3	50	53.2	28	66.7	109	47.0
12	その他	28	29.2	21	22.3	10	23.8	59	25.4
	児童相談所数	96	100.0	94	100.0	42	100.0	232	100.0

(図表 104 管轄人口と一時保護所での子ども支援、一時保護実施等に関する課題のクロス集計)

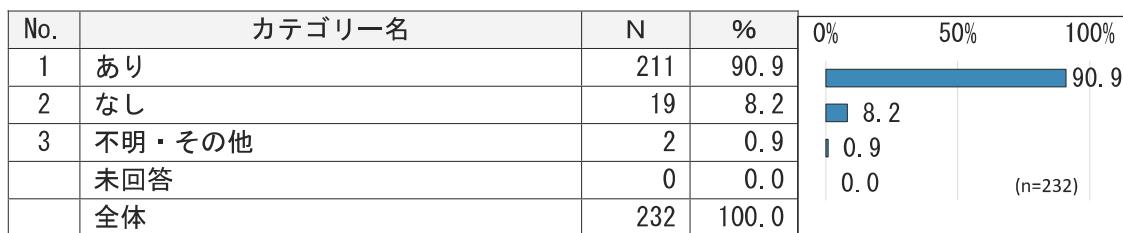


(5) 警察との連携について

1) 警察からの口頭通告を受けたことがあるか

警察からの口頭通告を受けた経験について、「あり」と回答した児童相談所は211か所(90.9%)で、「なし」と回答した児童相談所は19か所(8.2%)であった。

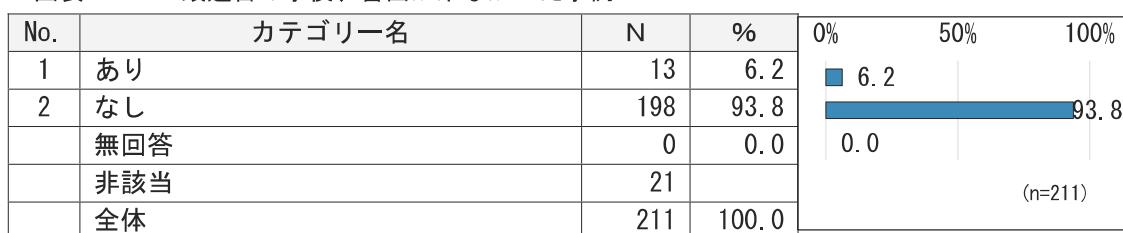
図表 105 警察からの口頭通告の有無



2) 警察からの口頭通告の事後、書面が来なかつた事例はあるか

警察からの口頭通告を受けた経験のある児童相談所のうち、口頭通告の事後に書面が来なかつた事例を「あり」と回答した児童相談所は13か所(6.2%)で、「なし」と回答した児童相談所は198か所(93.8%)であった。

図表 106 口頭通告の事後、書面が来なかつた事例



3) 警察からの口頭通告について、具体的な応対方法（複数回答）

警察からの口頭通告を受けた経験のある児童相談所のうち、207か所(98.1%)の児童相談所が「電話での通話による応対」をしていた。少数だが、「インターネットを利用した応対」が3か所(1.4%)、「ファックスを利用した応対」が2か所(0.9%)あった。

図表 107 口頭通告の具体的な応対方法



4) 警察からの口頭通告について、課題となっていることがあるか  
 警察からの課題通告で課題となっていることについて、「あり」と回答した児童相談所は 78 か所 (33.6%) であった。

図表 108 口頭通告：課題となっていること

No.	カテゴリー名	N	%
1	あり	78	33.6
2	特になし	143	61.6
	無回答	11	4.7
	全体	232	100.0

[「あり」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]  
 「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 109 口頭通告：課題となっている内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	警察との連携、通告のルール等に関する課題	32	41.0
2	ケースの情報に関する課題	17	21.8
3	緊急性に関する課題	10	12.8
4	ケースへの対応に関する課題	9	11.5
5	電話を使用することの問題点	8	10.3
6	緊急性に関する課題～対応する児童相談所の体制	3	3.8
	「あり」と回答した児童相談所数	78	100.0

5) 警察からの口頭通告について、課題解決のための取組みや工夫  
 警察からの課題通告において課題解決のために取り組んでいることや工夫していることについて、「あり」と回答した児童相談所は 62 か所 (26.7%) であった。

図表 110 口頭通告：課題解決のための取組みや工夫していること

No.	カテゴリー名	N	%
1	あり	62	26.7
2	特になし	128	55.2
	無回答	42	18.1
	全体	232	100.0

[「あり」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 111 口頭通告：課題解決のための取組みや工夫している内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	日常的な働きかけ・対応	31	50.0
2	協議の場の設定・活用	24	38.7
3	日常的な働きかけ・対応～児童相談所に配置された警察官・警察官OBによる調整	6	9.7
4	業務の効率化を図る取組み	5	8.1
	「あり」と回答した児童相談所数	62	100.0

#### 6) 協同面接の実施状況（令和4年度）

##### ア. 三機関協同面接の実施状況と面接した職員の所属機関

令和4（2022）年度に全児童相談所（未回答の6か所除く）で実施された三機関協同面接の回数は1,324回であった。なお、三機関協同面接を実施しなかった児童相談所は33か所あり、平均は5.9件であった。

三機関協同面接で子どもの面接を担当した職員の所属機関は「検察」が最も多く1,173件であった。続けて、「警察」が180件、「児童相談所」が165件であった。

図表 112 三機関協同面接の実施状況と面接した職員の所属機関

		合計 (件数)	最小 (件数)	最大 (件数)	平均 (件数)	未回答 (児童相談所数)
三機関協同面接の回数		1,324	0(33所)	46	5.9	6
面接担当機関	検察	1,173 (88.6%)	0(38所)	43	5.2	6
	警察	180 (13.6%)	0(174所)	18	0.8	6
	児童相談所	165 (12.5%)	0(183所)	24	0.7	6

#### イ. 二機関協同面接の実施状況と面接した職員の所属機関

令和4（2022）年度に全児童相談所（未回答の26か所除く）で実施された二機関協同面接の回数は261回であった。なお、二機関協同面接を実施しなかった児童相談所は129か所あり、平均は1.3件であった。

二機関協同面接で面接を担当した職員の所属機関は「警察」が最も多く151件であった。続けて、「児童相談所」が132件であった。

図表 113 二機関協同面接の実施状況と面接した職員の所属機関

		合計 (件数)	最小 (件数)	最大 (件数)	平均 (件数)	未回答 (児童相談所数)
二機関協同面接の回数		261	0(129所)	25	1.3	26
面接担 当機関	警察	151 (57.9%)	0(162所)	25	0.7	26
	児童相談所	132 (50.6%)	0(153所)	10	0.6	26

#### 7) 協同面接の実施における検察、警察との連携の課題

協同面接の実施における検察、警察との連携の課題について、「課題がある」と回答した児童相談所は146か所（62.9%）であった。

図表 114 協同面接：検察・警察との連携の課題について

No.	カテゴリー名	N	%
1	課題がある	146	62.9
2	特になし	84	36.2
	無回答	2	0.9
	全体	232	100.0

[「課題がある」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 115 協同面接：検察・警察との連携の課題の内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	検察・警察の動きによるケースワークへの影響・連携の難しさ	75	51.4
2	面接実施の日程調整等に関する課題	45	30.8
3	子どもにかかる負担等に関する課題	20	13.7
4	面接者の技術等に関する課題	19	13.0
5	面接者の選定に関する課題	9	6.2
6	面接の録画・録音の取扱いに関する課題	3	2.1
7	その他～これから対応すべき課題	2	1.4
	「課題がある」と回答した児童相談所数	146	100.0

8) 協同面接の実施における児童相談所職員の面接技術等専門性とその育成の課題

協同面接の実施における児童相談所職員の面接技術等専門性とその育成の課題について、「課題がある」と回答した児童相談所は 148 か所 (63.8%) であった。

図表 116 協同面接：職員の面接技術等専門性とその育成の課題について

No.	カテゴリー名	N	%
1	課題がある	148	63.8
2	特になし	82	35.3
	無回答	2	0.9
	全体	232	100.0

[「課題がある」と回答した児童相談所の記述の見出しとN]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 117 協同面接：職員の面接技術等専門性とその育成の課題の内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	面接者の育成、面接技術の維持に関する課題～面接機会がない・少ない	51	34.5
2	職員の状況や体制上の課題	24	16.2
3	面接者確保の課題～人事異動による影響	18	12.2
4	面接者確保の課題～職員の状況や体制上の課題	16	10.8
5	面接者確保の課題～予算等の制約	11	7.4
6	協同面接に参画する上での困難さ	9	6.1
7	面接者の育成、面接技術の維持に関する課題～研修が少ない	9	6.1
8	面接者の育成、面接技術の維持に関する課題～職員の状況や体制上の課題	7	4.7
9	面接者の育成、面接技術の維持に関する課題	6	4.1
10	面接者確保の課題～面接研修が少ない	6	4.1
11	面接者確保の課題	5	3.4
12	面接者の育成、面接技術の維持に関する課題～予算等の制約	4	2.7
13	面接者の育成、面接技術の維持に関する課題～人事異動による影響	1	0.7
	「課題がある」と回答した児童相談所数	148	100.0

## 9) 協同面接におけるその他の課題

[回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグルーピングし、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 118 協同面接：その他の課題の内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	児童相談所の役割や行う支援	20	40.8
2	子どもの立場から捉える課題	13	26.5
3	面接技術に関する課題～検察官面接への懸念	6	12.2
4	職員の状況や体制上の課題	4	8.2
5	面接技術に関する課題～年齢が低い子どもへの対応	2	4.1
6	面接技術に関する課題～警察官面接への懸念	2	4.1
7	面接技術に関する課題～面接技法習得の一般化	1	2.0
8	その他～地域の関係機関との連携	1	2.0
9	その他～三機関連携による効果	1	2.0
	回答した児童相談所数	49	100.0

## (6) 市区町村等との連携について

### 1) 所管する市区町村との間の送致等に関する取り決めについて

所管する市区町村との間の送致等に関する取り決めについて、「取り決めをしていない」と回答した児童相談所が最も多く 85 か所 (36.6%) であった。続いて「文書に規定した取り決めがある」が 80 か所 (34.5%)、「文書規定はないが、運用上のルールを取り決めている」が 51 か所 (22.0%) であった。

図表 119 市区町村との間の送致等に関する取り決めについて

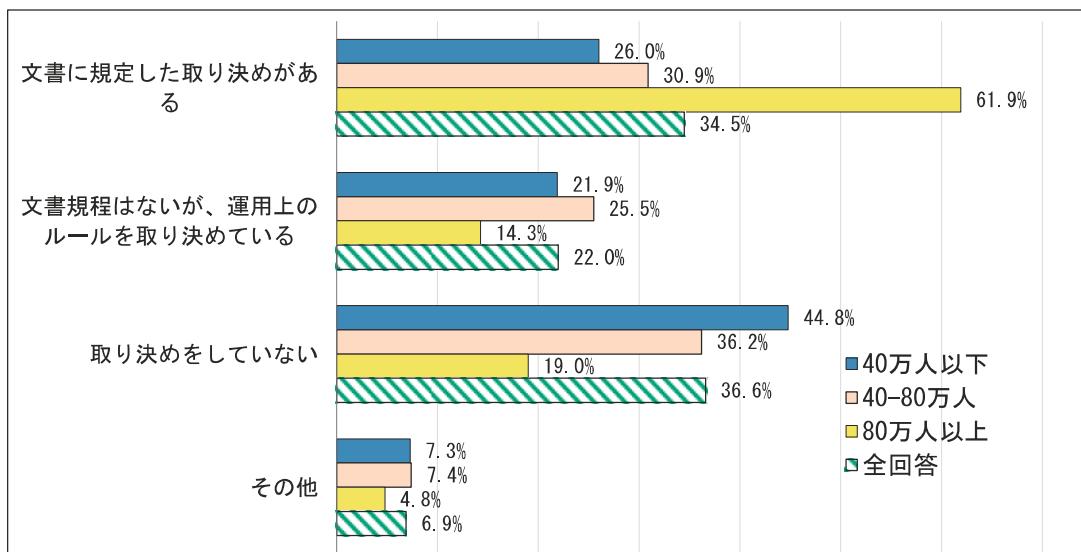


＜参考＞管轄人口と所管する市区町村との間の送致等に関する取り決めに関する課題についてのクロス集計結果

管轄人口と所管する市区町村との間の送致等に関する取り決めをクロス集計した結果を以下に示す。

図表 120 管轄人口と市区町村との間の送致等に関する取り決めについてのクロス集計

No.	カテゴリ名	40万人以下		40~80万人		80万人以上		全回答	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	文書に規定した取り決めがある	25	26.0	29	30.9	26	61.9	80	34.5
2	文書規程はないが、運用上のルールを取り決めている	21	21.9	24	25.5	6	14.3	51	22.0
3	取り決めをしていない	43	44.8	34	36.2	8	19.0	85	36.6
4	その他	7	7.3	7	7.4	2	4.8	16	6.9
	児童相談所数	96	100.0	94	100.0	42	100.0	232	100.0



## 2) 市区町村との送致における課題

市区町村との送致の現状について「課題がある」と回答した児童相談所は145か所(62.5%)であった。

図表 121 市区町村との送致の現状の課題について

No.	カテゴリー名	N	%
1	課題がある	145	62.5
2	特になし	85	36.6
	無回答	2	0.9
	全体	232	100.0

[「課題がある」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 122 市区町村との送致の現状の課題内容

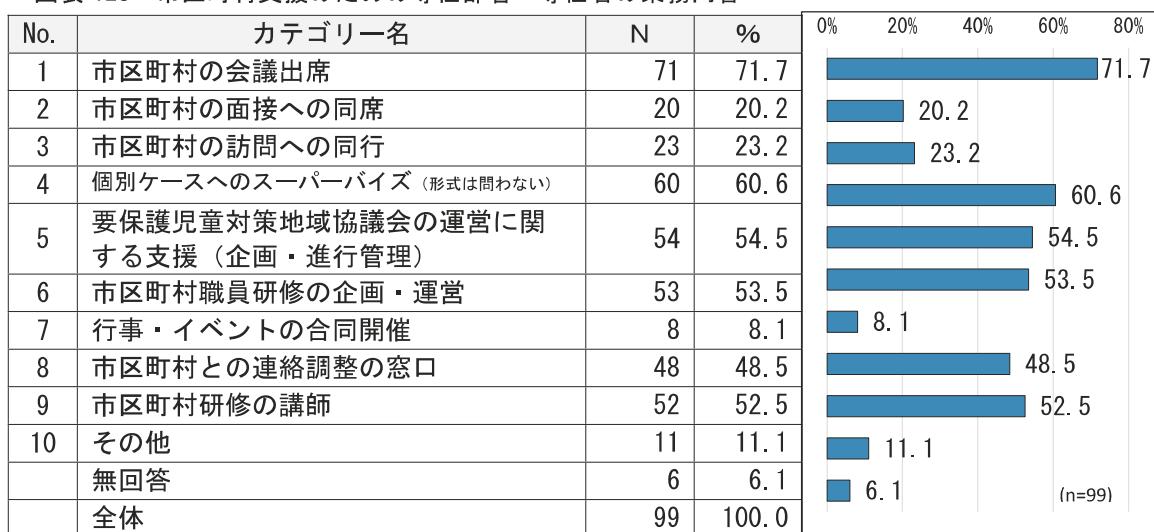
No.	カテゴリー名	N	%
1	援助方針等の不一致、合意形成の難しさ	26	17.9
2	市区町村側の体制や状況等の課題～送致の受けに消極的等活用されていない	25	17.2
3	市区町村側の体制や状況等の課題～自治体間格差	25	17.2
4	市区町村側の体制や状況等の課題～調査、判断、支援力等に関する課題	25	17.2
5	法制度、ルールや取り決め、手続き方法の理解が不足している	19	13.1
6	送致のルールや取り決め等が整備できていない	13	9.0
7	児童相談所側の体制や状況等の課題～事務手続き等に関する負担感	6	4.1
8	市区町村側の体制や状況等の課題～人員、人材の課題	4	2.8
9	市区町村側の体制や状況等の課題	2	1.4
10	児童相談所と市区町村との連携・協働上の課題	2	1.4
11	市町村側の体制や状況等の課題～引継ぎ方法の課題	1	0.7
12	児童相談所側の体制や状況等の課題～引継ぎ方法の課題	1	0.7
13	児童相談所側の体制や状況等の課題～人員、人材の課題	1	0.7
14	児童相談所側の体制や状況等の課題～職員間の共通認識が不十分	1	0.7
15	その他	2	1.4
	「課題がある」と回答した児童相談所数	145	100.0

### 3) 市区町村支援のための専任部署または専任者の業務内容

※「市町村支援児童福祉司」の配置、あるいは「市町村支援専任部署」を設置している児童相談所 99 か所（42.7%）のみを対象とした。

「市町村支援児童福祉司」の配置、あるいは「市町村支援専任部署」を設置している児童相談所のみに専任者や専任部署の業務内容について回答を求めた。最も多かったのは「市区町村の会議出席」で 71 か所（71.7%）、続いて「個別ケースへのスーパーバイズ（形式は問わない）」が 60 か所（60.6%）、「要保護児童対策地域協議会の運営に関する支援（企画・進行管理）」が 54 か所（54.5%）であった。

図表 123 市区町村支援のための専任部署・専任者の業務内容



4) 市町村支援児童福祉司は市町村支援業務に専従しているか

「市町村支援児童福祉司」の配置、あるいは「市町村支援専任部署」を設置している児童相談所のみに業務への専従状況と配置人数の状況について回答を求めた。最も多かったのは「役職や他の業務を兼務しており、人数も足りていない」で36か所(36.4%)、続いて「役職や他の業務を兼務しているが、人数は足りている」が23か所(23.2%)、「専従しているが、人数は足りていない」が16か所(16.2%)であった。

図表 124 市町村支援児童福祉司の専従・配置人数状況

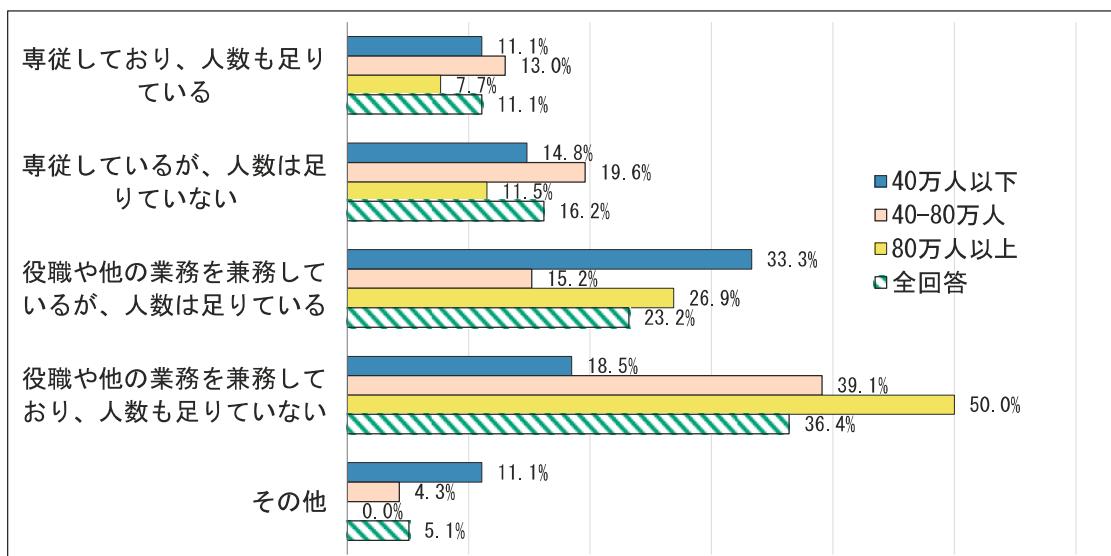


<参考>管轄人口と市町村支援児童福祉司の専従・配置人数状況のクロス集計結果

管轄人口と市町村支援児童福祉司は市町村支援業務に専従しているかをクロス集計した結果を以下に示す。

図表 125 管轄人口と市町村支援児童福祉司の専従・配置人数状況のクロス集計

No.	カテゴリー名	40万人以下		40-80万人		80万人以上		全回答	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	専従しており、人数も足りている	3	11.1	6	13.0	2	7.7	11	11.1
2	専従しているが、人数は足りていない	4	14.8	9	19.6	3	11.5	16	16.2
3	役職や他の業務を兼務しているが、人数は足りている	9	33.3	7	15.2	7	26.9	23	23.2
4	役職や他の業務を兼務しており、人数も足りていない	5	18.5	18	39.1	13	50.0	36	36.4
5	その他	3	11.1	2	4.3	0	0.0	5	5.1
	児童相談所数	27	100.0	46	100.0	26	100.0	99	100.0



5) 管轄市区町村と兼務または併任している児童福祉司の有無

管轄市区町村と兼務または併任している児童福祉司が「いる」と回答した児童相談所は10か所（4.3%）で、178か所（76.7%）は「いない」という回答であった。

図表 126 管轄市区町村と兼務・併任している児童福祉司の有無



6) 管轄市区町村と兼務または併任している児童福祉司の配置人数・派遣日数

前設問で「兼務（併任）している児童福祉司がいる」と回答した10か所の児童相談所について、兼務または併任している児童福祉司の人数と派遣日数の回答を求めた。なお、10か所のうち1か所の児童相談所は未回答であった。管轄市区町村と兼務または併任している児童福祉司の総数は46人で、1か所あたりの平均は5.1人であった。また、管轄市区町村と兼務または併任している児童福祉司の派遣日数についてはほとんどの児童相談所が週5日と回答しており、1か所のみ週4日という回答であった。

図表 127 管轄市区町村と兼務・併任している児童福祉司の人数・日数

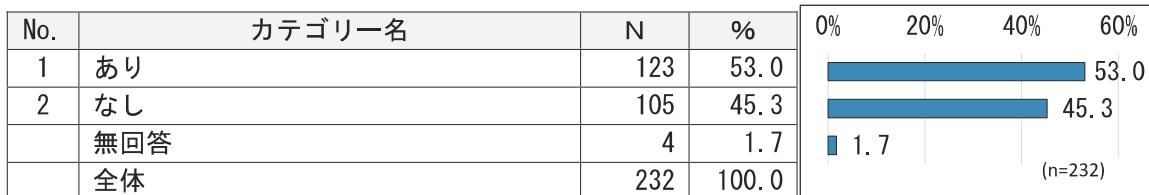
	合計 (件数)	最小 (件数)	最大 (件数)	平均 (件数)	未回答 (児童相談所数)
配置人数	46	1	15	5.1	1
派遣日数	-	4	5	4.9	1

7) 児童家庭支援センターの設置状況

所管内の児童家庭支援センター設置状況について、「あり」と回答した児童相談所は123か所（53.0%）、「なし」と回答した児童相談所は105か所（45.3%）であった。

なお、設置「あり」と回答した児童相談所が設置している児童家庭支援センターの総数は195か所で、平均1.6か所であった。

図表 128 児童家庭支援センターの設置状況(1)



図表 129 児童家庭支援センターの設置状況(2)

	合計 (設置数)	最小 (設置数)	最大 (設置数)	平均 (設置数)	未回答 (児童相談所数)
設置数	195	1	18	1.6	1

## 8) 児童家庭支援センターとの連携における利点について

児童家庭支援センターとの連携における利点（児童相談所機能の役割補完の視点から）について、「あり」と回答した児童相談所は100か所（81.3%）であった。

図表 130 児童家庭支援センターとの連携における利点

No.	カテゴリー名	N	%
1	あり	100	81.3
2	特になし	22	17.9
	無回答	1	0.8
	非該当	109	
	全体	123	100.0

[「あり」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 131 児童家庭支援センターとの連携における利点の内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	支援が必要なケースへの対応	31	31.0
2	より身近な地域での支援	27	27.0
3	児童相談所とは異なる立場からの支援	16	16.0
4	法律上指導委託ができる	14	14.0
5	連携・協働体制の形成、構築	13	13.0
6	夜間、土日祝日の対応	9	9.0
7	市町村との連携・調整、要対協機関としての機能	7	7.0
8	支援が必要なケースへの対応～早期発見・早期支援	5	5.0
9	職員の業務負担軽減が図れる	5	5.0
10	保護者支援プログラムの実施	5	5.0
11	里親支援での連携	4	4.0
12	子どもへの支援	2	2.0
13	アセスメントの充実	1	1.0
14	特色を生かした業務の分担	1	1.0
15	その他	1	1.0
	「あり」と回答した児童相談所数	100	100.0

9) 児童家庭支援センターとの連携における課題について

児童家庭支援センターとの連携における課題（児童相談所機能の役割補完の視点から）

について、「あり」と回答した児童相談所は85か所（69.1%）であった。

図表 132 児童家庭支援センターとの連携における課題

No.	カテゴリー名	N	%
1	あり	85	69.1
2	特になし	33	26.8
	無回答	5	4.1
	非該当	109	
	全体	123	100.0

[「あり」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 133 児童家庭支援センターとの連携における課題の内容

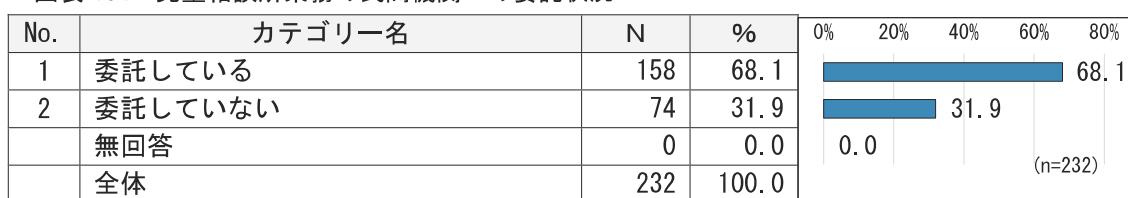
No.	カテゴリー名	N	%
1	センターの機能に関する課題	29	34.1
2	センターの運営や体制に関する課題	28	32.9
3	センターとの連携に関する課題	23	27.1
4	センターの設置に関する課題	11	12.9
5	センターとの連携に関する課題－主に児相側の課題	9	10.6
6	センターとの連携に関する課題－関係機関への周知・連携拡大	3	3.5
	「あり」と回答した児童相談所数	85	100.0

(7) 民間機関との協働について

1) 児童相談所業務の一部を民間機関に委託しているか

児童相談所業務の一部を民間機関に委託しているか回答を求めたところ、「委託している」と回答した児童相談所は 158 か所 (68.1%)、「委託していない」と回答した児童相談所は 74 か所 (31.9%) であった。

図表 134 児童相談所業務の民間機関への委託状況

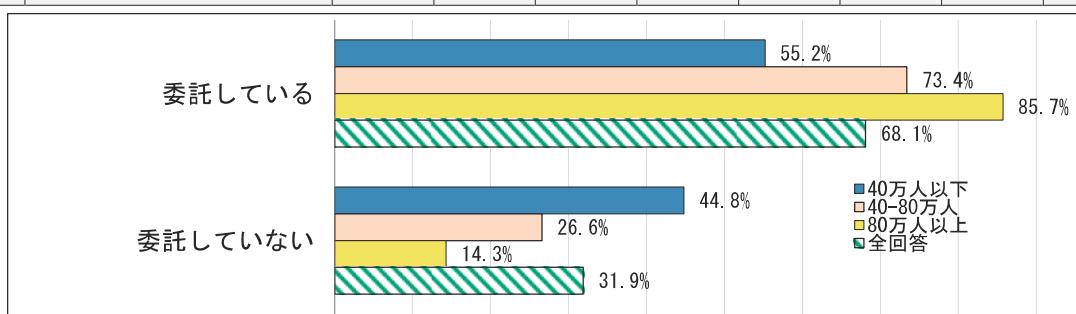


<参考>管轄人口と民間機関への委託状況のクロス集計結果

管轄人口と民間機関への委託状況をクロス集計した結果を以下に示す。

図表 135 管轄人口と児童相談所業務の民間機関への委託状況のクロス集計

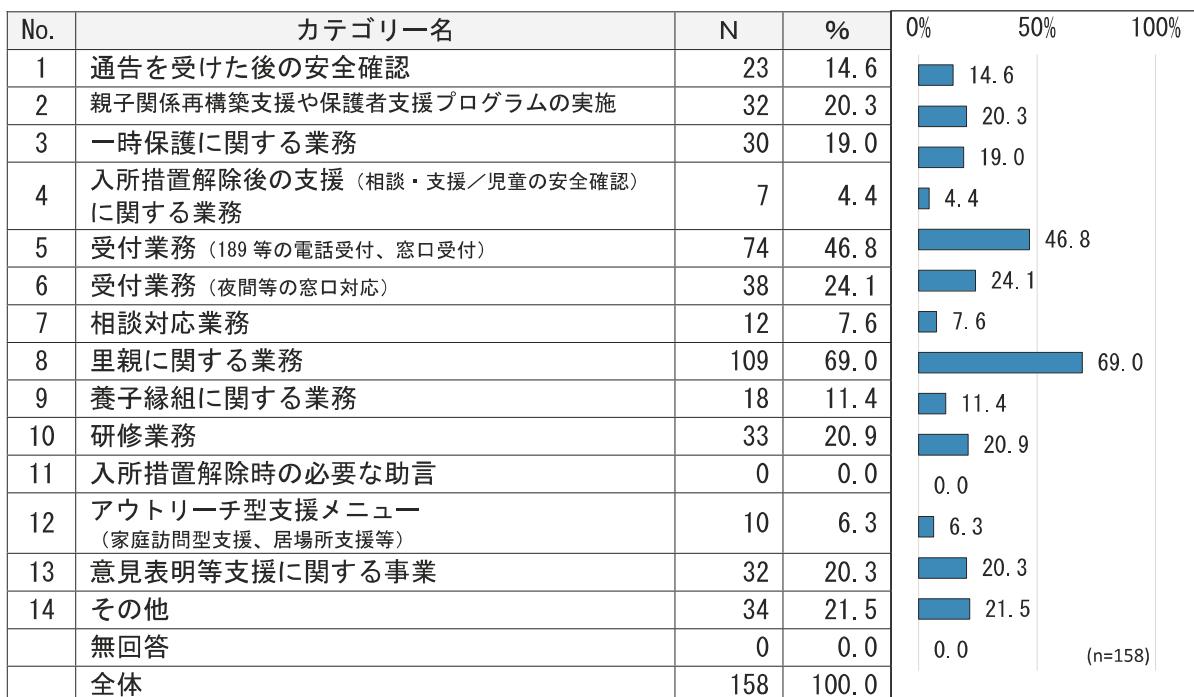
No.	カテゴリー名	40万人以下		40-80万人		80万人以上		全回答	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	委託している	53	55.2	69	73.4	36	85.7	158	68.1
2	委託していない	43	44.8	25	26.6	6	14.3	74	31.9
	児童相談所数	96	100.0	94	100.0	42	100.0	232	100.0



## 2) 民間機関に委託している業務（複数回答）

前設問で「委託している」と回答した児童相談所 158 か所について、民間機関に委託している業務について回答を求めた。最も多かったのは「里親に関する業務」で 109 か所 (69.0%)、続いて「受付業務（189 等の電話受付、窓口受付）」が 74 か所 (46.8%)、「受付業務（夜間等の窓口対応）」が 38 か所 (24.1%) であった。

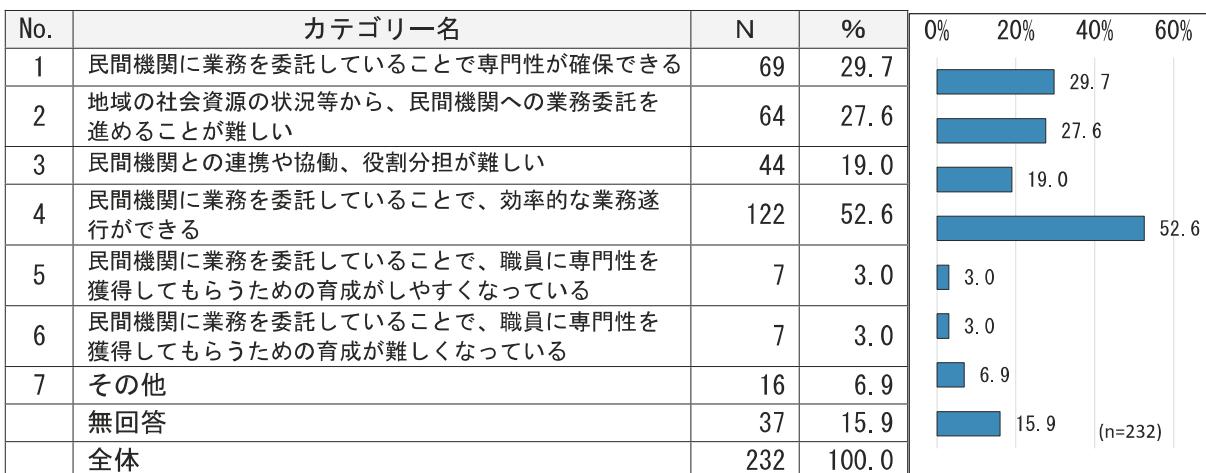
図表 136 民間機関に委託している業務



### 3) 民間機関への業務委託に関する状況

民間機関への業務委託に関する状況について、「民間機関に業務を委託していることで、効率的な業務遂行ができる」と回答した児童相談所が最も多く 122 か所 (52.6%)、続いて「民間機関に業務を委託していることで専門性が確保できる」が 69 か所 (29.7%)、「地域の社会資源の状況等から、民間機関への業務委託を進めることが難しい」が 64 か所 (27.6%) であった。

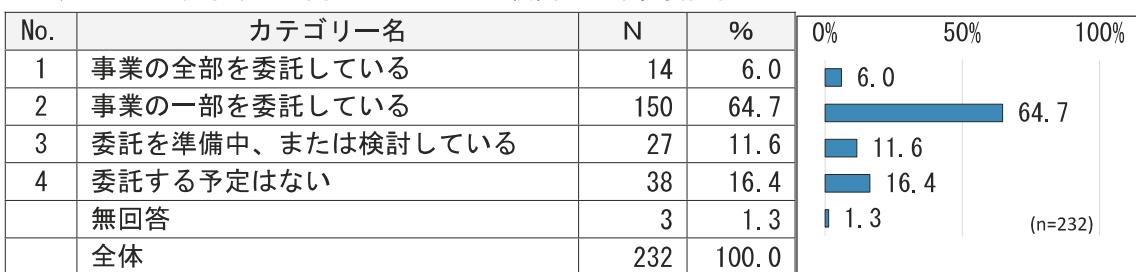
図表 137 民間機関への委託業務に関する状況



### 4) 里親事業の民間フォースタッキング機関への業務委託状況

里親事業の民間フォースタッキング機関への業務委託状況について回答を求めたところ、「事業の一部を委託している」と回答した児童相談所が最も多く 150 か所 (64.7%)、続いて「委託する予定はない」が 38 か所 (16.4%)、「委託を準備中、または検討している」が 27 か所 (11.6%) であった。

図表 138 里親事業の民間フォースタッキング機関への業務委託状況

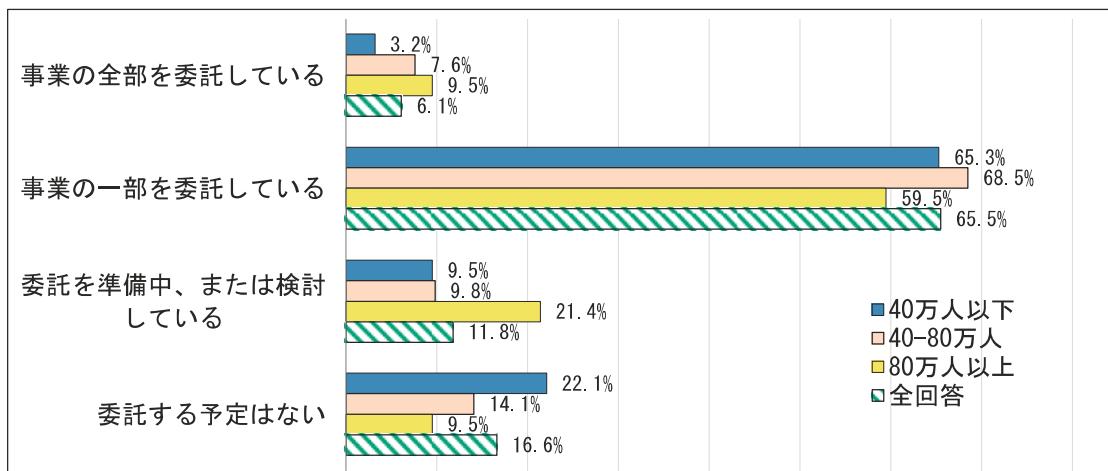


<参考>管轄人口と里親事業の民間機関への委託状況のクロス集計結果

管轄人口と里親事業の民間機関への委託状況をクロス集計した結果を以下に示す。

図表 139 管轄人口と里親事業の民間フォースタリング機関への業務委託状況のクロス集計

No.	カテゴリーナンバー	40万人以下		40-80万人		80万人以上		全回答	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	事業の全部を委託している	3	3.2	7	7.6	4	9.5	14	6.1
2	事業の一部を委託している	62	65.3	63	68.5	25	59.5	150	65.5
3	委託を準備中、または検討している	9	9.5	9	9.8	9	21.4	27	11.8
4	委託する予定はない	21	22.1	13	14.1	4	9.5	38	16.6
	児童相談所数	95	100.0	92	100.0	42	100.0	229	100.0



5) 里親事業について、業務委託機関の種別（複数回答）

前設問で「事業の全部を委託している」、もしくは、「事業の一部を委託している」と回答した 164 か所の児童相談所について、業務を委託している機関種別について回答を求めたところ、「児童養護施設」が最も多く 64 か所（39.0%）、続いて「乳児院」が 59 か所（36.0%）、「NPO 法人」が 35 か所（21.3%）であった。

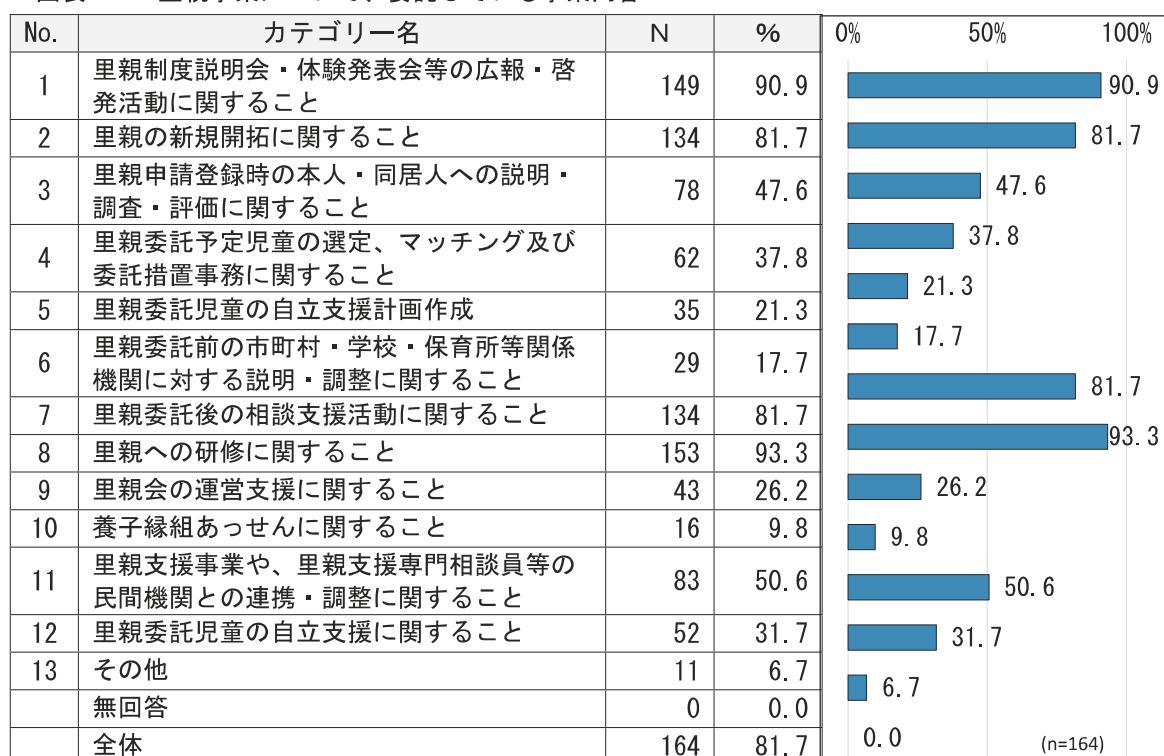
図表 140 里親事業の業務委託機関の種別



#### 6) 里親事業について、委託している事業内容（複数回答）

里親事業の民間機関への委託状況で「事業の全部を委託している」、もしくは、「事業の一部を委託している」と回答した 164 か所の児童相談所について、委託している業務内容について回答を求めたところ、「里親への研修に関するここと」が最も多く 153 か所 (93.3%) 、続いて「里親制度説明会・体験発表会等の広報・啓発活動に関するここと」が 149 か所 (90.9%) 、「里親の新規開拓に関するここと」と「里親委託後の相談支援活動に関するここと」が 134 か所 (81.7%) であった。

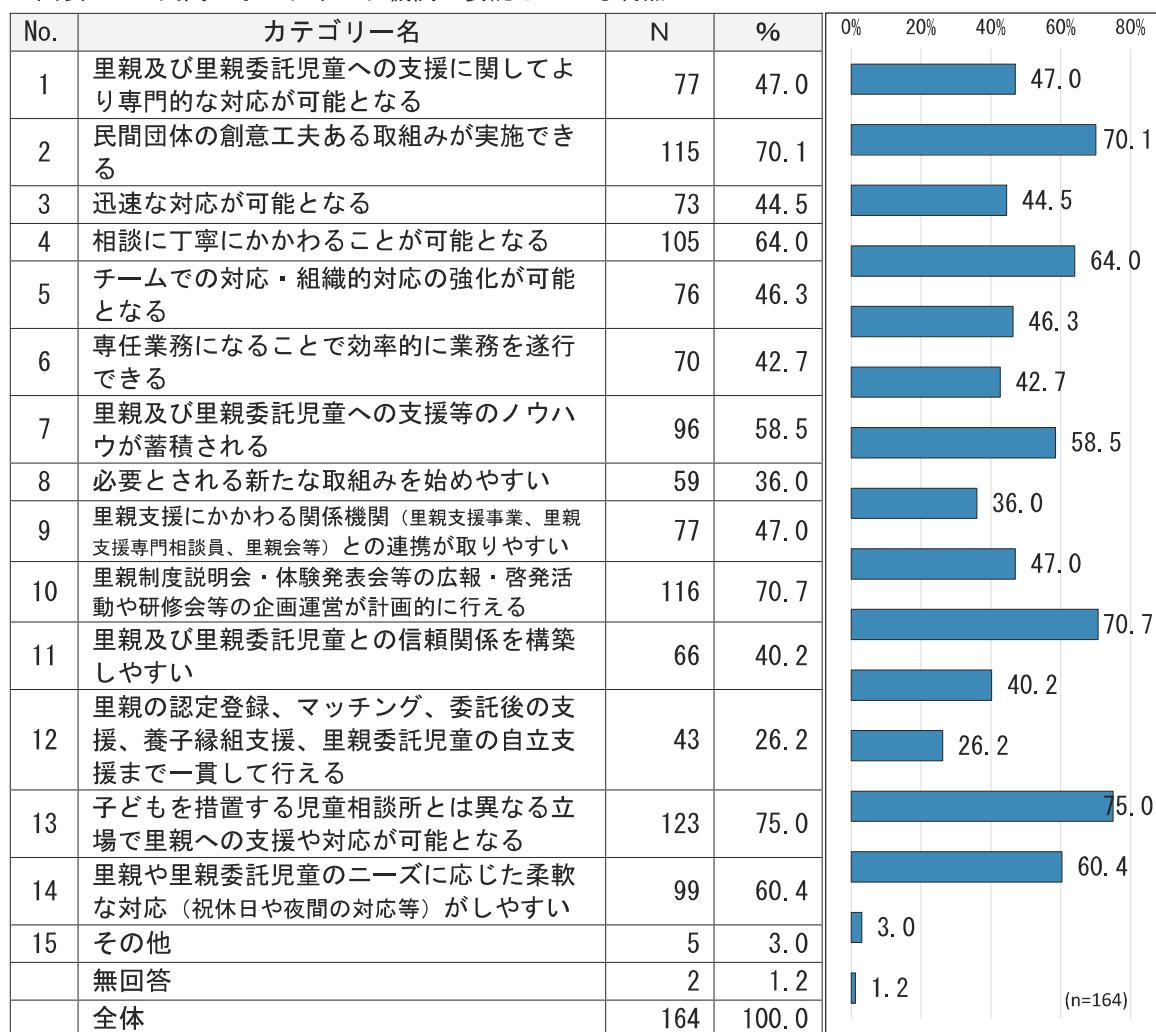
図表 141 里親事業について、委託している事業内容



7) 里親事業について、民間のフォースターリング機関に委託している利点（複数回答）

里親事業の民間機関への委託状況で「事業の全部を委託している」、もしくは、「事業の一部を委託している」と回答した164か所の児童相談所について、民間のフォースターリング機関に委託することによる利点の回答を求めたところ、「子どもを措置する児童相談所とは異なる立場で里親への支援や対応が可能となる」が最も多く123か所（75.0%）、続いて「里親制度説明会・体験発表会等の広報・啓発活動や研修会等の企画運営が計画的に行える」が116か所（70.7%）、「民間団体の創意工夫ある取組みが実施できる」が115か所（70.1%）であった。

図表142 民間フォースターリング機関に委託している利点



8) 里親事業について、民間のフォースターリング機関に委託している課題（複数回答）

里親事業の民間機関への委託状況で「事業の全部を委託している」、もしくは、「事業の一部を委託している」と回答した 164 か所の児童相談所について、民間のフォースターリング機関に委託することによる課題の回答を求めたところ、「役割分担や連携が難しい」が最も多く 93 か所（56.7%）、続いて「里親支援に携わらない職員（児童福祉司等）が多くなることは、児童相談所の人材育成上、課題が大きいと思う」が 59 か所（36.0%）、「業務を委託できる団体がない、または少ない」が 58 か所（35.4%）であった。

図表 143 民間フォースターリング機関に委託している課題



(8) 他自治体児童相談所との連携・協働について

1) 他自治体児童相談所とのケース移管に関する課題

他自治体児童相談所とのケース移管に関する課題について、「あり」と回答した児童相談所は 143 か所（61.6%）であった。

図表 144 他自治体児童相談所とのケース移管：課題

No.	カテゴリー名	N	%
1	あり	143	61.6
2	特になし	87	37.5
	無回答	2	0.9
	全体	232	100.0

[「あり」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 145 他自治体児童相談所とのケース移管：課題の内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	移管の協議に関する課題	67	46.9
2	移管のルールとその運用に関する課題	43	30.1
3	ケースの引継ぎに関する課題	38	26.6
4	ケースの支援に関する課題	18	12.6
5	その他	2	1.4
「あり」と回答した児童相談所数		143	100.0

2) 他自治体児童相談所とのケース移管に関する課題解決のための取組みや工夫

他自治体児童相談所とのケース移管に関する課題解決のための取組みや工夫について、「あり」と回答した児童相談所は 95 か所 (40.9%) であった。

図表 146 他自治体児童相談所とのケース移管：課題解決の取組みや工夫

No.	カテゴリー名	N	%
1	あり	95	40.9
2	特になし	109	47.0
	無回答	28	12.1
	全体	232	100.0

[「あり」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 147 他自治体児童相談所とのケース移管：課題解決の取組みや工夫の内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	移管する際の連絡、協議等に関する取組みや工夫—丁寧な説明・対応	44	46.3
2	事前連絡、協議時の対応	24	25.3
3	移管する際の連絡、協議等に関する取組みや工夫—密な連絡	14	14.7
4	ルールの確認、共有—全国ルール	9	9.5
5	組織としての対応	8	8.4
6	ルールの確認、共有一個別の取り決め等	4	4.2
7	関係機関との連携・情報共有	4	4.2
8	ケースへの関与を優先・早期の対応	2	2.1
9	ケースへの関与を優先・子どもにとっての利益	2	2.1
	「あり」と回答した児童相談所数	95	100.0

#### (9) 家庭裁判所（家事事件）との連携について

##### 1) 児童福祉法第 28 条による審判申立て実績（法 28 条第 1 項事件）

令和 4（2022）年度における全児童相談所（未回答の 9 か所除く）の法 28 条第 1 項事件の申立て件数は合計 384 件で、申立て人数は合計 485 人であった。なお、74 か所の児童相談所は申立て実績なしであった。

図表 148 28 条による審判申立て実績（法 28 条第 1 項事件）

法 28 条第 1 項事件	実績あり (児童相談所数)	実績なし (児童相談所数)	合計 (件数/人數)	最大 (件数/人數)	無回答 (児童相談所数)
① 申立て件数			384	14	
② 申立て人数	149	74	485	16	9

## 2) 児童福祉法第 28 条による審判申立て実績（法 28 条第 2 項事件）

令和 4（2022）年度における全児童相談所（未回答の 15 か所除く）の法 28 条第 2 項事件の申立て件数は合計 107 件で、申立て人数は合計 133 人であった。なお、153 か所の児童相談所は申立て実績なしであった。

図表 149 28 条による審判申立て実績（法 28 条第 2 項事件）

法 28 条第 2 項事件	実績あり (児童相談所数)	実績なし (児童相談所数)	合計 (件数/人數)	最大 (件数/人數)	無回答 (児童相談所数)
① 申立て件数	64	153	107	6	15
② 申立て人数			133	7	

## 3) 法 28 条申立て事例で課題になっていること

法 28 条申立て事例で課題になっていることについて、「あり」と回答した児童相談所は 94 か所（40.5%）であった。

図表 150 法 28 条申立て：課題になっていること

No.	カテゴリー名	N	%
1	あり	94	40.5
2	特になし	126	54.3
	無回答	12	5.2
	全体	232	100.0

[「あり」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 151 法 28 条申立て：課題になっていることの内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	担当職員や担当ラインにかかる負担	31	33.0
2	事例が少ないと等による影響－経験のなさ・少なさ	25	26.6
3	職員に必要な法律の知識や経験等	21	22.3
4	弁護士との連携上の課題	14	14.9
5	専門性や実践経験の次世代への継承	11	11.7
6	子どもと家族への支援、ケースワーク上に生じる影響	9	9.6
7	専門性を有する職員の数や業務の偏り	6	6.4
8	進行管理に関する事	6	6.4
9	専門性・経験の次世代への継承－人事異動による課題	4	4.3
10	裁判所との連携	3	3.2
11	その他関係機関との連携	2	2.1
	「あり」と回答した児童相談所数	94	100.0

#### 4) 法 28 条申立て事例における課題解決のための工夫

法 28 条申立て事例における課題解決のための工夫について、「あり」と回答した児童相談所は 81 か所（34.9%）であった。

図表 152 法 28 条申立て：課題解決のための工夫

No.	カテゴリー名	N	%
1	あり	81	34.9
2	特になし	104	44.8
	無回答	47	20.3
	全体	232	100.0

[「あり」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 153 法 28 条申立て：課題解決のための工夫内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	弁護士との連携・協働	39	48.1
2	職員チームの活用等組織的な対応	19	23.5
3	進行管理に関する工夫	11	11.1
4	研修や検討会の実施、参加	7	8.6
5	法的対応担当職員の配置—児童福祉司	4	4.9
6	法的対応に関するマニュアル等の作成・周知	4	4.9
7	職員チームの活用等組織的な対応～スーパーバイザーを中心とする体制	4	4.9
8	先行事例の活用	3	3.7
9	法的対応担当職員の配置	3	3.7
10	その他	3	3.7
	「あり」と回答した児童相談所数	81	100.0

## 7. 人材育成とスーパービジョンの体制等に関する状況

### (1) 小括

近年、全国の児童相談所で体制の強化、拡充が図られているが、その取組みの中核となっているのが、児童福祉司をはじめとする職員の増員・確保である。その取組みについては、毎年国から報告される、児童福祉司及び児童心理司等の配置状況からも、着実に職員の増員が進められていることが明らかになっている。

一方、短期間での急激な人員増に伴い、児童相談所における人材育成への関心が高まっていると考えられるが、その関心のほとんどは、人材を育成することの課題や困難さから持たれているものと思われる。

そこで本節では、1) 職員の採用・異動等の状況、2) 職員の育成に関すること、及び、3) スーパーバイザーに関すること、以上の3つの観点から、現在の児童相談所の実情を把握し、課題の抽出することを試みた。

#### 1) 職員の採用・異動等の状況

まず、職員の採用・異動等の状況では、令和5（2023）年度の新規採用正規職員（児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員）の状況について調査した。その結果、全国で新規採用、配置された1,023人のうち、414人（40.5%）が前職で福祉関係の仕事に従事していた職員であることが明らかになった。特に児童福祉司は、福祉関係の前職を持つ者は274人（52.1%）で、それ以外の大学卒業等の新規採用職員252人（47.9%）を上回る結果となっている。

#### 2) 職員の育成に関すること

次に、職員の育成に関することでは、多くの児童相談所が、「業務がひつ迫し育成にかかる時間が取れない」（86.2%）、「スーパーバイザーになり得る人材の不足」（75.4%）を、障壁となっていることに挙げた。他方、育成・定着に関して工夫していることについて、児童福祉司に対しては74.6%、児童心理司に対しては73.3%の児童相談所が、工夫していることがあると回答したが、一時保護所職員に対しては41.4%となっており相対的に低い割合であった。

また、新人職員等に対して個別指導やサポートをする役割を担う職員（チューター等）の設置状況を聞いた。その結果、173か所（74.6%）の児童相談所でチューター等の制度や仕組みの設定があることがわかった。他方、設置している100か所（58.1%）の児童相談所が、チューター等の制度を運用する上で「課題がある」としており、ここでも人材育成の取組みに障壁があることが示唆された。

### 3) スーパーバイザーに関すること

スーパーバイザーに関しては、児童福祉司スーパーバイザーと児童心理司スーパーバイザーに注目し、その実像を明らかにすることを試みた。複数回答で設定した児童福祉司スーパーバイザーの担当事例や担当業務の質問については、「担当事例を持っていない」に123か所（53.0%）が該当したものの、「ラインの監督職を兼務」が122か所（52.6%）、「困難事例を担当」に71か所（30.6%）が回答した。結果として、「担当事例を持っていない」のみを選択した児童相談所は37か所（15.9%）であった。

次に、勤務時間内にスーパービジョンを実施するルールを設定している児童相談所は35か所（15.1%）だった。また、ルール設定の有無に関わらず勤務時間内にスーパービジョンを実施できているとした児童相談所が108か所（46.6%）ある一方、時間内にできない児童相談所は110か所（47.4%）で、ほぼ同数であった。

児童心理司スーパーバイザーについては、配置している児童相談所が175か所（75.4%）であり、児童福祉司スーパーバイザーと同様、「ラインの監督職を兼務」が78か所（33.6%）ある他、担当事例を一部分担している所が86か所（37.1%）あり、「担当事例を持っていない」のみを選択した児童相談所は17か所（7.3%）に過ぎなかった。

こうしたスーパーバイザーたちの実態は、スーパービジョンにおける課題や困難の設問にも反映され、「スーパービジョンを行う時間的ゆとりがない」と回答した児童相談所が180か所（77.6%）と大半を占めたほか、「スーパーバイザーがケース対応に追われている」と回答した児童相談所が142か所（61.2%）あった。

（鶴岡 裕晃）

(2) 職員の採用・異動等の状況について

1) 令和5年度に新たに配置された新規採用正規職員の状況

令和5(2023)年度に全国の児童相談所に新規採用正規職員として配置された職員の総数は、1,023人であった。そのうち、前職で福祉関係の仕事に従事していた者が414人(40.5%)で、福祉関係以外だった者が609人(59.5%)であった。なお、前職が福祉関係だった職員の内訳は、「児童以外の福祉領域」が104人で最も多かった。前職が福祉関係以外だった職員の内訳は、「大学・大学院・専門学校」が525人で最も多かった。

図表 154 新規採用正規職員の状況：令和5年度(1)

	総数 (人數)	前職の状況	
		福祉関係 (人數)	福祉関係以外 (人數)
新規採用正規職員数	1,023 (100.0%)	414 (40.5%)	609 (59.5%)

図表 155 新規採用正規職員の状況：令和5年度(2)

分類	a. 前職で福祉関係の仕事に従事していた職員						a. 小計	
	(内訳) 前職の状況 (採用前の職場)							
	① 他自治体 の児童相 談所	② 児童福祉 施設	③ 市区町村の 児童福祉関 係部署	④ ①～③を除 く児童福祉 関係機関	⑤ 児童以外 の福祉領 域	⑥ その他		
児童福祉司	35	37	47	45	74	36	274	
児童心理司	11	3	8	11	14	22	69	
一保職員	5	18	15	16	16	1	71	
合計	51	58	70	72	104	69	414	

分類	b. a を除く新規採用職員			b. 小計 (a+b)	合計 (a+b)		
	(内訳) 前職の状況 (採用前の職場)						
	①大学・大 学院・専門 学校	②福祉関係 でない事業 者、企業等	③その他				
児童福祉司	207人	22人	23人	252	526		
児童心理司	214人	11人	9人	234	303		
一保職員	104人	13人	6人	123	194		
合計	525人	46	38	609	1,023		

2) 児童相談所を最後の所属として当該自治体を退職した者の状況（令和2～4年度の3年間、定年退職者を除く）

ア. 離職者の実人数と職種内訳（令和2～4年度）

令和2（2020）から4（2022）年度の3年間で、定年退職者を除き、児童相談所を最後の所属として当該自治体を退所した者の状況について回答を求めた。未回答だった20か所の児童相談所を除き、離職者の実人数は795人であった。なお、最小は0人、最大は31人で、平均は3.8人であった。職種の内訳は、児童福祉司が423人、児童心理司が153人、一時保護所職員が152人、その他が103人であった。職種内訳の合計は831人となるため、離職者の実人数と合致していない点には留意が必要である。

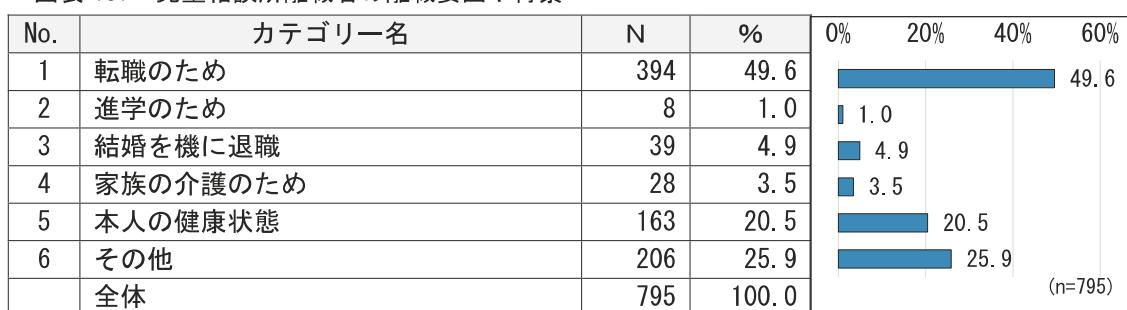
図表156 児童相談所離職者の実人数と職種内訳（令和2～4年度）

	合計 (人数)	最小 (人数)	最大 (人数)	平均 (人数)	未回答 (児童相談所数)
離職者の実人数	795	0(36所)	31	3.8	20
職種内訳	児童福祉司	423	0(41所)	16	2.2
	児童心理司	153	0(71所)	13	1.1
	一時保護所職員	152	0(82所)	31	3.8
	その他	103	0(91所)	12	0.7

イ. 離職の要因や背景等について

離職の要因や背景等に該当する延べ人数について回答を求めたところ、最も多かったのは「転職のため」で394人（49.6%）であった。続いて、「その他」が206人（25.9%）、「本人の健康状態」が163人（20.5%）であった。

図表157 児童相談所離職者の離職要因や背景



### 3) 職員の離職を防ぐために組織として取り組んでいること

職員の離職を防ぐために組織として取り組んでいることについて、「あり」と回答した児童相談所は154か所（66.4%）であった。

図表 158 離職防止のために組織として取り組んでいること

No.	カテゴリー名	N	%
1	あり	154	66.4
2	特になし	74	31.9
	無回答	4	1.7
	全体	232	100.0

[「あり」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 159 離職防止のために組織として取り組んでいる内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	職員の状態・状況の把握、サポート強化	67	43.5
2	職員面接・面談・ヒアリングの実施	47	30.5
3	職場環境の改善	30	19.5
4	研修の実施、研修体系の策定・構築	23	14.9
5	新規採用職員、新任職員への支援	17	11.0
6	職員のメンタルヘルスケア	11	7.1
7	働き方の見直し・改善	9	5.8
8	職員配置や人員増に関する取組み	7	4.5
9	業務効率化による職員の負担軽減	5	3.2
10	専門職としてのキャリアに関する対応	3	1.9
11	職員の待遇改善	2	1.3
12	専門職としてのキャリアに関する対応－育成支援計画の作成	1	0.6
13	専門職としてのキャリアに関する対応－スーパービジョン	1	0.6
14	専門職としてのキャリアに関する対応－人材育成ビジョンの作成	1	0.6
15	専門職としてのキャリアに関する対応－キャリアイメージの作成	1	0.6
16	専門職としてのキャリアに関する対応－育成システムの充実	1	0.6
17	その他	2	1.3
	「あり」と回答した児童相談所数	154	100.0

#### 4) 職員の離職による職員の専門性や組織体制の観点からの課題

職員の離職による職員の専門性や組織体制の観点からの課題について、「あり」と回答した児童相談所は167か所(72.0%)であった。

図表 160 職員の離職による職員の専門性や組織体制の観点からの課題

No.	カテゴリー名	N	%
1	あり	167	72.0
2	特になし	54	23.3
	無回答	11	4.7
	全体	232	100.0

[「あり」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 161 職員の離職による職員の専門性や組織体制の観点からの課題内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	人材（職員数あるいは専門性）の不足・確保に関する課題	34	20.4
2	組織体制や職場環境、職員に生じる負の影響・悪循環	29	17.4
3	人材育成を担う職員（スーパーバイザー等）の確保・業務負担	24	14.4
4	職員構成（年代、性別、職種等）の偏りや不均衡	23	13.8
5	人材育成に取り組む上での課題	23	13.8
6	研修の受講や機会、体制・体系等に関する課題	19	11.4
7	新規採用職員等経験の浅い職員の増加や割合の高さ	16	9.6
8	児相職員に求められる専門性に対する職員の適性	15	9.0
9	ワークライフバランスに関する課題	11	6.6
10	専門職としてのキャリアアップに関する課題	7	4.2
11	専門職等が働く部署の範囲や異動先に関する課題	6	3.6
12	新規採用職員や若手職員等に関する課題	6	3.6
13	スーパービジョンの実施に関する課題	4	2.4
14	組織の肥大化や機能分化等による影響	3	1.8
15	夜間・土日祝日の対応による負担感・精神的ストレス	3	1.8
16	組織体制が脆弱・未整備	3	1.8
17	職員の待遇・待遇に関する課題	3	1.8
18	職員の専門性に関する課題（確保、構築、向上、継承等の問題）	3	1.8
19	職員の異動、退職が組織対応力に与える影響	2	1.2
20	職員の状態・状況を把握することの難しさ	1	0.6
21	組織としての方針の明確化	1	0.6
22	その他	5	3.0
	「あり」と回答した児童相談所数	167	100.0

### (3) 職員の育成に関することについて

#### 1) 職員を育成する上での障壁（複数回答）

職員を育成する上で障壁となっていることについて回答を求めたところ、最も多かったのは「業務がひっ迫し育成にかける時間が取れない」で200か所（86.2%）であった。続いて、「スーパーバイザーになり得る人材の不足」が175か所（75.4%）、「育成途上の異動」が125か所（53.9%）であった。

図表 162 職員を育成する上での障壁

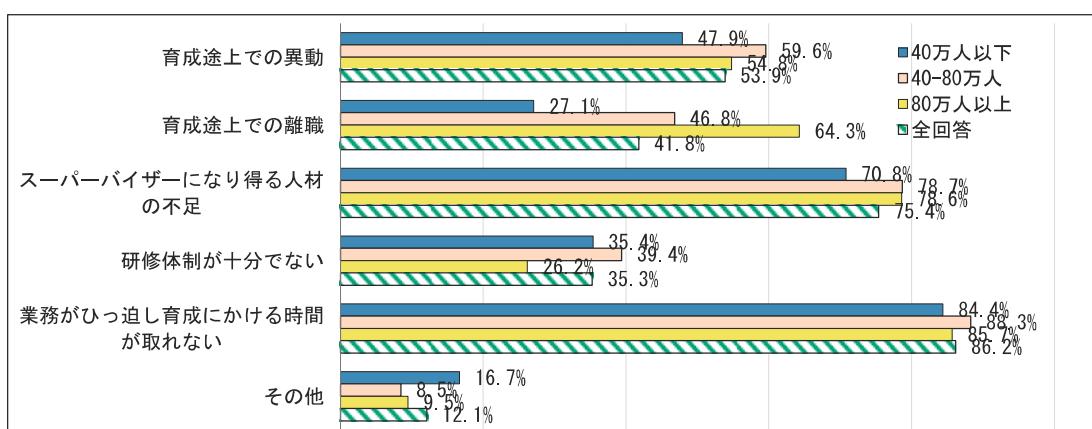


<参考>管轄人口と職員育成上の障壁のクロス集計結果

管轄人口と職員育成上の障壁をクロス集計した結果を以下に示す。

図表 163 管轄人口と職員を育成する上での障壁のクロス集計

No.	カテゴリーノ	40万人以下		40~80万人		80万人以上		全回答	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	育成途上での異動	46	47.9	56	59.6	23	54.8	125	53.9
2	育成途上での離職	26	27.1	44	46.8	27	64.3	97	41.8
3	スーパーバイザーになり得る人材の不足	68	70.8	74	78.7	33	78.6	175	75.4
4	研修体制が十分でない	34	35.4	37	39.4	11	26.2	82	35.3
5	業務がひっ迫し育成にかける時間が取れない	81	84.4	83	88.3	36	85.7	200	86.2
6	その他	16	16.7	8	8.5	4	9.5	28	12.1
	児童相談所数	96	100.0	94	100.0	42	100.0	232	100.0



2) 児童福祉司の育成・定着に関して工夫していること

児童福祉司の育成・定着に関して工夫していることについて、「工夫していることがある」と回答した児童相談所は 173 か所 (74.6%) であった。

図表 164 育成・定着に関して工夫していること：児童福祉司

No.	カテゴリーノ	N	%
1	工夫していることがある	173	74.6
2	特になし	57	24.6
	無回答	2	0.9
	全体	232	100.0

[「工夫していることがある」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「工夫していることがある」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグルーピングし、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 165 育成・定着に関して工夫している内容：児童福祉司

No.	カテゴリー名	N	%
1	職員の経験や必要性等に応じた目的的な研修の実施・提供	40	23.1
2	職員の研修受講機会の確保や促進	34	19.7
3	スーパービジョンの活用や体制充実による取組み	31	17.9
4	所内研修実施により資質向上を図る取組み	30	17.3
5	職員同士が情報や事例、困り感等を共有できるための取組み	28	16.2
6	OJTによる教育、指導やサポート	23	13.3
7	職員個々への配慮や丁寧な育成	20	11.6
8	同席面接・訪問等複数対応で経験を積む	20	11.6
9	職員との面接を活用した取組み	14	8.1
10	人材育成や研修体系等について検討する場の設置	14	8.1
11	職員の業務量や精神的負担を軽減・平準化する取組み	13	7.5
12	職員が相談しやすくなる等働きやすい職場環境作り	10	5.8
13	育成計画や到達目標・指標の設定等による支援の明確化	9	5.2
14	一人で抱え込まない・孤立しないための働きかけ	9	5.2
15	ジョブローテーション構築や段階的業務経験による専門性の確保、維持、向上	8	4.6
16	人材育成に取り組むための方針やプラン等の策定	6	3.5
17	職員のモチベーション維持や仕事のやりがいへの働きかけ	6	3.5
18	人材確保のための能動的な取組み	5	2.9
19	キャリアラダーの作成	2	1.2
	「工夫していることがある」と回答した児童相談所数	173	100.0

### 3) 児童心理司の育成・定着に関して工夫していること

児童心理司の育成・定着に関して工夫していることについて、「工夫していることがある」と回答した児童相談所は 170 か所（73.3%）であった。

図表 166 育成・定着に関して工夫していること：児童心理司

No.	カテゴリー名	N	%
1	工夫していることがある	170	73.3
2	特になし	58	25.0
	無回答	4	1.7
	全体	232	100.0

[「工夫していることがある」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「工夫していることがある」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグルーピングし、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 167 育成・定着に関して工夫している内容：児童心理司

No.	カテゴリー名	N	%
1	スーパービジョンの活用や体制充実による取組み	44	25.9
2	職員の経験や必要性等に応じた目的的な研修の実施・提供	41	24.1
3	職員同士が情報や事例、困り感等を共有できるための取組み	40	23.5
4	職員の研修受講機会の確保や促進	30	17.6
5	所内研修実施により資質向上を図る取組み	30	17.6
6	職員個々への配慮や丁寧な育成	22	12.9
7	OJTによる教育、指導やサポート	21	12.4
8	育成計画や到達目標・指標の設定等による支援の明確化	18	10.6
9	職員との面接を活用した取組み	13	7.6
10	人材育成に取り組むための方針やプラン等の策定	11	6.5
11	人材育成や研修体系等について検討する場の設置	10	5.9
12	職員が相談しやすくなる等働きやすい職場環境作り	8	4.7
13	職員の業務量や精神的負担を軽減・平準化する取組み	6	3.5
14	一人で抱え込まない・孤立しないための働きかけ	5	2.9
15	人材確保のための能動的な取組み	4	2.4
16	同席面接・訪問等複数対応で経験を積む	4	2.4
17	キャリアラダーの作成	2	1.2
18	ジョブローテーション構築や段階的業務経験による専門性の確保、維持、向上	2	1.2
19	職員のモチベーション維持や仕事のやりがいへの働きかけ	2	1.2
20	その他	1	0.6
	「工夫していることがある」と回答した児童相談所数	170	100.0

#### 4) 一時保護所職員の育成・定着に関して工夫していること

一時保護所職員の育成・定着に関して工夫していることについて、「工夫していることがある」と回答した児童相談所は 96 か所（41.4%）であった。

図表 168 育成・定着に関して工夫していること：一時保護所職員

No.	カテゴリー名	N	%
1	工夫していることがある	96	41.4
2	特になし	70	30.2
	無回答	66	28.4
	全体	232	100.0

[「工夫していることがある」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「工夫していることがある」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグルーピングし、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

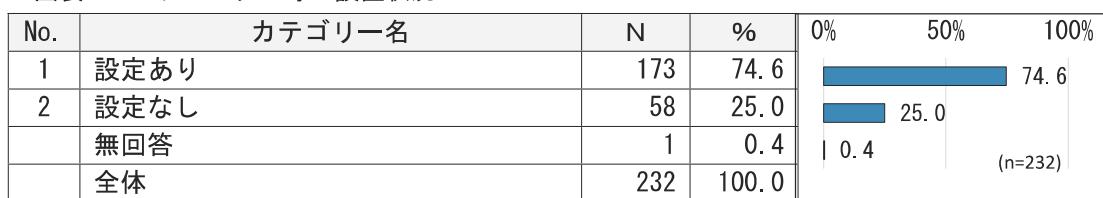
図表 169 育成・定着に関して工夫している内容：一時保護所職員

No.	カテゴリー名	N	%
1	職員の経験や必要性等に応じた目的的な研修の実施・提供	29	30.2
2	OJTによる教育、指導やサポート	19	19.8
3	職員の研修受講機会の確保や促進	16	16.7
4	スーパービジョンの活用や体制充実による取組み	14	14.6
5	職員同士が情報や事例、困り感等を共有できるための取組み	12	12.5
6	所内研修実施により資質向上を図る取組み	12	12.5
7	一人で抱え込まない・孤立しないための働きかけ	10	10.4
8	人材育成や研修体系等について検討する場の設置	7	7.3
9	職員個々への配慮や丁寧な育成	6	6.3
10	職員の業務量や精神的負担を軽減・平準化する取組み	6	6.3
11	職員との面接を活用した取組み	6	6.3
12	職員が相談しやすくなる等働きやすい職場環境作り	6	6.3
13	勤務・シフト体制の調整	6	6.3
14	対応マニュアルの策定・整備	4	4.2
15	職員間の関係調整・コミュニケーションを図る	4	4.2
16	育成計画や到達目標・指標の設定等による支援の明確化	4	4.2
17	人材確保のための能動的な取組み	3	3.1
18	人材育成に取り組むための方針やプラン等の策定	2	2.1
19	職員のモチベーション維持や仕事のやりがいへの働きかけ	2	2.1
20	ジョブローテーション構築や段階的業務経験による専門性の確保、維持、向上	2	2.1
21	キャリアラダーの作成	1	1.0
	「工夫していることがある」と回答した児童相談所数	170	100.0

5) 新入職員等に仕事内容を中心とした個別指導やサポートを提供する職員の設置状況

新入職員や若手職員に対して仕事内容を中心に個別指導やサポートをする役割を担う職員（チューター等）を設置しているか回答を求めたところ、「設定あり」と回答した児童相談所が 173 か所（74.6%）で、「設定なし」と回答した児童相談所が 58 か所（25.0%）であった。なお、設置されているチューター等の制度名称や具体的な内容については資料編に掲載しているため、そちらも参照いただきたい。

図表 170 チューター等の設置状況



6) チューター等及びチューター等が充てられている職員の人数

チューター等を設置していると回答した 173 か所の児童相談所でチューター等を務めている職員の総数は 946 人であった。なお、設置していると回答した児童相談所のうち、5 か所はチューター等が 0 人、7 か所は未回答であった。平均は 5.7 人であった。

また、チューター等を設置していると回答した 173 か所の児童相談所でチューター等が付いている新任職員・若手職員の総数は 1,015 人であった。なお、設置していると回答した児童相談所のうち、4 か所は新任職員・若手職員が 0 人、7 か所は未回答であった。平均は 6.2 人であった。

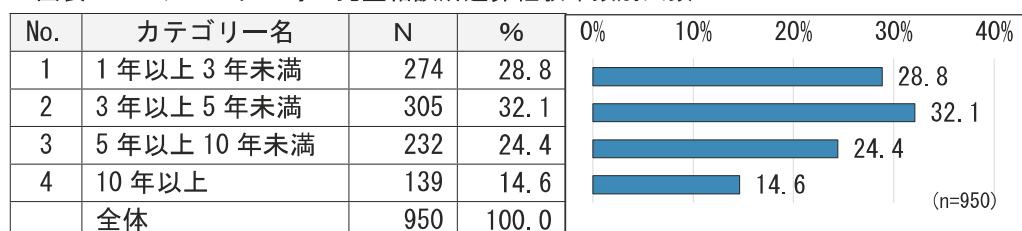
図表 171 チューター等・チューター等が充てられている職員の人数

	合計 (人数)	最小 (件数)	最大 (件数)	平均 (件数)	未回答 (児童相談所数)
チューター等	946	0 (5 所)	43	5.7	7
新任職員・若手職員	1,015	0 (4 所)	51	6.2	7

#### 7) チューター等の役割を担う職員の児童相談所通算経験年数別人数

チューター等の役割を担う職員の児童相談所通算経験年数別人数を経験年数ごとに区分した結果、「3年以上5年未満」が最も多く305人（32.1%）、続いて「1年以上3年未満」が274人（28.8%）、「5年以上10年未満」が232人（24.4%）という結果であった。なお、チューター等の合計人数（946人）と、本設問の回答の合計人数が合致していない点には留意が必要である。

図表 172 チューター等の児童相談所通算経験年数別人数



#### 8) チューター等の運用上の課題について

チューター等の運用上の課題について、「課題がある」と回答した児童相談所は100か所（58.1%）であった。

図表 173 チューター等運用上の課題

No.	カテゴリー名	N	%
1	課題がある	100	58.1
2	特になし	67	39.0
	無回答	5	2.9
	非該当	60	
	全体	172	100.0

[「課題がある」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「課題がある」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグルーピングし、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 174 チューター等運用上の課題内容

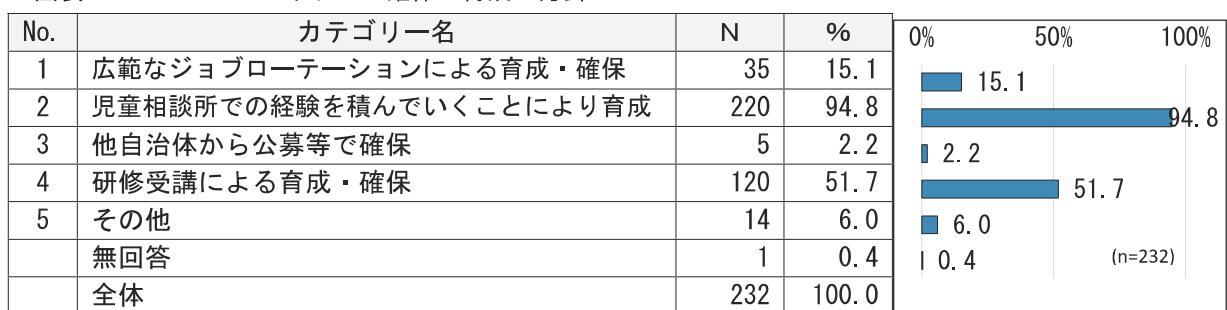
No.	カテゴリー名	N	%
1	チューター等の役割を担う職員にかかる負担	48	48.0
2	制度やその運用上の課題	34	34.0
3	適任者の選定に関する課題	31	31.0
4	育成の方針、方法等に係る課題	9	9.0
	「課題がある」と回答した児童相談所数	100	100.0

(4) スーパーバイザーについて

1) スーパーバイザーの確保・育成の方針について（複数回答）

スーパーバイザーの確保・育成の方針について回答を求めたところ、最も多かったのが「児童相談所での経験を積んでいくことにより育成」で 220 か所 (94.8%) であった。続いて、「研修受講による育成・確保」が 120 か所 (51.7%) 、「広範なジョブローテーションによる育成・確保」が 35 か所 (15.1%) であった。

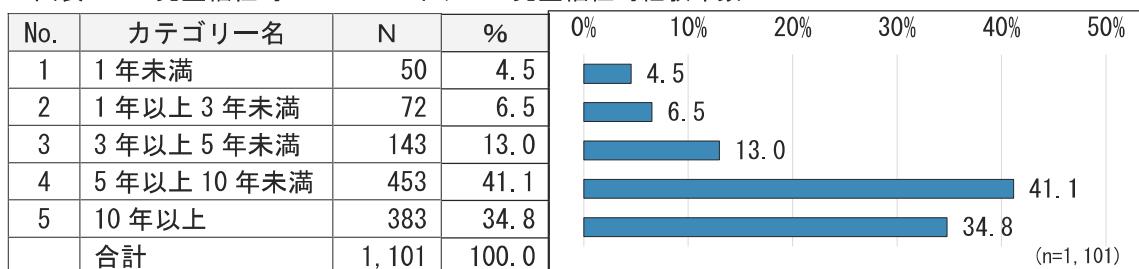
図表 175 スーパーバイザーの確保・育成の方針



2) 児童福祉司スーパーバイザーの児童福祉司経験年数別人数

児童福祉司スーパーバイザーの児童福祉司経験年数別人数について回答を求めた。「5 年以上 10 年未満」が最も多く 453 人 (41.1%) 、続いて「10 年以上」が 383 人 (34.8%) 、「3 年以上 5 年未満」が 143 人 (13.0%) という結果であった。

図表 176 児童福祉司スーパーバイザー：児童福祉司経験年数



<参考>2018年調査<sup>4</sup>との比較

2018年調査との比較結果を以下の通り示す。当時から児童相談所数も増加していること等から単純な比較はできないため、参考として示す。

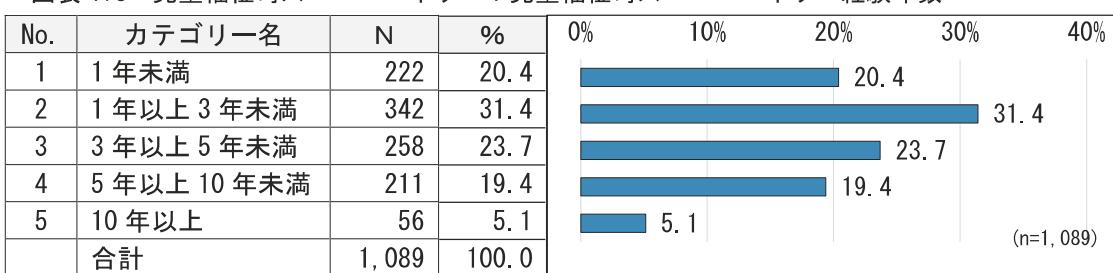
図表 177 2018年調査との比較（児童福祉司スーパーバイザー：児童福祉司経験年数）



3) 児童福祉司スーパーバイザーの児童福祉司スーパーバイザー通算経験年数別人数

児童福祉司スーパーバイザーの児童福祉司スーパーバイザー経験年数別別人数について回答を求めた。「1年以上3年未満」が最も多く342人(31.4%)、続いて「3年以上5年未満」が258人(23.7%)、「1年未満」が222人(20.4%)という結果であった。

図表 178 児童福祉司スーパーバイザー：児童福祉司スーパーバイザー経験年数



<sup>4</sup> 森田（2019）「児童相談所の実態に関する調査「職員の配置および人材育成体制の実態、通告されたケースの実態および長期化した一時保護ケースの実態」」平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の国庫補助協議。上記報告内の調査Iは全国211の児童相談所を対象に2018年4月1日時点の配置職員体制に関する質問紙調査が行われた。報告書の公表は2019年であるが、調査時点が判別しやすいよう「2018年調査」とする。

<参考>2018年調査との比較

2018年調査との比較結果を以下の通り示す。当時から児童相談所数も増加していること等から単純な比較はできないため、参考として示す。

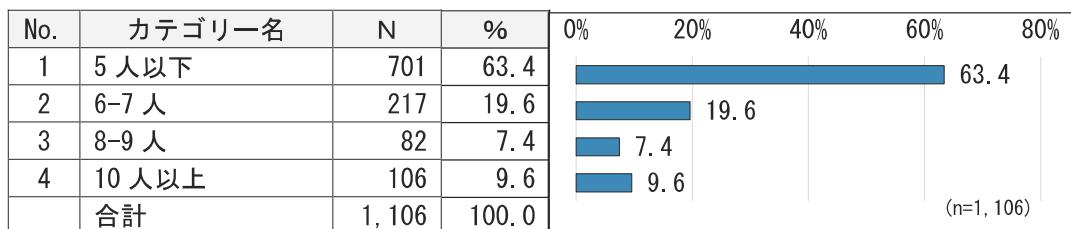
図表 179 2018年調査との比較（児童福祉司スーパーバイザー：児童福祉司スーパーバイザー経験年数）



4) 児童福祉司スーパーバイザー一人当たりの担当児童福祉司数

児童福祉司スーパーバイザーについて、一人当たりの担当児童福祉司数別人数の回答を求めた。「5人以下」が最も多く701人(63.4%)、続いて「6-7人」が217人(19.6%)、「10人以上」が106人(9.6%)という結果であった。

図表 180 児童福祉司スーパーバイザー：担当児童福祉司数



<参考>2018年調査との比較

2018年調査との比較結果を以下の通り示す。当時から児童相談所数も増加していること等から単純な比較はできないため、参考として示す。

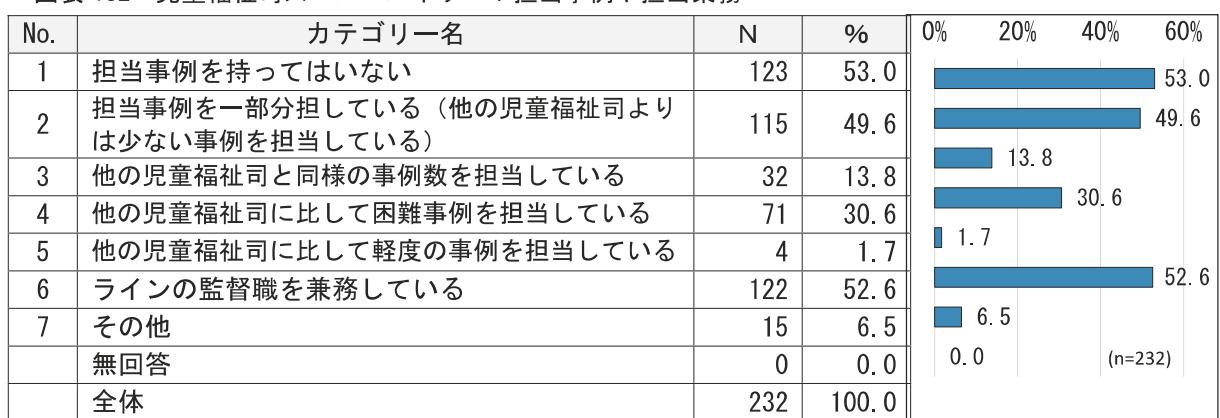
図表 181 2018年調査との比較（児童福祉司スーパーバイザー：担当児童福祉司数）



5) 児童福祉司スーパーバイザーの担当事例や担当業務について（複数回答）

児童福祉司スーパーバイザーの担当事例や担当業務について回答を求めた。担当事例については、「担当事例を持ってはいない」が最も多く123か所(53.0%)、続いて「担当事例を一部分担している（他の児童福祉司よりは少ない事例を担当している）」が115か所(49.6%)という結果であった。また、「ラインの監督職を兼務している」は122か所(52.6%)であった。なお、「担当事例を持っていない」のみを選択した児童相談所は37か所(15.9%)であった。

図表 182 児童福祉司スーパーバイザー：担当事例や担当業務

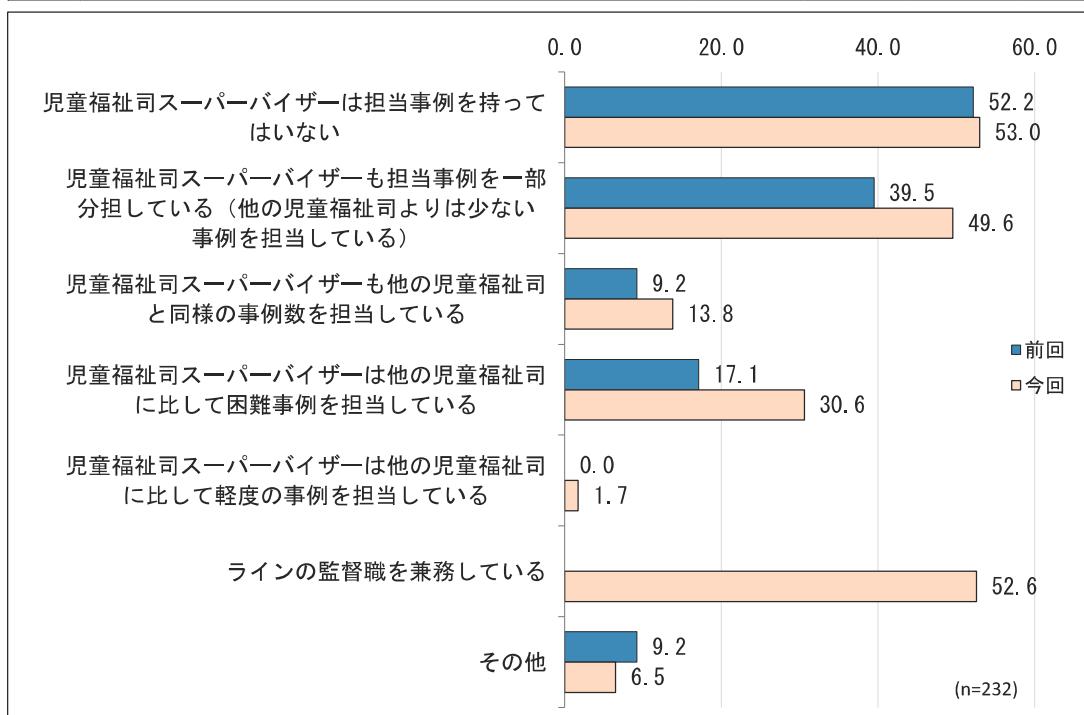


<参考>2017年調査との比較

2017年調査との比較結果を以下の通り示す。なお、2017年調査では「ラインの監督職を兼務している」は選択肢にない。単純な比較はできないため、参考として示す。

図表 183 2017年調査との比較（児童福祉司スーパーバイザー：担当事例や担当業務）

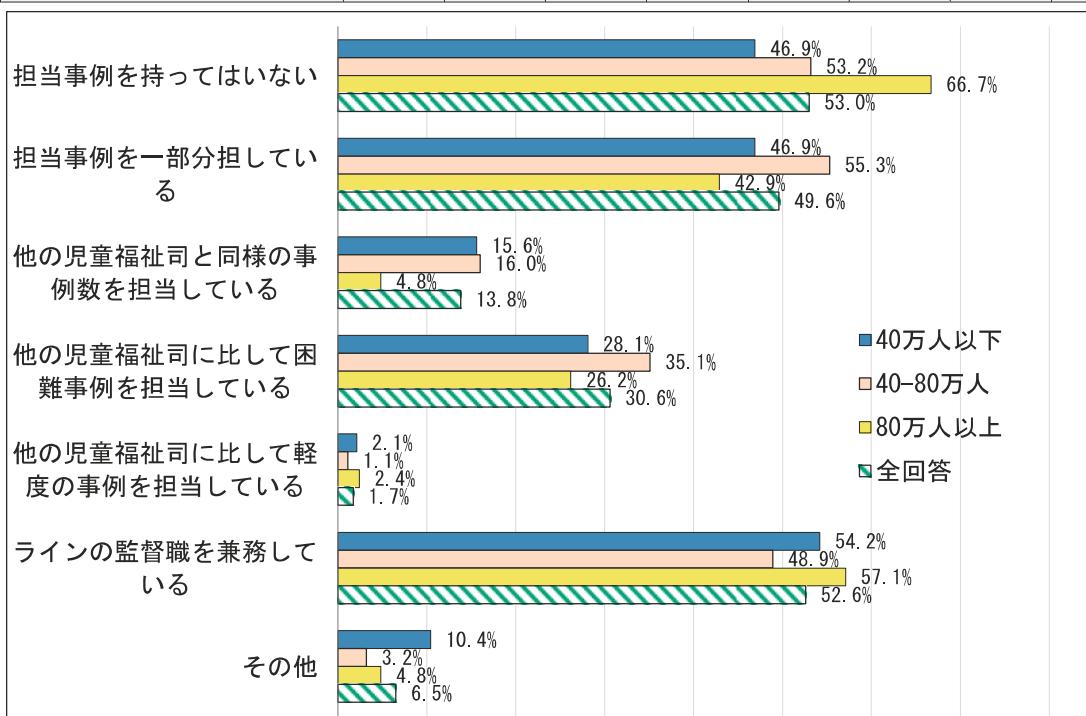
No.	カテゴリー名	2017年調査		今回調査	
		N	%	N	%
1	担当事例を持ってはいない	119	52.2	123	53.0
2	担当事例を一部分担している	90	39.5	115	49.6
3	他の児童福祉司と同様の事例数を担当している	21	9.2	32	13.8
4	他の児童福祉司に比して困難事例を担当している	39	17.1	71	30.6
5	他の児童福祉司に比して軽度の事例を担当している	0	0.0	4	1.7
6	ラインの監督職を兼務している	-	-	122	52.6
7	その他	21	9.2	15	6.5
	無回答	3	1.3	0	0.0
	全体	228	100.0	232	100.0



＜参考＞管轄人口と児童福祉司スーパーバイザーの担当事例や担当業務のクロス集計結果  
管轄人口と児童福祉司スーパーバイザーの担当事例や担当業務をクロス集計した結果を  
以下に示す。

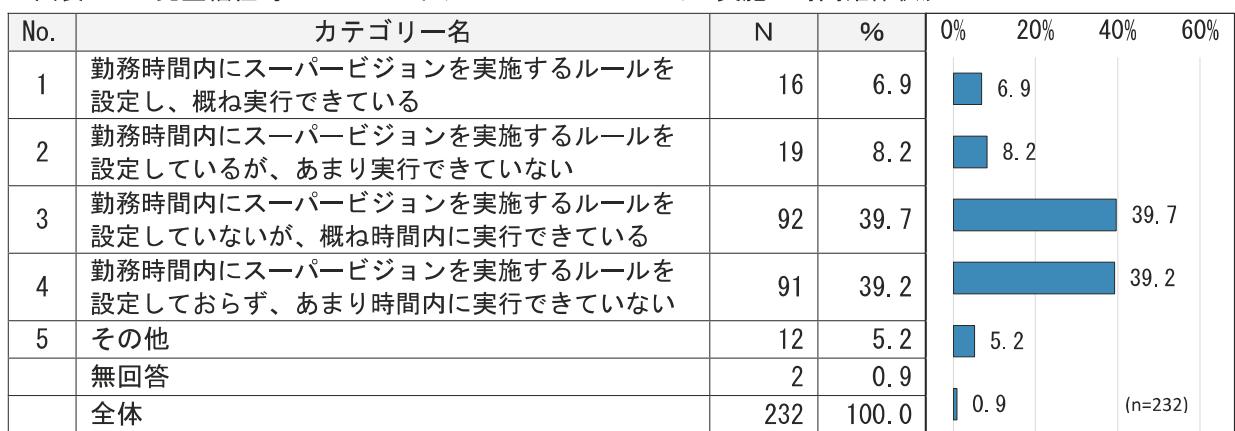
図表 184 管轄人口と児童福祉司スーパーバイザー：担当事例や担当業務のクロス集計

No	カテゴリ名	40万人以下		40~80万人		80万人以上		全回答	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	担当事例を持ってはいない	45	46.9	50	53.2	28	66.7	123	53.0
2	担当事例を一部分担している	45	46.9	52	55.3	18	42.9	115	49.6
3	他の児童福祉司と同様の事例数を担当している	15	15.6	15	16.0	2	4.8	32	13.8
4	他の児童福祉司に比して困難事例を担当している	27	28.1	33	35.1	11	26.2	71	30.6
5	他の児童福祉司に比して軽度の事例を担当している	2	2.1	1	1.1	1	2.4	4	1.7
6	ラインの監督職を兼務している	52	54.2	46	48.9	24	57.1	122	52.6
7	その他	10	10.4	3	3.2	2	4.8	15	6.5
	児童相談所数	96	100.0	94	100.0	42	100.0	232	100.0



6) スーパービジョンを実施するための時間を勤務時間内に確保する設定をしているか  
児童福祉司スーパーバイザーがスーパー・ビジョン（OJTは含まない）を実施するための時間を勤務時間内に確保する設定がされているか回答を求めた。「勤務時間内にスーパー・ビジョンを実施するルールを設定していないが、概ね時間内に実行できている」が最も多く92か所（39.7%）、続いて「勤務時間内にスーパー・ビジョンを実施するルールを設定しておらず、あまり時間内に実行できていない」が91か所（39.2%）、「勤務時間内にスーパー・ビジョンを実施するルールを設定しているが、あまり実行できていない」が19か所（8.2%）という結果であった。

図表 185 児童福祉司スーパー・バイザー：スーパー・ビジョン実施の時間確保状況

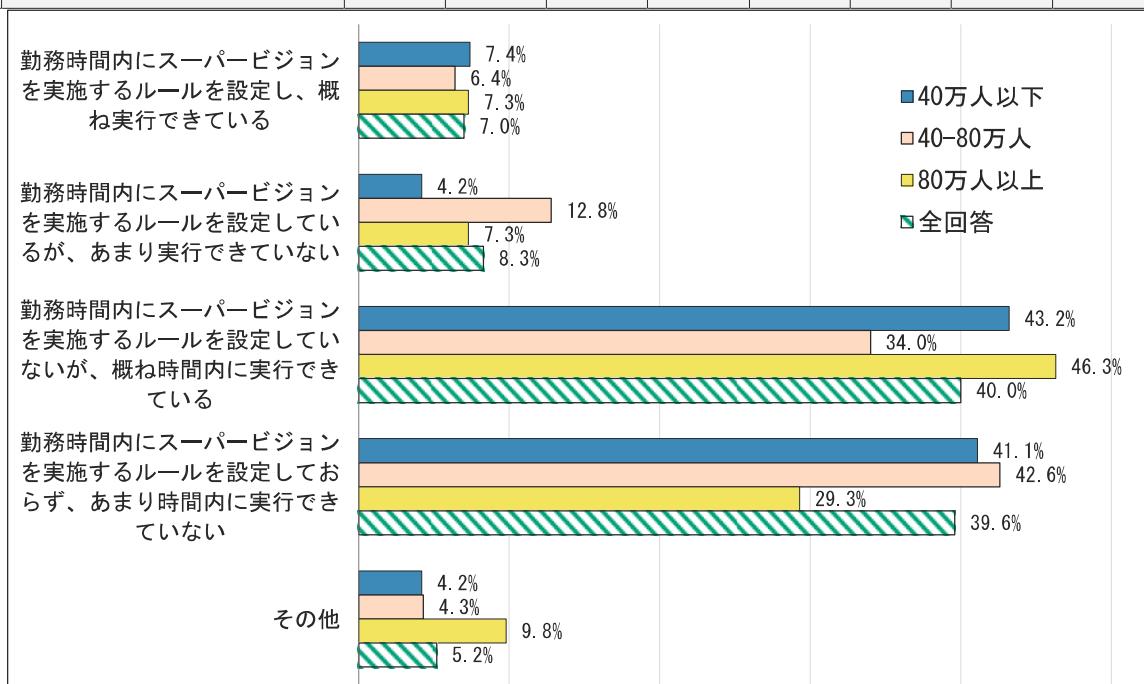


＜参考＞管轄人口とスーパービジョンを実施するための時間を勤務時間内に確保する設定をしているかのクロス集計結果

管轄人口と児童福祉司スーパーバイザーがスーパービジョン（OJT 含まず）を実施するための時間を勤務時間内に確保する設定をしているかをクロス集計した結果を以下に示す。

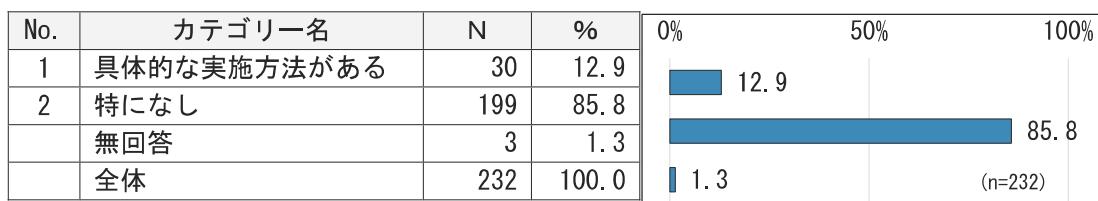
図表 186 管轄人口と児童福祉司スーパーバイザー：スーパービジョン実施の時間確保状況のクロス集計

No	カテゴリー名	40万人以下		40~80万人		80万人以上		全回答	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	勤務時間内にスーパービジョンを実施するルールを設定し、概ね実行できている	7	7.4	6	6.4	3	7.3	16	7.0
2	勤務時間内にスーパービジョンを実施するルールを設定しているが、あまり実行できていない	4	4.2	12	12.8	3	7.3	19	8.3
3	勤務時間内にスーパービジョンを実施するルールを設定していないが、概ね時間内に実行できている	41	43.2	32	34.0	19	46.3	92	40.0
4	勤務時間内にスーパービジョンを実施するルールを設定しておらず、あまり時間内に実行できていない	39	41.1	40	42.6	12	29.3	91	39.6
5	その他	4	4.2	4	4.3	4	9.8	12	5.2
	児童相談所数	95	100.0	94	100.0	41	100.0	230	100.0



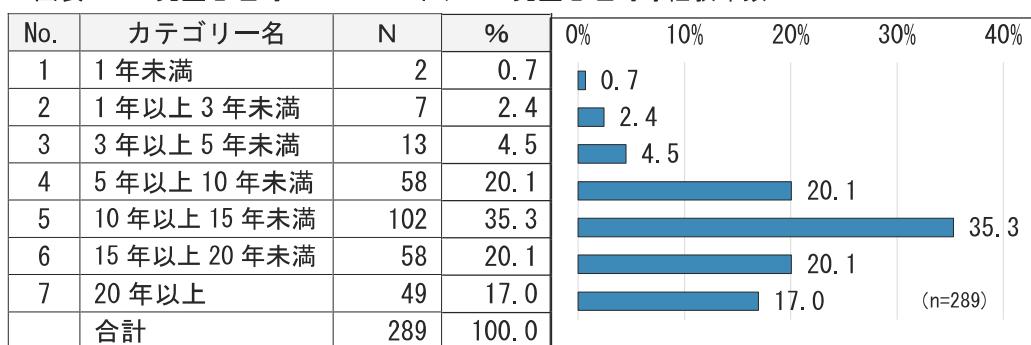
7) 児童福祉司のスーパービジョンを行う際の所で統一した実施方法について  
児童福祉司のスーパービジョンを行う際の児童相談所で統一した実施方法の有無について回答を求めたところ、「具体的な実施方法がある」と回答した児童相談所は 30 か所 (12.9%) であった。なお、実施方法の具体的な内容については資料編に掲載しているため、そちらも参照いただきたい。

図表 187 児童福祉司スーパーバイザー：スーパービジョンの統一した実施方法



8) 児童心理司スーパーバイザーの児童心理司としての職務経験を含む心理判定及び心理療法並びにカウンセリングの業務通算経験年数別人数  
児童心理司スーパーバイザーの児童心理司としての職務経験を含む心理判定及び心理療法並びにカウンセリングの業務通算経験年数別人数について回答を求めた。「10 年以上 15 年未満」が最も多く 102 人 (35.3%)、続いて「5 年以上 10 年未満」と「15 年以上 20 年未満」が 58 人 (20.1%) という結果であった。

図表 188 児童心理司スーパーバイザー：児童心理司等経験年数



#### <参考>2018年調査との比較

2018年調査との比較結果を以下の通り示す。2018年調査では経験年数の区分が「10年以上」が最も大きい区分になっていた。また、2018年調査では児童心理司としての経験年数のみを計上している。以上のことから単純な比較はできないため、参考として示す。

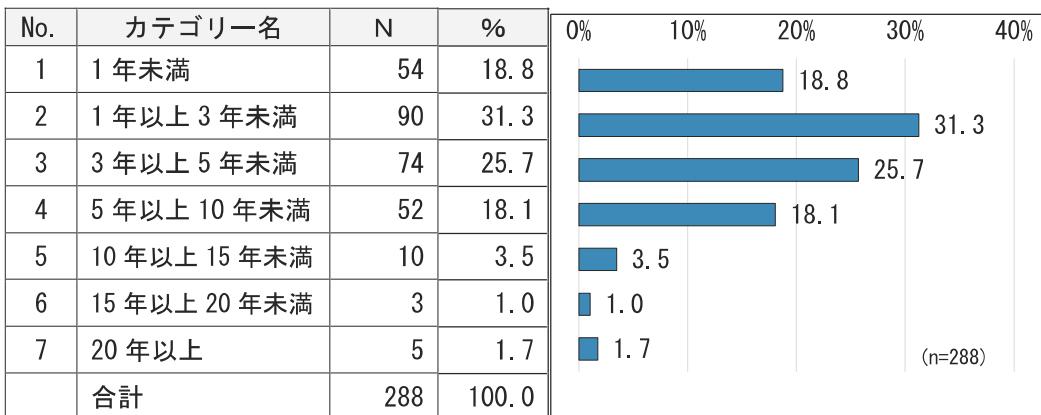
図表 189 2018年調査との比較（児童心理司スーパーバイザー：児童心理司等経験年数）



#### 9) 児童心理司スーパーバイザーの児童心理司スーパーバイザー通算経験年数別人数

児童心理司スーパーバイザーの児童心理司スーパーバイザー経験年数別人数について回答を求めた。「1年以上3年未満」が最も多く90人(31.3%)、続いて「3年以上5年未満」が74人(25.7%)、「1年未満」が54人(18.8%)という結果であった。

図表 190 児童心理司スーパーバイザー：児童心理司スーパーバイザー経験年数



#### <参考>2018年調査との比較

2018年調査との比較結果を以下の通り示す。2018年調査では経験年数の区分が「10年以上」が最も大きい区分になっていたこと等から単純な比較はできないため、参考として示す。

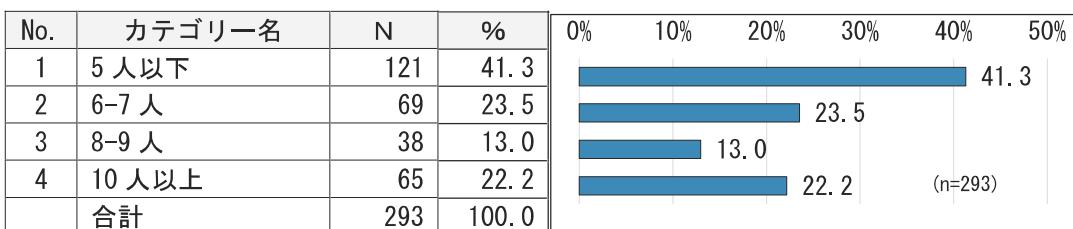
図表 191 2018年調査との比較（児童心理司スーパーバイザー：児童心理司スーパーバイザー経験年数）



#### 10) 児童心理司スーパーバイザ一人当たりの担当児童心理司数

児童心理司スーパーバイザーについて、一人当たりの担当児童心理司数別人数の回答を求めた。「5人以下」が最も多く121人(41.3%)、続いて「6-7人」が69人(23.5%)、「10人以上」が65人(22.2%)という結果であった。

図表 192 児童心理司スーパーバイザー：担当児童心理司数



#### <参考>2018年調査との比較

2018年調査との比較結果を以下の通り示す。2018年調査では経験年数の区分が「10年以上」が最も大きい区分になっていたこと等から単純な比較はできないため、参考として示す。なお、2018年調査の割合については母数を修正した上で再計算している。

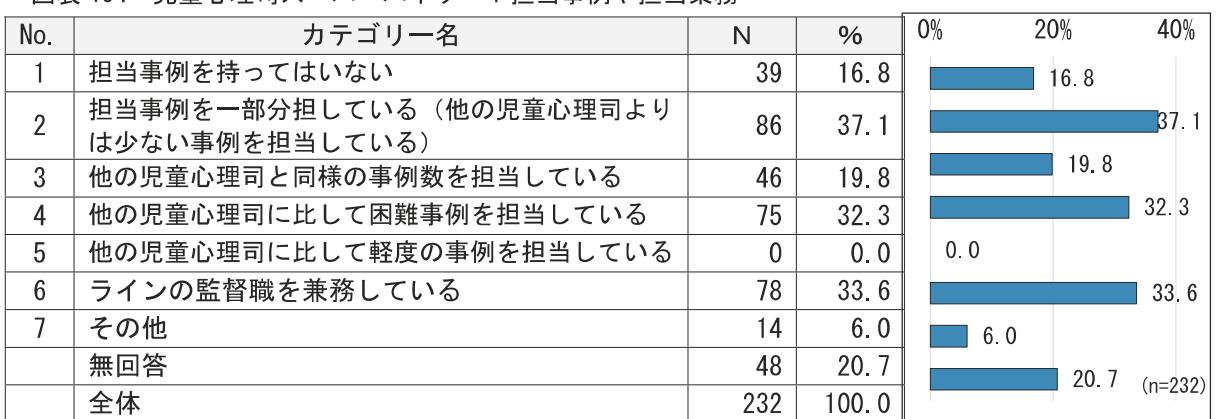
図表 193 2018年調査との比較（児童心理司スーパーバイザー：担当児童心理司数）



#### 1.1) 児童心理司スーパーバイザーの担当事例や担当業務について（複数回答）

児童心理司スーパーバイザーの担当事例や担当業務について回答を求めた。担当事例については、「担当事例を一部分担している（他の児童心理司よりは少ない事例を担当している）」が最も多く86か所（37.1%）、続いて「他の児童心理司に比して困難事例を担当している」が75か所（32.3%）という結果であった。また、「ラインの監督職を兼務している」は78か所（33.6%）であった。なお、「担当事例を持っていない」のみを選択した児童相談所は17か所（7.3%）であった。

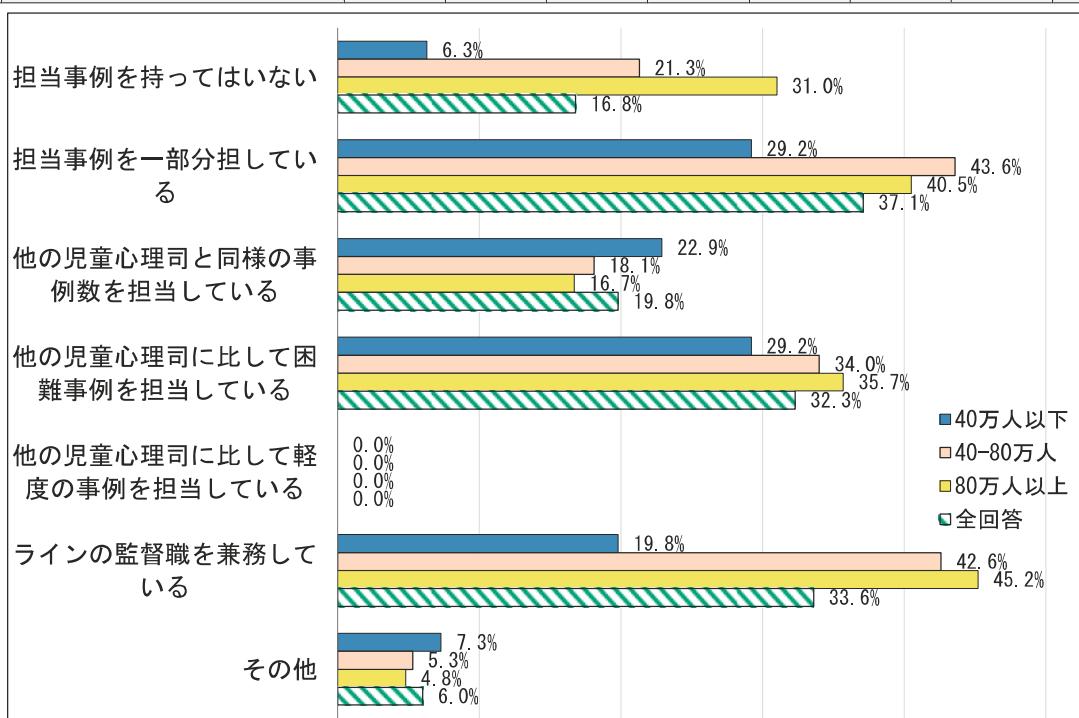
図表 194 児童心理司スーパーバイザー：担当事例や担当業務



＜参考＞管轄人口と児童心理司スーパーバイザーの担当事例や担当業務のクロス集計結果  
管轄人口と児童心理司スーパーバイザーの担当事例や担当業務をクロス集計した結果を  
以下に示す。

図表 195 管轄人口と児童心理司スーパーバイザー：担当事例や担当業務のクロス集計

No	カテゴリ名	40万人以下		40-80万人		80万人以上		全回答	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	担当事例を持ってはいない	6	6.3	20	21.3	13	31.0	39	16.8
2	担当事例を一部分担している	28	29.2	41	43.6	17	40.5	86	37.1
3	他の児童心理司と同様の事例数を担当している	22	22.9	17	18.1	7	16.7	46	19.8
4	他の児童心理司に比して困難事例を担当している	28	29.2	32	34.0	15	35.7	75	32.3
5	他の児童心理司に比して軽度の事例を担当している	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6	ラインの監督職を兼務している	19	19.8	40	42.6	19	45.2	78	33.6
7	その他	7	7.3	5	5.3	2	4.8	14	6.0
	児童相談所数	96	100.0	94	100.0	42	100.0	232	100.0



## 12) スーパーバイズにおける課題や困難（複数回答）

スーパーバイズにおける課題や困難への回答を求めたところ、最も多かったのは「スーパービジョンを行う時間的ゆとりがない」で180か所（77.6%）であった。続いて、「スーパーバイザーがケース対応に追われている」が142か所（61.2%）、「スーパーバイザーに適切なスキルが伴わない」が65か所（28.0%）であった。

図表 196 スーパーバイズにおける課題や困難

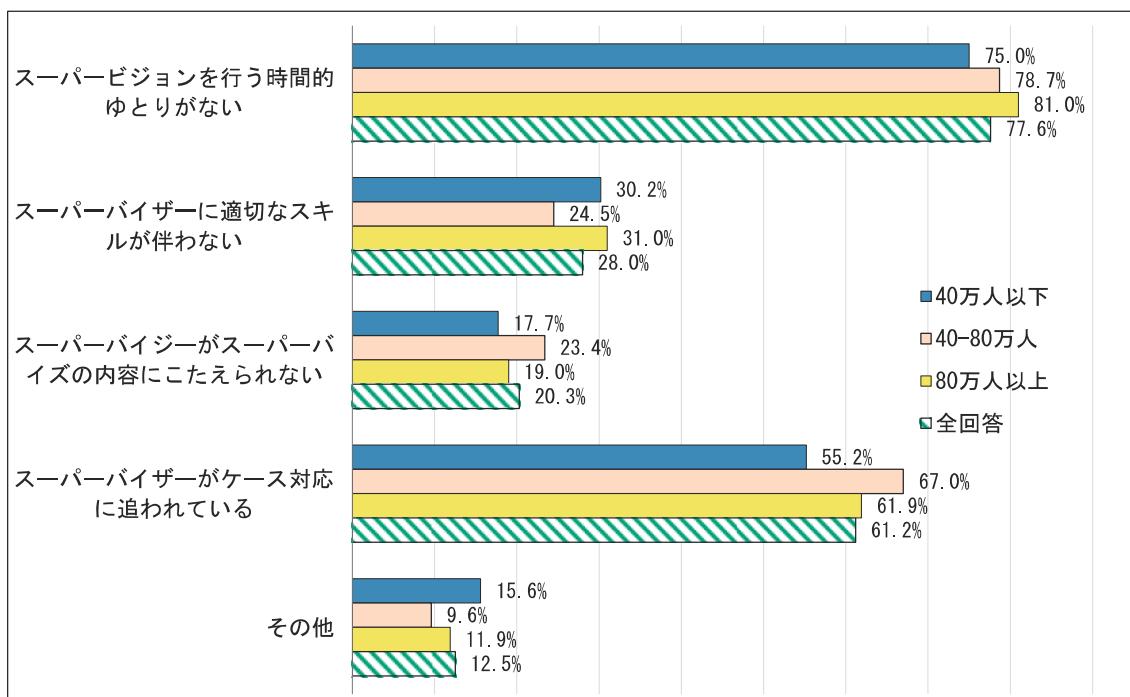


<参考>管轄人口とスーパーバイズにおける課題や困難のクロス集計結果

管轄人口とスーパーバイズにおける課題や困難をクロス集計した結果を以下に示す。

図表 197 管轄人口とスーパーバイズにおける課題や困難の集計

No	カテゴリ名	40万人以下		40~80万人		80万人以上		全回答	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	スーパービジョンを行う時間的ゆとりがない	72	75.0	74	78.7	34	81.0	180	77.6
2	スーパーバイザーに適切なスキルが伴わない	29	30.2	23	24.5	13	31.0	65	28.0
3	スーパーバイザーがスーパーバイズの内容にこたえられない	17	17.7	22	23.4	8	19.0	47	20.3
4	スーパーバイザーがケース対応に追われている	53	55.2	63	67.0	26	61.9	142	61.2
5	その他	15	15.6	9	9.6	5	11.9	29	12.5
	児童相談所数	96	100.0	94	100.0	42	100.0	232	100.0



## 8. 職員の働き方等への対応状況

### (1) 小括

#### 1) 夜間・祝休日（昼間）の通告受付等の状況

2017年調査と比較すると、今回調査結果では夜間通告および祝休日（昼間）の通告を受ける職員について、民間事業者の割合が倍増し、常勤職員の割合も増加している。その一方で、非常勤職員の割合が減少している。

夜間通告および祝休日（昼間）の通告を受ける場所については、委託を受けた民間事業者の事業所が今回調査結果では倍増している。上記のことから、民間事業者への委託と並行して、児童相談所の庁舎その他の場所において常勤職員等による対応を行っている状況が推測される。夜間通告および祝休日（昼間）の通告を受ける場所で「その他」を選択した場合の記述内容を見ると、多くの児童相談所で“公用携帯”または“自宅”となっていた。

夜間・祝休日の虐待通告における対応判断マニュアル等の活用状況では、管轄人口が多い所ほど、マニュアル等を活用している割合が高い結果であった。また、対応判断を行う体制については、対応判断マニュアル等の活用の有無に関わらず、ほぼ100%の児童相談所で“通告を受け付けた職員からの連絡により、管理監督職（スーパー・バイザーを含む）が対応判断を行う体制を整えている”状況であった。

夜間の虐待通告に対する安全確認については「翌朝以降に安全確認を実施する」、「児童相談所から連絡を受けた職員が安全確認に向かう」の順に回答が多かった。2017年調査と比較すると、今回調査ではこの2つの回答の順位が逆転している。祝休日（昼間）の虐待通告に対する安全確認については「児童相談所から連絡を受けた職員が安全確認に向かう」、「翌朝以降に安全確認を実施する」、「警察に安全確認を依頼する」の順に回答が多かった。2017年調査と比較すると、今回調査では、上位2つの回答の順位は不变だが、その差が約10%から3%に減少している。また、警察に安全確認を依頼する割合は2017年調査と比較して約10%増加している。なお、民間事業者に安全確認を依頼する事例の基準については、1か所が“48時間ルールの期限に関するケース”であった以外は全て“泣き声通告等虐待リスクが低いと推測される事案”であった。

夜間・祝休日対応について課題となっていることに関しては、「課題あり」が85.3%、「特になし」が13.8%であった。「課題あり」の場合の自由記述を見ると、多くの児童相談所に共通した内容として“情報が少ない中で動かざるをえない当番若手職員の負担”、“課長代理や所長に負担が偏る”、“当番時、深夜対応になった場合でも翌日の勤務を休めないことがある”、“時間外対応がなくとも夜間休日に当番となった職員の精神的負担”、“代休により平日の勤務が減少してしまう”等がある。また、小規模の児童相談所が工夫していることとして“3連休の中日に当番職員を配置して48時間以内の現認に対応している”という回答もあった。

## 2) 児童相談所職員の勤務体制について

一時保護所職員を除く児童相談所職員に対し、いわゆる「シフト制」を導入しているかについて、2017年調査と比較すると、今回調査結果では変則勤務を導入している児童相談所が大幅に増えている。「その他」の自由記述を見ると、“業務に合わせた特例勤務あるいはスライド勤務等を実施している”という児童相談所も複数あった。

次に、土日祝日及び夜間対応のためにとっている勤務体制等についてでは、「土日祝日の当番勤務を設定している」が44.0%であり、「夜間勤務を設定している」が14.7%であった。また、土日祝日等に従事する職員（一時保護所を除く）が担当する業務は、「関係機関からの緊急連絡対応」を始めとして上位5位までの業務が70%超となっており、全国の児童相談所で共通の内容が多いと考えられる。2017年調査と比較すると、「土日祝日の当番勤務を設定している」の割合が倍以上に増加している。

変則勤務導入の利点については半数以上の児童相談所が「あり」と回答している一方、その課題についても7割以上が「あり」と回答している。利点の内容としては“一時保護所職員の負担軽減”、“48時間以内の安全確認が可能”、“緊急性のある事案に即時対応できる”等であった。課題の内容としては「振替休日取得による平日の職員体制や業務への影響」、「振替休日の取得が困難」、「出勤でない当番の場合、職員の行動が制限される」等であった。

勤務間インターバル制度の導入状況については、「実施していない」が82.8%、「実施している」が8.6%という回答結果であった。

## 3) ワークライフバランスを進める取組みについて

ワークライフバランスを進める取組みについて、育休明け時短勤務職員等への配慮状況では、「業務分担に配慮している」という回答が最も多かった。

令和5（2023）年4月から9月の期間における時間外勤務の状況について確認したところ、一番人数が多く計上された月45時間以上時間外勤務を行った人数区分と児童相談所の職員規模をクロス集計した結果、職員数の規模に関わらず時間外勤務をしている職員が一定数いることがわかった。

「働き方改革」に関する取組みについては4分の3以上の児童相談所が課題「あり」と考え、何らかの工夫を行っているようである。課題の中身としては“業務の特性上、夜間対応や緊急対応が不可避”、“業務量の増加”、“職員毎の業務負担や時間外勤務、休暇等の偏り”といったものが多い。その中で“人材育成をともなった増員が必要である”という指摘もあった。工夫の中身としては“ノーカンガムデーの設定”、“こまめな進行管理による業務量の調整”が多い。さらに“直行直帰の推奨”、“時差勤務”、“記録に専念する時間や場所の設定（在宅勤務含む）”、“業務を効率的に実施する方法のレクチャー”といった工夫も挙がっている。

（ 宮野 敏昌 ）

(2) 夜間・祝休日(昼間)の通告受付等の状況

1) 夜間通告を受ける職員(複数回答)

各児童相談所で夜間通告を受ける職員について、回答を求めた。最も多かったのが、「委託を受けた民間事業者」で102か所(44.0%)、続けて「常勤職員」が94か所(40.5%)、「一時保護所職員」が56か所(24.1%)であった。

図表 198 通告を受ける職員：夜間



<参考>2017年調査との比較

2017年調査の結果を以下の通り示す。なお、2017年調査では本所と支所を分けて分析していること等から単純な比較はできないため、参考として示す。

図表 199 2017年調査との比較(通告を受ける職員：夜間)



## 2) 夜間通告を受ける場所（複数回答）

各児童相談所で夜間通告を受ける場所について、回答を求めた。最も多かったのが、「委託を受けた民間事業者の事業所」で87か所（37.5%）、続けて「一時保護所」が69か所（29.7%）、「児童相談所（一時保護所を除く）」と「その他」が54か所（23.3%）であった。

図表 200 通告を受ける場所：夜間



## <参考>2017年調査との比較

2017年調査の結果を以下の通り示す。なお、2017年調査では本所と支所を分けて分析していること等から単純な比較はできないため、参考として示す。

図表 201 2017年調査との比較（通告を受ける場所：夜間）



### 3) 祝休日（昼間）の通告を受ける職員（複数回答）

各児童相談所で祝休日（昼間）の通告を受ける職員について、回答を求めた。最も多かったのが、「常勤職員」で106か所（45.7%）、続けて「委託を受けた民間事業者」が88か所（37.9%）、「非常勤職員（相談対応が可能な職員）」が54か所（23.3%）であった。

図表 202 通告を受ける職員：祝休日



### <参考>2017年調査との比較

2017年調査の結果を以下の通り示す。なお、2017年調査では本所と支所を分けて分析していること等から単純な比較はできないため、参考として示す。

図表 203 2017年調査との比較（通告を受ける職員：祝休日）



#### 4) 祝休日（昼間）の通告を受ける場所（複数回答）

各児童相談所で祝休日（昼間）の通告を受ける場所について、回答を求めた。最も多かったのが、「委託を受けた民間事業者の事業所」で84か所（36.2%）、続けて「一時保護所」が60か所（25.9%）、「中央児童相談所など自治体における専用窓口」が55か所（23.7%）であった。

図表 204 通告を受ける場所：祝休日



#### <参考>2017年調査との比較

2017年調査の結果を以下の通り示す。なお、2017年調査では本所と支所を分けて分析していること等から単純な比較はできないため、参考として示す。

図表 205 2017年調査との比較（通告を受ける場所：祝休日）



5) 夜間・祝休日の虐待通告への対応判断における対応判断マニュアル等の活用状況  
 夜間・祝休日(昼間)の虐待通告への対応判断(即日の安全確認等)に対応判断マニュアル等を活用しているか回答を求めたところ、「対応判断マニュアル等を整備し、活用している」と回答した児童相談所が 119 か所(51.3%)、「対応判断マニュアル等は作成、整備していない」と回答した児童相談所が 113 か所(48.7%)であった。また、対応判断を行う体制については、対応判断マニュアル等の活用の有無に関わらず、ほぼ 100%の児童相談所で「通告を受け付けた職員からの連絡により、管理監督職（スーパーバイザーを含む）が対応判断を行う体制を整えている」状況であった。

図表 206 対応判断マニュアル等の活用状況：夜間・祝休日

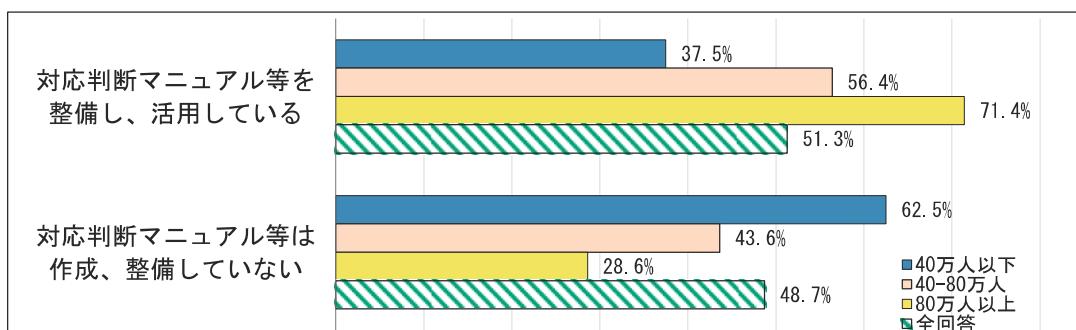
No.	カテゴリー名	N	%	0%	20%	40%	60%
1	対応判断マニュアル等を整備し、活用している	119	51.3				51.3
2	対応判断マニュアル等は作成、整備していない	113	48.7				48.7
	無回答	0	0.0				0.0
	全体	232	100.0				(n=232)

<参考>管轄人口と対応判断マニュアル等を活用しているかのクロス集計結果

管轄人口と対応判断マニュアル等を活用しているかをクロス集計した結果を以下に示す。

図表 207 管轄人口と対応判断マニュアル等の活用状況：夜間・祝休日のクロス集計

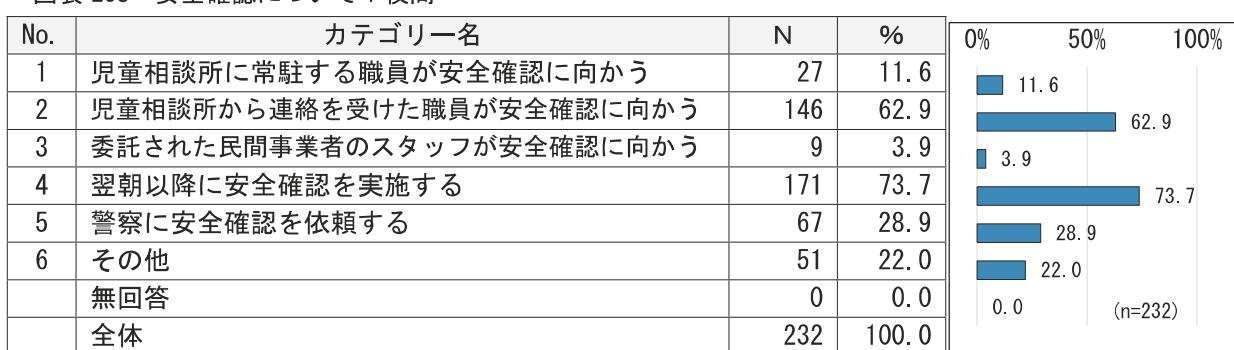
No	カテゴリー名	40万人以下		40~80万人		80万人以上		全回答	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	対応判断マニュアル等を整備し、活用している	36	37.5	53	56.4	30	71.4	119	51.3
2	対応判断マニュアル等は作成、整備していない	60	62.5	41	43.6	12	28.6	113	48.7
	児童相談所数	96	100.0	94	100.0	42	100.0	232	100.0



#### 6) 夜間の虐待通告に対する安全確認について（複数回答）

夜間の虐待通告に対する安全確認の対応状況について回答を求めた。最も多かったのは「翌朝以降に安全確認を実施する」で171か所（73.7%）、続いて「児童相談所から連絡を受けた職員が安全確認に向かう」が146か所（62.9%）、「警察に安全確認を依頼する」が67か所（28.9%）であった。なお、民間事業者に安全確認を依頼する事例の基準については、1か所が“48時間ルールの期限に関わるケース”であった以外は全て“泣き声通告等虐待リスクが低いと推測される事案”であった。

図表 208 安全確認について：夜間



#### <参考>2017年調査との比較

2017年調査の結果を以下の通り示す。なお、2017年調査では本所と支所を分けて分析していること等から単純な比較はできないため、参考として示す。

図表 209 2017年調査との比較（安全確認について：夜間）

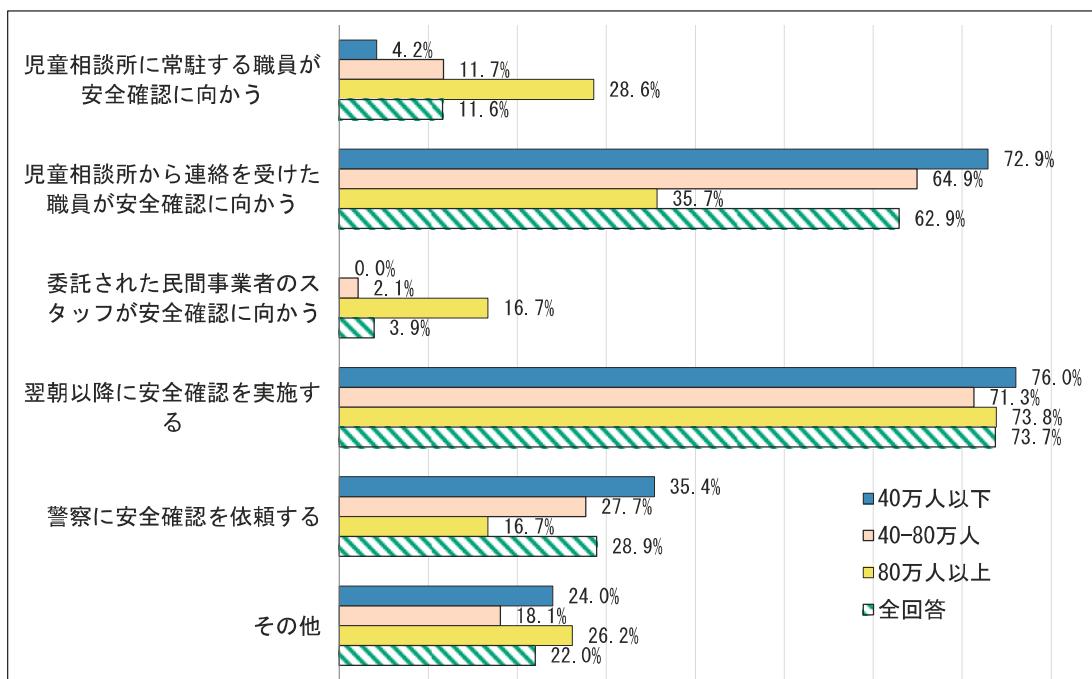


＜参考＞管轄人口と夜間の虐待通告に対する安全確認についてのクロス集計結果

管轄人口と夜間の虐待通告に対する安全確認についてをクロス集計した結果を以下に示す。

図表 210 管轄人口と安全確認について：夜間のクロス集計

No	カテゴリー名	40万人以下		40-80万人		80万人以上		全回答	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	児童相談所に常駐する職員が安全確認に向かう	4	4.2	11	11.7	12	28.6	27	11.6
2	児童相談所から連絡を受けた職員が安全確認に向かう	70	72.9	61	64.9	15	35.7	146	62.9
3	委託された民間事業者のスタッフが安全確認に向かう	0	0.0	2	2.1	7	16.7	9	3.9
4	翌朝以降に安全確認を実施する	73	76.0	67	71.3	31	73.8	171	73.7
5	警察に安全確認を依頼する	34	35.4	26	27.7	7	16.7	67	28.9
6	その他	23	24.0	17	18.1	11	26.2	51	22.0
	児童相談所数	96	100.0	94	100.0	42	100.0	232	100.0



#### 7) 祝休日（昼間）の虐待通告に対する安全確認について（複数回答）

祝休日（昼間）の虐待通告に対する安全確認の対応状況について回答を求めた。最も多かったのは「児童相談所から連絡を受けた職員が安全確認に向かう」で 162 か所 (69.8%)、続いて「翌朝以降に安全確認を実施する」が 155 か所 (66.8%)、続いて、「警察に安全確認を依頼する」が 72 か所 (31.0%) であった。なお、民間事業者に安全確認を依頼する事例の基準については、1 か所が“48 時間ルールの期限に関わるケース”であった以外は全て“泣き声通告等虐待リスクが低いと推測される事案”であった。

図表 211 安全確認について：祝休日



#### <参考>2017年調査との比較

2017年調査の結果を以下の通り示す。なお、2017年調査では本所と支所を分けて分析していること等から単純な比較はできないため、参考として示す。

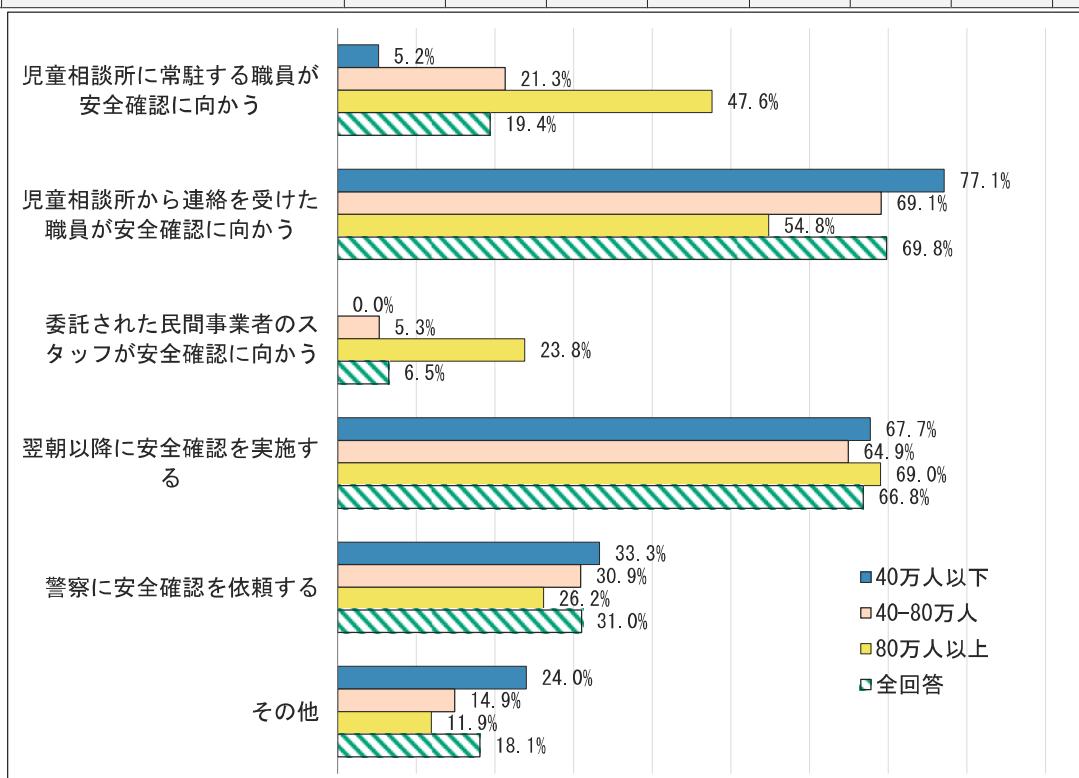
図表 212 2017年調査との比較（安全確認について：祝休日）



＜参考＞管轄人口と祝休日(昼間)の虐待通告に対する安全確認についてのクロス集計結果  
管轄人口と祝休日(昼間)の虐待通告に対する安全確認についてをクロス集計した結果を  
以下に示す。

図表 213 管轄人口と安全確認について：祝休日のクロス集計

No	カテゴリー名	40万人以下		40-80万人		80万人以上		全回答	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	児童相談所に常駐する職員が安全確認に向かう	5	5.2	20	21.3	20	47.6	45	19.4
2	児童相談所から連絡を受けた職員が安全確認に向かう	74	77.1	65	69.1	23	54.8	162	69.8
3	委託された民間事業者のスタッフが安全確認に向かう	0	0.0	5	5.3	10	23.8	15	6.5
4	翌朝以降に安全確認を実施する	65	67.7	61	64.9	29	69.0	155	66.8
5	警察に安全確認を依頼する	32	33.3	29	30.9	11	26.2	72	31.0
6	その他	23	24.0	14	14.9	5	11.9	42	18.1
	児童相談所数	96	100.0	94	100.0	42	100.0	232	100.0



8) 夜間・祝休日対応について課題となっていること

夜間・祝休日対応の課題について、「課題あり」と回答した児童相談所は198か所(85.3%)であった。

図表 214 夜間・祝休日対応の課題

No.	カテゴリー名	N	%
1	課題あり	198	85.3
2	特になし	32	13.8
	無回答	2	0.9
	全体	232	100.0

[「課題あり」と回答した児童相談所の記述の見出しへと件数]

「課題あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループピングし、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

ア. 職員に関すること

図表 215 夜間・祝休日対応の課題内容：職員に関すること

No.	カテゴリー名	N	%
1	夜間休日（業務時間外）の対応を担う職員の負担	56	28.3
2	対応する職員の数・人員体制に関する課題	38	19.2
3	ラインの監督職に係る負担	32	16.2
4	特定の職員に負担が増える状況や不均衡な状態	24	12.1
5	夜間休日対応する職員確保の困難	20	10.1
6	夜間休日対応のため業務時間外に公用携帯を持つ職員の負担	19	9.6
7	ワークライフバランスの維持を困難にする夜間休日の緊急対応	18	9.1
8	勤務としての位置付けや取扱い等に関する問題	17	8.6
9	適切に夜間休日対応することに関する課題	13	6.6
10	諸費用、諸手当の規定や支弁に関する課題	10	5.1
11	迅速な対応が困難	9	4.5
12	平日日中の業務への影響	5	2.5
13	一時保護所勤務中の職員にかかる負担	3	1.5
14	一時保護の実施に関する課題	1	0.5
	「課題あり」と回答した児童相談所数	198	100.0

#### イ. 組織体制に関すること

図表 216 夜間・祝休日対応の課題内容：組織体制に関すること

No.	カテゴリー名	N	%
1	特定の職員に負担が増える状況や不均衡な状態	45	22.7
2	対応する職員の数・人員体制に関する課題	39	19.7
3	勤務時間外の職員に対応させることに関する課題	33	16.7
4	体制が整備されていない一勤務体制	15	7.6
5	児童相談所としての専門的な対応が不十分	14	7.1
6	勤務としての位置付けや取扱い等に関する問題	13	6.6
7	迅速な対応が困難	11	5.6
8	一時保護所職員にかかる負担	8	4.0
9	担当職員の確保が困難	5	2.5
10	一時保護の実施に関する課題	4	2.0
11	警察との連携に関する課題	4	2.0
12	諸費用、諸手当の規定や支弁に関する課題	3	1.5
13	体制が整備されていない	3	1.5
14	民間事業者への業務委託に関する課題	2	1.0
15	中央児相が抱える負担や生じる弊害	2	1.0
16	対応判断の基準や運用等に関する課題	2	1.0
17	一時保護開始時の司法審査導入による体制の見直し	1	0.5
18	どのような体制が望ましいのか、協議する機会が持てない	1	0.5
「課題あり」と回答した児童相談所数		198	100.0

#### ウ. その他

図表 217 夜間・祝休日対応の課題内容：その他

No.	カテゴリー名	N	%
1	民間事業者への業務委託に関する課題	12	6.1
2	諸費用、諸手当の規定や支弁に関する課題	9	4.5
3	一時保護の実施に関する課題	7	3.5
4	特定の職員に負担が増える状況や不均衡な状態	5	2.5
5	警察との連携に関する課題	3	1.5
6	勤務時間外の職員に対応させることに関する課題	2	1.0
7	勤務としての位置付けや取扱い等に関する問題	2	1.0
8	対応の判断に関する課題	2	1.0
9	迅速な対応が困難	2	1.0
10	職住近接が求められている状況との乖離	2	1.0
11	職員の確保・採用に関する課題	2	1.0
12	一時保護所職員にかかる負担	1	0.5
13	その他	7	3.5
「課題あり」と回答した児童相談所数		198	100.0

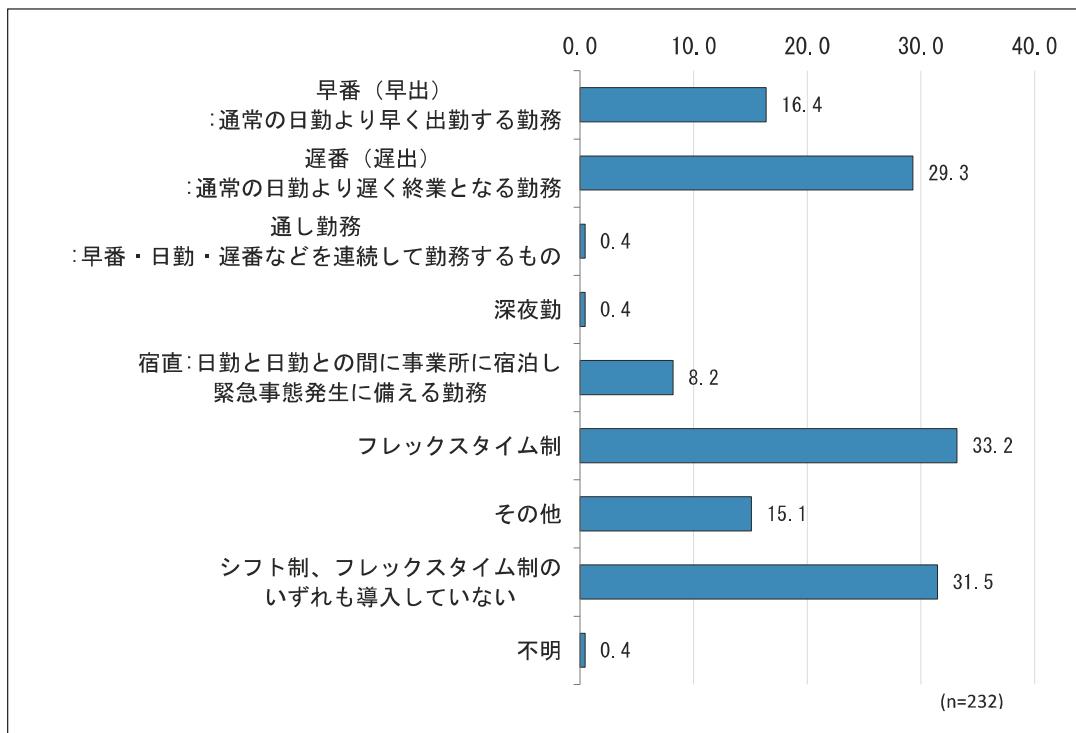
(3) 児童相談所職員の勤務体制について

1) 児童相談所職員（一時保護所職員除く）の「シフト制」導入状況（複数回答）

一時保護所職員を除く児童相談所職員に対し、いわゆる「シフト制」を導入しているか回答を求めた。最も多かったのは「フレックスタイム制」で77か所（33.2%）、続いて「シフト制、フレックスタイム制のいずれも導入していない」が73か所（31.5%）、「遅番（遅出）：通常の日勤より遅く終業となる勤務」が68か所（29.3%）であった。

図表 218 児童相談所職員の「シフト制」導入状況

No.	カテゴリー名	N	%
1	早番（早出）：通常の日勤より早く出勤する勤務 (例) 6時30分～15時30分、7時～16時、7時30分～16時30分など	38	16.4
2	遅番（遅出）：通常の日勤より遅く終業となる勤務 (例) 10時～19時、12時～21時、13時～22時など	68	29.3
3	通し勤務：早番・日勤・遅番などを連続して勤務するもの (例) 7時～21時、8時～22時、8時30分～22時30分など	1	0.4
4	深夜勤（例）20時～8時、23時～8時、0時～9時など	1	0.4
5	宿直：日勤と日勤との間に事業所に宿泊し緊急事態発生に備える勤務	19	8.2
6	フレックスタイム制	77	33.2
7	その他	35	15.1
8	シフト制、フレックスタイム制のいずれも導入していない	73	31.5
	無回答	1	0.4
	全体	232	100.0



<参考>2017年調査の結果

変則勤務の導入状況について2017年調査の結果を以下の通り示す。なお、2017年調査では変則勤務の導入有無のみを尋ね、その詳細については自由記述による回答としているため、単純な比較はできないことから参考として示す。

図表219 2017年調査との比較（児童相談所職員の「シフト制」導入状況）

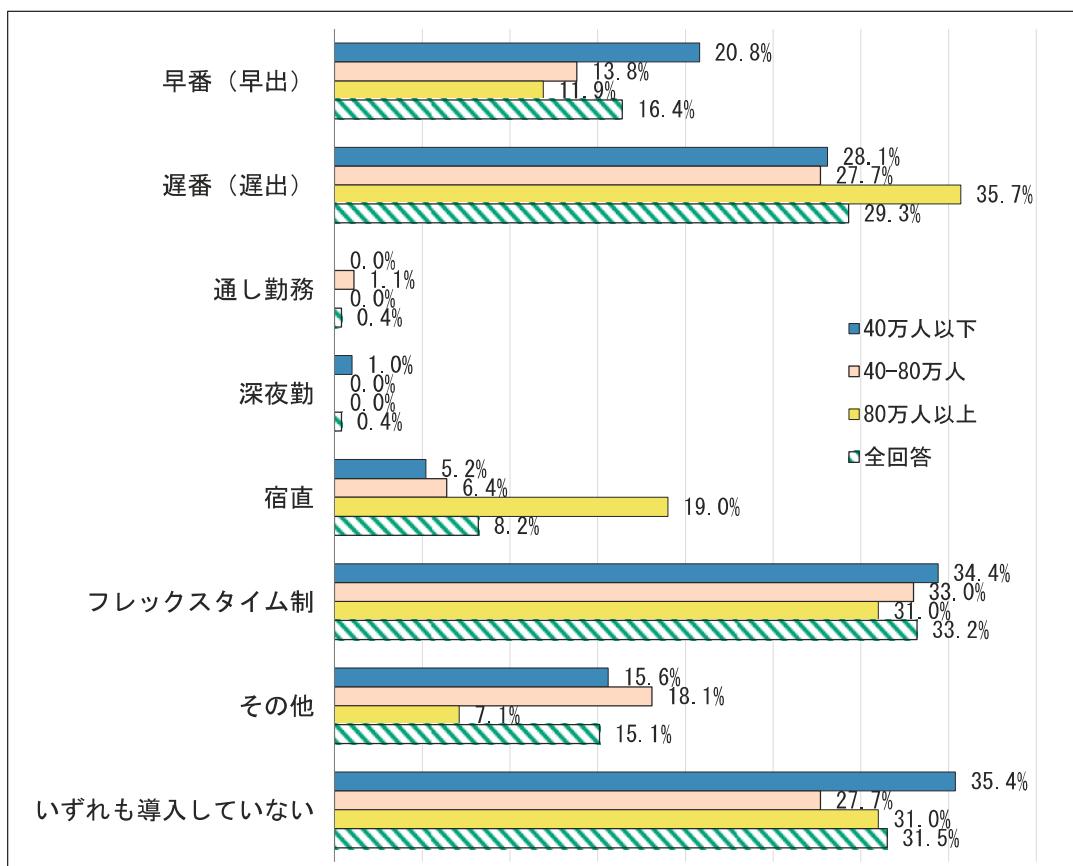


<参考>管轄人口とシフト制の導入状況についてのクロス集計結果

管轄人口とシフト制の導入状況をクロス集計した結果を以下に示す。

図表 220 管轄人口と児童相談所職員の「シフト制」導入状況のクロス集計

No	カテゴリ名	40万人以下		40~80万人		80万人以上		全回答	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	早番（早出）	20	20.8	13	13.8	5	11.9	38	16.4
2	遅番（遅出）	27	28.1	26	27.7	15	35.7	68	29.3
3	通し勤務	0	0.0	1	1.1	0	0.0	1	0.4
4	深夜勤	1	1.0	0	0.0	0	0.0	1	0.4
5	宿直	5	5.2	6	6.4	8	19.0	19	8.2
6	フレックスタイム制	33	34.4	31	33.0	13	31.0	77	33.2
7	その他	15	15.6	17	18.1	3	7.1	35	15.1
8	いずれも導入していない	34	35.4	26	27.7	13	31.0	73	31.5
	児童相談所数	96	100.0	94	100.0	42	100.0	232	100.0



2) 土日祝日・夜間対応の勤務体制等について（一時保護所を除く）（複数回答）

土日祝日及び夜間対応のためにとっている勤務体制等について回答を求めた。最も多かったのは「土日祝日の当番勤務を設定していない」で113か所(48.7%)、続いて「夜間勤務は設定していない」が111か所(47.8%)、「土日祝日の当番勤務を設定している」が102か所(44.0%)であった。

図表 221 土日祝日・夜間対応の勤務体制について



<参考>2017年調査との比較

2017年調査の結果を以下の通り示す。なお、2017年調査では本所と支所を分けて分析していること、夜間勤務の設定については選択肢に無かったこと等から単純な比較はできないため、参考として示す。

図表 222 2017年調査との比較（土日祝日・夜間対応の勤務体制について）



3) 土日祝日等に従事する職員（一時保護所を除く）が担当する業務内容（複数回答）

前設問にて「土日祝日の当番勤務を設定している」、「夜間勤務を設定している」と回答した児童相談所 103 か所に、土日祝日等に従事する職員が担当する業務内容について回答を求めた。最も多かったのは「関係機関からの緊急連絡対応」で 89 か所（86.4%）、続いて「警察からの問い合わせ・通告対応」が 81 か所（78.6%）、「安全確認業務」が 80 か所（77.7%）であった。

図表 223 土日祝日に従事する職員の業務内容



4) 変則勤務導入の利点について

土日祝日及び夜間対応のためにとっている勤務体制等について「土日祝日の当番勤務を設定している」、「夜間勤務を設定している」と回答した児童相談所 103 か所のうち、変則勤務導入の利点について、「あり」と回答した児童相談所は 55 か所（53.4%）であった。

図表 224 変則勤務導入の利点

No.	カテゴリー名	N	%
1	あり	55	53.4
2	特にない	38	36.9
	無回答	10	9.7
	全体	103	100.0

[「あり」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 225 変則勤務導入の利点内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	ケース対応等に関する利点	18	32.7
2	就業時間や人員の効率的な活用	10	18.2
3	職員集団の負担減に繋がる利点	10	18.2
4	ケース対応等に関する利点－緊急対応	9	16.4
5	ケース対応等に関する利点－48 時間ルールへの対応	8	14.5
6	職員集団の負担減に繋がる利点－保護所職員	6	10.9
7	対応する職員体制を迅速に整えられる	3	5.5
8	職員のスキルアップ	1	1.8
9	ケース対応等に関する利点－189 への対応	1	1.8
	「あり」と回答した児童相談所数	55	100.0

##### 5) 変則勤務導入の課題について

土日祝日及び夜間対応のためにとっている勤務体制等について「土日祝日の当番勤務を設定している」、「夜間勤務を設定している」と回答した児童相談所 103 か所のうち、変則勤務導入の課題について、「あり」と回答した児童相談所は 74 か所 (71.8%) であった。

図表 226 変則勤務導入の課題

No.	カテゴリー名	N	%
1	あり	74	71.8
2	特にない	18	17.5
	無回答	11	10.7
	全体	103	100.0

[「あり」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

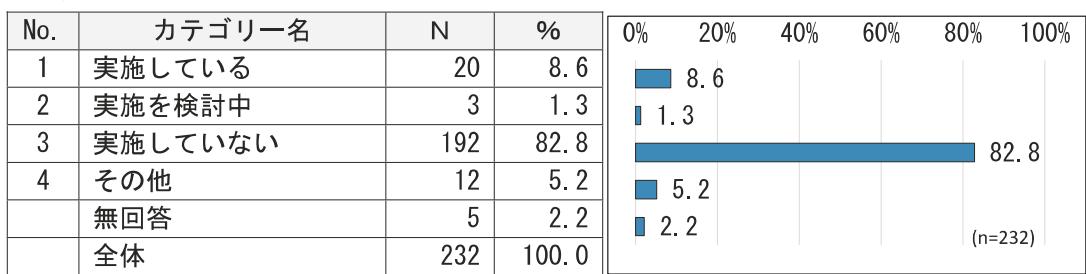
図表 227 変則勤務導入の課題内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	職員の負担が大きい	26	35.1
2	勤務の設定や条件等に関する課題	11	14.9
3	対応や体制が十分ではない	11	14.9
4	平日の職員体制や業務への影響	9	12.2
5	振替休日や休暇の取得が困難	6	8.1
6	特定の職員に負担が増える状況や不均衡な状態	5	6.8
7	職員の負担が大きい—長時間勤務	3	4.1
8	職員の負担が大きい—夜間休日対応	2	2.7
9	職員の負担が大きい—援助技術面	2	2.7
10	職員の負担が大きい—単独勤務	2	2.7
11	職員の負担が大きい—不満や離職に繋がる	1	1.4
12	職員の負担が大きい—業務の質の低下に繋がる	1	1.4
13	その他	2	2.7
	「あり」と回答した児童相談所数	74	100.0

#### 6) 勤務間インターバル制度の導入状況について

勤務間インターバル制度導入への対応状況について回答を求めたところ、「実施している」と回答した児童相談所は 20 か所 (8.6%) であった。なお、「実施を検討中」が 3 か所 (1.3%)、「実施していない」が 192 か所 (82.8%) であった。

図表 228 勤務間インターバル制度の導入状況

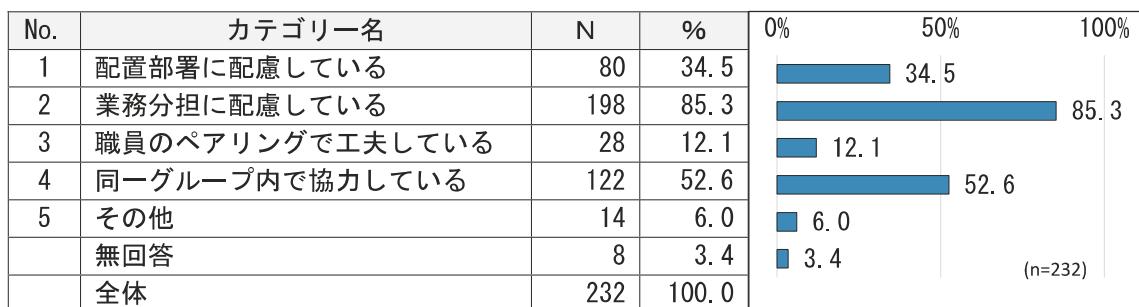


(4) ワークライフバランスを進める取組みについて

1) 育休明け時短勤務職員等への配慮について

育休明け時短勤務職員への配慮状況について回答を求めた。最も多かったのは「業務分担に配慮している」が198か所(85.3%)、続いて「同一グループ内で協力している」が122か所(52.6%)、「配置部署に配慮している」が80か所(34.5%)であった。

図表 229 育休明け時短勤務職員等への配慮について



2) 令和5年4月～9月の期間における時間外勤務の状況について

令和5(2023)年4月～9月の期間における時間外勤務の状況について回答を求めた。

①月45時間以上の時間外勤務を行なった職員の数は、未回答の10か所を除く全国の児童相談所で3,217人であった。なお、月45時間以上の時間外勤務が0人であった児童相談所が35か所、最多人数の児童相談所では195人であった。

②月100時間以上の時間外勤務を行なった職員の数は、未回答の34か所を除く全国の児童相談所で114人であった。なお、月100時間以上の時間外勤務が0人であった児童相談所が164か所、最多人数の児童相談所では35人であった。

③月平均80時間を超える時間外勤務を行なった職員の数は、未回答の34か所を除く全国の児童相談所で81人であった。なお、月平均80時間を超える時間外勤務を行なった職員が0人であった児童相談所が157か所、最多人数の児童相談所では13人であった。

図表 230 時間外勤務の状況について（令和5年4月～9月）

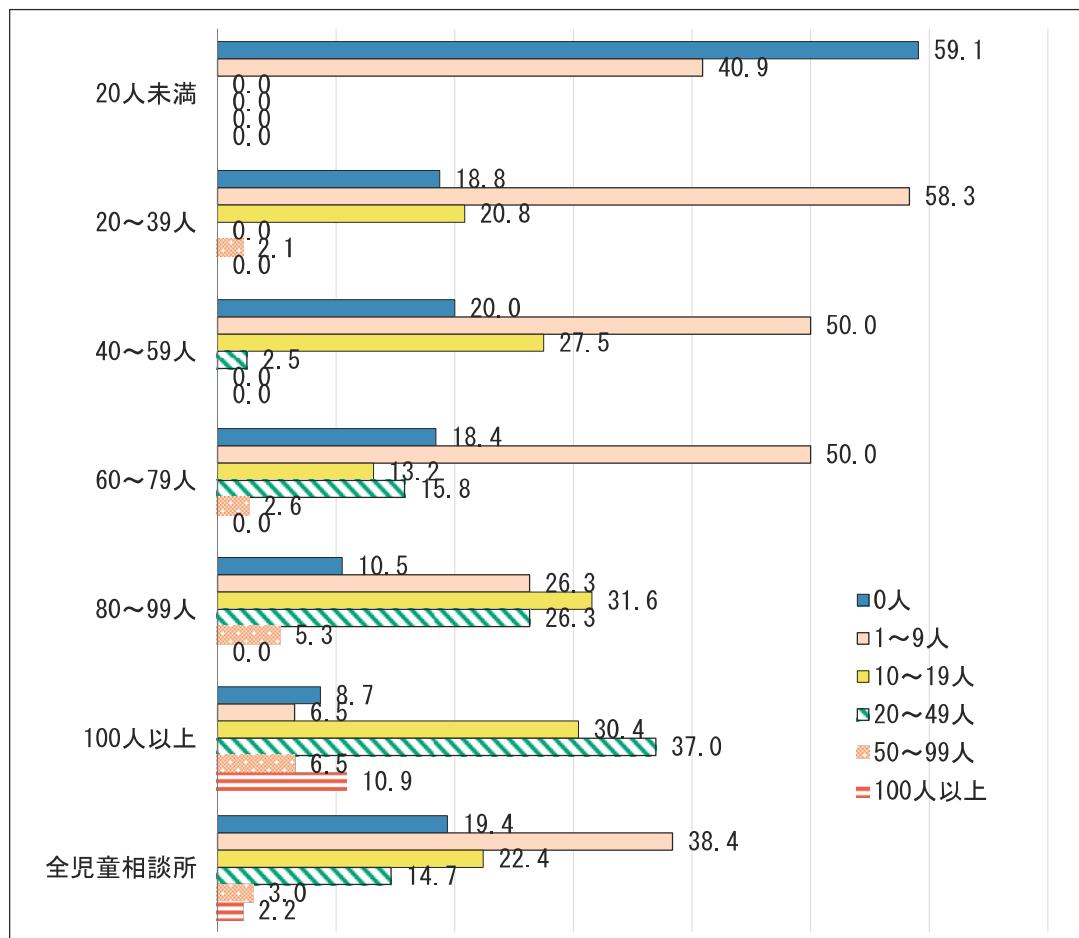
	合計 (人数)	最小 (人数)	最大 (人数)	平均 (人数)	未回答 (児童相談所数)
①月45時間以上の時間外勤務を行なった職員	3,217	0(35所)	195	14.5	10
②月100時間以上の時間外勤務を行なった職員	114	0(164所)	35	0.6	34
③月平均80時間を超える時間外勤務を行なった職員	81	0(157所)	13	0.4	34

<参考>児童相談所の職員数と月45時間以上の時間外勤務を行なった職員数のクロス集計結果

児童相談所の職員数と月45時間以上の時間外勤務を行なった職員数をクロス集計した結果を以下に示す。

図表231 児童相談所職員数と時間外勤務の状況について：月45時間以上のクロス集計

児童相談所の職員数	月45時間以上の時間外勤務を行なった職員												総計	
	0人		1~9人		10~19人		20~49人		50~99人		100人以上			
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%		
20人未満	13	59.1	9	40.9	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	22 100.0	
20~39人	9	18.8	28	58.3	10	20.8	—	0.0	1	2.1	—	0.0	48 100.0	
40~59人	8	20.0	20	50.0	11	27.5	1	2.5	—	0.0	—	0.0	40 100.0	
60~79人	7	18.4	19	50.0	5	13.2	6	15.8	1	2.6	—	0.0	38 100.0	
80~99人	4	10.5	10	26.3	12	31.6	10	26.3	2	5.3	—	0.0	38 100.0	
100人以上	4	8.7	3	6.5	14	30.4	17	37.0	3	6.5	5	10.9	46 100.0	
全児童相談所	45	19.4	89	38.4	52	22.4	34	14.7	7	3.0	5	2.2	232 100.0	



3) 「働き方改革」に関する取組みについて課題となっていること  
「働き方改革」に関する取組み（時間外勤務の削減や休暇取得の推奨等）の課題について、「あり」と回答した児童相談所は192か所（82.8%）であった。

図表 232 「働き方改革」に関する課題

No.	カテゴリー名	N	%
1	あり	192	82.8
2	特になし	36	15.5
	無回答	4	1.7
	全体	232	100.0

[「あり」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 233 「働き方改革」に関する課題内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	夜間等時間外対応が回避困難・時間配分が難しい対人援助業務	71	37.0
2	時間外（超過）勤務の多さ、削減の難しさ	71	37.0
3	通告・相談件数の増加等による業務量や質の課題	36	18.8
4	職員の休暇取得が推進できない	19	9.9
5	特定の職員に係る負担の大きさ・業務の集中	18	9.4
6	人員不足・確保、人員体制の問題	17	8.9
7	業務分担や業務量、休暇取得等の平準化が難しい	16	8.3
8	特定の職員に負担が増える状況や不均衡な状態	13	6.8
9	改善に向けた取組み推進や改革自体に困難さがある	10	5.2
10	児相に求められる役割、業務の煩雑さや量の多さ	10	5.2
11	職員の経験や知識が十分でないことによる課題	7	3.6
12	職員の意識改革の必要性	7	3.6
13	業務分担の偏り等から特定の職員に生じる時間外勤務の負担や長時間労働	5	2.6
14	休日出勤の代休取得すら難しい状況	5	2.6
15	ワークライフバランスや心身の健康維持に苦慮している状況	4	2.1
16	事務処理にかかる時間・事務効率化の課題	4	2.1
17	夜間休日対応のため業務時間外に公用携帯を持つ職員の負担	3	1.6
18	監督職の業務マネジメントの課題	3	1.6
19	訪問等で移動時間がかかることの弊害	3	1.6
20	長時間勤務の問題	3	1.6
21	人員増が課題の改善に繋がっていない	3	1.6
22	時間外（超過）勤務の常態化・削減困難な状況	2	1.0
23	夜間緊急対応からの勤務間インターバルが確保されてない	1	0.5
24	保護先の確保が困難な状況がもたらす弊害	1	0.5
25	働きやすさや働きがいが実感できる職場環境の整備	1	0.5
26	業務をひっ迫するアセスメントのための情報取得・共有のコストが高さ	1	0.5
「あり」と回答した児童相談所数		192	100.0

4) 「働き方改革」に関する取組みについて工夫していること

「働き方改革」に関する取組み（時間外勤務の削減や休暇取得の推奨等）について工夫していることが「あり」と回答した児童相談所は177か所（76.3%）であった。

図表 234 「働き方改革」に関する取組み・工夫

No.	カテゴリー名	N	%
1	あり	177	76.3
2	特になし	46	19.8
	無回答	9	3.9
	全体	232	100.0

[「あり」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 235 「働き方改革」に関する取組み・工夫の内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	業務や体制の見直し、平準化への取組み	56	31.6
2	勤務時間、勤務日に関する調整、工夫	40	22.6
3	定時退庁の推奨	36	20.3
4	業務の効率化、スリム化に向けた取組み	33	18.6
5	休暇取得に繋がる共有や調整等の取組み	29	16.4
6	所属長等管理職からの発信	18	10.2
7	在宅勤務の活用	16	9.0
8	時間外勤務や休暇取得状況等の管理・把握	14	7.9
9	よりよい働き方の実現に向けた取組み	6	3.4
10	定時退庁に関する取組み	3	1.7
11	研修を活用した取組み	2	1.1
12	諸費用や手当に関する対応	2	1.1
13	職員体制の維持・拡充	1	0.6
	「あり」と回答した児童相談所数	177	100.0

## 9. 新たな課題に対応する体制整備の状況

### (1) 小括

#### 1) 住民に身近な相談窓口を設置するための取組み（相談対応の利便性を図る方策）

支所・分室・相談室（以下「支所等」）の設置状況について、設置されているのは 22 か所（17 自治体）、設置個所数の計は 24 か所で複数設置している児童相談所は 3 か所であった。設置されているのはいずれも道府県児童相談所であり、市区設置の児童相談所では支所等の設置はされていない。支所等を設置している 22 か所の児童相談所のうち、管轄面積が平均を上回っている児童相談所が 14 か所あり、そのうちの半数（7 か所）は平均の倍以上の管轄面積となっている。また、管轄面積が平均を下回る 8 か所の児童相談所のうち 6 か所は管轄人口が平均を上回っており、残る 2 か所については離島に設置されている。

支所等以外のサテライトの設置状況について、常設で設置している児童相談所が 7 か所、常設ではないが定期的に開設している児童相談所が 7 か所となっており、何らかのかたちでサテライトを設置している児童相談所が 14 か所（6.0%）となっている。設置を検討している児童相談所が 3 か所あるが、約 9 割（88.8%）の児童相談所が設置を考えていないとの結果となっている。サテライトを設置している 14 か所の管轄面積の平均は、全児童相談所の管轄面積の平均とほぼ同様であるが、管轄人口は全児童相談所平均の約 1.4 倍となっている。

支所等及びサテライト設置の利点について、利点「あり」との回答が 28.9% である一方、「特になし」が 43.5% で利点「あり」を上回っている。利点として挙げられている（自由記述）主なものは、“住民に身近な窓口で利用者の利便性が高い”、“職員の移動時間が短縮され迅速な対応や執務時間が確保できる”、“市町村との連携がしやすい”となっている。

支所等及びサテライト設置の課題について、課題「あり」が 32.8% に対して「特になし」が 35.3% となっている。課題として挙げられている（自由記述）主なものは、“マンパワーが分散し対応が困難な場合がある”、“情報やノウハウの共有に困難さがある”、“迅速な意思決定に困難さがある”、“設置場所や経費の確保が困難” となっている。

なお、支所等及びサテライトを設置している 32 か所のうち 28 か所が利点「あり」と回答しており、4 か所が課題「あり」と回答している。また、4 か所が利点も課題も「あり」と回答している。

### 2) 執務環境（ハード面）の課題と対応について

人員増等による執務環境の課題について、「課題がある」と回答した児童相談所が 189 か所（81.5%）と大多数となっている。課題として挙げられている（自由記述）主なものとして「執務スペースが狭隘」が多くの児童相談所で挙げられており、「その他」、「相談スペースの不足」、老朽化等「執務環境の不備」、公用車や通信機器等「設備・物品の不足」が挙げられている。また、執務スペース確保のため分散されることにより「所内連

携に支障」が生じていることも挙げられている。執務環境（ハード面）の「課題がある」と回答した189か所の児童相談所について、管轄人口の平均は約564,000人、職員数の平均は74.9人となっている。一方、「特になし」と回答した42か所の児童相談所については、管轄人口の平均が446,000人、職員数の平均が58.6人となっている。

人員増等による執務環境の課題解決のための工夫について、選択項目では「児童相談所の増設・建て替え（検討を含む）」が64か所（27.6%）で最も多く、次いで「リモートワークの推進」が23.3%となっている。フリーアドレスについては14か所で導入され、3か所で予定・検討がされている（それ以外に「その他」の回答においても検討している所あり）。「その他」の工夫としては、“レイアウトの変更や他のスペースからの転用による執務スペースの確保”が多く挙げられている。課題を感じながらも工夫の策がなく現状で甘んじている児童相談所も一定数ある。なお、人員増等による執務環境の課題解決のための工夫に関する質問において、選択項目及びその他の自由記述で何らかの工夫を実施（又は実施を検討）している旨の回答をした児童相談所が156か所あり、全体の67.2%を占めている。

各項目を選択した児童相談所の職員数の平均を比較すると、多い順に「児童相談所の増設・建て替え」が93.9人、「フリーアドレス制の導入」が93.5人、「サテライトオフィスの活用」が84.2人、「リモートワークの推進」が54.4人、「現状のまま維持できれば良い」が53.4人となっている。また、何らかの工夫を実施（又は実施を検討）している旨の回答をした156か所の職員数の平均は78.4人である一方、それ以外の76か所は59.6人となっている。執務環境（ハード面）の「課題がある」と回答した189か所の児童相談所のうち、工夫がない又は工夫に関する記載がない児童相談所が50か所あった。

### 3) 業務効率化の取組みについて

業務効率化のために公用での活用が期待されるツールの導入状況について、「オンライン会議システム」は92.2%の児童相談所で「既に導入」されており一般化している。「タブレット」は「既に導入」が53.0%、「導入を検討」が11.6%、また「スマートフォン」は「既に導入」が46.1%、「導入を検討」が6.9%で、いずれも普及が進んでいる。なお、「タブレット」と「スマートフォン」の両方を導入している児童相談所は68か所（29.3%）となっている。「A I」は「既に導入」が6.0%、「導入を検討」が17.2%であり、普及の兆しがみられる。「その他」の回答においては、“電話相談対応等における文字起こし”、“ボイスマイニングシステム”等の記録作成を補助するツールの導入が見られる。

（音田 晃一）

(2) 住民に身近な相談窓口を設置するための取組み（相談対応の利便性を図る方策）

1) 支所・分室・相談室の設置状況

児童相談所の支所等の設置状況について、「設置あり」と回答した児童相談所は22か所（9.5%）、「設置なし」と回答した児童相談所は208か所（89.7%）であった。

なお、設置「あり」と回答した児童相談所が設置している支所等の総数は24か所であった。

図表 236 支所・分室・相談室の設置状況



2) 支所・分室・相談室以外のサテライト設置状況

支所等以外のサテライト設置状況について回答を求めた。最も多かったのは「サテライトの設置は考えていない」で206か所（88.8%）、続いて「常時開設しているサテライトを設置している」と「常時ではないが定期的にサテライト（出張相談）を開設している」が7か所（3.0%）であった。

図表 237 サテライト設置状況



### 3) 支所・分室・相談室、サテライト設置の利点

支所・分室・相談室、サテライト設置の利点について、「あり」と回答した児童相談所は67か所（28.9%）であった。

図表 238 支所・分室・相談室、サテライト設置の利点

No.	カテゴリー名	N	%
1	あり	67	28.9
2	特になし	101	43.5
	無回答	64	27.6
	全体	232	100.0

[「あり」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 239 支所・分室・相談室、サテライト設置の利点内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	相談者の利便性	39	58.2
2	移動時間の短縮	29	43.3
3	連携・協働の利便性	10	14.9
4	執務スペースの確保	1	1.5
	「あり」と回答した児童相談所数	67	100.0

### 4) 支所・分室・相談室、サテライト設置の課題

支所・分室・相談室、サテライト設置の課題について、「あり」と回答した児童相談所は76か所（32.8%）であった

図表 240 支所・分室・相談室、サテライト設置の課題

No.	カテゴリー名	N	%
1	あり	76	32.8
2	特になし	82	35.3
	無回答	74	31.9
	全体	232	100.0

[「あり」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 241 支所・分室・相談室、サテライト設置の課題内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	マンパワーの分散	43	56.6
2	所内連携が困難	15	19.7
3	指揮命令に支障	10	13.2
4	設置場所・経費	8	10.5
5	移動の負担	3	3.9
6	相談の必要性が少ない	2	2.6
7	その他運用の難しさ	9	11.8
	「あり」と回答した児童相談所数	76	100.0

(3) 執務環境（ハード面）の課題と対応について

1) 人員増等による執務環境（ハード面）の課題

人員増等による執務環境（ハード面）の課題について、「課題がある」と回答した児童相談所は 189 か所（81.5%）であった。

図表 242 人員増等による執務環境（ハード面）の課題

No.	カテゴリー名	N	%
1	課題がある	189	81.5
2	特になし	42	18.1
	無回答	1	0.4
	全体	232	100.0

[「課題がある」と回答した児童相談所の記述の見出しと件数]

「あり」と回答した児童相談所の記述内容について、質的に類似している回答をグループ化し、そのグループを端的に表すカテゴリー名をつけて整理した。

図表 243 人員増等による執務環境（ハード面）の課題内容

No.	カテゴリー名	N	%
1	執務スペースの狭隘	159	84.1
2	相談スペースの不足	23	12.2
3	執務環境の不備	23	12.2
4	設備・物品の不足	15	7.9
5	所内連携に支障	11	5.8
6	その他	6	3.2
	「あり」と回答した児童相談所数	189	100.0

2) 人員増等による執務環境（ハード面）の課題解決のための工夫（複数回答）

人員増等による執務環境の課題解決のために行なっている工夫について回答を求めた。最も多かったのは「その他」で 81 か所（34.9%）、続いて「児童相談所の増設・建て替え（検討を含む）」が 64 か所（27.6%）、「リモートワークの推進」が 54 か所（23.3%）であった。

図表 244 人員増等による執務環境（ハード面）の課題解決のための工夫



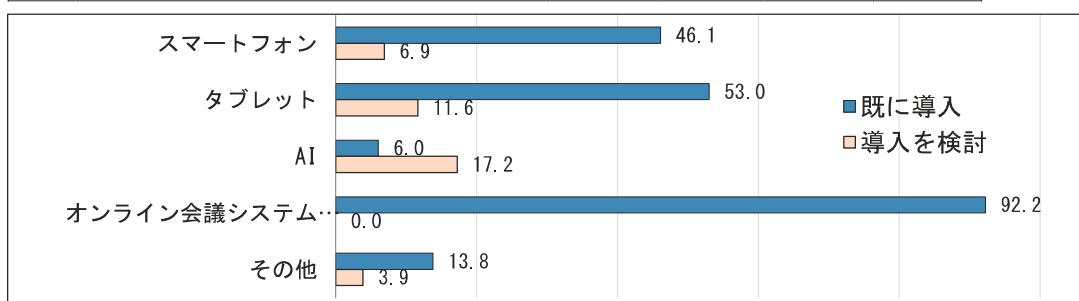
#### (4) 業務効率化の取組みについて

##### 1) 業務効率化のために公用での活用が期待されるツールの導入状況

記録作成や情報共有等の業務を効率化するために公用での活用が期待されるツールの導入状況について、既に導入しているツールと導入を検討しているツールに分けて回答を求めた。既に導入しているツールについては「オンライン会議システム（Zoom 等）」が最も多く、214か所（92.2%）であった。導入を検討しているツールで最も多かったのは「AI」で40か所（17.2%）であった。なお、「その他」の回答においては「電話相談対応等における文字起こし」、「ボイスマイニングシステム」等の記録作成を補助するツールの導入が見られた。

図表 245 業務を効率化するために公用での活用が期待されるツールの導入状況

No.	カテゴリー名	既に導入		導入を検討	
		N	%	N	%
1	スマートフォン	107	46.1	16	6.9
2	タブレット	123	53.0	27	11.6
3	AI	14	6.0	40	17.2
4	オンライン会議システム（Zoom 等）	214	92.2	0	0.0
5	その他	32	13.8	9	3.9
	無回答	10	4.3	163	70.3
	全体	232	100.0	232	100.0



#### (5) 新型コロナウイルス感染症拡大への対応と取組み

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う児童相談所の苦労や工夫について、自由記述による回答を求めた。本設問は国内でも大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症拡大により児童相談所が受けた影響等を記録する目的で設けた。記述内容は別添資料を参照していただきたい。

## 10. 研修の企画・実施等、各種事業・事務を担当する部署について

### (1) 小括

本節については、児童相談所にかかる事務・事業等について、どの部門・部署が担当しているかを複数回答で、各自治体の中央児童相談所に回答を依頼した。以下、各事務・事業毎どの部署が担当しているかを示したものである。

統計調査については、「中央児童相談所の総務部門・部署」が31自治体(39.7%)、「各児童相談所の相談・指導部門」が31自治体(39.7%)、「本庁の担当部署」が28自治体(35.9%)、「中央児童相談所の相談・指導部門・部署」が24自治体(30.8%)であり、ほぼ4部門が中心に(およそ3割を超えた回答)対応していた。「特定の担当部門・部署はない」としている自治体も6か所(7.7%)あった。

職員研修の企画・実施については、「中央児童相談所の相談・指導部門・部署」が32自治体(41.0%)、「本庁の担当部署」が23自治体(29.5%)、「各児童相談所の相談・指導部門」が22自治体(28.2%)、「中央児童相談所の総務部門・部署」が21自治体(26.9%)であり、ほぼ4部門を中心(およそ3割の回答)対応していた。「特定の担当部門・部署はない」としている自治体も5か所(6.4%)あった。また、“研修委員会等のPT”を設置している自治体が3自治体あった。

マスコミ・広報対応は「本庁の担当部署」が36自治体(46.2%)、「中央児童相談所の総務部門・部署」が23自治体(29.5%)であり、ほぼ2部署を中心(およそ3割を超えた回答)対応していた。「特定の担当部門・部署はない」としている自治体も11か所(14.1%)あった。また、10自治体で児童相談所長や管理職がマスコミ対応していると回答していた。

費用徴収事務については、「各児童相談所の総務部門」が29自治体(37.2%)、「中央児童相談所の総務部門・部署」が28自治体(35.9%)、「各児童相談所の相談・指導部門」が20自治体(25.6%)であり、ほぼ3部門を中心(およそ3割を超えた回答)対応していた。「特定の担当部門・部署はない」としている自治体は1か所(1.3%)であった。また、1自治体では“福祉事務所で対応している”としていた。

開示請求への対応は「各児童相談所の相談・指導部門」が30自治体(38.5%)、「中央児童相談所の総務部門・部署」が19自治体(24.4%)、「本庁の担当部署」が19自治体(24.4%)であり、ほぼ3部署を中心(およそ3割の回答)対応していた。

児童相談所システム対応については「本庁の担当部署」が38自治体(48.7%)、「中央児童相談所の総務部門・部署」が28自治体(35.9%)、「各児童相談所の相談・指導部門」が23自治体(29.5%)、「中央児童相談所の相談・指導部門・部署」が19自治体(24.4%)であり、ほぼ4部署中心(およそ3割の回答)対応していた。「特定の担当部門・部署はない」としている自治体も3か所(3.8%)あった。

SNS上での相談対応は「中央児童相談所の相談・指導部門・部署」が27自治体(34.6%)、「各児童相談所の相談・指導部門」が26自治体(33.3%)、「その他」が

19自治体（24.4%）であり、ほぼ2部署中心に（およそ3割を超えた回答）対応していた。「特定の担当部門・部署はない」としている自治体も5か所（6.4）%あった。「その他」と答えたうち9自治体ではSNS相談を外部委託していた。

苦情対応は「本庁の担当部署」が26自治体（33.3%）、「各児童相談所の相談・指導部門」が23自治体（29.5%）、「中央児童相談所の相談・指導部門・部署」が22自治体（28.2%）であり、ほぼ3部署を中心（およそ3割の回答）で対応していた。一方で、「特定の担当部門・部署はない」としている自治体も27か所（34.6%）あった。

法的対応については、行政不服審査への対応で「本庁の担当部署」が37自治体（47.4%）、「各児童相談所の相談・指導部門」が22自治体（28.2%）であり、本庁の担当部署が約5割、各児童相談所の相談指導部門が3割で対応していた。「特定の担当部門・部署はない」としている自治体も11か所（14.1%）あった。

行政訴訟については「本庁の担当部署」が37自治体（47.4%）、「各児童相談所の相談・指導部門」が14自治体（17.9%）、「中央児童相談所の相談・指導部門・部署」が13自治体（16.7%）であり、「特定の担当部門・部署はない」としている自治体が13か所（16.9%）あり、本庁の担当部署が約5割で対応していた。

国家賠償請求への対応は「本庁の担当部署」が39自治体（50.0%）、「中央児童相談所の総務部門・部署」が14か所（17.9%）、「各児童相談所の相談指導・部門」が13自治体（16.7%）、「中央児童相談所の相談・指導部門・部署」が12自治体（15.4%）であり、本庁の担当部署が約5割で対応していた。「特定の担当部署・部署はない」としている自治体は12か所（15.4%）であった。

また、法的対応については、2自治体で“法務担当が担っている”との回答があった。

（影山 孝）

## （2）児童相談所にかかる事務・事業等の担当部門・部署

各自治体の中央児童相談所にあたる児童相談所のみを対象に、児童相談所にかかる事務・事業等の担当部署・部門について、回答を求めた。対象は全体の33.6%にあたる78か所であった。

対象の事務・事業等は「統計調査」、「職員研修の企画・実施」、「マスコミ・広報対応」、「費用徴収事務」、「開示請求への対応」、「法的対応」（行政不服審査、行政訴訟、国家賠償）、「児相システム対応」、「SNS上の相談対応（苦情対応を除く）」、「苦情対応」の9つで、選択肢となる担当部門は「中央児童相談所の総務部門・部署」、「中央児童相談所の相談・指導部門・部署」、「中央児童相談所の措置部門・部署」、「各児童相談所の総務部門」、「各児童相談所の相談・指導部門」、「各児童相談所の措置部門」、「本庁の担当部署」、「特定の担当部門・部署はない」、「その他」とした。結果は以下の表のとおりであった。

図表 246 児童相談所にかかる事務・事業等の担当部署・部門

	①統計調査		②職員研修の企画・実施	
	N	%	N	%
1 中央児童相談所の総務部門・部署	31	39.7%	21	26.9%
2 中央児童相談所の相談・指導部門・部署	24	30.8%	32	41.0%
3 中央児童相談所の措置部門・部署	9	11.5%	11	14.1%
4 各児童相談所の総務部門	16	20.5%	3	3.8%
5 各児童相談所の相談・指導部門	31	39.7%	22	28.2%
6 各児童相談所の措置部門	15	19.2%	8	10.3%
7 本庁の担当部署	28	35.9%	23	29.5%
8 特定の担当部門・部署はない	6	7.7%	5	6.4%
9 その他	5	6.4%	12	15.4%
未回答	6	7.7%	6	7.7%
全体	78	100.0%	78	100.0%

	③マスコミ・広報対応		④費用徴収事務	
	N	%	N	%
1 中央児童相談所の総務部門・部署	23	29.5%	28	35.9%
2 中央児童相談所の相談・指導部門・部署	11	14.1%	9	11.5%
3 中央児童相談所の措置部門・部署	5	6.4%	13	16.7%
4 各児童相談所の総務部門	14	17.9%	29	37.2%
5 各児童相談所の相談・指導部門	12	15.4%	20	25.6%
6 各児童相談所の措置部門	1	1.3%	11	14.1%
7 本庁の担当部署	36	46.2%	16	20.5%
8 特定の担当部門・部署はない	11	14.1%	1	1.3%
9 その他	14	17.9%	7	9.0%
未回答	6	7.7%	6	7.7%
全体	78	100.0%	78	100.0%

	⑤開示請求への対応		⑥法的対応	
	(1) 行政不服審査			
	N	%	N	%
1 中央児童相談所の総務部門・部署	19	24.4%	15	19.2%
2 中央児童相談所の相談・指導部門・部署	15	19.2%	14	17.9%
3 中央児童相談所の措置部門・部署	13	16.7%	8	10.3%
4 各児童相談所の総務部門	15	19.2%	9	11.5%
5 各児童相談所の相談・指導部門	30	38.5%	22	28.2%
6 各児童相談所の措置部門	12	15.4%	7	9.0%
7 本庁の担当部署	19	24.4%	37	47.4%
8 特定の担当部門・部署はない	12	15.4%	11	14.1%
9 その他	4	5.1%	4	5.1%
未回答	6	7.7%	6	7.7%
全体	78	100.0%	78	100.0%

		(6)法的対応			
		(2)行政訴訟		(3)国家賠償	
		N	%	N	%
1	中央児童相談所の総務部門・部署	15	19.2%	14	17.9%
2	中央児童相談所の相談・指導部門・部署	13	16.7%	12	15.4%
3	中央児童相談所の措置部門・部署	8	10.3%	7	9.0%
4	各児童相談所の総務部門	7	9.0%	7	9.0%
5	各児童相談所の相談・指導部門	14	17.9%	13	16.7%
6	各児童相談所の措置部門	4	5.1%	4	5.1%
7	本庁の担当部署	37	47.4%	39	50.0%
8	特定の担当部門・部署はない	13	16.7%	12	15.4%
9	その他	7	9.0%	6	7.7%
	未回答	7	9.0%	11	14.1%
	全体	78	100.0%	78	100.0%

		(7)児相システム対応		(8)SNS上での相談対応	
		N	%	N	%
1	中央児童相談所の総務部門・部署	28	35.9%	6	7.7%
2	中央児童相談所の相談・指導部門・部署	19	24.4%	27	34.6%
3	中央児童相談所の措置部門・部署	7	9.0%	4	5.1%
4	各児童相談所の総務部門	6	7.7%	2	2.6%
5	各児童相談所の相談・指導部門	23	29.5%	26	33.3%
6	各児童相談所の措置部門	8	10.3%	1	1.3%
7	本庁の担当部署	38	48.7%	12	15.4%
8	特定の担当部門・部署はない	3	3.8%	5	6.4%
9	その他	7	9.0%	19	24.4%
	未回答	6	7.7%	7	9.0%
	全体	78	100.0%	78	100.0%

		(9)苦情対応	
		N	%
1	中央児童相談所の総務部門・部署	16	20.5%
2	中央児童相談所の相談・指導部門・部署	22	28.2%
3	中央児童相談所の措置部門・部署	10	12.8%
4	各児童相談所の総務部門	10	12.8%
5	各児童相談所の相談・指導部門	23	29.5%
6	各児童相談所の措置部門	7	9.0%
7	本庁の担当部署	26	33.3%
8	特定の担当部門・部署はない	27	34.6%
9	その他	5	6.4%
	未回答	7	9.0%
	全体	78	100.0%

## 11. 職員のジョブローテーション・待遇改善について

### (1) 小括

この設問は2017年調査ではなく、現在の児童相談所職場における人事異動の実情を把握するため今回調査で採用したものである。

児童福祉司と児童心理司の育成において、できるだけ多様な福祉関連部署を経験するというジョブローテーションを意識している児童相談所が約6割を超えた。

ジョブローテーションの対象職場としては「本庁」が最も多く、児童福祉司では9割以上、児童心理司で8割を超えた。児童福祉司では続いて、「一時保護所」、「福祉事務所」、「児童自立支援施設」の順で多かった。児童心理司では、続けて「児童自立支援施設」、「一時保護所」、「障害児関係事業所」、「公立病院」、「女性相談支援センター（婦人相談所）」が多かった。

ジョブローテーションでの1か所当たり平均在籍年数は3.6年であった。この一般的な在籍年数に対して児童福祉司がどう位置付けられているかに関しては、「他部署・他機関・他職種に比べ在籍期間が長い傾向がある」が33.3%で最も多く、次に「自治体の異動ルールあるいは平均的な在籍期間に準じている」が29.5%で続いており、児童福祉司独自の異動周期で対応されている児童相談所は3分の1程度であると思われる。これに対して児童心理司の場合は、「他部署・他機関・他職種に比べ在籍期間が長い傾向がある」が47.7%と半分弱であり、児童福祉司に比して長く児童相談所に在籍できていることが伺える。ただ、「自治体の異動ルールあるいは平均的な在籍期間に準じている」と回答した児童相談所も21.8%あった。

児童福祉司と児童心理司の転出の傾向としては、「特に傾向は見られない」との回答が最も多く、児童福祉司で24.4%、児童心理司で30.8%であった。それに続けて、児童福祉司では本人希望による転出と職員の適性を考慮した配置変更が21.8%で同数であり、児童心理司ではジョブローテーションによる計画的異動が21.8%と多かった。

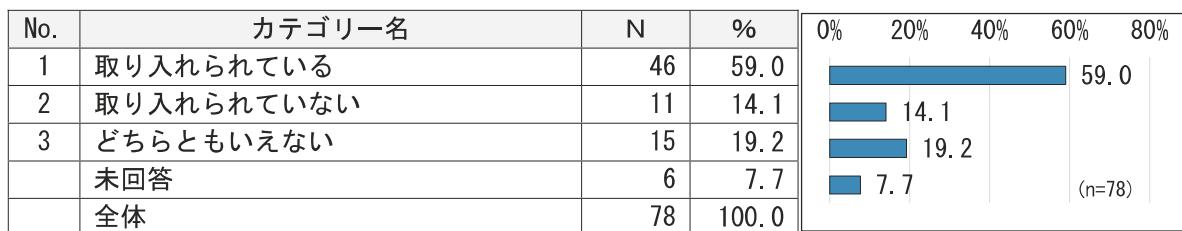
（川松亮）

(2) 児童福祉司及び児童心理司のジョブローテーションの考え方について

- 1) 児童福祉司のジョブローテーションに、できるだけ多様な福祉関連部署を経験する考え方方が取り入れられているか

各自治体の中央児童相談所にあたる児童相談所のみを対象に、児童福祉司のジョブローテーション（人事異動サイクル）にできるだけ多様な福祉関連部署を経験する考え方方が取り入れられているか回答を求めたところ、「取り入れられている」と回答した児童相談所は46か所（59.0%）であった。なお、「取り入れられていない」が11か所（14.1%）、「どちらともいえない」が15か所（19.2%）という結果であった。

図表 247 ジョブローテーションの考え方（多様な福祉関連部署経験）：児童福祉司



- 2) 児童福祉司のジョブローテーション（人事異動サイクル）で専門性を高めるために配置が行われている部署

前設問にて「取り入れられている」と回答した児童相談所46か所に、児童福祉司のジョブローテーションで専門性を高めるために配置が行われている部署について回答を求めた。最も多かったのは「本庁」で45か所（97.8%）、続いて「一時保護所」が41か所（89.1%）、「福祉事務所」が37か所（80.4%）であった。

図表 248 ジョブローテーションにおける配置部署：児童福祉司



3) 児童心理司のジョブローテーションに、できるだけ多様な福祉関連部署を経験する考え方方が取り入れられているか

各自治体の中央児童相談所にあたる児童相談所のみを対象に、児童心理司のジョブローテーション（人事異動サイクル）にできるだけ多様な福祉関連部署を経験する考え方方が取り入れられているか回答を求めたところ、「取り入れられている」と回答した児童相談所は45か所（57.7%）であった。なお、「取り入れられていない」が11か所（14.1%）、「どちらともいえない」が16か所（20.5%）という結果であった。

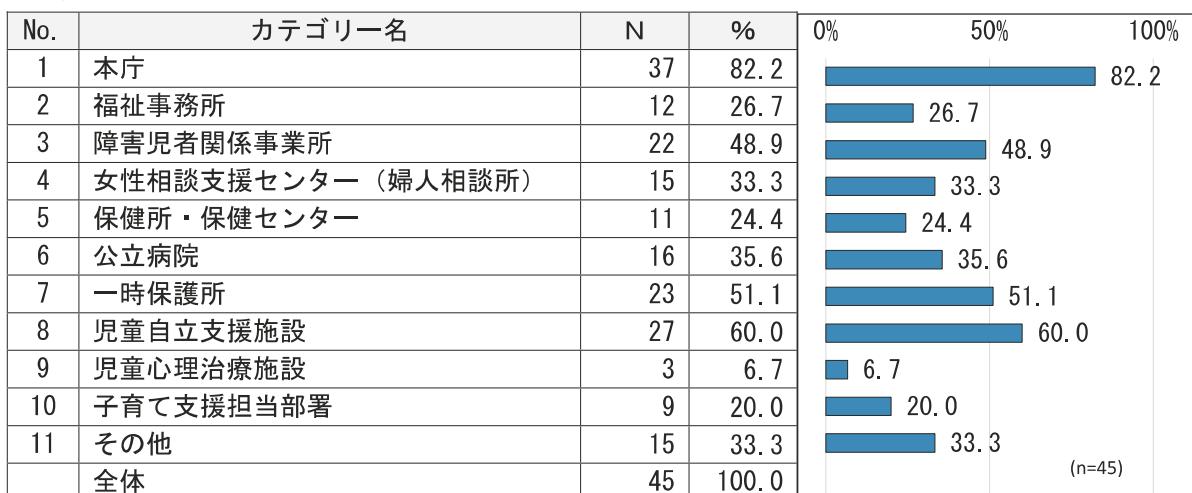
図表 249 ジョブローテーションの考え方（多様な福祉関連部署経験）：児童心理司



4) 児童心理司のジョブローテーション（人事異動サイクル）で専門性を高めるために配置が行われている部署

前設問にて「取り入れられている」と回答した児童相談所45か所に、児童心理司のジョブローテーションで専門性を高めるために配置が行われている部署について回答を求めた。最も多かったのは「本庁」で37か所（82.2%）、続いて「児童自立支援施設」が27か所（60.0%）、「一時保護所」が23か所（51.1%）、「障害児者関係事業所」が22か所（48.9%）であった。

図表 250 ジョブローテーションにおける配置部署：児童心理司



(3) 児童福祉司及び児童心理司のジョブローテーションの状況について

1) 自治体のジョブローテーションにおける1か所あたりの平均在籍年数

中央児童相談所のみを対象に自治体のジョブローテーションにおける1か所あたりの平均在籍年数について回答を求めたところ、平均は3.6年、最短が3年、最長が8年であった。

図表 251 ジョブローテーションにおける平均在籍年数

	平均 (年数)	最小 (年数)	最大 (年数)	未回答 (児童相談所数)
平均在籍年数	3.6	3	8	19

2) 平均在籍年数に比して児童福祉司の在籍年数の傾向

自治体における1か所あたりの平均在籍年数に比して、児童福祉司の在籍年数の傾向がどのような状況か回答を求めた。最も多かったのは、「他部署・他機関・他職種に比べ在籍期間が長い傾向がある」で26か所(33.3%)、続いて「自治体の異動ルールあるいは平均的な在籍期間に準じている」が23か所(29.5%)であった。

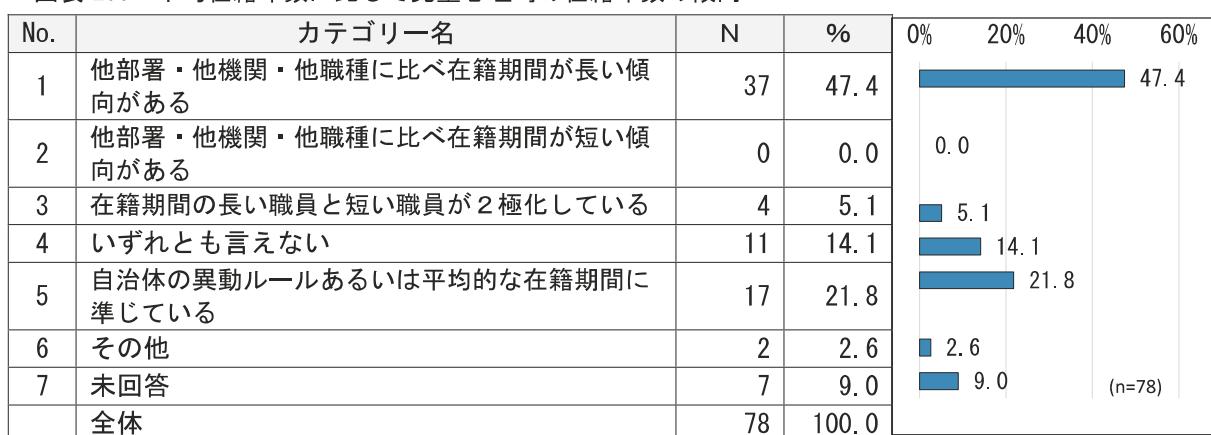
図表 252 平均在籍年数に比して児童福祉司の在籍年数の傾向



### 3) 平均在籍年数に比して児童心理司の在籍年数の傾向

自治体における1か所あたりの平均在籍年数に比して、児童心理司の在籍年数の傾向がどのような状況か回答を求めた。最も多かったのは、「他部署・他機関・他職種に比べ在籍期間が長い傾向がある」で37か所(47.4%)、続いて「自治体の異動ルールあるいは平均的な在籍期間に準じている」が17か所(21.8%)であった。

図表 253 平均在籍年数に比して児童心理司の在籍年数の傾向



### 4) 児童福祉司の転出の傾向

各自治体の中央児童相談所にあたる児童相談所のみを対象に、児童福祉司の転出に関する傾向について回答を求めた。最も多かったのは「特に傾向は見られない」で19か所(24.4%)、続いて「本人の希望による転出が多い」と「職員の適性を考慮した配置変更が多い」が17か所(21.8%)であった。

図表 254 転出の傾向：児童福祉司



## 5) 児童心理司の転出の傾向

各自治体の中央児童相談所にあたる児童相談所のみを対象に、児童心理司の転出に関する傾向について回答を求めた。最も多かったのは「特に傾向は見られない」で 24 か所 (30.8%)、続いて「ジョブローテーションによる計画的異動が多い」が 17 か所 (21.8%)、「職員の適性を考慮した配置変更が多い」が 13 か所 (16.7%) であった。

図表 255 転出の傾向：児童心理司



## (4) 職員の待遇改善について

### 1) 児童福祉司、児童心理司・一時保護所職員の待遇改善等を目的とした手当等の状況

各自治体の中央児童相談所にあたる児童相談所のみを対象に職員の待遇改善を目的にした手当等の状況について回答を求めた。児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員のいずれも「日額手当」が設定されていることが多く、それぞれ 40 か所 (51.3%)、35 か所 (44.9%)、27 か所 (34.6%) であった。

また、各種手当の平均金額や給与等の調整率についても回答を求めた。児童福祉司では日額手当の平均額が 959.5 円、月額手当平均が 18,550 円、給与等の調整率平均が 2.98% であった。児童心理司では日額手当の平均額が 940.6 円、月額手当平均が 19,890 円、給与等の調整率平均が 4.15% であった。一時保護所職員では日額手当の平均額が 1,568.4 円、月額手当平均が 20,040 円、給与等の調整率平均が 5.86% であった。

図表 256 職員の待遇改善を目的とした手当等の状況(1)

No.	カテゴリー名	児童福祉司		児童心理司		一時保護所職員	
		N	%	N	%	N	%
1	日額手当	40	51.3%	35	44.9%	27	34.6%
2	月額手当	10	12.8%	10	12.8%	11	14.1%
3	給与等の調整率	6	7.7%	7	9.0%	9	11.5%
4	その他	18	23.1%	16	20.5%	27	34.6%
5	待遇改善を実施していない	3	3.8%	3	3.8%	4	5.1%
	未回答	6	7.7%	8	10.3%	7	9.0%
	全体	78	100.0%	78	100.0%	78	100.0%

図表 257 職員の待遇改善を目的とした手当等の状況(2)

No.	カテゴリー名	児童福祉司		児童心理司		一時保護所職員	
1	日額手当	平均		959.5	940.6	1568.4	
		最大 値	最小 値	1,120	490	1,080	490
2	月額手当	平均		18,550	19,890	20,040	
		最大 値	最大 値	20,000	6,600	20,000	18,900
3	給与等の 調整率	平均		2.98	4.15	5.86	
		最大 値	最大 値	6.00	1.40	8.00	1.40

### III. 考察

#### 1. 児童相談所の基本データと職員数に関する考察－前回調査との比較から－

##### (1) 児童相談所の基本データ

児童相談所の設置数は、2017年調査（以下、この章では、前回調査）を行った時点（平成29（2017）年4月1日）では210か所であったが、今回調査を行った令和5（2023）年4月1日時点では232か所に増えている。増加の要因は、東京都の特別区や中核市での新たな児童相談所設置や大規模児童相談所の分割等により増加してきたものであり、今後も、特別区による児童相談所新設の計画が複数あること、国の政令で人口規模が示されたことによる人口100万人を超える大規模な児童相談所の管轄区域見直しや分割により新たな児童相談所設置計画が公表される等、当面の設置数は増加していくものと思われる。

こうした中で、全国の児童相談所の状況や職員数について調査結果をもとに考察を行うが、今回調査は支所・分室については本所に含めて集計分析、前回調査は本所と支所・分室を分けて集計分析を行っており、本考察では前回調査と比較する際には、前回調査については支所・分室を除いた本所の結果をもとに行った。したがって、単純な比較ではなく、あくまで前回調査の傾向と今回調査の傾向に基づいたデータからの考察になっている。

##### 1) 管轄人口

管轄人口については、今般、児童福祉法施行令（「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」の公布について（通知）令和3年7月21日付厚生労働省子ども家庭局長通知）により、児童相談所の管轄区域人口が「おおむね50万人以下」であることが示された。この政令は「管轄人口20万人から100万人までの範囲が目安となる趣旨」であり、人口100万人を超える場合には分割や管轄地域の見直しを求めている。

こうした政令が発布される児童相談所再編の流れの中で、人口100万人以上の児童相談所は28か所（13.3%）から22か所（9.5%）に減少し、一方で人口40万人未満の児童相談所は81か所（38.6%）から96か所（41.4%）へと増加している。平均値で比較しても、589,531人から543,090人へと約1割近く減少している。最少と最大の比率も、前回調査の43倍から40倍に減少したが、小規模児童相談所と大規模児童相談所の差は依然として大きい。

今後、政令に基づき人口100万人を超える22児童相談所の分割再編が進むことを想定し、人口100万人以上を管轄する22児童相談所を除外し、人口100万人未満の210児童相談所の平均管轄人口を計算すると463,368人となり、今回調査の平均値よりおおむね15%の減少することがわかった（分割再編後の22児童相談所がどのような管轄人口規模で設置されるかは考慮していない）。

## 2) 管轄児童人口

管轄児童人口については、15万人以上が31か所（14.8%）から20か所（8.7%）へと大幅に減っており、5万人未満が66か所（31.4%）から88か所（37.9%）へと増加している。平均値で比較してみると、91,697人から78,723人へと約14%の減少である。

一方、最少と最大の比率は前回調査の38倍から44倍に拡大していた。これは最大値・最小値共に減少しているが、国内の児童人口の減少（令和5（2023）年5月に総務省が公表した全国の15歳未満人口は、43年連続で減少しており、全ての都道府県で減少している）等が影響していると考えられる。

## 3) 管轄面積

管轄面積については、500km<sup>2</sup>未満の児童相談所が最も多く、前回調査では59か所（28.1%）であり、今回調査では72か所（31.0%）で増加していた。一方、管轄面積が3,000km<sup>2</sup>以上の児童相談所が前回調査の32か所（15.2%）から、今回調査では29か所（12.5%）に減少していた。

前述したように、前回調査では本所と支所等は別に調査していたので、特に大規模な管轄面積を抱える児童相談所については、支所等を設置している場合が多く、そこを考慮することが必要だが、最小と最大の比率は前回調査の394倍から1,900倍と拡大している。これは最小の児童相談所が35.7km<sup>2</sup>から10.2km<sup>2</sup>に、最大の児童相談所が14,064km<sup>2</sup>から18,690km<sup>2</sup>となっており、最小管轄面積と最大管轄面積の差が拡大していることによるものである。

また、今回調査で管轄面積が狭くなっている要因の一つは、東京都特別区での複数の児童相談所新設が大きな要因をなしているものと考えられる。管轄面積については、500km<sup>2</sup>未満のうち50km<sup>2</sup>未満の児童相談所が12か所あったが、その内7児童相談所が政令指定された市と特別区であり、5児童相談所も大都市圏の児童相談所であった。

一方、3,000km<sup>2</sup>以上の29児童相談所のうち、上位10か所については北海道の8か所が占めており、このように特別広い地域を管轄する児童相談所においては、訪問調査や子どもの移送等で距離的な負担感等、特別の課題を抱えていることがわかる（管轄面積が広い10児童相談所で分室・支所を設けていたのは2か所のみであり、残りの8か所は本所で管轄面積全域を担当していた）。

## （2）職員の人数について

### 1) 職員総数

職員の人数については、正規職員と正規職員以外の会計年度任用職員等の合計で50人以上の児童相談所が前回調査では44か所（21.0%）であったが、今回は139か所（59.9%）と大幅に増加し、約3倍に増えている。40人以上が今回調査では162か所（69.8%）で、前回調査の63か所（30.0%）より約2.6倍へと増加している。職員規模

の小さい児童相談所は前回より減少しており、1～39人規模の児童相談所は前回調査の144か所（68.6%）から70か所（30.2%）にほぼ半減している。

「児童相談所強化プラン（強化プラン）」（平成28年4月25日、厚生労働省児童虐待防止対策推進本部）で、児童福祉司・児童心理司・保健師を4年間で1,120人程度増員し、次いで「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議）において、令和元（2019）年度から令和4（2022）年度までに児童福祉司の2,020人程度の増員や、児童福祉司増に伴って児童心理司の1,000人程度の増加を図ってきた結果、児童相談所職員数の大幅増が図られたものである。

正規職員についてみると、前回調査では「10～29人」が98か所で約半数を占めていたが、今回は「20～59人」が114か所で約半数を占める結果となっている。また、会計年度任用職員等についても前回調査の「1～19人」が127か所で約6割を占めていたが、今回調査でも「1～19人」が136か所で約6割を占めており、児童相談所全体の職員増加は正規職員によって増加が図られてきていることがわかる。

一方で、最も小さな児童相談所は職員数が7人、最も大きな児童相談所の職員数が497人であり、71倍の開きが見られる。今後、管轄人口100万人以上の見直し等による分割再編が行われることが予想され、大規模児童相談所の解消に伴い児童相談所毎の職員数は減少するものと思われるが、大規模児童相談所と小規模児童相談所の職員数の差が一気に解消するものではない。

他機関との兼任職員は、前回調査では667人で1か所あたり3.2人であったが、今回調査では兼務の回答については「併設されておりかつ兼務している職員の数」について調査を行ったので、条件は異なるが、今回調査で兼務職員は732人で1か所あたり（母数は全児童相談所）3.2人と、児童相談所毎の兼務割合の変化はなく、併設し兼務職員がいる児童相談所は72か所（31.0%）であった。

## 2) 管理監督職の配置状況

管理監督職である所長とラインの監督職数については、支所長等含む所長が235人、ラインの監督職が1,446人であり、管理監督職の合計が1,681人であった。単純平均では児童相談所あたり7.2人であった。全ての児童相談所の職員数合計が16,765人であり、そこから管理監督職1,681人を除き、管理監督者一人当たりの管理・監督すべき職員数は9.0人であった。

ラインの監督職の数は、前回調査では987人で回答のあった児童相談所平均では4.4人であったが、今回は1,446人で平均6.2人と約1.8人増えていた。

### 3) 児童福祉司

児童福祉司については、平成 31（2019）年施行令改正（平成 31 年 4 月 1 日「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について（施行通知）厚生労働省こども家庭局長通知」）により配置標準が人口比で 4 万人に 1 人から 3 万人に 1 人に拡充され、更に虐待対応件数の発生率により業務量に応じて上乗せを行い、更に保護を要する児童数や交通事情等を考慮するものとされ、上記した「強化プラン」や「新プラン」等で計画的に増員が図られてきた。

児童福祉司の総数は、前回調査では 3,230 人（スーパーバイザー 667 人、スーパーバイザー以外 2,563 人）であったが、今回の調査では 6,065 人（スーパーバイザー 1,113 人、スーパーバイザー以外 4,952 人）とほぼ倍増している。児童相談所毎の配置状況では、スーパーバイザーについては配置なしが 13 か所（5.7%）から 1 か所（0.4%）に、「6 人以上」が 22 か所（9.7%）から 69 か所（29.8%）へと増えている。更にスーパーバイザー以外の児童福祉司は前回調査では「9 人以下」が 115 か所（50.4%）で半数を占めていたが、今回調査では「10～29 人」が 128 か所（55.2%）と半数を占めていた。また、正規職員の割合は児童福祉司スーパーバイザーが 97.8% から 99.4% に、スーパーバイザー以外が 98.5% から 97.7% となっており、児童福祉司については、そのほとんどを正規職員が担っている。

上記施行令改正により新たに設置された里親養育支援児童福祉司については、203 か所（87.5%）で配置されており、93.8% で正規職員が担っていた。今回の結果からは、児童相談所の里親養育支援児童福祉司の配置ニーズは高いことがうかがわれる。現状では、各所で 1 名配置となっているが、里親委託率や管内人口等に応じた配置基準の拡充が望まれる。併せて、今回の調査では直接触れてないが、施設入所等の子どもの特性や里親養育支援児童福祉司の配置状況を踏まえると、施設養育支援の児童福祉司についても配置ニーズは高いことが想定されるため、新たに配置基準の新設を検討する必要がある。

同じく市町村支援児童福祉司については 96 か所（41.4%）の配置であり、配置自治体が半数に満たない等、今後虐待発生以前の予防的支援等住民に身近な施策を充実していくためには、配置基準の拡充と各自治体による適正配置が必要と考える。市町村支援児童福祉司については、国基準では 30 市町村に対して 1 人配置となっているが、1 人の児童福祉司が 30 市町村の子ども家庭支援拠点等を 1 日 1 市町村訪問すると考えると、各市町村に年間 8 日程度しか訪問することができない。市町村の体制強化のためのバックアップとしてはあまりに少ない回数であり、せめて月に 2～4 回程度は訪問を行い、受理会議や進行管理会議への同席指導や要保護児童対策地域協議会の事務局としての要支援家庭や特定妊婦等への支援方法の確認等を行うことで、市町村の力量を高めるとともに、児童相談所の関与が必要な子どもや家庭を洗い出す等の業務が必要であり、市町村支援の充実が求められる。

児童福祉司の法令に基づく配置基準に対する充足率については、児童相談所全体でみれば標準配置人数 6,463 人に対して実際に配置されている人数が 6,065 人で、充足率は 93.8% と 9 割を超えていた。しかし、児童相談所毎にみてみると、定数以上の配置（充足率 100% 以上）がなされている児童相談所が 127 か所（54.8%）あったが、一方で、欠員状況（充足率 100% 未満）の児童相談所が 105 か所（45.3%）であり、そのうち 2 割以上の欠員状況である児童相談所が 28 か所（12.1%）ある等、定数の充足が図られていない。こうしたことにより、丁寧な相談援助活動を行うことが難しい状況にあることが考えられる。児童福祉司の充足率は、管轄人口や相談対応件数と反比例しており、管轄人口が多いほど充足率は減り、相談対応件数が多くなるほど充足率が減る傾向がみられた。

今回調査では、保健師と教員の児童福祉司発令についても調査を行った。保健師については、児童相談所毎にみると 209 か所のうち 60 か所（28.7%）で児童福祉司発令されており、人数では 311.5 人のうち正規職員 86 人（27.6%）が児童福祉司として発令されていた。最も多い児童相談所が 9 人、最も少ない児童相談所が 1 人の配置であり、平均値は 1.43 人、中央値が 1 人であった。

教員については、児童相談所毎にみると 137 か所のうち 46 か所（33.6%、現役教員 45 か所、OB 教員 1 か所）で児童福祉司発令がなされており、人数では 70 人（現役教員・正規職員 69 人、教員 OB・会計年度任用職員等 1 人）が児童福祉司として発令されていた。最も多い児童相談所が 31 人、最も少ない児童相談所が 1 人で、平均値は 2.7 人、中央値が 2 人であった。

今回は、児童福祉司の職種や資格要件について調査を行ったわけではなく、保健師と教員について児童福祉司発令を調査したので、児童福祉司の職種や任用資格についての分析はできておらず、2 職種の配置傾向を概観したのみとなっている。

#### 4) 児童心理司及び心理療法担当職員

##### ア. 児童心理司

児童心理司については、配置基準が児童福祉司 2 人に対して 1 人配置されるよう、『児童相談所運営指針』（以下、運営指針）で示されていたが、施行令改正（令和 2 年 3 月 27 日「児童福祉法施行令の一部改正」）で同様の配置基準が示されている。今回調査では、上記「強化プラン」等による児童福祉司の増員傾向を見てきたが、児童福祉司の増員に併せて児童心理司も増員されている。

児童心理司の総数は、前回調査では 1,367 人（スーパーバイザー 144 人、スーパーバイザー以外 1,223 人）であったが、今回の調査では 2,613 人（スーパーバイザー 274 人、スーパーバイザー以外 2,339 人）とほぼ倍増している。児童相談所毎の配置状況では、スーパーバイザーについては配置なしが 111 か所（48.9%）でほぼ半数であったものが、57 か所（24.6%）になり、児童心理司スーパーバイザーの配置が標準化してきた。ただし、今回調査ではスーパーバイザーの 1 人配置が 117 か所（50.4%）で約半数を占めている。

スーパーバイザー以外の児童心理司については、前回調査では「2～5人」が145か所(63.6%)で6割を超えていたが、今回調査では「10人以上」が104か所(44.8%)となっていた。また、正規職員の割合は、スーパーバイザー以外の児童心理司は前回調査で88.5%、今回調査で91.7%であり、正規職員の割合がわずかではあるが増えている。ただし、会計年度任用職員等が1割近くを占める等、児童福祉司の配置状況とは若干異なっている。

児童心理司の充足率については、児童相談所全体でみれば標準配置人数が2,937人に対して、実際に配置されている人数が2,613人で、充足率は89.0%と約9割であった。しかし、定数以上の配置(充足率100%以上)がなされている児童相談所が124か所(53.4%)であり、一方で、約半数に当たる108か所(46.6%)で欠員状況(充足率100%未満)であり、そのうち2割以上の欠員状態の児童相談所が54か所(23.3%)、4割以上の欠員の児童相談所が18か所(7.8%)ある等、児童福祉司以上に定数を極端に下回っている欠員状態の児童相談所が数多くあることは、児童心理司業務が十分行われていないことや配置されている児童心理司に負担がかかっていることが考えられる。児童心理司の充足率についても、児童福祉司と同様に管轄人口や相談対応件数と反比例していた。増加する虐待相談に対して心理診断や心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うニーズは高まっていることから、児童心理司による配置基準についても、児童福祉司と同数配置となるよう再検討が必要だと思われる。

#### イ. 心理療法担当職員

心理療法担当職員については、前回調査で150人、今回調査では206人の配置がなされていた。正規職員の配置は前回調査時が24.7%で、今回調査では52.4%と、正規職員の割合が増えていることがわかった。

児童相談所毎では、今回の調査結果から配置されていない児童相談所が163か所(70.3%)であり、配置されている約3割の児童相談所では「1人配置」が32か所(13.8%)、次いで「4人以上」配置されている児童相談所が18か所(7.8%)ある等、配置されている児童相談所では配置人数にばらつきがあることがわかり、児童心理司との業務分担等がどのように行われているかについては今後の調査に委ねたい。

また、一時保護所併設との関係でみると、一時保護所が併設されている児童相談所143所のうち57か所(配置割合39.9%)で配置され、配置人数の合計は132人である。一方、一時保護所が併設されていない89児童相談所では12か所(配置割合13.5%)で配置され、配置人数の合計は74人である。一時保護所併設の児童相談所の方が心理療法担当職員の配置割合は高かったが、今回の調査では、一時保護所併設の児童相談所で心理療法担当職員が一時保護所に配属されているかどうかはわからないため、この点についても今後の調査に委ねたい。

## 5) 医師及び保健師の配置状況

### ア. 医師

医師の配置については、正規職員のみが配置されている児童相談所が 11 か所（4.8%）で 14 人、会計年度任用職員等のみが配置されている児童相談所が 169 か所（72.9%）で 662 人、正規職員と会計年度任用職員等が併せて配置されている児童相談所が 29 か所（12.5%）で正規職員 48 人、会計年度任用職員等 112 人、医師の配置がない児童相談所が 23 か所（9.9%）であった。

医師の総数については、前回調査では 587 人（正規職員 51 人、会計年度任用職員等 536 人）であったが、今回調査では 836 人（正規職員 62 人、会計年度任用職員等 774 人）であり、1.4 倍に増えている。ただし、正規職員数は増えてはいるが、正規職員割合は 8.7% から 7.4% へと減少している。

医師の分類については、「精神科医」が 61.1%、「小児科医」が 28.0%、「精神科・小児科」が 5.6% であった。正規職員に限ると、「精神科医」が 54.8%、「小児科医」が 22.6%、「精神科・小児科」が 17.8% であった。会計年度任用職員等では、「月 1 回勤務」が最も多く 358 人（46.2%）、次いで月 1 回未満が 165 人（21.3%）、月 2 回程度が 159 人（20.5%）であり、週 1 回以上勤務していたのは 92 人（11.9%）であり、医師の数は増えてはいるものの、会計年度任用職員等が多数を占めていることがわかった。

さらに勤務頻度から見てみると、正規職員医師と週 1 回以上の会計年度任用職員等医師が併せて配置されている児童相談所が 9 か所、正規職員医師の配置されている児童相談所が 31 か所、会計年度任用職員等で週 1 回以上の医師の配置がある児童相談所が 29 か所であり、これら週 1 回以上医師がいる児童相談所が 69 か所で全体の 30.0%、月 2 回程度以下の医師の配置が 163 か所（70.0%）であり、医学診断が必要な場合には近隣の提携した医療機関等の医師の診断を求めているものと考えられるが、児童相談所において常時医学診断を受けることはかなり難しい状況にあり、法改正において保健師及び医師の配置が義務化されたが、実際の配置は追いついていないことがわかった。

### イ. 保健師

保健師の配置については、配置されている児童相談所が 209 か所（90.1%）であり、配置なしの児童相談所は 23 か所であった。前回調査では 196 人（正規職員 179 人、会計年度任用職員等 17 人）であり、今回調査では 311.5 人（正規職員 280.5 人、会計年度任用職員等 31 人）と約 1.6 倍に増えている。また、正規職員の割合はいずれも約 9 割であった。

今回調査では、保健師のうち児童福祉司発令が 86 人（27.6%）、一時保護所専従が 16 人（5.1%）であり、「その他」と回答した約 7 割の保健師は運営指針に示されている児童相談所における保健師業務として「公衆衛生や予防医学知識の普及、保健指導、障害児や虐待を受けた子どもや家族の在宅支援」といった虐待相談に対する医療面の対応や医療機関連携、市区町村保健部門との連携等に携わっているものと考えられる。

#### 6) 弁護士

弁護士については、155か所で配置されており、正規職員のみ配置が16か所（6.9%）、会計年度任用職員等のみ配置が138か所（59.5%）、正規職員と会計年度任用職員等併せて配置が1か所（0.4%）であった。配置人数については、274人（正規22人、会計年度任用職員等252人）であった。

平成28（2016）年に児童福祉法が改正され「法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする」と弁護士配置又は弁護士に相談できる体制の確保が都道府県に義務づけられ、令和元年法改正（令和4年施行）では「児童相談所がその業務のうち、児童福祉法第28条第1項各号に掲げる措置を探ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとすること」と常時弁護士相談が実施できる体制の整備を求められている。

弁護士が配置されていない児童相談所が77か所あるが、法律相談や法的な助言が必要な場合には、中央児童相談所の弁護士に相談する体制や契約弁護士に相談できる体制が構築されているものと考えられる。会計年度任用職員等の勤務日数は「月1回」が73人（29.0%）、「週1回」が70人（27.8%）であったが、法的な対応や判断が必要な場合には、顧問契約を締結した弁護士や会計年度任用職員等の弁護士等とメールや電話等で連絡を取りながら対応しているものと考えられる。

#### 7) 相談員

相談員については、154か所（66.4%）で配置されていた。前回調査では789人（正規職員227人、会計年度任用職員等562人）であったが、今回調査では638人（正規職員197人、会計年度任用職員等441人）と相談員の配置人数は減少していた。今回調査では、「受付相談員」、「相談員」、「電話相談員」も併せて配置人数の回答を求めたため、減少原因の分析は難しいが、児童福祉司が増員される中で相談員の業務を児童福祉司が担っていることも考えられる。

#### 8) 警察官

警察官については、現役警察官だけが配置されている児童相談所が40か所で49人、OB警察官だけが配置されている児童相談所が99か所で170人、現役とOBの警察官が併せて配置されている児童相談所が37か所で119人（現役警察官46人、OB警察官73人）であった。また、現役・OB問わず警察官が配置されていた児童相談所が176か所（75.9%）で、現役警察官95人、OB警察官243人、合計で338人の警察官が配置されており、警察官配置がなかった児童相談所が56か所であった。

前回調査では現役警察官が 49 人（正規職員 46 人、会計年度任用職員等 3 人）であったが、今回調査では 95 人（正規職員 95 人）であり、OB 警察官は前回調査で 136 人（会計年度任用職員等 136 人）であったが、今回調査では 243 人（正規職員 7 人、会計年度任用職員等 236 人）であり、いずれも警察官の配置数は増加していた。こうした結果からは、児童相談所と警察との連携体制は確実に強化されていることが考えられる。

#### 9) 教員

教員については、現役教員だけが配置されていた児童相談所が 50 か所で 102.5 人、OB 教員だけが配置されていた児童相談所が 63 か所で 142 人、現役教員と OB 教員が併せて配置されていた児童相談所が 24 か所で 129 人（現役教員 47 人、OB 教員 82 人）であり、現役教員と OB 教員が配置されていた児童相談所が 137 か所（59.1%）であり、教員の配置のない児童相談所は 95 か所であった。

現役教員数については、149.5 人（正規職員 135.5 人、会計年度任用職員等 14 人）で、分類では「児童福祉司発令」が 69 人（正規職員 69 人）、「一時保護所専従」が 64 人（正規職員 50 人、会計年度任用職員等 14 人）、その他の配置が 16.5 人（正規職員 16.5 人）であった。

OB 教員数については、224 人（正規職員 15 人、会計年度任用職員等 209 人）で、「児童福祉司発令」が 1 人（会計年度任用職員等 1 人）、「一時保護所専従」が 195 人（正規職員 13 人、会計年度任用職員等 182 人）であり、その他の配置が 28 人（正規職員 2 人、会計年度任用職員等 26 人）であった。

前回調査では現役教員と教員 OB をまとめて「教員」として聞いていたため、現役教員と教員 OB が混在しているものと思われるが、186 人（正規職員 94 人、会計年度任用職員等 92 人）の配置であり、今回調査の現役教員と OB 教員を加えた人数 373.5 人（正規職員 150.5 人、会計年度任用職員等 223 人）と比較すれば倍増しており、前回調査では一時保護所専従教員数が 100 人であり、今回調査の教員と OB 教員の一時保護所専従は 259 人で倍増しており一時保護所での学習指導が子どもの教育権の保障の観点から教員中心で行われるようになってきていることが考えられる。

#### 10) 一時保護所職員

一時保護所職員については、一時保護所が併設されている児童相談所が 143 か所で、一時保護所職員は 4,313 人であった。正規職員が 2,223 人（51.5%）、会計年度任用職員等が 2,090 人（48.5%）配置されており、正規職員と会計年度任用職員等の割合はほぼ半々である。前述した通り、児童福祉司や児童心理司の 8~9 割近くが正規職員で占められているのとは大きな違いがある。

正規職員の割合が高かったのは、「児童指導員」（正規職員割合 66.2%）と「保育士」（正規職員割合 83.9%）であった。「看護師」と「栄養士」については、正規職員割合はほぼ半々である。

一方で、すでに述べてきた一時保護所専従の教員（会計年度任用職員等割合 66.5%）と一時保護所専従の警察官（会計年度任用職員等割合 100%）は会計年度任用職員等の割合が高く、更に「一時保護対応協力員」（会計年度任用職員等割合 99.3%）、「調理員」

（会計年度任用職員等割合 75.2%）、「上記以外の職員（警備員除く）」（会計年度任用職員等割合 87.5%）で会計年度任用職員等の割合が高くなっていた。会計年度任用職員等については、年度を超えて継続的に勤務し、ベテラン職員として一時保護所の業務にかかる場合もあるが、年度毎や年度途中で職員が入れ替わり、ノウハウの蓄積が難しい等の弊害もあるものと考えられる。

一時保護所の児童指導員については、前回調査では 1,359 人（正規職員 816 人、会計年度任用職員等 543 人）であったが、今回調査では 1,977 人（正規職員 1,309 人、会計年度任用職員等 668 人）であり、増加率は約 1.5 倍であった。保育士については、前回調査では 522 人（正規職員 413 人、会計年度任用職員等 109 人）であったが、今回調査では 770 人（正規職員 646 人、会計年度任用職員等 124 人）であり、増加率は児童指導員と同様約 1.5 倍であった。

栄養士については、前回調査では 28 人（正規職員 15 人、会計年度任用職員等 13 人）であったが、今回調査では 33 人（正規職員 15 人、会計年度任用職員等 18 人）であり、増加率は約 1.2 倍であった。

調理員については、前回調査では 184 人（正規職員 60 人、会計年度任用職員等 124 人）であったが、今回調査では 153 人（正規職員 38 人、会計年度任用職員等 115 人）で、調理員については減少しており、調理員の減少は調理業務の民間委託も進んでいることも考えられる。

一時保護所職員の人数については、前回調査では「29 人以下」が 119 か所（51.9%）であったが、今回調査では「20 人以上」が 87 か所（37.4%）であり、特に 30 人以上が前回調査の 24 か所（11.4%）から 54 か所（23.2%）にほぼ倍増しており、一時保護所の定数や利用児童数が増えた結果ではないかと思われる。今般新たに一時保護所の職員配置基準が示されたことから、今後一時保護所の充実を図るために職員数は増加していくものと思われる。

### 11) 総務部門

総務部門については、前回調査では「庶務関係職員」として調査を行い 575 人（正規職員 455 人、会計年度任用職員等 120 人）であったが、今回調査では「総務・管理・庶務関係職員」として調査をおこなった結果は 915 人（正規職員 700 人、会計年度任用職員等 215 人）であった。

単純比較はできないが、傾向を比較すると前回調査では児童相談所 1 か所当たり 2.5 人であったが、今回調査では 3.9 人と増加し、増加率は約 1.6 倍であった。児童相談所の規模は、前述したとおり職員数 7 人から 497 人と非常に差があり、一概に分析することはできないが、平均して児童相談所 1 か所当たり 4 人以下で総務・管理・庶務関係の仕事を行うことは、業務過重であると考えられる。

警備員については、前回調査では 48 人（会計年度任用職員等 48 人）であったが、今回調査では 66 人（正規職員 3 人、会計年度任用職員等 63 人）であり、警備員数は増えてはいる。児童相談所の機械警備も進んでいる一方で、一時保護所に外部からの侵入事件も起きていることから、一時保護した子どもの安全を第一に適切な警備体制を検討することが必要であると考える。

## 12) 併設兼務

併設兼務については、児童相談所に他機関が併設され、かつ兼務職員がいる場合の併設機関と兼務人数を調査した。他機関が併設されている児童相談所は 72 か所（31.0%）であり、併設機関としては「知的障害者更生相談所」（38 か所）、「女性相談支援センター（婦人相談所）」（21 か所）、「身体障害者更生相談所」（11 か所）、「福祉事務所」（10 か所）、「配偶者暴力相談支援センター」（8 か所）、「その他」（13 か所）であったが、「女性相談支援センター（婦人相談所）」は「配偶者暴力相談支援センター」としても位置付けられていることから、「女性相談支援センター（婦人相談所）」に併設されている「配偶者暴力相談支援センター」を加えると、「配偶者暴力相談支援センター」が 18 か所となる。

併設機関との兼務している人数については、732 人であり、兼務職員の最小値は 1 人で最大値は 52 人、平均値が 10.2 人であり、兼務している場合にも、児童相談所長と知的障害者更生相談所長を兼務している場合や、児童福祉司や児童心理司が兼務している場合等、その形態は様々であり、どちらの仕事に重点が置かれているか等によって千差万別であると考えられる。

（影山 孝）

## 2. 児童相談所の組織体制－専任部署設置、相談対応件数、職員の異動に関する考察

### (1) 専任部署の設置について

今回調査では、近年の児童相談所が職務範囲の拡大と職員の急激な増員という状況下で、所内分業による組織分割が進んでいることを想定していた。とりわけ、全国的に虐待通告等の虐待相談受付件数が増加傾向にあり、子どもの安全確認や緊急一時保護等の社会的な要請に対して迅速に応じていくためには、専任化を一定程度進めざるを得ないという認識から、児童相談所の虐待対応専任化が進んでいると仮定して調査を実施した。

しかし、今回調査の結果から専任部署の設置状況を見ると、必ずしも虐待対応専任化による組織体制の分割が広範に進んでいるとは評価できなかった。専任部署設置の有無について結果を見ると、虐待対応専任部署の設置は32.8%で3分の1の児童相談所にとどまっていた。その他には、里親専任部署の設置は25.0%、親子関係再構築等家族支援専任部署の設置は10.3%、インターク専任部署の設置は9.9%、施設入所措置児童専任部署の設置は7.8%、市町村支援専任部署の設置は6.0%であった。今回調査では、専任部署設置を聞いているため、専任担当者配置のみの場合は含まれておらず、虐待対応専任者の配置は不明であり、組織ではなく職員個人を専任化させている可能性も考えられた。

今回調査の中では、介入と支援の分離について尋ねている設問があり、「その他」(17.2%)回答の自由記載を見ると、“小規模のため明確に分けることが困難である”、“職員数が少なく分けられない”といった内容が多く、また“同じ部署内で初期対応を当番制で行っている”といった内容も見られた。こうした結果を踏まえて考えると、児童相談所の組織の規模や人員配置の状況によって、所内分業による組織分割が難しい児童相談所が多いことが伺える。

虐待対応専任部署の設置だけでなく、その他の専任部署の設置も含めて、全体的に児童相談所の専任化が大きく進んでいるとは言えない状況ではあるが、例えば施設入所等の措置後の子どもに対する支援に関しては、前回調査では地区担当の職員が虐待相談対応等に追われて、措置後の子どもの支援を十分に行えていないことに悩みを抱えており、施設等からの児童相談所に対する不満としても出されているという結果が見られていた。今回調査では、所内分業による専任化を進めて子どもの支援を充実させる動きが一部の児童相談所で見られているが、まだ全体的な傾向とは言えない状況にある。

親子関係再構築支援に関しては、2022（令和4）年の児童福祉法改正もあって、児童相談所におけるさらなる支援メニューの拡充や家族支援への関与度合いを増大させていくことが求められているが、その点でも家族支援専任部署や社会的養護専任部署の設置等の組織的な対応体制の整備は、これから成熟が図られる段階にあることが想定される。

児童相談所における専任部署の設置の有無について、管内人口規模別・相談対応件数別に区分してみると、管内人口規模や相談対応件数が多い自治体ほど設置率が高い傾向にあった。とりわけ虐待対応専任部署はその傾向が強く、管内人口規模が大きく、また虐待相

談対応件数が多い場合、専任部署を設置しなければ運営自体が難しいという状況があるのではないか。

以上の傾向について、調査検討会で議論した中では、大規模児童相談所を分割する動きが進められている中で、小規模の児童相談所が増え、所内での組織分割が難しくなっている可能性や、職員の専門分野の兼務体制が進んでいる可能性が指摘された。こうした視点も含めながら、児童相談所の組織体制の状況をさらに詳細に分析していくことが必要であると思われる。

## (2) 相談対応件数について

虐待受付件数を件数区別に見ると、「500 件未満」が最も多く 35.8% であり、次に「500-1,000 件未満」が 27.2%、続けて「2,000 件以上」の児童相談所が 13.4% であった。前回調査の結果では、「500 件未満」が 63.2%、「500-1,000 件未満」が 21.5%、「2,000 件以上」が 3.0% であったので、全体的に件数増となった児童相談所が多いことがわかる。平均値も前回調査では 554.7 件であったものが、今回調査では 1,019 件となった。この 5 年間の特徴は、大幅な虐待受付件数の増加にあると言える。

全相談対応件数における対応種別ごとの相談援助件数の比率を見ると、「助言指導」が 67.3% と 3 分の 1 を占めていた。次に多いのが「継続指導」であり 12.3% であった。以下、「市町村送致」が 2.6%、「児童福祉司指導」が 1.5%、「他機関あっせん」が 1.4%、「児童福祉施設入所」が 1.2%、「障害児施設入所等への利用契約」が 1.2% と続いている。

「市町村送致」や「児童福祉司指導」については、自治体により件数の開きが大きく、こうした対応種別の相談援助の選択に関しては、自治体ごとに考え方の相違が大きいと思われる。対応種別の相談援助に関する考え方を全国的に整理して、方向性をそろえていくことが検討課題になると思われる。

児童福祉司一人当たりの持ちケース数を、一定期間内の 1 日を対象として関与事例数の回答を求める設問により把握を試みた。この件数を各児童相談所の児童福祉司数で割った結果によると、スーパーバイザーを含む場合は平均値 31.4 件であり、スーパーバイザーを含まない場合は平均値 39.3 件であった。児童相談所毎の平均値の最小値と最大値の差が、スーパーバイザーを含めた場合は 127 倍、含めない場合は 114 倍であった。児童相談所間での持ちケース数の件数格差が非常に大きいことがわかる。この数値は児童福祉司数で割り戻す形で算出したが、管理監督職も児童福祉司発令を受けていたり、家族支援や市町村支援、里親支援等でケースを持たない児童福祉司も含まれたりしている等、地区担当者一人当たりにするとケース数はもっと多いと想定される。その正確な把握が困難であり、今後の課題である。

### (3) 児童相談所職員の異動について

児童福祉司と児童心理司の異動の状況に関して、各自治体ではどのようなジョブローテーションの方針を持っているかを調査した。今後の児童相談所職員の人材育成において、この点が重要な論点になると思われる。

その結果によると児童福祉司と児童心理司に対しては、できるだけ多様な福祉関連部署を経験するというジョブローテーションを意識している児童相談所が約6割であった。その対象職場としては「本庁」が最も多く、児童福祉司では9割以上、児童心理司で8割を超えた。事務職の場合は本庁への異動が想定されるが、福祉職の場合にこれが可能となっているかどうかは、より詳細な調査が必要と思われる。

児童福祉司では続いて、「児童自立支援施設」、「児童心理治療施設」、「福祉事務所」といった、施設系やソーシャルワーク系が多い。児童心理司では、続けて「障害児者関係事業所」、「一時保護所」、「公立病院」、「女性相談支援センター（婦人相談所）」と「保健所・保健センター」が多く、障害児・者に対する支援や各種の相談の場等が想定されていた。

ジョブローテーションでの1か所当たり平均在籍年数は3.6年であった。児童福祉司の異動方針に関しては、「他部署・他機関・他職種に比べ在籍期間が長い傾向がある」が33.3%で最も多く、児童福祉司に関しては自治体のルールと異なり長期の異動周期による異動を行っている児童相談所が3分の1程度であった。次に「自治体の異動ルールあるいは平均的な在籍期間に準じている」が29.5%で続いており、自治体の公務員の平均的な異動ルールに従っている自治体が3割弱であった。児童心理司の場合は、「他部署・他機関・他職種に比べ在籍期間が長い傾向がある」が47.4%と半分弱であり、児童福祉司に比して長く児童相談所に在籍できていることがうかがえた。ただ、「自治体の異動ルールあるいは平均的な在籍期間に準じている」と回答した児童相談所も24.4%あった。

児童相談所職員の専門性の蓄積を図るために、児童福祉司と児童心理司の異動周期を長くして、長期に在籍できることが求められる。その上で、スーパーバイザー、管理監督職とキャリアアップすることが必要と考えられる。一方で、児童福祉司の相談対応に関する知識やスキルの向上という観点では、児童福祉施設や他の相談現場の経験も大変有効である。そこでジョブローテーションも求められることになる。これらの要請を満たせるような自治体内部での児童相談所職員人材育成計画の構築が何よりも求められていると考える。自治体内に複数の児童相談所を有する場合は、児童相談所間異動で経験値の蓄積が図れるが、単一児童相談所の自治体ではそれが難しい。職員が転出し、絶えずリクルートが繰り返されることで、経験年数が短い職員による集団構成が継続することとなる。こうした自治体では、やがて児童相談所に戻ってこられるような人材育成システムを構築していくことが求められるだろう。児童相談所の専門性を向上させるために、自治体行政職員全体とは切り離した児童相談所独自の人材育成計画の構築を求める。

( 川松 亮 )

### 3. 児童相談所における人材育成の現状—課題と取組みの自由記述から考察する

#### (1) 考察にあたって

##### 1) 児童相談所の相談体制及び人材育成に影響を及ぼす近年の話題

児童相談所の相談体制をテーマとする前回調査を平成 29（2017）年に実施してからおおよそ 6 年が経過した。この間、令和元（2019）年と令和 4（2022）年に児童福祉法等が大きく改正され、同時に関連する制度も目まぐるしく改正されたり新たな事業が立ち上げられたりしている。そうした状況に適宜対応するため、各児童相談所は地域の実情に応じながら、職員の増員や組織改編等を行うことにより相談体制を変化させていると思われる。

また近年、職員の働き方に対する社会の考え方が大きく変化している。平成 31（2019）年 4 月働き方改革関連法施行以後、職員のワークライフバランスへの配慮や働きやすい職場づくりが推進されているが、児童相談所も例外とされることなく、時間外労働の上限規制や有給休暇取得義務化等に取り組むことが求められている。

##### 2) 自由記述から児童相談所の人材育成について考える

以上の話題からも、ここ数年間で児童相談所の相談体制が大きく変化していることが推測されるが、現在の児童相談所が抱えている課題のうち最も困難な事項を尋ねた場合、真っ先に“人材育成”を挙げる児童相談所は多いのではないだろうか。

なぜ、児童相談所で人材を育成すること、専門性のある職員を育てることが難しい状況になっているのか。本節では、このテーマを中心に考察することとした。

調査の質問項目のうち、「子どもと家庭を支援するための相談体制や関係機関との協働」、「人材育成とスーパービジョンの体制」、「職員の働き方への対応」、及び「新たな課題に対応する体制整備」に関連する事項から、特に「課題になっていること」及び「取組みや工夫していること」の自由記述による回答（以下、自由記述）をもとに、「人材育成が困難な状況と課題」、「児童相談所職員の専門性に生じている課題」、「『働き方改革』と職員の離職問題」、「執務環境等の課題と職員の育成」について考えたい。併せて課題解決の手がかりについても自由記述から各所の取組みを引用しつつ、仮説生成を試みる。

##### 3) 本調査における限界

なお、本研究では統計的な解析が時間的に間に合わなかったため、事実となるデータより、研究班が考えられる仮説の生成を目的としていることも、ここで断っておく。

また、今後の調査や研究において、本節で取り上げた事項がより焦点化され、詳細に検証されることを期待すると共に、本節で報告する内容については、読者においても慎重に解釈してもらうことをお願いしたい。

## (2) 児童相談所の相談体制の様々な課題

### 1) 課題①：人材育成が困難な状況

#### ア. 夜間休日対応の困難さ

児童相談所の相談体制に関する様々な課題のうち、本節ではまず、夜間休日対応の状況について取り上げることとした。自由記述には、夜間休日の対応が職員に大きな負担となっている状況を回答するものが数多くあり、児童相談所の現状の困難さを最も端的に表しているのは、夜間休日対応に関する課題だと考えた。

##### a) 公用携帯を持って夜間休日待機する負担

緊急対応事案が発生した場合の対応のため、当番の職員は公用携帯を持って自宅等で待機しなければならない。待機時間は勤務時間外となるため、日中からの連続勤務となる。ケース対応のため夜間出動した翌日も休暇等が取れず長時間勤務となっている実情や、職員のワークライフバランスの維持が困難になっている状況を課題として上げている児童相談所もある。勤務としての位置付けや取扱いが確立していないことや、諸費用、諸手当の規定、支弁に関する課題を指摘する児童相談所も複数あった。

##### b) 職員体制の課題

児童相談所の規模を問わず、夜間休日対応する職員確保の困難さや、対応する職員の数・人員体制に関する課題を挙げる児童相談所もある。職員の体制が十分でない中で夜間休日対応せざるを得ないことで、迅速な対応が困難であったり、日中の体制であれば対応できるはずの児童相談所としての専門的な支援ができなかったりする課題も挙げられた。

また、夜間対応があった翌日の人員体制や業務に影響が生じていること、業務の質の低下を指摘する児童相談所もある。

##### c) ラインの監督職に係る負担の大きさ

夜間に発生した事案の対応については、ラインの監督職が連絡を取り判断することを、大半の児童相談所がルールとしている。このことは、ラインの監督職に係る負担が大きいことに繋がる。また、特定の職員に負担が増える状況や職員間の負担が不均衡な状態を課題に挙げた児童相談所も多く、自由記述では、判断ができ且つ実働も任せられる職員、すなわちスーパーバイザーの役割を担う職員の負担を挙げる所が多かった。

さらに、児童相談所内でラインの監督職になることを職員が希望しないという現状や、夜間休日対応による職員の負担の大きさが、職員の不満や離職に繋がるとする回答もあつた。

#### イ. スーパーバイザーの状況とスーパーバイズ実践の困難さ

前述した夜間休日対応の自由記述から、ラインの監督職の課題、とりわけスーパーバイザーに係る負担の大きさの問題が浮かび上がってきた。そこで、次に、児童福祉司スーパーバイザーと児童心理司スーパーバイザーの状況から、児童相談所の人材育成の実情を捉えてみることにする。

##### a) 様々な業務を担うスーパーバイザーの困難な状況

まず、スーパーバイザーの担当事例に関する回答では、児童福祉司スーパーバイザー、児童心理司スーパーバイザーとともに、「担当事例を持っていない」のみを選択した児童相談所は少数であり、スーパーバイザーにラインの監督職を兼務させている児童相談所が多くかった。また、担当児童福祉司らの状況によっては一部担当事例を持つことや、困難事例はスーパーバイザーを担当者とする所もあった。なお、児童心理司スーパーバイザーは2割強の児童相談所が未設置である。

原則は担当事例を持たないことになっていても、担当者の状態等により、事例（困難事例であることが多い）を担当させざるを得ない状況が伺える回答も少なくない。こうした状況からは、スーパーバイザーが所内の相談体制の状況によりその都度様々な業務を担わされ、本来の役割である後輩職員（スーパーバイジー）の指導教育・育成の職務に、十分専念できていない状態像が浮かび上がってくる。

##### b) 育成にかける時間が取れない現状

スーパーバイズ実践の困難さに関する設問では、「スーパービジョンを行う時間的ゆとりがない」状況と「スーパーバイザーがケース対応に追われている」ことを共に課題としている児童相談所が多い。また、職員を育成する上での障壁についての質問でも、「業務がひつ迫し育成にかける時間が取れない」状況を課題として挙げる所が最も多い。

##### c) スーパーバイザーになり得る人材の確保が難しい

一方、「スーパーバイザーになり得る人材の不足」を課題に挙げた児童相談所多く、「スーパーバイザーに適切なスキルが伴わない」ことを選択した所が3割弱あった。他方、スーパーバイザーの確保・育成の方針についての設問では、大半の児童相談所が、「児童相談所での経験を積んでいくことにより育成」する方針としている。

これらのことから、スーパービジョンの実践が困難な児童相談所現場の実状と合わせて考えると、スーパーバイザーとして成長することのできる環境が組織内で整えられておらず、適切なスキルを身に着けること自体が難しい、という解釈にもなるのではないだろうか。

#### ウ. スーパーバイズ体制を補完するチューター等制度の現状

##### a) チューター等の制度化・ルール化

人材を育成する余裕のない状況を多くの児童相談所が抱える中、新人職員や若手職員に対して仕事内容を中心に個別指導やサポートをする役割を担う職員（以下、チューター等）を設定する児童相談所は7割を超えていた。児童相談所が独自に制度設計し運用しているところがあれば、全庁的にルール化されている自治体もある。

また、この制度に付いている名称も、バラエティーに富んでいる。チューター等に対しては、担当業務の遂行に必要な知識スキルや技術等について、新人・若手職員にしっかりと教えていく役割が求められているが、丁寧に人材を育成する姿勢を制度化、ルール化したものと考えられる。

##### b) チューター等を担う職員にかかる負担の大きさ

チューター等の運用上の課題に関する自由記述で、最も多かったのは、“チューター等の役割を担う職員が業務多忙な状況にあり時間的にも精神的にも余裕がない”等、チューター等の役割を担う職員にかかる負担が大きいことを記述する回答である。“業務の振り返りをする時間が取れない”、“十分な指導ができない”等の状況を挙げた児童相談所もある。

チューター等を担える程度の経験年数のある職員が不足していることは、1対1の設定を確保できず、一人のチューターが複数名の後輩職員を担当する状況を生んでいる。これらの課題は、制度があっても実際に運用することが難しいことを表していると思われる。

##### c) チューター等の選定が難しい職員体制

チューター等の運用上の課題に関する自由記述では、適任者の選定に関する課題について記述する児童相談所が多くあった。職員の構成上、経験の浅い職員が育成の立場を担わざるを得えない状況を表す記述が多く、“若手が若手を育成する状態”と回答した児童相談所もある。“チューター等と職員の年齢差が大きいと世代間ギャップが生じたり”、“経験年数が離れている場合では気軽に相談できる雰囲気が出せないときがある”という記述も、適任者の選定が難しい状況の表れと捉えられるだろう。

また、指導・育成の内容にチューター等毎の差が生じることや、良くも悪くもチューター等の考え方や支援方法、マネジメント等の影響を受けてしまうこと、組織としての統一的な育成方法・方針・内容がないこと等、育成の方針、方法等に係る課題についても、複数的回答があった。

##### d) スーパーバイザーの課題に共通する、チューター等の業務多忙な状態

スーパービジョンを行うことが難しい児童相談所の相談体制が、チューター等の制度を運用することで、少しでも改善されることが期待されていると思われる。一方、チュータ

一等に生じている業務の多忙さや負担は、スーパーバイザーに生じている課題とほぼ同一のものと考えられ、ここでも児童相談所での人材育成が困難な状況を見出すことができる。

## 2) 課題②：職員の専門性に生じている課題

### ア. 援助方針会議に関する課題

前項では、児童相談所において人材の育成が困難になっている状況について仮説生成を試みたが、その中では職員の専門性にも触れることとなった。そこで次に本項では、職員の専門性に関してどのような課題が生じているのか、考察を試みることとする。まずは、援助方針会議に関する課題から取り上げたい。

#### a) 人材育成の場として位置づけられる援助方針会議

援助方針会議について、運営指針では「子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益を確保する観点から、その子どもや保護者等に対する最も適切で効果的な援助指針（援助方針）を作成し、確認するために」、「全ての事例の援助について検討を行う」と規定している。

この規定から、子どもの最善の利益のために援助方針を決定する場としてだけでなく、児童相談所職員の専門性、ひいては児童相談所の専門性を培い發揮する場、つまり人材育成の場として、援助方針会議が児童相談所の根幹の部分に位置づけられてきたことを推測する。

#### b) 検討や議論の場になっていない現状

一方、現状はどうなっているだろうか。自由記述には、援助方針会議が方針を検討したり議論したりする場となっていない状況を課題とする回答が多数挙げられた。虐待相談件数の増加に伴い、会議提出されるケース数が増えていることとの関連が大きいと思われるが、会議出席より安全確認等の緊急対応を優先せざるを得ない状況が生じていることも、大きな課題となっている。

また、報告する職員とラインの監督職とのやり取りだけになってしまっている状況や発言者の偏り、報告する職員のプレゼンテーション力等の課題により、検討や議論が不十分になっているという回答もあった。

会議時間にまつわる課題も多く挙げられている。児童相談所全体が業務多忙な状況の中、会議にかける時間が長ければ長いほど職員それぞれの業務時間を圧迫することになる。また、検討する時間が十分に取れないことを課題とする児童相談所がある一方で、1件当たりの報告に時間がかかり過ぎることを課題に挙げる児童相談所もあった。

c) 運営、進行に関する様々な課題

援助方針会議の本来の機能として、より多くの職員（全員とする児童相談所もある）が出席し、情報共有だけでなく知識の伝達や学びの場として位置づけられていたことを示唆する記述が複数あった。そうした本来の機能が失われていることを危惧する回答と合わせ、検討や議論ができない援助方針会議の現状からは、コロナ禍において感染症対策を取る必要から会議の参加人数を制限せざるを得ない状況等も相まって、適切かつ効率的に会議を運営、進行することに多くの児童相談所が苦慮している様子が伺える。

こうした援助方針会議の様々な課題に対処しきれていないことが、児童相談所の人材育成の根本を大きく揺るがせている、と捉えても強ち間違いではないと思われる。

イ. 協同面接の実施に関する課題

a) 面接技術の維持、確保の難しさ

次に、協同面接の実施状況から、児童相談所職員の専門性の課題を捉えてみたい。

警察・検察・児童相談所の三機関による協同面接について規定する国通知が発出された平成 29（2017）年以降、司法機関との連携が強化されていると思われる。本調査により、令和 4（2022）年度全国で 1,300 件を超える三機関協同面接が実施されたことが示されたが、児童相談所職員が面接者となる機会が全実施件数のうち約 1 割強に止まる実状が明らかになった。

自由記述では、研修で面接技術を習得しても実際に面接する機会が少なく専門性が向上しない現状を課題に挙げる所が多くあった。他には、研修機会の少なさ、専門性の高い職員を育成する難しさに関する記述があり、また、面接技術の専門性の維持や確保の困難さについては、人事異動の影響を障壁として課題に挙げる回答が多かった。

b) 他機関との調整場面に求められる専門性

他方、協同面接の日程等の“調整”に時間がかかる状況が課題として挙げられている。検察・警察の動きが優先され児童相談所のケースワークに大きく影響しているとする記述が多かった。こうした状況により子どもに負担がかかっていることを課題として記述した児童相談所もある。検察・警察の面接技術に関する課題や、検察・警察と児童相談所とは、置かれている立場や面接目的が異なることを懸念する回答もあった。

これらの課題は、子どもの福祉の観点で協働することの難しさと捉えることができるかもしれない。協同面接に参加する児童相談所にとって、面接技術の専門性はもちろんのこと、検察・警察との様々な調整場面においても、子どもの権利の実現を目指す専門機関として、常にその専門性を發揮することが求められているのではないだろうか。

ウ. 児童福祉法 28 条申立て事例に対応した際の課題

a) 知識や経験の継承や蓄積が難しい状況

ここでは、法第28条申立てについて取り上げたい。法28条申立てに必要な文書や資料の作成には知識や経験が求められるため、担当職員や担当ラインの監督職にかかる負担が大きいことを課題に挙げた児童相談所が多い。

また、専門性を有する職員の数や担当職員に業務分担が偏る状況から、当該職員が異動してしまうと法28条申立てに関する専門性が継承されない課題もある。他方、申立て事例が少ないとから関連する経験や知識を習得できないことや、所内でノウハウが蓄積しない状況を課題に挙げる所もあった。

#### b) 専門性への影響

弁護士の専門性を活用している児童相談所では、職員の労力軽減が図れる反面、弁護士の負担が大きくなっている状況が課題として挙げられている。弁護士への業務委託により、職員の技量が向上しないことを懸念する等、専門性に関わる回答もあった。

若手職員や児童相談所経験年数が短い職員が多いことで“申立て行為を躊躇したり機会を逃すことを懸念する”との記述がある一方で、“支援と介入の分業制、あるいは職権があることによって28条申立てに至らぬように進める意識やスキルの脆弱化”を課題に挙げた記述もあった。こうした状況は、子どもと家族への支援、ケースワークに影響を及ぼす事柄であり、職員の専門性の現状に対する課題提起として、議論が必要な点と考える。

また、法定対応に係る児童相談所の専門性については、「親権停止」への対応に主たる課題が移っている所もあるのではないだろうか。今後の調査項目として取り扱われることが期待される。

### 工. 市区町村との連携の課題

#### a) 市区町村側の体制や状況の課題

児童相談所と市区町村との連携状況について、本調査では送致の現状と課題からの把握を試みた。自由記述では、「調査・判断・支援力や法制度、ルールや取り決め・手続き方法の理解不足」、「人員・人材の不足」、「送致の受けに消極的なこと」等、市区町村側の体制や状況に関する記述が多かった。

また、所管内の市区町村で力量等に自治体間格差があることを課題に挙げた記述もある。

#### b) 求められる調整力

児童相談所側の体制や状況に関する課題としては、送致の事務手続きの負担感や、送致について職員間の共通認識が不十分なことが挙げられている。

他にも、市区町村との間で認識のズレや齟齬が生じている状況、援助方針の不一致や合意形成が難しい状況を記述する回答が多かった。その調整に時間と労力がかかっていることを課題とする記述も複数あり、ここでも“調整力”的課題が挙げられている。

#### 才. 児童相談所間のケース移管に関する課題

##### a) ケース移管ルールに関する課題

機関連携の難しさは、児童相談所間のケース移管に関する課題にも表れている。ケース移管に関する設問では、全国児童相談所長会の「転居及び一時帰宅時に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ（以下、申し合わせ事項（ケース移管ルール））」についての記述が多かった。

“自治体によって解釈が異なることがあり、ケース移管等が円滑に実施できない場合がある”、“全児童相談所間のケース移管ルールを無視した対応をされる”、“申し合わせの原則が先行され柔軟な対応ができない”、“全国ルールの扱いが曖昧になっている”、“独自の解釈をしている児童相談所があり移管がスムーズに進まないことがあった”等々、挙げられた課題は多岐にわたっている。

##### b) ケース移管の課題が支援に与える影響

児童相談所間で生じているケース移管の課題により、リスクアセスメントや必要な支援内容の確認が不十分なままケース移管が行われること、円滑に家庭復帰ができないこと等により、子どもの安全確保や転居後の支援に及ぼす影響が思慮される。運営指針等を踏まえ、申し合わせ事項（ケース移管ルール）が作成されたのは平成19（2007）年である。作成から15年以上が経過していることからも、現状の課題を確認し、内容の見直し等を行う必要があるかもしれない。

##### c) 協議や引継ぎの段階で生じる課題

自由記述をケース移管の過程における段階毎に区分すると、「協議する段階」と「ケースを引き継ぐ段階」に大別することができた。「協議する段階」では、“アセスメント結果が異なり協議に時間がかかること”や、“移管時期を判断する合意形成に苦慮すること”等が課題として挙げられている。移管を受けてもらえなかった事例等は、ケースを移管する側の児童相談所の困難な状況を表している。

一方、「ケースを引き継ぐ段階」の課題では、移管の一報があってから書類が届くのが遅いことや、調査が不十分なまま移管されたケース等、どちらかというと受け手側の児童相談所が捉える課題が多く挙げられているようである。

##### d) 児童相談所間の調整が課題

自由記述では、“移管先の担当者との連絡調整や移管資料の作成等に時間がかかりタイムラグが生じやすい”、“施設入所措置及び一時保護の解除によって家庭引取する際の基準又は認識が異なり、調整に時間を要することがある”、“自治体間で考え方や対応、運用が異なるため、意見調整や連絡調整等に時間がかかり円滑な移管ができない時がある”

等、児童相談所間のケース移管においても“調整”が困難な状況が課題として挙げられている。

### 3) 課題③：「働き方改革」と職員の離職

#### ア. 「働き方改革」の取組みに関して、課題となっていること

課題①で述べた、外部からの連絡を24時間365日もれなく受けられる体制を組まなければならぬ児童相談所の困難な状況は、同時に職員の働き方に大きく関わる。次に取り上げる「働き方改革」に関する自由記述でも、児童相談所の「働き方改革」の推進を著しく妨げている状況について、多くの課題が挙げられている。

##### a) 時間外（超過）勤務の多さ、削減の難しさ

時間外労働の削減は、「働き方改革」推進のために最優先で取り組まなければならない大目標の一つだが、現実には削減が進まない困難な状況を課題に挙げた児童相談所が多かった。“業務量が多く、慢性的に超勤が生じやすい職場となっている”との記述があるほか、“対人援助業務のためスケジュール管理が自分の予定通りにいかない”ことや、“計画的に時間配分できるような業務内容ではない”ことを記述した児童相談所もある。

児童相談所が担っている役割や業務の現状から、夜間等時間外に発生した緊急事案への対応を回避することはできない。また、虐待等の理由により、望まない介入を受ける相談者（子どもや保護者等）のスケジュールに合わせ夜間帯や休日に面接予定を組む必要がある等、職員の努力だけでは時間外勤務の削減が困難な現状を記述した児童相談所もあった。

##### b) 職員のワークライフバランスへの影響

夜間緊急対応からの「勤務間インターバル」が確保できず、職員にそのまま勤務を続ける長時間労働の問題や休日出勤の代休取得すら難しい状況、あるいは部分休業を取得している職員が当該休業を取得できないことが多い等、時間外労働削減の取組み以前の課題を挙げていた児童相談所がある。

時間外労働削減の課題と同様に、いつ発生するかわからない緊急対応が、計画的な休暇を取得しづらくしている状況等、休暇取得推進の困難さを課題に挙げている児童相談所も多い。夜間休日対応の負担について、特に子育て中の職員にとっては、時間の調整に苦労していることや、その他の職員についても土日も含めて緊急対応が多く、きちんとした休息をとることができていない等、職員のワークライフバランスや心身の健康維持に苦慮しているとの記述もあった。

c) 特定の職員に負担が係る状況

スーパーバイザーや係長、課長等ラインの監督職や特定の児童福祉司等に業務が集中し、時間外勤務の負担や長時間労働が生じていることを課題として挙げている児童相談所も多い。“通告の偏りや案件の重篤度等によってどうしても担当者間で業務負担の差が生じてしまっている”、“経験の浅い職員が増える中で、ケース持ち数がベテランに偏った分担が恒常化し、超勤削減や休暇取得が実施できない”等の状況が記述されている。

また、“病休や産育休の人も一定数いて、そのフォローをしてくれる特定の人の時間外勤務や休日出勤が多くなる。休暇取得もできない”という記述もあった。

d) 専門性への期待と業務分担平準化

こうした状況では、職員間での業務分担や業務量の配分、あるいは休暇取得等の平準化が課題となる。一方、児童相談所が相談者や関係機関等から期待される役割や責任の重さは年々大きくなっており、さらなる専門的知識の獲得や実践経験が強く求められているため、職員間での業務分担等の平準化は極めて難しい状況にあることも推測できる。

他にも、“人員増が課題の改善に繋がっていない状況”や“単に人員を増やすことではなく、人材育成を伴った増員が必要であること”、“監督職の業務マネジメントの課題”を指摘する記述も見られた。

e) 働き方改革の困難さ

自由記述の中には、“改善について検討する時間がとれない”、“働き方改革について指摘されることも負担”等、働き方の改善に向けた取組みを進めること自体の難しさを記述するものがいくつかあった。“児相に対する社会的期待の高まりと児相職員の働き方は反比例。現状は児相職員のボランティア的な働き方で賄っている”と記述した児童相談所もある。現在の児童相談所では、「働き方改革」の取組みを導入すること自体が困難な状況を表していると言えるのではないだろうか。

一方、「働き方改革」を推進するため、職員自身の意識改革の必要性を課題に挙げる児童相談所や、“24時間365日稼働し、児童の命と安全、権利を守っている児童相談所には、世間一般的の働き方改革の考え方方はそのまま適応できるものではないため、特別な働き方改革の議論が必要”と回答している児童相談所もあった。こうした記述は、働きやすさや働きがいを職員が実感できる職場環境を整備するための取組みに繋がる課題提起と捉えることができる。

イ. 職員の離職を防ぐことが難しくなっている状況

a) 深刻化する職員の離職問題

前述した夜間休日対応に関する回答でも「離職」というキーワードが出てきたところであるが、ここ数年の児童相談所では、人材を育成する以前の課題として、人材確保や職員

の離職が、地域によっては深刻な問題となっている。令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までの3年間で、児童相談所を最後の所属として退職した者（定年退職者を除く）は、本調査の調べでは約800人だった。

離職を防ぐことが難しい場合、職員の専門性や組織体制の観点から捉えた課題に関する自由記述からは、人材の不足・確保に関する課題を挙げる児童相談所が多くかった。“業務量に職員の増員が追いついていない”等、人材確保のための体制の問題もあれば、求められる専門性に対する職員の適性に関する記述もあった。

b) 職員構成のバランスの悪さが人材育成に与える影響

急激な増員により、新規採用職員等実践経験の浅い職員の割合が高くなったり、過去の行財政改革による採用凍結や離職問題等による年代や性別、職種等の職員構成が偏り等の不均衡が生じたりしているという記述も多かった。このバランスの悪さによって、スーパーバイザー等の人材育成を担える職員を確保すること自体が困難になっているようである。同時に、育成を担うことになった職員の業務負担が大きくなる悪循環が生じていることが推察された。

スーパーバイザー等の業務が過重になり、本来担うべき人材育成に十分取りかかれないことが、専門性の確保や構築、向上や継承を阻害しているのかもしれない。また、専門性の獲得については、“増員によって組織が肥大化し所全体を把握しづらくなっていること”、“介入と支援等機能分化が所内の分断を招く”、“児童相談全体を見通してのケースワーカスキルの向上が難しくなる”等、人材育成への影響を危惧する記述もあった。

c) 職員の離職を後押しする悪循環

育成システムが機能不全に陥ってしまうと、個々の職員の状態や状況を丁寧に把握することが難しくなる。いくつかの児童相談所は、業務量、あるいは業務内容によって職員が心身に不調を来たした場合、専門職が働く部署の範囲や異動先が限定されていることを課題に挙げている。

組織体制や職場環境、職員に負の影響や悪循環を生じてしまうと、専門職としてキャリアアップしていくことのみならず、児童相談所で業務を続けていくこと自体へのモチベーションが保ちづらくなるのではないだろうか。

4) 課題④：執務環境等の課題と職員の育成

ア. 支所、分室、相談室、サテライトの設置に関する課題

a) スーパーバイザーを適正に配置することが困難な体制状況

この設問は、住民にとってより身近な相談窓口を設置するための取組みについて、支所等の設置の有無に関わらず、全ての児童相談所に回答を求めたものである。支所等に配置

する職員の確保が困難な状況を踏まえつつ、ここでは職員の配置や育成に関する記述に注目したい。

現状でもスーパーバイザーを担える人材が不足しているため、スーパーバイザーの配置ができていないという課題や、人材が分散化することでさらに不足する弊害、経験の少ないスーパーバイザーを配置することで業務の質の劣化を懸念する回答があった。“どうしても職員数が少なくなるので、スーパーバイザーを含め体制が脆弱となり困難ケースの対応に不安が生じる”という記述もあった。

#### b) 配置される職員の専門性に関する課題

“マンパワーが弱く知識や経験の蓄積がしにくい”、“限られた人員の中で緊急通報が重なった場合等に、児童相談所機能の多くを担うことに限界を感じる”等、相談体制に関する課題も挙げられている。専門性の確保や、複数の専門職による検討が阻害されることを懸念する記述もあった。

他にも、実際にサテライトを設置している児童相談所からは、“一時保護の経験等が積めないため、サテライトには新任職員を配置しないようにしている”とする回答があった。サテライト等の設置は、相談者の利便性を図る取組みを推進するものであるが、配置する職員については専門職としての成長段階に十分な配慮が必要と捉えられた。

### イ. 執務環境（ハード面）の課題

#### a) 人員増による執務スペースの狭隘化

次に、執務環境の課題について触れたい。自由記述では、“狭い”、“手狭”、“狭隘”という言葉が、管轄人口の規模に関わらず多くの児童相談所の記述に頻出した。“執務室が狭く机を小型化したため資料が手元に置けない”、“隣の人の電話対応の声を拾ってしまう”、“執務室と相談室が一体化した環境のため、電話対応の声や相談室間の声が聞こえやすい”という記述等は、人員増による執務スペースの狭隘化と、それに伴い相談対応業務に支障が出ている状況を表している。

また、面接室や相談室、会議室、プレイルーム、ファイルや資料の保管場所等を潰して執務室を確保している児童相談所もあり、人員増に伴うこうした問題は事前に予想できたものと思われるが、国や各自治体による対策が必ずしも進んでいない状況がうかがわれた。

#### b) 面接室、公用車、駐車場等が不足する事態に

面接室や公用車、駐車場等の不足を課題に挙げた児童相談所も多い。これについては人員増に伴う影響と併せて、相談対応件数の増加による影響も大きいと推察される。

家庭や関係機関への訪問のため出張する職員数とその回数が増えれば、公用車の不足が課題となる。あるいは、来所者数が増加すれば、利用者の駐車場不足が課題となる。

また、電話回線の不足を課題として記述した児童相談所もあった。こうした状況は、全国の児童相談所でも生じているのではないだろうか。

これらの課題は、子どもや家族、関係機関等の利用者側のサービス低下とも重なるため、児童相談所任せにせず、国や各自治体が早急に改善に取り組む必要がある。

c) 老朽化する施設・設備の問題

執務スペースの狭隘化と併せて児童相談所の老朽化を課題に挙げている所もある。

エレベーターやトイレ等の設備については、子どもや障害者等の多様な利用者に対応できる機能が整備されるによる利用者への影響（子どもや家族が相談に来たいと思う場所になり得ているか）を考慮しつつ、別の機会に詳細な検討をすることが期待される。

d) 執務スペースの狭隘化等の課題が人材育成に与える影響

最後に、執務環境の課題を人材育成の観点から捉えてみたい。“執務室にゆとりや余裕がない”、“雑然としている”という記述があったが、そうした雰囲気の中では、所内面接前後の打合せやリフレクションがしづらくなっている状況を想像する。

また、職員チームでミーティングする場所はどうに確保されているのか、スーパーバイザーがスーパーバイザーと個別に面接できるような、落ち着いて話ができる場所はあるか、あるいは、ケース対応後気持ちや感情を整えるために職員同士が心中を吐露し合える静かな環境の確保等、職員が密集する狭隘な執務室の環境では難しいのではないか。

会議室が潰されている状況もある中で、職員同士がしっかりと言葉を伝え合える環境が整わないことが、何より対人援助業務の中で多くの言葉を取り扱う児童相談所にとっては、人材育成を阻害する要因に繋がってしまうように思えてならない。

(3) 児童相談所の相談体制の課題解決につながる手がかり

1) 課題解決の手がかり①：職員が働く環境を整えるための取組み・工夫

児童相談所の相談体制について、ここまで4つの側面から課題となっていることを考察した。本項では、そうした課題に対し、各児童相談所の取組みや工夫を記述した自由記述から解決につながる手がかりを見出し、考察を試みることしたい。

ア. 「働き方改革」を進める取組み

ここではまず、職員が働く環境の整備から取り上げる。各児童相談所における「働き方改革」や執務環境の整備、及び離職防止に関する取組みや工夫から考えてみる。

a) 時間外労働削減のためのルール作りと所長が発揮するリーダーシップ

週1日は残業しない日（ノー残業デー）を設定することで、時間外労働の削減に取り組んでいると回答した児童相談所が多い。また、残業時間は原則21時までとする等、残業時間の時限設定をルール化している児童相談所もある。

所長やライン監督職が職員に対し、朝礼等でノー残業デーをアナウンスする、定時退庁の推奨や休暇取得に繋がる取組みを進める等、積極的に働きかけを行なっている児童相談所も複数ある。所長らが具体的な事項を掲げ、自らリーダーシップを発揮している取組みとして評価できるだろう。

b) 勤務する時間や働く場所への柔軟な対応

勤務時間や勤務日を柔軟に設定することは、外部等からの連絡に24時間365日対応できる相談体制を取るために進められているものと思われるが、長時間勤務の抑制等「働き方改革」推進にも貢献する取組みにも繋がっている。

また、執務環境の課題解決や業務効率化の取組みとも重なるが、ここ数年のコロナ禍がリモートワーク（テレワーク）を推進することに繋がり在宅勤務の活用が可能になったことで、ワークライフバランスを維持しやすくなった職員も多いと考える。

オンライン会議ツールやタブレット、スマートフォン等が導入されたことで、執務室以外の場所でも業務対応ができるようになったことも、柔軟な働き方の促進に寄与していると思われる。

c) 特定の職員に偏る業務を平準化する取組み

特定の職員に業務が偏り、規定の制限時間を超過する時間外勤務や長時間労働になっている職員に対しては、管理監督者の立場にある職員が個別に面接し、業務や体制の見直しを行ったり、改善を促しているとの記述があった。

また、ケース担当者を決定する際に出来るだけ負担が偏らないよう配慮したり、スーパーバイザーが担当ケースの割り振り等のマネジメントを行う等、管理監督者の立場にある職員が担当者間の業務量の平準化に取り組んでいる児童相談所もある。

#### イ. 離職を防ぐために、組織として取り組んでいること

##### a) 職員に寄り添う、丁寧な対応

職員の働き方を見直し改善に向けて取り組むことは、同時に離職を防ぐための取組みにも繋がるものと考える。多くの児童相談所で、対象を特定の職員に限らず個別面接やヒアリングが行われている。職員の心身の不調を早めに把握、メンタル面の不調をいち早くキャッチする機会として活用したり、業務や仕事の進み具合だけでなく日常的な悩みを聞いたり、職員のライフプランを聴取する場としている児童相談所もある。

また、“メンター職員の業務負担を減らし新採職員へ丁寧に関わることができるよう工夫している”、“メンタル不調者に寄り添う丁寧な対応及び復職時の職場環境整備・業務調整を行っている”等、自由記述の中には“丁寧”や“寄り添う”といった、職員に配慮したり、職員をケアしたりしている言葉を見出すことができる。

他にも“働きやすい職場作り及び、困難対応事例を担当者に任せきりにするのではなく、管理職を含め組織で対応し、守られているという安心感を醸成する”という記述があった。児童相談所においても職員の心理的安全性が高まるような職場づくりが、これからの人材育成には欠かせない、大事な要素になると思われる。

##### b) スーパービジョン・人材育成体制の充実

スーパービジョンや人材育成研修を実施し、その体制を充実させることにより職員の離職防止に取り組んでいる児童相談所も多い。実践経験の浅い職員に対するスーパーバイズの充実、経験年数や職責に応じた段階的な研修を実施している児童相談所や、職員が一人で抱え込まないよう、毎朝のチーム内での報告や相談等を実施し、隨時スーパーバイザー等によるケース対応に係るスーパービジョンを行っている児童相談所もある。

また、“トラウマインフォームドケアの視点を組織・チームづくりや人材育成に導入し、重層的スーパービジョン体制を取っている。個別に話を聞く機会を定期的に作り、個々の意識や不安等を聞いて助言等を行っている”という児童相談所や、“離職理由を分析し、業務分担、業務内容について再考のうえ、組織体制に反映するよう努めている”という児童相談所の記述からは、人材育成体制の充実化や離職防止のための入念な検討が所内で行われている様子が想像された。

c) 専門職としてのキャリア形成と離職防止

人材育成のための研修に関しては、自治体全体で育成プログラムの作成や研修体系の見直し等を行い、組織的な人材育成の仕組みづくりに取組む等、研修体系や体制を構築した中で研修を実施する動きが見られる。

こうした動きは、専門職としてのキャリア形成にも関連すると考える。離職防止の取組みとして“育成システムの充実。ジョブローテーション（配置転換）の実施。所属長・グループ長による定期的なヒアリング。複数年相談業務を経験した職員を、新規採用職員のペア職員として固定で配置し、ともにケースワークに取り組む体制を取っている”と回答した児童相談所がある他、職員の能力や適性を十分に考慮した人事配置を検討する児童相談所や、人材育成ビジョンを作成し職員の専門性の獲得に向けた育成体系の明確化に取り組んでいる児童相談所もある。

他にも“専門職としての仕事のやりがいやモチベーション等について、先輩職員等から話を聞く機会を設けている”という記述もあった。職員がそれぞれに専門職としてのキャリア形成の道筋や将来像を描き、自身の将来像に価値を見出せるような取組みや働きかけがあることによって、児童相談所で働くことを希望する人材が増える可能性が高まるのではないかだろうか。

2) 課題解決の手がかり②：職員の専門性を高める取組み

児童相談所の相談体制の課題解決につながる手がかりについて、前項では専門職としてのキャリア形成のところまで触れた。続けて本項では、児童相談所職員の専門性を高めるための取組みについて考察したい。

ア. 援助方針会議の工夫・取組み

a) 会議の運営や進行等に関する工夫

援助方針会議の運営や進行方法を見直したり、工夫したりすることで、課題解決に取り組んでいる児童相談所が多い。会議資料の事前準備への対応から、会議当日の運営や進行方法、ケース説明や報告、提案方法、検討方法に関する事等、取組み内容は多様である。

また、職員数等の規模に応じ全員が会議に出席できるような工夫、あるいは会議日の追加設定や日程調整することによる工夫も挙げられている。さらに、オンライン会議ツールの活用や資料のペーパーレス化等、会議の効率化を図ることで課題解決に取り組んでいる児童相談所もあった。

b) 人材育成の場としての援助方針会議

課題の記述からは、これまで支援方針会議が児童相談所において人材を育成する場であったことを改めて認識した。工夫や取組みの記述にも、“会議を研修の場としても位置付ける等、時間内に所内研修を行っている”と、複数の児童相談所が記述している。

職員体制に応じた独自の研修を実施している児童相談所も多い。中には市町村等他機関の職員にも援助方針会議の場を開放し、所内研修を連携や情報共有の場としても活用している児童相談所もあった。

c) 会議に臨む初任者等職員への丁寧な教育

事例を会議提出する際の事前準備への対応や工夫は、会議の進行を円滑にするための取組みであるとともに、“援助方針会議に諮る際、準備の段階でスーパーバイザーによる助言やアドバイスを受けながらスムーズな会議が行えるように工夫している”という児童相談所や、“会議前のスーパーバイザーと担当との事前協議、会議内で必要な知識等のレクチャー”を行っているという児童相談所の記述からは、初任者等の職員への教育をより丁寧に行っている取組みを見出すことができる。

また、会議の場においても、“初任者を育成するために、基本的なことでも会議の中で質問を投げかけたり、説明をしたり”することや、“質問等を通して、新たな視点や必要な調査内容を提示し、担当者の認識を確認したり、研修的な位置づけという視点で助言”すること等、教えることを意識した働きかけをしている児童相談所があった。職員が専門性を身に付けていくためには、こうした取組みを着実に積み重ねていくことこそが重要であり、決して短期間で達成できるものではない、と思わせる取組み内容である。

イ. 法 28 条申立て事例に対応した際、児童相談所職員の専門性や経験、チームでの協働について、課題解決のために工夫したこと

a) 弁護士の専門性の積極的な活用

令和元（2019）年児童福祉法改正により「児童相談所においては常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備」が進められているが、法 28 条申立て事例への対応に関する記述から、弁護士との連携・協働が進んでいる状況を読み取ることができる。

自由記述では、“常勤弁護士を講師として児童相談所の法務事務等に関する職員研修を実施している”、“非常勤ではあるが弁護士を法律専門員として配置し、必要な助言等を得るとともに、申立て代理人として役割を担ってもらっている”、“嘱託弁護士に毎回の援助方針会議資料を送付する、月 2 回の定例相談の他、都度相談させてもらう体制ができており、申立書の作成や審判当日の対応など全面的に依頼できている”等、自治体によって雇用や契約の形態は異なるが、弁護士の専門性が児童相談所のケースワークに積極的に活用されていることがわかる。

#### b) 専門性を高める取組み

先述したように、弁護士の活用により職員の労力が軽減される一方で弁護士にかかる負担の大きさが課題として挙げられている。弁護士の負担軽減を図るために、また、チームとして協働を推進するために、職員の専門性向上が改めて意識されているのではないだろうか。

職員の専門性を高める取組みに関しては、“職員と配置弁護士がチームとなり、申立て予定の段階から協議を重ねることで職員の専門性が高まるように取り組むとともに、弁護士に法的事務を担ってもらうよう、代理人を依頼している”という児童相談所があった。

また、“法28条申立て事例について事例検討会を開催するなど、経験のない職員も共有できるようにしている。研修などをとおして、法28条対応を踏まえたケースワーク実践を検討、学習できる機会を設けている。所内カンファレンスには、担当児童福祉司のほか、児童心理司、保育士、医師、常勤弁護士などが積極的に参加し、多職種による有機的な連携を図っている”と記述した児童相談所もある。

#### c) 組織内で専門性を維持する体制づくり

人事異動等により職員構成が常に変化していくことが避けられない現状では、法28条申立てに関する知識や経験、専門性の継承も大きな課題となっている。

自由記述を見ると、“法的対応に関するマニュアルの作成や、作業工程をシートにして見える化する等により、誰が担当になっても同じ対応ができるよう工夫している”、“直属の係長だけでなく、申立て経験のある職員が対応ケースを示しながら、ノウハウを伝えている。ケースによっては複数の職員が提出書類を分担し、チーム対応する場合もある”、“法的対応担当児童福祉司を配置し、ノウハウの蓄積、共有を図っている”等、各児童相談所で工夫しながら専門性の維持に取り組んでいる状況が伺える。

### ウ. ケース移管の取組みと求められる調整力

#### a) 児童相談所間のケース移管に関する取組み

移管する際の連絡、協議等に関する取組みや工夫に関しては、“丁寧な説明”、“丁寧に協議する”、“丁寧に引継ぐ”等、“丁寧”という言葉を用いた記述が多く見られた。一例として、“当児相から移管を行う場合は、移管の可能性が上がってきた段階から早めに相手先児相に連絡をし、相手方児相の意見も踏まえながら丁寧な引継ぎが可能となるよう取り組んでいる。ケースによっては事前に調査依頼を行うなどしている”という児童相談所の記述があった。

また、“すぐにケース移管とせず、移管先と充分に協議を重ねる。移管後もケース会議に出席し、移管先の方針決定が円滑に行えるようにする”、“事前連絡や事前協議には担当福祉司だけでなく、スーパーバイザーも同席してケースの見立てや指導内容等を確認している”、“ケース移管（受入）の事前情報が入った段階から、移管元児相にはできる限

りの家庭のアセスメントと、家庭が安全に転居先に着地ができるよう支援を講じてもらうよう事前協議を重ね対応を依頼している。福祉事務所とも必要時には連携しながら受入体制を整えている。ケース移管（送出）の際も、講すべき対応を行ったうえで、移管先児相に望む支援策をまとめるようにしている”等の記述からは、時間と労力を費やしてケース移管に取り組む児童相談所の姿勢が伺えた。

#### b) 求められる調整力

丁寧に協議や引継ぎを行いケース移管に対応する取組みがある一方で、先述したとおり、意見や連絡等の調整に時間がかかり、円滑にケース移管できない状況が課題となっている。先述したように“調整”に係わる課題はケース移管だけのことではない。検察、警察等司法機関や市区町村、あるいは里親等の事業を委託する民間機関と児童相談所との間でも、同様に“調整”的課題が生じている。今日の児童相談所においては、日々職員が苦慮しながら様々な業務を調整し、対応を進めているものと思われる。

運営指針では、「こどもや家庭が抱える問題が複雑化、多様化し、関係機関が多く整備されてきている今日においては、各機関が共通の認識に立って一体的な援助活動ができるようその調整機能が重要となっており、的確にその役割を果たしていく」ことを児童相談所に求めている。この調整機能について、児童相談所の相談体制、ひいて職員が、どのような専門性を有すれば的確に役割を果たすことができるのだろうか。

ここでは、調整機能を児童相談所という機関・組織レベルのものと捉え、個々の職員に求められるものは“調整力”としたい。そして、これから職員の専門性と人材育成を考えるうえでは、この“調整力”という視点は欠かせないものになると思われる。

### 3) 課題解決の手がかり③：人材育成の取組み

課題解決につながる手がかりの最後は、人材育成の取組みについて取り上げたい。職員の育成や定着のため工夫について、各児童相談所が回答した自由記述をもとに考える。

#### ア. 研修に関する各所の取組みや工夫

##### a) 「研修体制の課題」を選択しなかった児童相談所への注目

先述した通り、職員を育成する上で障壁になっていることについて、最も多かったのは「業務がひっ迫し育成にかける時間が取れない」で、200か所の児童相談所がこの項目を選択している。次に、「スーパーバイザーになり得る人材の不足」（175か所）、「育成途上での異動」（125か所）が続くが、これら3項目を全て選択した児童相談所も多い。また、「育成途上での離職」を選んだ児童相談所が97か所あり、職員の定着が課題となっている状況は既に述べた通りである。

一方、「研修体制が十分でない」を選択した児童相談所は82か所であり、選択しなかった児童相談所の数に注目すると、150か所となる。この結果から、研修体制づくりに取

り組むことにより職員の育成に何らかの効果が得られている可能性が感じられた。実際に、人材育成の課題や障壁に対応する工夫について、研修に関する取組みを記述する児童相談所が多かった。

b) 職員の経験や必要性等に応じた目的的な研修の実施・提供

研修に関する工夫では、“内外講師を問わず、研修受講の促進を図るとともに、困難案件に関しては相談・検証する機会を持ち個々のスキルアップに努めている”等、職員の研修受講機会の確保や促進に取り組む児童相談所が多いが、中には、児童相談所の実践経験年数に応じた研修体制を作る等、職員の経験や必要性等に応じた研修を実施している児童相談所もある。

一例として、自治体内の児童相談所合同の取組みとして、児童福祉司では“新任者研修、3年目から5年目の児童福祉司対象のステップアップ研修、中堅者向けのグループスーパーバイジョンの実施等、法定研修の狭間の期間も研修を実施しその機会に同じような経験歴をもつ職員同士で意見交換し刺激を受けられるようにしている”という取組みや、児童心理司では“新任者研修の実施や、他所のスーパーバイザーによるスーパーバイズをうける機会を設ける等の経験年数に応じた研修実施。また、児相配属の判定員全員が集まってカンファレンスを行ったり、テーマ別に研究的な議論を深める機会を年に4回ほど設ける等の取組みを行っている”という児童相談所があった。

また、一時保護所職員に対する取組みでは、“複雑な課題を抱える児童を支援する経験値の高い中央児童相談所の一時保護所への研修を実施する庁内インターンシップ制度を設けている”という児童相談所もあった。

c) 所内研修実施により資質向上を図る取組み

自由記述では、所内研修を企画し定例的に実施することにより、職員の育成に取り組んでいるとの記述があった。“所内研修チームが職員に必要な研修を企画、定期的に実施、職員の資質向上を図っている”という児童相談所や、“定例的に相互に学び合い、スーパーバイザーの育成及び若手職員のモデルとなることを目的とし中堅以上の職員が講師となって所内研修を行う等の取組みを行っている”という児童相談所がある。

職員自身が研修講師となる取組みは、他にも“定期的に職員自身が研修講師となって相互にレクチャーをする所内研修の実施”等の記述があった。職員の育成方法の一つとして位置づけられるだろう。また、“所内でも係内で勉強会など実施しアドバイスを受けられる体制を作っている”など、児童福祉司、児童心理司の係ごと少人数のグループで学びの場を設けることも、取組みの工夫として捉えることができる。

一時保護所における所内研修の例としては、“毎月テーマを決めて、「一時保護所職員スキルアップ研修」を、年間を通して実施している。研修は毎週水曜日に実施し、保護所職員はその月の研修について、必ずどこかの週の研修に参加することとしている”という

児童相談所や、“一時保護所所職員に対する、ミニ研修を月に2回実施し、児童支援に対する知識の向上、ケース検討による課題の共有を図っている。トラブルや課題については全体で対応する意識づくり”を実践する児童相談所の記述もあった。

#### イ. 職員の育成・定着のための工夫

##### a) 職員個々への配慮や丁寧な育成

職員の育成や定着のため工夫に関する自由記述でも、職員個々の配慮し、“丁寧”に育成している取組みが記述されている。児童福祉司の取組みでは、“新規採用で配属された職員は、半年くらいは副担当でケース対応する中で経験を積み、主担当になった場合もできるだけ複数で対応している”等、段階的に業務経験を積み、専門性の確保、維持、向上を図る実践の記述があった。

また、児童心理司の事例では、“心理司はケースの課題や年齢、性別などでケース割り振りが可能であるので、育成中の心理司の段階や興味などを考慮して割り振ることができる。時折、本人と取り組みたいケースなど話し合うようにしている”という児童相談所の取組みもある。

##### b) 職員同士が情報や事例、困り感等を共有できるための取組み

OJTによる教育やスーパーバイザーの関わりを“タテの機能”を活用した取組みとすると、職員同士が情報や事例、困り感等を共有できるための取組みは、“ヨコの機能”を活用したものと言えるだろう。“定期的な班活動（グループスーパービジョン）を勤務時間内に開催し、お互いの困り感を共有しつつ、学び合う機会を設けている”という児童相談所や、“課会議において職員間のコミュニケーションがスムーズに行えるようなワークショップを行っている”という児童相談所がある。

“毎月、新採職員と参加可能な職員とで“新採ミーティング”を開催、課を超えたつながりや話しやすい関係作りに努めている”という児童相談所の取組みは、仕事をすること自体が初めての職員にとっては、困り感等を共有しやすい設定と思われる。また、児童心理司の取組み例として“その時困っていることを拾い上げたり、互いに助言したり学びあったりする環境を設定する目的で、児童心理司のみの朝会や1か月に一度の打合せ会を実施している”という児童相談所もあった。

##### c) スーパービジョンの活用や体制充実による取組み

自由記述には、研修の企画、実施と共に、新任職員等に対してはOJTによる教育、指導やサポートを行ったり、職員との面接を行う、あるいは同席面接・訪問等複数対応で経験を積めるような体制を探る等、日々職員同士が業務を通じて関わることの中に、職員を育成する視点を取り入れる実践が多く記述されていた。

そうした取組みに、スーパーバイザーの役割は欠かすことができないだろう。“スーパーバイザーを含めて、毎朝ケース状況を共有する、隨時、スーパーバイザーからスーパーバイズを受けられる体制をとり、職員が抱え込まないようにしている”という回答からは、一人で抱え込まない・孤立しないための働きかけが意図されていると思われた。

実践の一例として、児童福祉司については“訪問や面接場面での先輩・スーパーバイザの同席及び面接記録や会議資料のまとめ方の指導。定期的なスーパービジョンの実施。職員面接で要望や困り感、受講したい研修などを聞いて対応する”取組みがある。また、児童心理司では“係内での勉強会の実施。先輩職員の面接場面への同席、本人の検査場面への先輩職員の同席、所見の書き方の個別指導に加え、必要に応じて個別面接（ケースのスーパーバイズ、働く上の不安、困り感を聞く等）”を行っている児童相談所があつた。

d) 育成計画や到達目標・指標の設定等による支援の明確化

“全職員を対象とした県独自の人材育成基本方針に基づく体系的な人材育成研修への参加を通じて、研修の機会を確保している”、“職種、年代毎の育成プランを策定し、職員の到達目標の目安やスーパーバイザーの育成支援の目安が双方で共有できるようにしている”等、人材育成に取り組むための方針やプラン等の策定に取り組む自治体がある。

あるいは、“県全体で人材育成は課題としてとらえており、プロジェクトチームを立上げ、より効果的な人材育成について検討を重ねている。特に新人に対しては到達具合を評価する指標を作成し、それを活用し、スーパーバイザーと定期的に評価・助言をする場を持つ取組みをしている”等、人材育成や研修体系等について検討する場を設置するところで、職員の育成や定着について考えている自治体もある。

e) ジョブローテーション構築やキャリアラダーの作成

前述した、人材育成計画の策定や到達目標の設定により、キャリア形成の道筋がより明確になると思われる。また、児童相談所の業務に必要な専門性を段階的に身に付けられるように、キャリアラダーを作成したり、“府内全体で児童福祉司業務に関わる職員の新たな異動ローテーションの体制を検討している”等、ジョブローテーションの検討を進めているという記述もあった。

職員に対し適切なキャリア形成の段階を提供するためには、適正な職員体制の整備と維持、人材確保のための能動的な取組みが不可欠であろう。“資格職（社会福祉士）の任用条件の緩和も検討している”、“上位職に対する職員の意識啓発”といった取組みや、“人事異動を担当している人事課との協力体制の構築”、“異動先として児童相談所を希望する職員の新たな発掘のため、府内で様々なPR活動を行っている”等様々な取組みが、自由記述には記されていた。

また、別の視点では“採用前に業務説明会や先輩職員からのアドバイスを受ける機会を設け、配属後にミスマッチがないよう努めている”等、職業選択の段階から予防的に対応する児童相談所の取組みもあった。

f) 職員のモチベーション維持や仕事のやりがいへの働きかけ

本項の最後に、職員のモチベーション維持や仕事のやりがいに関する取組みを取り上げたい。自由記述には、“スーパーバイザーとしての仕事のやりがいやモチベーション等について話を聞く機会を設けている”、“経験豊富な職員がやりがいをもって働く姿を見せること、職場の人間関係について居心地の良い環境を作れるように配慮すること”等、児童相談所での仕事を続ける上でのやりがいや、モチベーションを維持することを、職員の定着・育成の工夫に挙げた児童相談所があった。

また、“ワーク・エンゲイジメントの向上を図ることが大切であると考え、仕事に対する肯定的なとらえ方（やりがい、プライド）を持てるようなスーパービジョンや研修”を実施すると回答した児童相談所もある。ワーク・エンゲイジメントは、令和元（2019）年公表の「労働経済白書」（厚生労働省）では、『仕事に関連するポジティブで充実した心理状態として、「仕事から活力を得ていきいきとしている」（活力）、「仕事に誇りとやりがいを感じている」（熱意）、「仕事に熱心に取り組んでいる」（没頭）の3つが揃った状態』として定義される。

職員のワーク・エンゲイジメントを高めることができるスーパービジョンや研修の取組みについて検討できる機会が、今後持たれることを期待したい。

（鶴岡 裕晃）

#### 4. 児童相談所を次世代に繋ぐために一子どもの権利擁護を推進する体制整備状況の考察

令和6年4月1日に施行される児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）（以下「改正法」）では、子どもの意見聴取等の仕組みの整備として、「児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う」とされている。

そこで、子どもの権利擁護を推進するための体制整備状況について調査を実施し、その結果から以下の仮説を生成した。

##### （1）子どもの権利擁護に係る環境整備について

ここで調査しているのは、都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、都道府県の児童福祉審議会等による調査審議・意見具申その他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境整備の取組みを令和5年度現在、全国の児童相談所が、どの程度、実施しているかについてである。ちなみに、これは都道府県等の業務とされている。

調査結果では、「実施を検討中」が134か所（57.8%）と最も多く、次いで「既に実施している」が51か所（22.0%）であり、合計すると185か所（79.8%）であることが示された。

また、「その他」の自由記述にも、「検討」や「試行」等の記述が散見されるが、“環境整備の実施主体は本庁部署”との認識のもとで記述されている。

以上の結果から、全国の大半の児童相談所（或いは本庁担当部署）では、子どもの権利擁護に係る環境整備を実施する方向で検討が進められていると考えられる。

##### （2）児童相談所や児童福祉施設・里親家庭における意見聴取等について

ここで調査しているのは、都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等に意見聴取等を令和5年度現在、全国の児童相談所が、どの程度、実施しているかである。

###### 1) 一時保護にかかる意見聴取

調査結果では、「既に実施している」が134か所（57.8%）と最も多く、次いで「実施を検討中」が71か所（30.6%）であり、合計すると203か所（88.4%）であることが示された。

意見聴取を担当している職員の職種（複数回答）では、「児童福祉司」が120か所（89.6%）と最も多く、次いで「児童心理司」が110か所（82.1%）、「一時保護所職員」が32か所（23.9%）であり、上位三職種は児童相談所の職員であることが示された。

以上の結果から、一時保護にかかる意見聴取は、既に児童相談所の職員が実施しているとの認識に立っていると考えられる。

## 2) 施設入所措置、里親委託にかかる意見聴取

調査結果では、「既に実施している」が 130 か所 (56.0%) と最も多く、次いで「実施を検討中」が 71 か所 (30.6%) であり、合計すると 201 か所 (86.6%) であることが示された。

意見聴取を担当している職種（複数回答）では、「児童福祉司」が 124 か所 (95.4%) と最も多く、次いで「児童心理司」が 110 か所 (84.6%)、「一時保護所職員」が 16 か所 (12.3%) であり、一時保護所の意見聴取と同様に、上位三職種は児童相談所の職員であることが示された。

以上の結果から、施設入所措置、里親委託にかかる意見聴取は、一時保護にかかる意見聴取と同様、既に児童相談所の職員が実施しているとの認識に立っていると考えられる。

## (3) 意見表明等支援事業について

ここで調査しているのは、児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象に、子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う事業を令和 5 年度現在、全国の児童相談所が、どの程度、実施しているかである。

実施状況（予定を含む）では、「実施を検討中」が 108 か所 (46.6%) で最も多く、次いで「既に実施している」が 70 か所 (30.2%) であり、合計すると 178 か所 (76.8%) であることが示された。

以上の結果から、全国の大半の児童相談所では、意見表明等支援事業を実施する方向で検討が進められていると考えられる。

意見表明等支援事業を「既に実施している」と回答した 70 か所における意見表明等支援事業の実施機関は、「その他」が 34 か所 (48.6%) と最も多く、次いで「NPO 法人」が 20 か所 (28.6%)、「弁護士会（弁護士会推薦の弁護士）」が 14 か所 (20.0%) であることが示された。「その他」では、公認心理師協会や一般社団法人、人権擁護委員、大学生等、選択肢で示した団体以外の団体や個人が実施していることが示された。

以上の結果から、意見表明支援事業の実施機関は、様々な団体や個人が担う方向で検討が進められていると考えられる。

#### (4) 子どもの権利擁護に関する児童相談所の取組み全体について

ここで調査しているのは、子どもの権利擁護に関する児童相談所の取組みを進めていくために、人材育成の観点から「課題になっていること」と「これから取り組みたいこと」についてである。

##### 1) 課題となっていること

課題となっていることは、「あり」が174か所（75.0%）と最も多いことが示された。

具体的な内容では、“子どもの権利条約の考え方や内容が相談支援の実務に充分反映されていないこと”や“子どもの年齢や発達の程度等に応じて説明や意見聴取等を適切に行うための知識やスキルの習得”、“職員の子どもの意見表明権に関する理解の確認と子どもの意見を尊重することを大切にしたケースワークの具体的イメージを描ける力を持つこと”等の意見があった。

こうした意見から、子どもの権利擁護を推進するための体制整備を求める改正法が施行されるものの、児童相談所が行う相談支援の実践活動においては、子どもの権利条約の考え方方が充分反映されていないことや、乳幼児や障害児を含む個々の子どもに応じた説明や適切な意見聴取等を行うための知識やスキルを習得すること、子どもの意見を基盤とした具体的なソーシャルワーク力を向上させること等の人材育成上の課題があると考えられる。

##### 2) これから取り組みたいこと

これから取り組みたいことは、「あり」が154か所（66.4%）と最も多いことが示された。

具体的な内容では、“子どもの権利擁護や子どもへの説明の仕方及び意見聴取、アドボケイト等に関する研修の実施。意見聴取の手順の整理等を含む業務の標準化”、“冊子やリーフレット等を活用し、より子どもがわかりやすいように説明をしていく”、“相談支援の実務の中に子どもの権利条約の言葉や内容を意識的に盛り込み、日常化させて活動していくこと”等の意見があった。

こうした意見から、半数以上の児童相談所は、改正法の施行に応じて、子どもの権利に関する研修を充実させていくこと、子どもにわかりやすい冊子等を活用し実践すること、子どもの権利を根づかせるべくソーシャルワークや心理支援の実践活動を変化させていくこと等を通じて、子どもの権利擁護に関する取組みを、さらに推進させようとしていると考えられる。

#### (5) 児童相談所を次世代に繋ぐために

「子どもの権利」の実現への手掛けりは、子どもの暮らしの中にある。児童相談所には、日々の相談支援の実践活動を通じて、“子どもが自身の権利の実現を手にできた”という

事実が子どもたちから問われ続けている。改正法の意見聴取等の仕組み等の対策は、果たしてその答えを出す後押しとなっているだろうか。今回の調査結果を通じて、児童相談所は、現在、新たな児童福祉の枠組みと施策を相談支援の中に具体的に落とし込み、子どもの権利を根づかせるための実践活動へと転換すべく、子どもたちと共に日々もがき苦しみ続けていることがわかった。

児童相談所は、昭和 22 (1947) 年の児童福祉法の公布以降一貫して、子どもの最善の利益の確保を目指した日本の児童ソーシャルワーク実践活動の最前線にある。この児童相談所を次世代に繋ぐためには、「子どもの権利」の実現を目指す専門機関としての機能を、これまで以上に強化し、子どもたちと共に実践活動を展開していくなければならない。そのためには、国際的な児童ソーシャルワークの視点に立ち、子どもが求める具体的な支援を知り、子どもの最善の利益は何かを子どもと一緒に考えつつ、子どもの暮らしに軸足を置いたアセスメントを実施し、子どもの参加のもとで援助方針を立て、それを基に実践活動を展開することを通じて、子ども自身が暮らしの主人公として生きることができる方向へと児童ソーシャルワークの実践活動を大きく転換していくことが不可欠となるであろう。

( 薬師寺 真 )

## 5. 全国の児童相談所における新型コロナウイルス感染症への対応の記録

本調査では、コロナ禍において、職員管理・組織運営に関するこことを始め、子どもや家族への支援、面接の実施方法、一時保護、子どもの安全確認、ワクチンの優先接種、マスクやゴーグル、アルコール等の物品の優先配布等に関して、各児童相談所で苦労したこと、工夫したことを、自由記述により報告してもらった。将来に生かせる貴重な記録となるはずである。

他方、本報告書では記述の掲載に止まり考察までには至らなかった。令和2(2020)年1月に国内初の感染例が見つかって以降、数年にわたった新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、児童相談所の相談支援活動や業務遂行のあり方を見直す契機となり、相談体制の考え方にも様々な影響を与えたと思われる。このテーマについても別の機会に考察されることを望みたい。

( 鶴岡 裕晃 )

#### IV. 終わりに

本調査は、全国児童相談所長会の定例調査が掲げるテーマのうち、児童相談所の相談体制について取扱ったが、職員数や専任部署の設置状況、相談件数等の基本データを把握するとともに、スーパー・ビジョンや人材育成の実施状況から職員の働き方、執務環境の実態、さらには子どもの権利擁護の体制整備状況まで、幅広い視点から児童相談所の現状を捉えることを試みた。そのため質問数が多くなってしまったが、それでも関わらず100%の回答率を得ることができたことは、本調査に協力してくださった全ての児童相談所や各自治体児童相談所主管課をはじめ、多くの方々のご尽力によるものである。この場を借りて、心から感謝を申し上げたい。

一方、質問項目が多岐にわたったうえに短期間で回答を求めたこと等から、正確なデータを収集することに時間的な限界があった。業務多忙な児童相談所が、本調査だけでなく年間を通じて数多くの調査研究に協力していることは承知している。回答作成に多くの時間と労力が割かれていることは十分想像できるが、こうした調査への協力によって、児童相談所の実情がより正確に把握され、課題解決への道が開かれるのだとしたら、児童相談所の今後の組織編成や職員体制の中に調査研究に対応する部署や専任職員等の配置を検討していただくのも、強ち唐突な提案ではないかもしれない。

また本報告書では、統計的な解析が間に合わなかつたため、事実となるデータより仮説生成を目的に考察した。読者の皆様には慎重な解釈をお願いしつつ、それぞれの児童相談所内や各自治体内の会議や研修、あるいは地域ブロック協議会等の場で、ぜひとも本報告書を活用した議論や意見交換を、児童相談所の職員間で行ってもらいたいと思う。全国の児童相談所に共通する課題を確認できるだけでなく、同時に、児童相談所の多様性(各所の相談体制は所属する職員が一人一人それぞれの役割を細やかに重ね合わせながら様々な地域の特性や実情に応じて作られている)についても見出してもらえるのではないかだろうか。本報告書を活用した議論や意見交換から得られた職員間の新たな気づきによって、地域や各所の実情に即した課題解決のための取組みや工夫が一段と進められることを願う。

( 鶴岡 裕晃 )



## 資料編

令和 5 年度全国児童相談所長会定例調査  
「児童相談所の相談体制のあり方に関する調査」  
調査結果報告書

調査票  
自由記述回答一覧\*

\*全国児童相談所長会会員のみ



## 児童相談所の相談体制のあり方に関する調査

## ■ご回答者様について

&lt;回答における留意事項&gt;

※記載内容等について確認させていただいた場合があるため、ご回答者の氏名、ご連絡先をご記載ください。ご入力いただいた個人情報はこの目的のためにだけに使用します。

※本調査の回答者は、貴所の体制の現状と課題等について専門的に捉えたご回答をいただきたいことから、管理監督者に限定してお願いしています。

※支所・分室・相談室を設置している児童相談所については、その分も含めて各設問にご回答ください。

記入日			
都道府県・政令市・児童相談所設置自治体名			
児童相談所名			
回答者の氏名			
回答者の役職			
連絡先（電話番号）			
連絡先（メールアドレス）			

## I. 貴児童相談所のデータについて

貴児童相談所の管轄人口、管轄児童人口、管轄面積について、直近の国勢調査時点（令和2年10月1日）のデータをお答えください。（各数値回答）

管轄人口（人）		人
管轄児童人口（人）		人
管轄面積（km <sup>2</sup> ）		km <sup>2</sup>

(注) 令和5年4月現在の管轄地域について、令和2年の国勢調査の統計をもとに、管轄人口、管轄児童人口、管轄面積をお答えください。

令和2年10月以降管轄地域の変更があった場合も同様にお答えください（令和5年4月現在の管轄地域についての人口、児童人口、面積を、令和2年国勢調査の数値でご回答ください）。

## II. 貴児童相談所内の職員の人数について

令和5年4月1日現在の貴児童相談所に配置されている職員の人数についてご回答ください。（各数値回答）

## (1) 職員総数

a. 正規職員 (注1)	b. a以外の会計年度 任用職員等 (注2)	合計
人	人	人

(注1) 常時勤務をする職を上める職員とします。なお、再任用職員、育休任期付職員等はこれらに含まれます。

(参考) 正規職員について  
一般職に属する常時勤務をする職員を対象とする。なお、次の職員が含まれる。

- ・一般公務員法附則（令和三年法律第六十三号）第四条第一項又は第五条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（暫定再任用職員）
- ・地方公共団体の一級職の任期付職員の採用に関する法律第3条及び第4条の規定に基づき任期を定めて採用された職員
- ・地方公務員法第25条の6第7項（配偶者同行休業）及く地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき任期を定めて採用された職員

(注2) フルタイムで勤務する職員の他、週3日等で勤務する職員を含みます。

## (2) 所長、次長等ラインの監督職の配置状況

分類	a. 正規職員 (注1)	b. a以外の会計年度 任用職員等 (注2)	合計				
次長・部長・課長・係長等のラインの監督職※1	人	人	0	人	人	0	人

※1 職員を管理監督する職にある者。ラインの管理者。

## (3) 指導教育担当児童福祉司(児童福祉司スーパーバイザー)及び児童福祉司の配置状況

分類	a. 正規職員 (注1)	b. a以外の会計年度 任用職員等 (注2)	合計				
児童福祉司(指導教育担当児童福祉司を除く)	人	人	人	0	人	0	人

上記のうち、里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司に該当する者の人数(用掲)

分類	a. 正規職員 (注1)	b. a以外の会計年度 任用職員等 (注2)	合計				
市町村支援児童福祉司	人	人	人	0	人	0	人

## 法令に基づく標準配置人数

分類	定数
児童福祉司(指導教育担当児童福祉司を含む)	人

## (4) 児童心理司スーパーバイザー、児童心理司及び心理療法担当職員の配置状況

## ① 児童心理司スーパーバイザー、児童心理司

分類	a. 正規職員 (注1)	b. a以外の会計年度 任用職員等 (注2)	合計				
児童心理司(児童心理司スーパーバイサーを除く)	人	人	人	0	人	0	人

## 法令に基づく標準配置人数

分類	定数
児童心理司	人

## ② 心理療法担当職員

分類	a. 正規職員 (注1)	b. a以外の会計年度 任用職員等 (注2)	合計				
心理療法担当職員	人	人	人	0	人	0	人

(5) 医師及び保健師の配置状況

分類	a. 正規職員 (注1)	b. a以外の会計年度 任用職員等 (注2)	※bの内数(勤務日数の状況)				合計
			週2回以上	週1回	月2回程度	月1回	
精神科医（精神科を専門とする医師）	人 0 人	人	人	人	人	人	人 0 人
小児科医（小児科を専門とする医師）	人 0 人	人	人	人	人	人	人 0 人
精神科・小児科どちらも専門とする医師	人 0 人	人	人	人	人	人	人 0 人
その他の科の医師	人 0 人	人	人	人	人	人	人 0 人

② 保健師

a. 正規職員 (注1)	b. a以外の会計年度 任用職員等 (注2)	※bの内数(勤務日数の状況)				合計
		週2回以上	週1回	月2回程度	月1回	
児童福祉司発令 (再掲)	人 0 人	人	人	人	人	人 0 人

⑥ 介護士の配置状況

a. 正規職員 (注1)	b. a以外の会計年度 任用職員等 (注2)	※bの内数(勤務日数の状況)				合計
		週2回以上	週1回	月2回程度	月1回	
児童福祉司発令 (再掲)	人 0 人	人	人	人	人	人 0 人

(7) 相談員※の配置状況 ※児童相談所運営指針に記載のある「受付相談員」「相談員」「電話相談員」を指します。

a. 正規職員 (注1)	b. a以外の会計年度 任用職員等 (注2)	※bの内数(勤務日数の状況)				合計
		週2回以上	週1回	月2回程度	月1回	
警察官（現役警察官）	人 0 人	人	人	人	人	人 0 人
警察官OB	人 0 人	人	人	人	人	人 0 人

(8) 警察官の配置状況

分類	a. 正規職員 (注1)	b. a以外の会計年度 任用職員等 (注2)	※bの内数(勤務日数の状況)				合計
			週2回以上	週1回	月2回程度	月1回	
警察官（現役警察官）	人 0 人	人	人	人	人	人	人 0 人
警察官OB	人 0 人	人	人	人	人	人	人 0 人

(9) 教員の配置状況

a. 正規職員 (注1)	b. a以外の会計年度任用職員等 (注2)	※bの内数(勤務日数の状況)				合計
		週2回以上	週1回	月2回程度	月1回	
児童福祉司発令 (再掲)	人 0 人	人	人	人	人	人 0 人

② 教員OB

a. 正規職員 (注1)	b. a以外の会計年度任用職員等 (注2)	※bの内数(勤務日数の状況)				合計
		週2回以上	週1回	月2回程度	月1回	
児童福祉司発令 (再掲)	人 0 人	人	人	人	人	人 0 人

(10) 一時保護所職員 ※一時保護所の勤務に専従している職員のみ記載してください。

分類	a. 正規職員 (注1)	b. a以外の会計年度 任用職員等 (注2)	合計	
児童指導員	人	人	0	人
保育士	人	人	0	人
教員（再掲）	人	人	0	人
警察官	人	人	0	人
一時保護対応協力員	人	人	0	人
調理員	人	人	0	人
看護師	人	人	0	人
栄養士	人	人	0	人
上記以外の一時保護所職員（警備員を除く）	人	人	0	人

(11) 給務部門に属する職員の配置状況

分類	a. 正規職員 (注1)	b. a以外の会計年度 任用職員等 (注2)	合計	
総務・管理・庶務関係職員	人	人	0	人
警備員	人	人	0	人

(12) 他機関との併設及び職員の兼務状況

貴児童相談所が、他機関（知的障害者更生相談所、女性相談センター、青少年相談センター等）と併設され、且つ貴所職員の一部又は全員が職務を兼務している場合、当該機関の名称と施設種別、兼務職員の人数（令和5年4月1日現在）を教えてください。	機関名称	
施設種別		
兼務職員の人数		人

令和5年4月1日現在、貴所の相談主・訴等別組織編成に関する、専任の部署の設置状況を教えてください。

また、各部署に配置されている各種職員数を記載してください。

なお、この調査項目は、あくまでも各相談主・訴等について専任部署の設置の有無をお聞きするこれが目的のため、当該部署が複数の相談主・訴等を兼ねている場合、“設置あり”では該当しません。

↓当てはまるもの全て○]

分類	専任部署の “設置あり”	児童 福祉司	児童 心理司	相談員	その他 職員
1 管理専任部署		人	人	人	人
2 措置事務関係専任部署		人	人	人	人
3 調査・企画専任部署		人	人	人	人
4 研修専任部署		人	人	人	人
5 市町村支援専任部署		人	人	人	人
6 インターク専任部署		人	人	人	人
7 處待対応専任部署		人	人	人	人
8 非行相談対応専任部署		人	人	人	人
9 障害相談対応専任部署		人	人	人	人
10 親子関係再構築等家族支援専任部署		人	人	人	人
11 施設入所指置児童専任部署		人	人	人	人
12 里親支援専任部署		人	人	人	人
13 痢子療育専任部署		人	人	人	人
14 地区担当児童福祉司専任部署		人	人	人	人
15 心理担当専任部署		人	人	人	人
16 一時保護専任部署（一時保護所）		人	人	人	人
17 意見聴取関係事業専任部署		人	人	人	人
18 アフターケア等社会的養護自立支援事業専任部署		人	人	人	人
19 その他（ ）		人	人	人	人
20 その他（ ）		人	人	人	人
21 その他（ ）		人	人	人	人

#### IV. 貴児童相談所の相談体制に関する各種統計について

##### 福祉行政報告例から貴児童相談所における令和4年度の実績（件数）について伺います。

###### 問1 令和4年度の貴所の相談件数のうち、児童虐待相談の受付件数と対応件数を、福祉行政報告例の報告数からそれぞれ教えてください。（各数値回答）

※① 児童虐待相談受付件数 「第44児童相談種類別児童虐待相談(1)の受付件数と対応件数」、福祉行政報告例の報告数からそれ教えてください。（各数値回答）
※② 児童虐待相談対応件数 「第45児童相談種類別対応件数」児童虐待相談 (01) の計 (22) を記入
① 児童虐待相談受付件数 件
② 児童虐待相談対応件数 件

###### 問2 令和4年度の貴所の相談種別ごとの相談対応件数を、福祉行政報告例の報告数からお答えください。（各数値回答）

- ※「第45児童相談種類別対応件数」から、以下各種相談の計(22)を記入
- ① 養護相談 その他の相談(02)
  - ② 保健相談(03)
  - ③ 障害相談(04)～(09)
  - ④ 非行相談(10)～(11)
  - ⑤ 育成相談(12)～(15)
  - ⑥ その他の相談(16)

① 養護相談 (児童虐待相談以外) 件
② 保健相談 件
③ 障害相談 件
④ 非行相談 件
⑤ 育成相談 件
⑥ その他 件

###### 問3 令和4年度の貴所の対応種別ごとの対応件数を、福祉行政報告例の報告数からお答えください。（各数値回答）

※「第45児童相談種類別対応件数」から、対応種別ごとの計(17)を記入

###### 対応の種別

① 助言指導 件
② 総統指導 件
③ 他機関あそせん 件
④ 児童福祉司指導 件
⑤ 児童家庭支援センター指導・指導委託 件
⑥ 市町村指導委託 件
⑦ 市町村差改 件
⑧ 福祉事務所送致・通知 件
⑨ 訓戒・監禁 件
⑩ 児童福祉施設入所 件
⑪ 里親委託 件
⑫ 障害児入所施設等への利用契約 件

問4 令和4年度に貴所が行った児童虐待防止法関係の対応に関する、福祉行政報告例の報告数からお答えください。(各数値回答)

※「第49 児童相談所における養護相談の里由別対応件数 (5)児童虐待防止法関係から、各項目に該当する件数を記入

① 出頭要求		件
② 立入調査		件
③ 再出頭要求		件
④ 踏査・捜索		件
⑤ 保護者指導勧告		件
⑥ 新規喪失審判		件
⑦ 納権停止審判		件
⑧ 管理権喪失審判		件
⑨ 面会通言の制限		件
全部制限		件
面会制限		件
通信制限		件
⑩ 接近禁止命令		件

担当事例（ケース）数の現状について伺います。

問5 現時点※で、農児童相談所が関与している事例（ケース）数を教えてください。また対応状況について教えてください。(各数値回答)

※現時点について：令和5年9月25日(月)から10月20日(金)までの任意の1日を時点とし、その時点の事例数を回答してください。

令和5年9月25日(月)から10月20日(金)までの任意の1日	令和5年	月	日	※日付を入力してください
令和_年_月_日 現在 関与している事例数				(A) *

（対応状況の内訳）

① 児童福祉司指導		件
② 繼続指導 * 1		件
③ 児童福祉施設入所 * 2		件
④ 里親等委託（小規模住居型児童養育事業委託含む）		件
⑤ 調査継続中 * 3		件
⑥ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）		件
⑦ 障害児施設利用契約		件
⑧ その他		件
合計	0	件
	(B) *	

\* 1 障害児施設利用契約を継続指導としている場合には、その数は⑦に記載し、継続指導から除外

\* 2 児童福祉施設への措置入所数

\* 3 調査継続中は、受理ケースで援助未決定の数

\* 関与している事例数（A）と（対応状況の内訳）欄①～⑧の合計（B）は一致します

⇒ ■調査項目 シートへおさみください

## I. 子どもの権利擁護を推進するための体制整備の状況

※子どもの権利擁護に関する改正法の概要等は参考資料をご確認ください ⇒ [権利擁護の説明]

### <子どもの権利擁護に係る環境整備>について

問1 令和6年4月1日改正法が施行される<子どもの権利擁護に係る環境整備>に関する取組みについて、令和5年度現在の実施状況（予定含む）を教えてください。

次の選択肢から一つ、選んでください。

1. 既に実施している
2. 実施を検討中
3. 今のことろ実施の予定はない
4. その他（ ）

### <児童相談所や児童福祉施設・里親家庭における意見聴取等>について

問2 令和6年4月1日改正法が施行される<児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等>について、令和5年度現在、意見聴取等措置を実施しているか（予定含む）、教えてください。

①一時保護にかかる意見聴取

次の選択肢から一つ、選んでください。

1. 既に実施している
2. 実施を検討中
3. 今のことろ実施の予定はない
4. その他（ ）

意見聴取を担当している職員の職種を教えてください。〔複数回答可〕

1. 児童福祉司
2. 児童心理司
3. 一時保護所職員
4. 弁護士
5. その他（ ）

②施設入所措置、里親委託にかかる意見聴取

次の選択肢から一つ、選んでください。

1. 既に実施している
2. 実施を検討中
3. 今のことろ実施の予定はない
4. その他（ ）

意見聴取を担当している職員の職種を教えてください。〔複数回答可〕

1. 児童福祉司
2. 児童心理司
3. 一時保護所職員
4. 犯護士
5. その他（ ）

＜意見表明等支援事業＞について

問3 令和6年4月1日改正法が施行される＜意見表明等支援事業＞に関して、令和5年度現在の実施状況（予定含む）を教えてください。

次の選択肢から一つ、選んでください。

1.既に実施している
2.実施を検討中
3.今のところ実施の予定はない
4.その他（ ）

問4 ＜意見表明等支援事業＞を、1.既に実施していると回答した児童相談所について、どの機関が対応しているか教えてください。〔複数回答可〕

1. 犯護士会（介護士会推薦の介護士）
2. 福祉専門職団体
3. NPO法人
4. 社会的養護の当事者団体など
5. その他（ ）

子どもの権利擁護の推進に関する児童相談所の取組み全体について

問5 ＜子どもの権利擁護に係る環境整備＞、＜児童相談所や児童福祉施設・里親家庭等における意見聴取等＞、＜意見表明等支援事業＞について、児童相談所において取組みを進めていくために、人材育成の観点から、「①課題となっていること

次の選択肢から一つ選び、あり」と回答した方はその内容をご記入ください。

1.あり（ ）
2.特になし

②これから取り組みたいこと  
次の選択肢から一つ選び、あり」と回答した方はその内容をご記入ください。

1.あり（ ）
2.特になし

## II. 子どもと家庭を支援するための相談体制や関係機関との協働等の状況

### 援助方針会議について

問6 令和5年7月～8月の2か月間に員所で実施された定例の援助方針会議について、その間に開催された回数、

1回あたりの平均的な所要時間及び提出事例件数を教えてください。

また、援助方針会議について、人材育成の観点から、

①課題となっていること

- ②援助方針会議内で工夫している取組み

を教えてください。

#### 開催回数

平均所要時間 *	時間
平均提出事例件数	件

\*例えば、平均所要時間が「1時間30分」の場合 → 「1、5」時間 とご回答ください。

①課題となっていること

次の選択肢から一つ選び、「あり」と回答した方はその内容をご記入ください。

1. あり (	)
2. 特になし	

②工夫している取組み

次の選択肢から一つ選び、「あり」と回答した方はその内容をご記入ください。

1. あり (	)
2. 特になし	

### 未処理ケースへの対応について伺います。

問7 員所では、一定期間中に援助方針決定ができないないケース（未処理ケース）について、どのように方法で把握等していますか。次のの中からお選びください。（複数回答可）

1. 進行管理会議を実施
2. 管理監督者に依頼して管理
3. 一覧表や受付簿で管理
4. 進行管理担当者が把握
5. 担当者に報告をさせている
6. 特に方法はない
7. その他 ( )

## 介入と支援について

問8 令和5年度の組織体制に探し、虐待対応について介入的対応「介入」を行なう職員と保護者支援「支援」を行なう職員をどのように分けていますか。  
(令和元年児童・虐待防止法改正 第11条7項関係)

1. 介入と支援の専任部署を分けている
2. 組織として専任部署は設置していないが、介入と支援の担当者を置いている
3. ケースによって対応が異なる
4. 法改正に伴い部署又は担当者を改めたが、その後に一体で対応する体制に変更した
5. その他（ ）

問9 「介入」と「支援」の部署又は担当者を分けることについて、貴所の状況に適している事項を、次の選択肢からお選びください。(複数回答可)

1. 組織の規模から「介入」と「支援」を明確に分けることが難しい
2. 「介入」と「支援」を分けることで、連携や協働分担が難しい
3. 「介入」と「支援」を明確に分けても効果的な支援ができる
4. 「介入」と「支援」を分けることで、効率的な業務遂行ができる
5. 「介入」と「支援」を分離したことと、職員に専門性を獲得してもらうための育成がしやすくなつた
6. 「介入」と「支援」を分離したことと、職員に専門性を獲得してもらうための育成が難しくなつた
7. その他（ ）

## 一時保護の実施等について

問10 貴所において実施した一時保護に関する、「福祉行政報告例第47 一時保護兒童」の報告をもとに、次に上げる項目の令和3年度及び令和4年度の実績（件数）を教えてください。

分類	R3年度		R4年度	
	件	件	件	件
①所内保護の受付件数				
②委託保護の委託件数				

問11 一時保護所での子どもの支援や一時保護の実施等に関することで、貴所での課題を次の選択肢の中からお選びください。(複数回答可)

1. 一時保護所の定員超過が常態化している
2. 一時保護所内で、個別の対応が難しい
3. 一時保護所内で学習の保障が十分でできない
4. 一時保護解除後の措置・委託先が確保できない（見つからない）
5. 措置・委託先での生活が困難になつた子どもの、一時保護の受け入れ先の確保が難しい
6. 高年齢児童の一時保護の受け入れ先がない
7. 厚生のある子どもの一時保護所での支援
8. 一時保護期間が長期化する子どもへの支援、対応
9. 一時保護所の勤務体制が、宿直とされていても実態は変動を強いられている
10. 夜間等に正規職員を配置できていない
11. 限られた人員体制により一時保護員の研修参加機会の確保が難しい
12. その他（ ）

## 警察からの口頭通告への対応について同います。

問12 要保護児童についての警察からの通告に関して、貴所では頭による通告（以下、口頭通告といふ）を受けたことがありますか。

1. あり	
2. なし	
3. 不明・その他（ ）	

問12で「1. あり」とご回答された方に聞きます。

口頭通告の事後、書面が来なかつた事例はありますか。

1. あり	
2. なし	

問13 貴所における警察からの口頭通告への具体的な応対方法について、次の中から選んでください。（複数回答可）

1. 電話での通話による応対	
2. インターネットを利用した応対	
3. フックスを利用した応対	
4. その他（ ）	

問14 警察からの口頭通告に関する課題、課題解決のために取組んでいることや工夫していることを教えてください。

① 課題などしていること

次の選択肢から一つ選び、「あり」と回答した方はその内容をご記入ください。

1. あり（ ）	
2. 特になし	

② 課題解決のために取組んでいることや工夫していること

次の選択肢から一つ選び、「あり」と回答した方はその内容をご記入ください。

1. あり（ ）	
2. 特になし	

**協同面接の実施状況について伺います。**

問15 貴所が開いた協同面接について、令和4年度の実績を教えてください。  
また、子どもを面接した職員の所属機関の内訳を教えてください。

① 三機関（検察、警察、児相）で実施した協同面接の回数	回
子どもを面接 検察	回
子どもを面接 警察	回
児相	回
② 二機関（警察と児相）で実施した協同面接の回数	回
子どもを面接 警察	回
児相	回

問16 協同面接を実施するにあたり、次の項目について課題となっていることがありますか。

① 検察、警察との連携について  
次の選択肢から一つ選び、「課題がある」と回答した方はその内容をご記入ください。

1. 課題がある（ <input type="checkbox"/> ）
2. 特になし

② 児童相談所職員の面接技術等専門性とその育成について  
次の選択肢から一つ選び、「課題がある」と回答した方はその内容をご記入ください。

1. 課題がある（ <input type="checkbox"/> ）
2. 特になし

③ その他で課題になっていることがあればご記入ください。

## 市区町村等との連携について

市区町村送致と市町村指導委託、市区町村からの児童相談所送致の状況について伺います。

問17 貴所が所管する市区町村との間で、送致等に関する取り決めをしていますか、対応状況について、次の選択肢から一つ選んでください。

次の選択肢から一つ、選んでください。

<input type="checkbox"/> 1. 文書に規定した取り決めがある
<input type="checkbox"/> 2. 文書規程がないが、運用上のルールを取り決めている
<input type="checkbox"/> 3. 取り決めをしていない
<input type="checkbox"/> 4. その他（ ）

問18 市区町村との送致の現状について、貴所で課題になっていることを教えてください。

次の選択肢から一つ選び、「課題がある」と回答した方はその内容をご記入ください。

<input type="checkbox"/> 1. 課題がある（ ）
<input type="checkbox"/> 2. 特になし

市区町村支援のための専任部署や専任者について伺います。

以下のいずれか、あるいは両方に該当する場合は答えてください。

- ・基本情報Ⅱ 児童相談所内の職員の人数について、(3)市町村支援児童福祉司に職員数を計上  
・基本情報Ⅲ 相談主等専任部署の設置状況で、分類5「市町村支援専任部署」「設置あり」○とした

問19 市区町村支援のための専任部署または専任者（市町村支援児童福祉司を含む）の業務内容をお答えください。（複数回答可）

<input type="checkbox"/> 1. 市区町村の会議出席
<input type="checkbox"/> 2. 市区町村の面接への同席
<input type="checkbox"/> 3. 市区町村の訪問への同行
<input type="checkbox"/> 4. 個別ケースへのスーパーバイズ（形式は問わない）
<input type="checkbox"/> 5. 保護児童対策地域協議会の運営に関する支援（企画・進行管理）
<input type="checkbox"/> 6. 市区町村職員研修の企画・運営
<input type="checkbox"/> 7. 行事・イベントの合同開催
<input type="checkbox"/> 8. 市区町村との連絡調整の窓口
<input type="checkbox"/> 9. 市区町村研修の講師
<input type="checkbox"/> 10. その他（ ）

市町村支署児童福祉司について伺います。

以下のいずれか、あるいは両方に該当する児相のみご回答ください。

・基本情報II 責児童相談所内の職員の人数について で、(3)市町村支援児童・福祉司」に職員数を計上

・基本情報III 相談主・路等専任部署の設置状況 で、分類5「市町村支援専任部署」「設置あり」(○)とした

問20 市町村支援児童福祉司は市区町村支援の業務に専従していますか。また、担当業務に対し、配置人数は足りていますか。

1. 専従しており、人数も足りている
2. 専従しているが、人数は足りていない
3. 役職や他業務兼務しているが、人数は足りている
4. 役職や他の業務を兼務しており、人数も足りていない
5. その他 ( )

#### 市区町村との業務（併任）児童福祉司の配置について伺います。

問21 管所の児童福祉司で、管轄の市区町村と業務または併任している職員はいますか。

1. 兼務（併任）している児童福祉司がある
2. 兼務（併任）している児童福祉司はない

問22 1. 兼務（併任）している児童福祉司がいる、ご回答した児童相談所に伺います。次の項目について教えてください。

配置人数	人
派遣日数	週
職務内容	

#### 児童家庭支援センターとの連携について伺います。

問23 所管内に児童家庭支援センターが設置されていますか。（令和5年度現在）設置がある場合、設置か所数を教えてください。

1. あり →設置数（ ）か所)
2. なし

問24 問23で1. ありご回答いた児童相談所について、児童家庭支援センターとの連携に関して、児童相談所機能の補完役割の視点から、①利点と②課題を教えてください。

① 利点

次の選択肢から一つ選び、「あり」と回答した方はその内容をご記入ください。

1. あり ( )
2. 特になし

② 課題

次の選択肢から一つ選び、「あり」と回答した方はその内容をご記入ください。

1. あり ( )
2. 特になし

問25 貴所では、児童相談所業務の一部を民間機関に委託していますか。

<input type="checkbox"/>	1. 委託している
<input type="checkbox"/>	2. 委託していない

問26 問25で「1. 委託している」と回答した児童相談所について、委託している業務を以下の項目からお答えください。(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	1. 通告を受けた後の安全確認
<input type="checkbox"/>	2. 養子関係再構築支援や保護者支援プログラムの実施
<input type="checkbox"/>	3. 一時保護に関する業務
<input type="checkbox"/>	4. 入所措置解除後の支援（相談・支援／児童の安全確認）に関する業務
<input type="checkbox"/>	5. 受付業務（189等の電話受付、窓口受付）
<input type="checkbox"/>	6. 受付業務（夜間等の窓口対応）
<input type="checkbox"/>	7. 相談応応業務
<input type="checkbox"/>	8. 里親に関する業務
<input type="checkbox"/>	9. 養子縁組に関する業務
<input type="checkbox"/>	10. 研修業務
<input type="checkbox"/>	11. 入所措置解除時における必要な助言
<input type="checkbox"/>	12. アカトリーチ型支援メニュー（家庭訪問型支援、居場所支援等）
<input type="checkbox"/>	13. 意見表明等支援に関する事業
<input type="checkbox"/>	14. その他（ ）

問27 民間機関への業務委託に関して、貴所の状況に適している事項を、次の選択肢からお選びください。(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	1. 民間機関に業務を委託していることで専門性が確保できる
<input type="checkbox"/>	2. 地域の社会資源の状況等から、民間機関への業務委託を進めることができる（難い）
<input type="checkbox"/>	3. 民間機関との連携や協働、役割分担が難しい
<input type="checkbox"/>	4. 民間機関に業務を委託していることで、効率的な業務遂行ができる
<input type="checkbox"/>	5. 民間機関に業務を委託していることで、職員に専門性を獲得してもらうための育成がやすくなっている
<input type="checkbox"/>	6. 民間機関に業務を委託していることで、職員に専門性を獲得してもらうための育成が難くなっている
<input type="checkbox"/>	7. その他（ ）

問28 貴所で実施する里親事業について、民間のファストリンク機関（里親養育包括支援）機関に業務を委託していますか。

1. 事業の全部を委託している
2. 事業の一部を委託している
3. 委託を準備中、または検討している → 問33へおさみください
4. 委託する予定はない → 問33へおさみください

問29 委託している場合、その機関はどの重別に該当しますか。（複数回答可）

1. 里親会
2. 児童家庭支援センター
3. 児童養護施設
4. 乳児院
5. NPO法人
6. その他（ ）

問30 委託している事業内容を、次の中から選んでください。（複数回答可）

1. 里親制度説明会・体験発表会等の広報・啓発活動に関すること
2. 里親の新規開拓に関すること
3. 里親申請登録時の本人・同居への説明・調査・評価に関すること
4. 里親委託予定児童の選定・マッチング及び委託措置事務に関すること
5. 里親委託児童の自立支援計画作成
6. 里親委託前の市町村・学校・保育所等関係機関に対する説明・調整に関すること
7. 里親委託後の相談支援活動に関すること
8. 里親への研修に関すること
9. 里親会の運営支援に関すること
10. 養子縁組あっせんに関すること
11. 里親支援事業や、里親支援専門相談員などの民間機関との連携・調整に關すること
12. 里親委託児童の自立支援に関すること
13. その他（ ）

問31 民間のアカスリング（里親養育包括支援）機関に事業を委託している利点を、次のの中から選んでください。〔複数回答可〕

1. 里親及び里親委託児童への支援に関するより専門的な対応が可能となる
2. 民間団体の創意工夫をもたらす取り組みが実施できる
3. 迅速な対応が可能となる
4. 相談に丁寧にかかわることが可能となる
5. チームでの対応・組織的対応の強化が可能となる
6. 事業業務において外洋的の業務を遂行できる
7. 里親及び里親委託児童への支援などのノウハウが蓄積される
8. 必要とされる新たな取り組みを始めやすい
9. 里親支援にかかる関係機関（里親支援事業、里親支援専門相談員、里親会等）との連携が取りやすい
10. 里親説明会・体験発表会等の広報、路線活動や研修会等の企画運営が計画的に実行できる
11. 里親及び里親委託児童との信頼関係を構築しやすい
12. 里親の認定登録、マッチング、委託後の支援、養子縁組支援、里親委託児童の自立支援まで一貫して行える
13. 子どもを措置する児童相談所とは異なる立場で里親への支援や対応が可能となる
14. 里親や里親委託児童のニーズに応じ柔軟に対応（祝休日や夜間の対応等）がやすい
15. その他（ ）

問32 民間アカスリング（里親養育包括支援）機関への事業委託に関して、児童相談所に生じている課題を次の中から選んでください。〔複数回答可〕

1. 業務を委託できる団体がない、または少ない
2. 役割分担や連携が難しい
3. 里親委託児童と職員（児童福祉司等）との関係が希薄になってしまう
4. 里親と児童相談所との関係が希薄になってしまう
5. 児童相談所に里親支援のノウハウが不足する
6. 里親に関する相談援助技術が次世代に継承されないと懸念する
7. 里親支援に携わらない職員（児童福祉司等）が多くなることは、児童相談所の人材育成上、課題が大きいと思う
8. その他（ ）

問33 ケース移管に関する課題、課題解決のために取組んでいることや工夫していることについて、教えてください。  
※ここでは他自治体からの家出少年等の身柄を移送する事例を除いた、転居等に伴うケース移管に関するものとして、教えてください。

① 課題などについてること

次の選択肢から一つ選び、「あり」と回答した方はその内容をご記入ください。

1. あり ( <input type="text"/> )
2. 特になし

② 課題解決のために取組んでいることや工夫していること

次の選択肢から一つ選び、「あり」と回答した方はその内容をご記入ください。

1. あり ( <input type="text"/> )
2. 特になし

#### 家庭裁判所（家事事件）との連携について伺います。

問34 令和4年度、貴所が行った児童・福祉法第28条による審判申立てについて教えてください。

① 法28条第1項事件	申立て件数	
	申立て件数	申立て人数
② 法28条第2項事件	申立て件数	申立て人数

法28条申立て事例に対応した際、児童相談所職員の専門性や経験、チームでの協働について③課題にわづいていることや、④課題を解決するために工夫したことなどありますか。

③ 課題などについてること

次の選択肢から一つ選び、「あり」と回答した方はその内容をご記入ください。

1. あり ( <input type="text"/> )
2. 特になし

④ 課題解決のために工夫したこと

次の選択肢から一つ選び、「あり」と回答した方はその内容をご記入ください。

1. あり ( <input type="text"/> )
2. 特になし

III. 人材育成とバーバービジョンの体制等に関する状況

職員の採用・異動等の状況について伺います。

問35 令和5年度、貴所に新たに配属された児童福祉司・児童心理司・一時保護所職員（児童指導員・保育士）の新規採用正規職員の状況について教えてください。

新規採用職員の状況について伺います。

分類	a. 前職で福祉関係の仕事を从事していた職員 (内訳) 前職の状況 (採用前の職場)						a. 小計
	① 他自治体の 児童相談所	② 児童福祉 施設	③ 市区町村の児童 福祉関係部署	④ ①～③を除く児童 福祉関係機関	⑤ 児童以外の福祉領 域	⑥ その他	
児童福祉司	人	人	人	人	人	人	人
児童心理司	人	人	人	人	人	人	人
一時保護所職員	人	人	人	人	人	人	人

分類	b. ②を除く新規採用職員 (内訳) 採用前の状況						合計 a+b
	① 大学・大学院・ 専門学校	② 福祉関係でない 事業者や事 業等	③ その他	b. 小計			
児童福祉司	人	人	人	0	人	0	人
児童心理司	人	人	人	0	人	0	人
一時保護所職員	人	人	人	0	人	0	人

職員の離職状況について伺います。

問36 令和2～4年度の3年間で、定年退職者を除き、員児童相談所を最後の所属として当該自治体を退職した者（離職者）について、

①実人数、及び職種の内訳を教えてください。

また、③離職の要因や背景等に該当する延べ人数を教えてください。

① 合計2～4年度(3年間) 離職者の実人数	人
② 職種別	
児童福祉司	人
児童心理司	人
一時保護所職員	人
その他	人
③ 異職の要因や背景等に該当する延べ人数	
1. 駅職のため	人
2. 進学のため	人
3. 結婚を機に退職	人
4. 家族の介護のため	人
5. 本人の健康状態	人
6. その他 ( )	人

問37 職員の意識を防ぐために、組織として取り組んでいることはありますか。また、防ぐことが難しい場合、職員の専門性や組織体制の観点から、どのような課題が上げられますか。

① 離職を防ぐために、組織として取り組んでいること

次の選択肢から一つ選び、「あり」と回答した方はその内容をご記入ください。

1. あり（ _____）
2. 特になし _____

② 職員の専門性や組織体制の観点からの課題

次の選択肢から一つ選び、「あり」と回答した方はその内容をご記入ください。

1. あり（ _____）
2. 特になし _____

#### 職員の育成に関することについて

人材育成上の障壁と定着のための取組みについて伺います。

問38 職員を育成するにあたり、どのようなことが障壁になっていますか。（複数回答可）

1. 育成途上の異動
2. 育成途上の離職
3. スーパーバイサーになり得る人材の不足
4. 研修体制が十分でない
5. 業務がひつ迫し育成における時間が取れない
6. その他（ _____）

問39 問38で上げられた課題や障壁に対応するために、①児童福祉司及び②児童心理司③一時保護所職員の人材育成、あるいは定着に関して、貴所で工夫して取組んでいることを、それぞれ教えてください。

①児童福祉司の育成・定着に関して

1. 工夫していることがある →具体的な内容をご回答ください
2. 特になし _____

工夫していること  
\_\_\_\_\_

②児童心理司の育成・定着に関して

1. 工夫していることがある →具体的な内容をご回答ください
2. 特になし _____

工夫していること  
\_\_\_\_\_

③一時保護所職員の育成・定着に関して

1. 工夫していることがある →具体的な内容をご回答ください
2. 特になし _____

工夫していること  
\_\_\_\_\_

**新任職員の育成に関する問**

問40 令和2年度現在、貴所では、スーパーバイザーとは別に、新入職員や若手職員に対して仕事内容を中心に個別指導やサポートをする役割を担う職員（以下、チユーター等という）またはそれに類する役割を担う職員を設定していますか。

設定している場合、制度や運用上の名称や内容を教えてください。

名称	
内容	

名称	
内容	

問41 チユーター等を設定している場合、①チユーター、またはそれに類する役割を担う職員は何人いますか。また、②チユーター等が先でされている新任職員・若手職員は何人いますか。

① チユーター等	人
② 新任職員・若手職員	人

問42 チユーター等を設定している場合、チユーター等の役割を担う職員の児童相談所経験年数別人数を教えてください。

1. 1年以上3年未満	人
2. 3年以上5年未満	人
3. 5年以上10年未満	人
4. 10年以上	人

問43 チユーター等を設定している場合、運用上の課題があれば教えてください。

次の選択肢から一つ選び、「課題がある」と回答した方はその内容を記入ください。

1. 課題がある（	
2. 特になし	)

スーパー・バイザーに関する質問

スーパー・バイザーの確保や育成について伺います。

問44 どのように万針でスーパー・バイザーが確保・育成されていますか。次の中からお選びください。(複数回答可)

1. 広範なジョブローテーションによる育成・確保
2. 児童相談所での経験を積んでいくことにより育成
3. 地自体から公募等で確保
4. 研修受講による育成・確保 → 具体の研修名をご回答ください
5. その他 ( )

具体的研修名

児童福祉司スーパー・バイザー（指導教育担当児童福祉司）の状況について伺います。

問45 令和5年4月1日現在、員所に配置されている指導教育担当児童福祉司（児童福祉司スーパー・バイザー）について、児童福祉司としての通算経年数別入数を教えてください。  
(なお、問45～問47の合計数は全て一致します。)

1. 1年未満	人
2. 1年以上3年未満	人
3. 3年以上5年未満	人
4. 5年以上10年未満	人
5. 10年以上	人
合計	0 人

問46 令和5年4月1日現在、員所に配置されている指導教育担当児童福祉司（児童福祉司スーパー・バイザー）について、児童福祉司スーパー・バイザーとしての通算経年数別入数を教えてください。  
(なお、問45～問47の合計数は全て一致します。)

1. 1年未満	人
2. 1年以上3年未満	人
3. 3年以上5年未満	人
4. 5年以上10年未満	人
5. 10年以上	人
合計	0 人

問47 令和5年4月1日現在、員所に配置されている指導教育担当児童福祉司（児童福祉司スーパー・バイザー）の人数について、児童福祉司スーパー・バイザー一人当たりの担当児童福祉司数別に、次の1～4に区分してご回答ください。  
(なお、問45～問47の合計数は全て一致します。)

SV1人当り 担当児童福祉司数	1. 5人以下	人
	2. 6～7人	人
	3. 8～9人	人
	4. 10人以上	人
合計		0 人

問48 児童福祉司スーパーバイザーの担当事例や担当業務について、次の選択肢から貴所の実態に近いものを選んでご回答ください。(複数回答可)

1. 児童福祉司スーパーバイザーは担当事例を持っていない
2. 児童福祉司スーパーバイサーも担当事例を一部分担している(他の児童福祉司より少ない事例を担当している)
3. 児童福祉司スーパーバイサーも他の児童福祉司と同様の事例数を担当している
4. 児童福祉司スーパーバイサーは他の児童福祉司に比べて困難事例を担当している
5. 児童福祉司スーパーバイサーは他の児童福祉司に比べて軽度の事例を担当している
6. ラインの監督職を兼務している
7. その他( )

問49 貴所の組織運営上のルールとして、児童福祉司スーパーバイザーと担当児童福祉司がスーパーバイジョン(OJT)は含まない)を実施する時間を勤務時間内に確保する設定をしていますか。実施状況と合わせて、次のの中からひとつお選びください。

1. 勤務時間内にスーパーバイジョンを実施するルールを設定し、概ね実行できている
2. 勤務時間内にスーパーバイジョンを実施するルールを設定しているが、あまり実行できていない
3. 勤務時間内にスーパーバイジョンを実施するルールを設定していないが、概ね時間内に実行できている
4. 勤務時間内にスーパーバイジョンを実施するルールを設定しておらず、あまり時間内に実行できていない
5. その他( )

問50 児童福祉司のスーパーバイジョン(OJT)は含まない)を行際、所として統一化された、具体的な実施方法はありますか。ある場合には、その内容についても教えてください。

1. 具体的な実施方法がある → 具体的な内容をご回答ください
2. 特になし

内容

#### 児童心理司スーパーバイザーの状況について伺います。

問51 令和5年4月1日現在、児童相談所運営指針に基づき貴所で配置している児童心理司スーパーバイザーについて、児童心理司としての職務経験を含む心理判断及び心理療法並びにカウンセリングの業務通算経験年数別人数を教えてください。  
(なお、問51～問53の合計数は全て一致します。)

1. 1年未満	人
2. 1年以上3年未満	人
3. 3年以上5年未満	人
4. 5年以上10年未満	人
5. 10年以上15年未満	人
6. 15年以上20年未満	人
7. 20年以上	人
合計	0 人

問52 令和5年4月1日現在、児童相談所運営指針に基づき設所で配置している児童心理司ースーパーバイザーについて、児童心理司ースーパーバイザーとしての通算経験年数別に別人数を教えてください。  
(なお、問51～問53の合計数は全て一致します。)

1. 1年未満	人
2. 1年以上3年未満	人
3. 3年以上5年未満	人
4. 5年以上10年未満	人
5. 10年以上15年未満	人
6. 15年以上20年未満	人
7. 20年以上	人
合計	0 人

問53 令和5年4月1日現在、貴所に配置されている児童心理司ースーパーバイザーの人数について、児童心理司ースーパーバイサー一人当たりの担当児童心理司教別に、次の1～4に区分してご回答ください。  
(なお、問51～問53の合計数は全て一致します。)

担当児童心理司教数 SV1人当たり	人			
	1. 5人以下	2. 6～7人	3. 8～9人	4. 10人以上
				0 人
合計				)

問54 児童心理司ースーパーバイサーの担当事例について、次の選択肢から近いものを選んでご回答ください。(複数回答可)

- 1. 児童心理司ースーパーバイサーは担当事例を持つてない
- 2. 児童心理司ースーパーバイサーも担当事例を一部分担している(他の児童心理司教が少ない事例を担当している)
- 3. 児童心理司ースーパーバイサーも他の児童心理司教と同様の事例数を担当している
- 4. 児童心理司ースーパーバイサーは他の児童心理司教に比べて困難事例を担当している
- 5. 児童心理司ースーパーバイサーは他の児童心理司教に比べて軽度の事例を担当している
- 6. ライフの監督職を兼務している
- 7. その他( )

児童相談所におけるスーパーバイズ実践の困難について伺います。

問55 近年、経験年数の長い職員の割合が高くなり、児童福祉司ースーパーバイサー、児童心理司ースーパーバイサー等への期待と役割が大きくなっているとの指摘があります。  
そうした中、貴所で実践されているスーパーバイズについて、どのような課題や困難さがありますか。次の中からお選びください。(複数回答可)

- 1. スーパービジョンを行ふ時間的のとりがない
- 2. スーパーバイサーに適切なスキルが伴わない
- 3. スーパーバイサーがスーパーバイズの内容にござられない
- 4. スーパーバイサーがケース対応に追われている
- 5. その他( )

## 夜間・祝休日（昼間）の通告受付等の状況

問56 貴所では、夜間の通告をどのように受けていますか。①どのような職員が、②どこの場所で受けているのかをお答えください。（各複数回答可）

## ①通告を受ける職員

1. 常勤職員
2. 非常勤職員（相談対応が可能な職員）
3. 事務職や守衛等の相談対応を行わない職員
4. 一時保護所職員
5. 委託を受けた民間事業者
6. その他（ ）

## ②通告を受ける場所

1. 児童相談所（一時保護所を除く）
2. 一時保護所
3. 中央児童相談所など自治体における専用窓口
4. 携帯電話へ自動転送
5. 委託を受けた民間事業者の事業所
6. その他（ ）

問57 貴所では、祝休日（昼間）の通告をどのように受けていますか。①どのような職員が、②どこの場所で受けているのかをお答えください。（各複数回答可）

## ①通告を受ける職員

1. 常勤職員
2. 非常勤職員（相談対応が可能な職員）
3. 事務職や守衛等の相談対応を行わない職員
4. 一時保護所職員
5. 委託を受けた民間事業者
6. その他（ ）

## ②通告を受ける場所

1. 児童相談所（一時保護所を除く）
2. 一時保護所
3. 中央児童相談所など自治体における専用窓口
4. 携帯電話へ自動転送
5. 委託を受けた民間事業者の事業所
6. その他（ ）

問58 貴所では、夜間・祝休日（昼間）の虐待通告を受付けた際、対応の判断（即日の安全確認等）を行なうにあつて、対応判断マニュアル等を活用していいますか。  
また、対応判断を行う体制に関する、どのような職員（役職・職種等）が、何人で対応判断していますか。貴所の原則的な体制を教えてください。

対応判断について

問59 貴所では、夜間の通告に対する安全確認は誰が行なっていますか。次の申込から選んでください。（複数回答可）

1. 児童相談所に常勤する職員が安全確認に向かう
2. 児童相談所から連絡を受けた職員が安全確認に向かう
3. 委託された民間事業者のスタッフが安全確認に向かう
4. 翌朝以降に安全確認を実施する
5. 署察に安全確認を依頼する
6. その他（ ）

問60 貴所では、祝休日（昼間）の通告に対する安全確認は誰が行なっていますか。次の申込から選んでください。（複数回答可）

1. 児童相談所に常勤する職員が安全確認に向かう
2. 児童相談所から連絡を受けた職員が安全確認に向かう
3. 委託された民間事業者のスタッフが安全確認に向かう
4. 翌朝以降に安全確認を実施する
5. 署察に安全確認を依頼する
6. その他（ ）

問61 問59・問60で「3. 委託された民間事業者のスタッフが安全確認に向かう」とお答えになつた児童相談所に伺います。民間事業者に安全確認を依頼する事例の基準があれば、以下に入力ください。


問62 夜間・祝休日対応に関して、貴所で課題となっていることがありますか。①職員に関すること、②組織体制に関すること、③その他、に分けて教えてください。

①職員に関すること
②組織体制に関すること
③その他

## 勤務体制に関する質問

### 変則勤務等の導入状況について伺います。

問63 営所では、一時保護所職員を除く職員に丸り、日勤（貴自治体で定める一般的な始業・就業時間の勤務）以外の時間帯で就業することによって、生活と業務との調和を図りながら、また、「シフト制」以外に、「フレックスタイム制（職員が日々の始業・終業時刻、勤務時間を自ら決める制度）」を導入していますか。

導入している場合は、1～7から取入れている形態を選択してください。〔複数回答可〕

導入していない場合は、8をお選びください。

1. 早番（早出）：通常の日勤より早く出勤する勤務（例）6時30分～15時30分、7時～16時、7時30分～16時30分など
2. 遅番（遅出）：通常の日勤より遅く終業となる勤務（例）10時～19時、12時～21時、13時～22時など
3. 通し勤務：早番・日勤・遅番などを連続して勤務するものの（例）7時～21時、8時30分～22時30分など
4. 深夜勤（例）20時～8時、23時～8時、0時～9時など
5. 宿直：日勤と日勤との間に事業所にて宿泊し緊急事態発生に備える勤務
6. フレックスタイム制
7. その他（ ）
8. シフト制、フレックスタイム制のいずれも導入していない

問64 貴所が、一時保護所を除き、土日祝日及び夜間の対応のために取っている勤務体制等について、次の中から選択してください。〔複数回答可〕

1. 土日祝日の当番勤務を設定している
2. 土日祝日の当番勤務を設定していない
3. 夜間勤務（22時から6時の間の勤務・宿直含む）を設定している
4. 夜間勤務（22時から6時の間の勤務・宿直含む）は設定していない

問65 問64で、「1. 土日祝日の当番勤務を設定している」及び、「3. 夜間勤務（22時から6時の間の勤務・宿直含む）」を設定している、の両方、またはいずれかを選択した見解に伺います。  
土日祝日等に従事する職員（一時保護所を除く）が担当する業務を次のうちお選びください。（複数回答可）

1. 電話相談通告対応
2. 安全確認業務
3. 關係機関からの緊急連絡対応
4. 警察からの問い合わせ・通告対応
5. 身柄付き通告等に伴う一時保護受け入れ対応
6. その他（ ）

問66 問64で、「1. 土日祝日の当番勤務を設定している」及び、「3. 夜間勤務（22時から6時の間の勤務・宿直含む）」を設定している、の両方、またはいずれかを選択した見解に伺います。  
変則勤務導入の①利点と②課題について、貴所の状況を教えてください。

#### ① 利点

次の選択肢から一つ選び、「あり」と回答した方はその内容を記入ください。

1. あり（ ）
2. 特になし

② 課題

1. あり（ ）
2. 特になし

#### 勤務間インターバル制度導入への対応状況について伺います。

問67 貢児童相談所では、勤務間インターバル制度（1日の最終的な勤務終了時間から、翌日の始業開始時間までに、一定時間のインターバルを保障する制度）について、どのような対応状況にありますか。次の申から一つ選んでください。

1. 実施している
2. 実施を検討中
3. 実施していない
4. その他（ ）

#### ワークライフバランスを進める取組みについて

問68 岩所では、育休明け時短勤務職員等にどのような配慮をしていますか。担当業務や、配置部署、その他、当該職員を育成する上で取り組んでいることを、次の申から選んでください。（複数回答可）

1. 配置部署に配慮している
2. 務務分担に配慮している
3. 職員のアリカで工夫している
4. 同一グループ内で協力している
5. その他（ ）

問69 岩所では令和5年4月～9月の期間において、下記①～③に当てはまる職員は何人いますか。該当する職員の実人数を教えてください。

- ① 月45時間以上の時間外勤務を行った職員
  - ② 月100時間以上の時間外勤務を行った職員
  - ③ 月平均80時間を超える時間外勤務を行った職員
- |                          |   |
|--------------------------|---|
| ① 月45時間以上の時間外勤務を行った職員    | 人 |
| ② 月100時間以上の時間外勤務を行った職員   | 人 |
| ③ 月平均80時間を超える時間外勤務を行った職員 | 人 |

「働き方改革」に関する取組（時間外勤務の削減や休暇取得の推進等）に関して、①課題となっていることを教えてください。

① 課題となっていること

次の選択肢から一つ選び、「あり」と回答した方はその内容をご記入ください。

1. あり（ ）
2. 特になし

② 工夫していること

次の選択肢から一つ選び、「あり」と回答した方はその内容をご記入ください。

1. あり（ ）
2. 特になし

## V 新たな課題に対する体制整備の状況

住民にとってより身近な相談窓口を設置するための取組み（相談対応の利便性を図るための方策）

支所・分室・相談室の状況について伺います。

問70 支所・分室・相談室の設置状況について教えてください。

1. 設置なし
2. 設置あり →設置箇所（　　）

児童のサテライトの設置状況及び取組状況について伺います。

問71 見える相談所では、支所・分室・相談室以外に、サテライトを設置していますか。（複数回答可）※サテライト：本調査では、本所から離れた場所に置く相談窓口と定義します。

1. 常時開設しているサテライトを設置している
2. 常時ではないが定期的にサテライト（出張相談）を開設している
3. サテライトの設置を検討中
4. サテライトの設置は考えていない
5. その他（　　）

問72 支所・分室・相談室・サテライトの設置について、①利点と②課題を教えてください。

① 利点

次の選択肢から一つ選び、「あり」回答した方はその内容をご記入ください。

1. あり（　　）
2. 特になし

② 課題

次の選択肢から一つ選び、「あり」と回答した方はその内容をご記入ください。

1. あり（　　）
2. 特になし

勤務環境（ハード面）の課題と対応について

問73 勤所において、人員増等による勤務環境（ハード面）の課題はありますか。

次の選択肢から一つ選び、「あり」と回答した方はその内容をご記入ください。

1. 課題がある（　　）
2. 特になし

問74 勤務環境の課題解決のため、どのような工夫をしていますか。次の中から選んでお答えください。（複数回答可）

1. リモートワークの推進
2. フィードバック制の導入
3. サテライトオフィスの活用
4. マンションや貸事務所を利用して面接室や事務室、会議室として利用
5. 児童相談所の増設・建て替え（検討を含む）
6. 現状のまま維持できれば良い
7. その他（　　）

問75 「記録作成」や「情報共有」等の業務効率化のため、公用での活用が期待される次のツール等について、貴所で、  
1. 既に導入しているもの、2. 導入を検討しているものを教えてください。

↓[当てはまるか全ての□] ↓[当てはまらない全□]

ツール等	既に導入しているも の	導入を検討している もの
① スマートフォン		
② タブレット		
③ AI		
④ オンライン会議システム（Zoom等）		
⑤ その他（ ）		

#### 新型コロナ感染症拡大への対応と取組み

問76 2020年1月以降新型コロナウイルス感染症拡大が、貴所の体制等のさまざまな側面において、影響を及ぼしたと思います。

ここでは、次の項目に関する取組みの中で、1. 苦労したこと、2. 工夫したこと、を、教えてください。

##### ①職員管理・組織運営に関すること

1. 苦労したこと

2. 工夫したこと

##### ②子どもや家族への支援に関すること

1. 苦労したこと

2. 工夫したこと

##### ③面接の実施方法に関すること

1. 苦労したこと

2. 工夫したこと

##### ④一時保護に関すること

1. 苦労したこと

2. 工夫したこと

⑤子どもの安全確保について

1. 苦労したこと

2. 工夫したこと

⑥ワクチンの優先接種に関するご質問

1. 苦労したこと

2. 工夫したこと

⑦マスクやゴーグル、アルコール等の物品の優先配布に関するご質問

1. 苦労したこと

2. 工夫したこと

⑧その他

1. 苦労したこと

2. 工夫したこと

中央児童相談所の場合

⇒ 「V.I.、研修の企画・実施等、各種事業・事務を担当する部署について」  
へおすすめください。

中央児童相談所以外の場合

⇒ アンケートは以上です。ご回答ありがとうございました。

中央児童相談所以外の場合は、こちらのExcel調査票を保存していただき、保存していただいたファイルを次の提出先メールアドレスを宛先にして添付のうえ、ご送信ください。

提出先メールアドレス

〔連絡欄〕

## V.. 研修の企画・実施等、各種事業 事務を担当する部署について

\*必要に応じ、貴自治体の児童相談所主幹課にご確認のうえ、回答をお願いします。

問77 貴自治体では、児童相談所における次の事務・事業等について、どちらの部門・部署が担当していますか。①～⑨の事務等について、選択肢にある部門・部署の中からお選びください。(複数回答可)

	1. 中央児童相談所の総務部門・部署	2. 中央児童相談所の相談・指導部門・部署	3. 中央児童相談所の措置部門・部署	4. 各児童相談所の総務部門	5. 各児童相談所の相談・指導部門	6. 各児童相談所の措置部門	7. 本庁の担当部署	8. 特定の担当部門・部署はない	9. その他
① 総括調査									
② 職員研修の企画・実施									
③ マスクミニ広報対応									
④ 費用徴収事務									
⑤ 申出請求への対応									
⑥ 法的対応	(1) 行政不服審査 (2) 行政訴訟 (3) 国家賠償								
⑦ 見相システム対応									
⑧ SNS上の相談対応（苦情対応を除く）									
⑨ 苦情対応									

[9. その他の具体的な内容]

## 児童福祉司及び児童心理司のジョブローテーションの考え方について

問78 貢自治体では、① 児童福祉司及び児童心理司のジョブローテーション（人事異動サイクル）に、できるだけ多様な福祉関連部署を経験する考方が取り入れられていますか。貢自治体の実態に近いものを次の□から一つ選んでください。

また、①で「1. 取り入れられている」と回答した男童相談所に伺います。  
専門性を高めるために、ジョブローテーション上で実際に配置が行われている部署を次の□からお答えください。（複数回答可）

なお、回答にあたっては児童福祉司、児童心理司について、それでお答えください。

## &lt;児童福祉社&gt;

①多様な福祉関連部署を経験する考え方について

1. 取り入れられている → ②へおさみください
2. 取り入れられてない
3. どちらともいえない

## (2) 福祉関連部署

1. 本庁
2. 福祉事務所
3. 損害児者関係事業所
4. 婦人相談所
5. 保健所・保健センター
6. 公立病院
7. 一時保護所
8. 児童自立支援施設
9. 児童心理治療施設
10. 子育て支援担当部署
11. その他 ( )

## &lt;児童心理司&gt;

①多様な福祉関連部署を経験する考え方について

1. 取り入れられている → ②へおさみください
2. 取り入れていない
3. どちらともいえない

## (2) 福祉関連部署

1. 本庁
2. 福祉事務所
3. 損害児者関係事業所
4. 婦人相談所
5. 保健所・保健センター
6. 公立病院
7. 一時保護所
8. 児童自立支援施設
9. 児童心理治療施設
10. 子育て支援担当部署
11. その他 ( )

**児童福祉司及び児童心理司のジョブローテーションの状況**

問79 貢自治体職員のジョブローテーション（人事異動サイクル）について、1か所あたりの平均的な在籍期間の年数を教えてください。  
また、算所に配置されている、児童福祉司及び児童心理司への適用状況について、それそれ職員の傾向を教えてください。  
併せて、転出の傾向についても教えてください。

- ① 貢自治体職員のジョブローテーションにおける1か所あたりの平均的な在籍期間

[ ] 年

- ② ①に比して、児童福祉司の傾向を、次の選択肢から1つ選んでください。

1. 他部署・他機関・他職種に比べ在籍期間が長い傾向がある
2. 他部署・他機関・他職種に比べ在籍期間が短い傾向がある
3. 在籍期間の長い職員と短い職員が2極化している
4. いずれとも言えない
5. 自治体の異動ルールあるいは平均的な在籍期間に準じている
6. その他 ( )

- ② ①に比して、児童心理司の傾向を、次の選択肢から1つ選んでください。

1. 他部署・他機関・他職種に比べ在籍期間が長い傾向がある
2. 他部署・他機関・他職種に比べ在籍期間が短い傾向がある
3. 在籍期間の長い職員と短い職員が2極化している
4. いずれとも言えない
5. 自治体の異動ルールあるいは平均的な在籍期間に準じている
6. その他 ( )

- ③ 児童福祉司の転出の傾向について、次の選択肢から1つ選んでください。

1. 本人の希望による転出が多い
2. 職員の適性を考慮した配置変更が多い
3. ジョブローテーションによる計画的異動が多い
4. 特に傾向はみられない
5. その他 ( )

- ③ 児童心理司の転出の傾向について、次の選択肢から1つ選んでください。

1. 本人の希望による転出が多い
2. 職員の適性を考慮した配置変更が多い
3. ジョブローテーションによる計画的異動が多い
4. 特に傾向はみられない
5. その他 ( )

職員の待遇改善について

問80 令和5年10月現在、貴自治体で実施している、児童福祉司、児童心理司及び一時保護所職員（いずれの職種も常勤職員に限る）の待遇改善等を目的とした手当等の状況について、  
支給・加算方法を教えてください。職種ごと、次の選択肢からお選びください。（複数回答可）  
また、具体的な金額等について教えてください。

①児童福祉司（常勤職員）

1. 日額手当 → (	円)
2. 月額手当 → (	円)
3. 給与等の調整率 → (	%)
4. その他 (	)
5. 处遇改善を実施していない	

②児童心理司（常勤職員）

1. 日額手当 → (	円)
2. 月額手当 → (	円)
3. 給与等の調整率 → (	%)
4. その他 (	)
5. 处遇改善を実施していない	

③一時保護所職員（常勤職員）

1. 日額手当 → (	円)
2. 月額手当 → (	円)
3. 給与等の調整率 → (	%)
4. その他 (	)
5. 处遇改善を実施していない	

アンケートは以上です。ご回答ありがとうございました。

こちらのExcel調査票を保存していただき、保存していただいたファイルを次の提出先メールアドレスを宛先にして添付のうえ、ご送信ください。

提出先メールアドレス	
(連絡欄)	

<参考>

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

- 都道府県等において、引き続き、子どもの権利擁護の取組みを推進するため、
  - ① 子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置づけ、
    - <子どもの権利擁護に係る環境整備>
      - 都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、都道府県の児童福祉審議会等（※）による調査審議、意見具申その他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の業務とする。  
※ 児童福祉法に基づき都道府県に設置され、子ども等の福祉に関する事項を調査審議し、また関係行政機関に意見具申することができる。
      - ② 都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時ににおいて、子どもの意見聴取等を行うこととし、
        - <児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等>
          - 都道府県知事又は児童相談所長が行なう在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等（※）に意見聴取等を実施
          - ※ 措置等の解除、停止、変更、期間の更新の時点についても同様。一時保護など緊急で意見聴取等の時間がない場合は事後も許容。
          - 子どもの最善の利益を考慮するとともに、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない。
        - ③ 子どもの意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ、その体制整備に努めることとする。
          - <意見表明等支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>
            - 児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象
            - 子どもの福祉に関する知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。

【■調査項目にもどる】



全 児 相 (通巻第 1 1 4 号 別冊)

令和 6 年 9 月 発行

編集・発行 全国児童相談所長会事務局  
(東京都児童相談センター事業課)  
東京都新宿区北新宿 4-6-1  
電話 03(5937)2306(直通)

印 刷 東京都同胞援護会事業局  
東京都墨田区両国 4-1-8  
電話 03(5669)0261(代)



古紙配合率70%再生紙を使用しています  
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

